

(別紙)

## 新 旧 対 照 表

1 目次 次表の「改正前」の部分を「改正後」欄に掲げるとおり改める（アンダーラインを付した部分は改正部分である。）。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>目 次</b></p> <p>(注) 簿書様式は、<u>令和元年12月23日</u>現在の法令に基づくものである。</p> <p>(第1 省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第2 相続税関係</b></p> <p>(1～13-11 省略)</p> <p><u>13-11-1 相続税の申告書(第8の6表の付表2)</u></p> <p><u>13-11-2 同(第8の6表の付表2の2)</u></p> <p>(13-12～22 省略)</p> <p><u>22-1 相続税の申告書(第11の3表)</u></p> <p>(23～52-3 省略)</p> <p><u>52-4 相続税の更正通知書(付表5)(通知用)</u></p> <p><u>52-5 同(付表6)(通知用)</u></p> <p><u>52-6 同(付表7)(通知用)</u></p> <p>(53～60 省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第3 贈与税関係</b></p> <p>1 <u>令和</u> 年分贈与税の申告書(第1表)</p> <p>(2 省略)</p> <p>2-1 受益者が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書(令和元年分)(第1表の付表1)</p> <p>2-2 人格のない社団等又は持分の定めのない法人に課される贈与税額の計算明細書(令和元年分)(第1表の付表2)</p> <p>2-2-1 相続税法第28条第6項又は第7項に規定する場合に該当することとなった場合の明細書(<u>第1表の付表3</u>)</p> <p>2-3 <u>令和元年</u>分贈与税の申告書(第1表の2)</p> <p>(2-4 省略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>目 次</b></p> <p>(注) 簿書様式は、<u>令和元年6月24日</u>現在の法令に基づくものである。</p> <p>(第1 同左)</p> <p style="text-align: center;"><b>第2 相続税関係</b></p> <p>(1～13-11 同左)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(13-12～22 同左)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(23～52-3 同左)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(53～60 同左)</p> <p style="text-align: center;"><b>第3 贈与税関係</b></p> <p>1 <u>平成</u> 年分贈与税の申告書(第1表)</p> <p>(2 同左)</p> <p>2-1 受益者が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書(<u>平成30年分</u>)(第1表の付表1)</p> <p>2-2 人格のない社団等又は持分の定めのない法人に課される贈与税額の計算明細書(<u>平成30年分</u>)(第1表の付表2)</p> <p>2-2-1 相続税法第28条第6項又は第7項に規定する場合に該当することとなった場合の明細書</p> <p>2-3 <u>平成30年</u>分贈与税の申告書(第1表の2)</p> <p>(2-4 同左)</p>

- 2-5 令和元年分贈与税の申告書（第1表の3）  
(2-6 省略)  
3 令和 年分贈与税の申告書（第2表）  
(4 省略)  
5 死亡した者の令和 年分 贈与税の申告書付表（兼相続人の代表者指定届出書）  
(6～7-4 省略)  
7-5 医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例に係る経済的利益の明細書（第1表の付表4）  
7-6 事業用資産納税猶予税額の計算書〔暦年課税〕  
7-7 特定事業用資産等の明細書〔暦年課税〕  
7-8 事業用資産納税猶予税額の計算書〔相続時精算課税〕  
7-9 特定事業用資産等の明細書〔相続時精算課税〕  
7-10 事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）  
7-11 特定事業用資産等の明細書付表（特定事業用資産を取得した他の贈与者がいる場合）  
8 令和元年分贈与税の修正申告書（第3表）  
(9 省略)  
9-1 令和元年分贈与税の修正申告書（第3表）（別表の付表）  
(9-2～13 省略)  
14 令和 年分農地等の贈与に関する確認書  
15 令和 年分特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書  
(16～18-1 省略)  
18-2 令和 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書（第一表の二）（通知用）  
18-3 令和 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書（第一表の三）（通知用）  
19 令和 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書（第二表）（通知用）  
(20～28 省略)

#### 第4 譲渡所得関係

- (1～22 省略)  
23 令和 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)  
24 令和 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用)  
(24-1～29 省略)  
30 居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（令和 年分）【租税特別措置法第41条の5用】  
(31 省略)  
32 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（令和 年分）【租

- 2-5 平成30年分贈与税の申告書（第1表の3）  
(2-6 同左)  
3 平成 年分贈与税の申告書（第2表）  
(4 同左)  
5 死亡した者の平成 年分 贈与税の申告書付表（兼相続人の代表者指定届出書）  
(6～7-4 同左)  
7-5 医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例に係る経済的利益の明細書  
(新規)  
(新規)  
(新規)  
(新規)  
(新規)  
8 平成30年分贈与税の修正申告書（第3表）  
(9 同左)  
9-1 平成30年分贈与税の修正申告書（第3表）（別表の付表）  
(9-2～13 同左)  
14 平成 年分農地等の贈与に関する確認書  
15 平成 年分特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書  
(16～18-1 同左)  
18-2 平成 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書（第一表の二）（通知用）  
18-3 平成 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書（第一表の三）（通知用）  
19 平成 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書（第二表）（通知用）  
(20～28 同左)

#### 第4 譲渡所得関係

- (1～22 同左)  
23 平成 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)  
24 平成 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用)  
(24-1～29 同左)  
30 居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（平成 年分）【租税特別措置法第41条の5用】  
(31 同左)  
32 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（平成 年分）【租

<p>税特別措置法第41条の5の2用】 (33～54 省略)</p> <p>(第5～第7 省略)</p>	<p>税特別措置法第41条の5の2用】 (33～54 同左)</p> <p>(第5～第7 同左)</p>
<p>第8 納税猶予関係</p>	<p>第8 納税猶予関係</p>
<p>(1～120 省略) (美術品納税猶予関係)</p>	<p>(1～120 同左)</p>
<p><u>121 特定美術品の相続税の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書(通知用)</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>
<p><u>122 特定美術品の相続税の納税猶予が認められない旨の通知書(通知用)</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>
<p><u>123 特定美術品についての相続税の更正に係る納税猶予税額の担保提供通知書(通知用)</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>
<p><u>124 猶予期限が確定した特定美術品についての相続税額の通知書(通知用)</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>
<p><u>125 寄託契約の解除により契約期間が終了をした特定美術品に係る新たな寄託に関する承認申請書</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>
<p><u>126 寄託契約の解除により契約期間が終了をした特定美術品に係る新たな寄託に関する承認申請に対する承認(却下)書(通知用)</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>
<p><u>127 寄託先美術館の登録の取消等に係る新たな寄託に関する承認申請書</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>
<p><u>128 寄託先美術館の登録の取消等に係る新たな寄託に関する承認申請に対する承認(却下)書(通知用)</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>
<p><u>129 特定美術品に係る新たな寄託に関する明細書</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>
<p><u>130 申告期限前に寄託契約の契約期間の終了等があった特定美術品に係る新たな寄託契約に関する明細書</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>
<p><u>131 特定美術品についての相続税の納税猶予に係る免除届出書(死亡免除)</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>
<p><u>132 特定美術品についての相続税の納税猶予に係る免除届出書(その他)</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>
<p>(事業用資産納税猶予関係)</p>	
<p><u>133 事業用資産の贈与税・相続税の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書(通知用)</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>
<p><u>134 事業用資産の贈与税・相続税の納税猶予が認められない旨の通知書(通知用)</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>
<p><u>135 事業用資産の贈与税・相続税の更正に係る納税猶予税額の担保提供通知書(通知用)</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>
<p><u>136 猶予期限が確定した事業用資産についての贈与税・相続税額の通知書(通知用)</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>
<p><u>137 事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書(死亡免除)</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>
<p><u>138 事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書(事業継続困難免除)</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>
<p><u>139 事業用資産に関する明細書(免除届出用)</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>
<p><u>140 事業用資産に係る事業に関する明細書(免除届出書)</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>
<p><u>141 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>
<p><u>142 事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予取りやめ届出書</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>

143 買換資産の取得に関する承認申請書

144 買替資産の取得に関する承認申請に対する承認（却下）通知書

145 買換資産の取得価額等の明細書

146 事業用資産の廃棄届出書

(第9 省略)

第10 更正の請求関係

(1～3-3 省略)

3-4 税の更正の請求書（次 葉）（相続税一付表5）

3-5 同（次 葉）（相続税一付表6）

3-6 同（次 葉）（相続税一付表7）

(4～6 省略)

(第11 省略)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(第9 同左)

第10 更正の請求関係

(1～3-3 同左)

(新規)

(新規)

(新規)

(4～6 同左)

(第11 同左)

2 資産課税関係の申請・届出等の様式

第1 《共通関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
1-2 加算税の基礎となる税額の計算明細書（相続税）（通知用）	様式1のとおりとする。
1-3 同（次葉）（通知用）	様式2のとおりとする。
2-2 加算税の基礎となる税額の計算明細書（贈与税）（通知用）	様式3のとおりとする。
2-3 同（次葉）（通知用）	様式4のとおりとする。

第2 《相続税関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
6-1 相続税の申告書（第1表の付表3）	様式5のとおりとする。
6-2 同（第1表の付表4）	様式6のとおりとする。
13-11-1 同（第8の6表の付表2）	様式7のとおりとする。（新規）
13-11-2 同（第8の6表の付表2の2）	様式8のとおりとする。（新規）
22-1 同（第11の3表）	様式9のとおりとする。（新規）
50 相続税の通知書及び加算税の賦課決定通知書（通知用）	様式10のとおりとする。
51 相続（包括遺贈を含む。）により承継する相続税及び加算税について（通知用）	様式11のとおりとする。
52-4 相続税の更正通知書（付表5）（通知用）	様式12のとおりとする。（新規）
52-5 同（付表6）（通知用）	様式13のとおりとする。（新規）
52-6 同（付表7）（通知用）	様式14のとおりとする。（新規）

第3 《贈与税関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
1 令和 年分贈与税の申告書（第1表）	様式15のとおりとする。
2 同（控用）	様式16のとおりとする。
2-1 受益者が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書（令和元年年分）（第1表の付表1）	様式17のとおりとする。
2-2 人格のない社団等又は持分の定めのない法人に課される贈与税額の計算明細書（令和元年年分）（第1表の付表2）	様式18のとおりとする。
2-2-1 相続税法第28条第6項又は第7項に規定する場合に該当することとなった場合の明細書（第1表の付表3）	様式19のとおりとする。
2-3 令和元年年分贈与税の申告書（第1表の2）	様式20のとおりとする。
2-4 同（控用）	様式21のとおりとする。
2-5 令和元年年分贈与税の申告書（第1表の3）	様式22のとおりとする。

2-6 同（控用）	様式23のとおりとする。
3 令和 年分贈与税の申告書（第2表）	様式24のとおりとする。
4 同（控用）	様式25のとおりとする。
5 死亡した者の令和 年分 贈与税の申告書付表（兼相続人の代表者指定届出書）	様式26のとおりとする。
7-1 株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕	様式27のとおりとする。
7-2 同（別表）	様式28のとおりとする。
7-2-1 株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕	様式29のとおりとする。
7-2-2 同（別表）	様式30のとおりとする。
7-2-3 特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕	様式31のとおりとする。
7-2-4 同（別表）	様式32のとおりとする。
7-2-5 特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕	様式33のとおりとする。
7-2-6 同（別表）	様式34のとおりとする。
7-2-7 特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（付表）	様式35のとおりとする。
7-3 医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）	様式36のとおりとする。
7-5 医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例に係る経済的利益の明細書（第1表の付表4）	様式37のとおりとする。
7-6 事業用資産納税猶予税額の計算書〔暦年課税〕	様式38のとおりとする。（新規）
7-7 特定事業用資産等の明細書〔暦年課税〕	様式39のとおりとする。（新規）
7-8 事業用資産納税猶予税額の計算書〔相続時精算課税〕	様式40のとおりとする。（新規）
7-9 特定事業用資産等の明細書〔相続時精算課税〕	様式41のとおりとする。（新規）
7-10 事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）	様式42のとおりとする。（新規）
7-11 特定事業用資産等の明細書付表（特定事業用資産を取得した他の贈与者がいる場合）	様式43のとおりとする。（新規）
8 令和元年分贈与税の修正申告書（第3表）	様式44のとおりとする。
9 同（控用）	様式45のとおりとする。
9-1 令和元年分贈与税の修正申告書（第3表）（別表の付表）	様式46のとおりとする。
9-2 同（控用）	様式47のとおりとする。
11 相続時精算課税選択届出書	様式48のとおりとする。
12 同付表	様式49のとおりとする。
14 令和 年分農地等の贈与に関する確認書	様式50のとおりとする。
15 令和 年分特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書	様式51のとおりとする。
16 同付表	様式52のとおりとする。
18 平成・令和 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書（第一表）（通知用）	様式53のとおりとする。
18-1 相続（包括遺贈を含む。）により承継する贈与税及び加算税について（通知用）	様式54のとおりとする。
18-2 令和 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書（第一表の二）（通知用）	様式55のとおりとする。

18-3 令和 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書（第一表の三）（通知用）	様式56のとおりとする。
19 令和 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書（第二表）（通知用）	様式57のとおりとする。

第4 《譲渡所得関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
1 買換（代替）資産の明細書	様式58のとおりとする。
2 代替資産の取得期限延長承認申請書	様式59のとおりとする。
3 代替資産の取得期限延長承認申請に対する承認（却下）書（通知用）	様式60のとおりとする。
3-1 やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書	様式61のとおりとする。
3-3 買換資産等の取得期限等の延長承認申請書【特定非常災害用】	様式62のとおりとする。
4 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書	様式63のとおりとする。
7 譲渡所得の内訳書（確定申告書付表）〔総合譲渡用〕	様式64のとおりとする。
10-7 相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書（平成27年1月1日以後相続税開始用）	様式65のとおりとする。
11 保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書（確定申告書付表）	様式66のとおりとする。
16 一団の宅地等の用に供する旨の確約書	様式67のとおりとする。
17 優良住宅地造成等事業に係る確約書	様式68のとおりとする。
18 確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書	様式69のとおりとする。
20-1 確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書【特定非常災害用】	様式70のとおりとする。
20-2 確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認通知書【特定非常災害用】	様式71のとおりとする。
20-3 確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請に係る却下通知書【特定非常災害用】	様式72のとおりとする。
21 優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書	様式73のとおりとする。
22 譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）〔土地・建物用〕	様式74のとおりとする。
23 令和 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）	様式75のとおりとする。
24 令和 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用）	様式76のとおりとする。
25 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書	様式77のとおりとする。
26 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）	様式78のとおりとする。
28 株式の異動明細書	様式79のとおりとする。
29 居住用財産の譲渡損失の金額の明細書（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）《確定申告書付表》【租税特別措置法第41条の5用】	様式80のとおりとする。
30 居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（令和__年分）【租税特別措置法第41条の5用】	様式81のとおりとする。
31 特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）《確定申告書付表》【租税特別措置法第41条の5の2用】	様式82のとおりとする。

32 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（令和__年分）【租税特別措置法第41条の5の2用】	様式83のとおりとする。
33-1 平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書	様式84のとおりとする。
34 外国組合員の課税所得の特例に関する届出書	様式85のとおりとする。
37 国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）	様式86のとおりとする。
38 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書	様式87のとおりとする。
39 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書	様式88のとおりとする。
40 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書	様式89のとおりとする。
41 同（付表 適用資産等の明細）	様式90のとおりとする。
42 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書	様式91のとおりとする。
43 同（付表1 納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書）	様式92のとおりとする。
45 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予付表（2人以上の方が上記届出書を連盟により提出する場合）	様式93のとおりとする。
46 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る所得税・消費税の納税管理人の届出書付表（2人以上の方が上記届出書を連署により提出する場合）	様式94のとおりとする。
47 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書	様式95のとおりとする。

第8 《納税猶予関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
(美術品納税猶予関係)	
121 特定美術品の相続税の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書（通知用）	様式96のとおりとする。（新規）
122 特定美術品の相続税の納税猶予が認められない旨の通知書（通知用）	様式97のとおりとする。（新規）
123 特定美術品についての相続税の更正に係る納税猶予税額の担保提供通知書（通知用）	様式98のとおりとする。（新規）
124 猶予期限が確定した特定美術品についての相続税額の通知書（通知用）	様式99のとおりとする。（新規）
125 寄託契約の解除により契約期間が終了をした特定美術品に係る新たな寄託に関する承認申請書	様式100のとおりとする。（新規）
126 寄託契約の解除により契約期間が終了をした特定美術品に係る新たな寄託に関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）	様式101のとおりとする。（新規）
127 寄託先美術館の登録の取消等に係る新たな寄託に関する承認申請書	様式102のとおりとする。（新規）
128 寄託先美術館の登録の取消等に係る新たな寄託に関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）	様式103のとおりとする。（新規）
129 特定美術品に係る新たな寄託に関する明細書	様式104のとおりとする。（新規）
130 申告期限前に寄託契約の契約期間の終了等があった特定美術品に係る新たな寄託契約に関する明細書	様式105のとおりとする。（新規）
131 特定美術品についての相続税の納税猶予に係る免除届出書（死亡免除）	様式106のとおりとする。（新規）
132 特定美術品についての相続税の納税猶予に係る免除届出書（その他）	様式107のとおりとする。（新規）
(事業用資産納税猶予関係)	
133 事業用資産の贈与税・相続税の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書（通知用）	様式108のとおりとする。（新規）



134	事業用資産の贈与税・相続税の納税猶予が認められない旨の通知書（通知用）	様式109のとおりとする。（新規）
135	事業用資産の贈与税・相続税の更正に係る納税猶予税額の担保提供通知書（通知用）	様式110のとおりとする。（新規）
136	猶予期限が確定した事業用資産についての贈与税・相続税額の通知書（通知用）	様式111のとおりとする。（新規）
137	事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）	様式112のとおりとする。（新規）
138	事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（事業継続困難免除）	様式113のとおりとする。（新規）
139	事業用資産に関する明細書（免除届出用）	様式114のとおりとする。（新規）
140	事業用資産に係る事業に関する明細書（免除届出書）	様式115のとおりとする。（新規）
141	納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）	様式116のとおりとする。（新規）
142	事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予取りやめ届出書	様式117のとおりとする。（新規）
143	買換資産の取得に関する承認申請書	様式118のとおりとする。（新規）
144	買替資産の取得に関する承認申請に対する承認（却下）通知書	様式119のとおりとする。（新規）
145	買換資産の取得価額等の明細書	様式120のとおりとする。（新規）
146	事業用資産の廃棄届出書	様式121のとおりとする。（新規）

第10 《更正の請求関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式		改 正 事 項
2	税の更正の請求書（次 葉）（相続税）	様式122のとおりとする。
3-4	同（次 葉）（相続税－付表5）	様式123のとおりとする。（新規）
3-5	同（次 葉）（相続税－付表6）	様式124のとおりとする。（新規）
3-6	同（次 葉）（相続税－付表7）	様式125のとおりとする。（新規）
4	同（次 葉）（贈与税）	様式126のとおりとする。
5	同（次 葉）（贈与税－付表1）	様式127のとおりとする。
5-1	同（次 葉）（贈与税－付表2）	様式128のとおりとする。
5-2	同（次 葉）（贈与税－付表3）	様式129のとおりとする。

改正後

改正前

氏名又は  
名称 \_\_\_\_\_ 殿

氏名又は  
名称 \_\_\_\_\_ 殿

加算税の基礎となる税額の計算明細書(相続税)

加算税の基礎となる税額の計算明細書(相続税)

あなたに通知した \_\_\_\_\_ 年分相続税の \_\_\_\_\_ 通知書及び加算税の賦課決定通知書(通知用)の  
「加算税の基礎となる税額」は、この計算明細書により計算しています。

あなたに通知した平成 \_\_\_\_\_ 年分相続税の \_\_\_\_\_ 通知書及び加算税の賦課決定通知書(通知用)の  
「加算税の基礎となる税額」は、この計算明細書により計算しています。

	A		B		C		D		E		F		G		H	
	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後
課税価格等の計算 基礎となる 取得財産の価額 (注1) ①	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
債務控除額 ②																
相対価額に算入される 贈与課税分の贈与財産価額 ③																
課税価額(①-②+③) ④	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
相続税の総額 ⑤	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
取得財産の価額 (注1) ⑥	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
債務控除額 ⑦																
相対価額に算入される 贈与課税分の贈与財産価額 ⑧																
課税価額(⑥-⑦+⑧) ⑨	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
相続税額 ⑩	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
法第18条の規定 による加算額 ⑪																
格別控除額 ⑫																
差引税額 ⑬																
相続時精算課税分 の贈与税額控除額 ⑭	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
医療法人持分 税額控除額 ⑮																
⑬-⑭-⑮ ⑯	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
増差税額 ⑰	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
加算税の基礎 となる税額 ⑱	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

	A		B		C		D		E		F		G		H	
	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後
課税価格等の計算 基礎となる 取得財産の価額 (注1) ①	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
債務控除額 ②																
相対価額に算入される 贈与課税分の贈与財産価額 ③																
課税価額(①-②+③) ④	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
相続税の総額 ⑤	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
取得財産の価額 (注1) ⑥	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
債務控除額 ⑦																
相対価額に算入される 贈与課税分の贈与財産価額 ⑧																
課税価額(⑥-⑦+⑧) ⑨	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
相続税額 ⑩	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
法第18条の規定 による加算額 ⑪																
格別控除額 ⑫																
差引税額 ⑬																
相続時精算課税分 の贈与税額控除額 ⑭	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
医療法人持分 税額控除額 ⑮																
⑬-⑭-⑮ ⑯	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
増差税額 ⑰	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
加算税の基礎 となる税額 ⑱	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(注) 1 「取得財産の価額」には、「相続時精算課税適用財産の価額」を含みます。  
2 上記計算中の「※」の付いた各欄には、あなたがその財産等を取等したかどうかにかかわらず、あなたが贈与又は仮装した財産等及びあなたに正当事由がなく過少に申告をし又は申告がなされたいなかった財産等並びに国外財産調査に記載がある国外財産又は財産債務調査に記載がある財産の価額等の金額を記載しています。  
3 贈与又は仮装部分の金額がない場合には、「(※-②)」とあるのは「(⑨-②)」として、「(※-③)」とあるのは「(⑩-③)」として計算しています。

(注) 1 「取得財産の価額」には、「相続時精算課税適用財産の価額」を含みます。  
2 上記計算中の「※」の付いた各欄には、あなたがその財産等を取等したかどうかにかかわらず、あなたが贈与又は仮装した財産等及びあなたに正当事由がなく過少に申告をし又は申告がなされたいなかった財産等並びに国外財産調査に記載がある国外財産又は財産債務調査に記載がある財産の価額等の金額を記載しています。  
3 贈与又は仮装部分の金額がない場合には、「(※-②)」とあるのは「(⑨-②)」として、「(※-③)」とあるのは「(⑩-③)」として計算しています。

改正後

改正前

氏名又は  
名称 \_\_\_\_\_ 殿

氏名又は  
名称 \_\_\_\_\_ 殿

加算税の基礎となる税額の計算明細書(相続税) 次葉

加算税の基礎となる税額の計算明細書(相続税) 次葉

(通知用)

(通知用)

	I Bの金額から他の 税目における 更正の請求に基づ く減額更正に 係る部分を控除 した額	J Cの隠蔽又は仮 装事由以外の事 実のみに基づい て更正決定等が あったとした場 合の額	K 非 正 当 事 由 部分の額	L 正当な事由があ ると認められる 事実のみに基づ いて更正決定等 があった場合 の額
課税価格等の計算(各人の合計)				
取得財産の価額(注4) ①	円	円	円	円
債務控除額 ②			*	
純資産価額に加算される 贈与課税分の贈与財産価額 ③			*	
課税価格(①-②+③) ④	円 .000	円 .000		円 .000
相続税の総額 ⑤	円 00	円 00		円 00
あなたの課税価格等の計算				
取得財産の価額(注4) ⑥	円	円		円
債務控除額 ⑦				
純資産価額に加算される 贈与課税分の贈与財産価額 ⑧				
課税価格(⑥-⑦+⑧) ⑨	円 .000	円 .000		円 .000
相続税額 ⑩				
法第18条の規定 による加算額 ⑪				
税額控除額 ⑫				
差引税額 ⑬				
相続時精算課税分の 贈与税額控除額 ⑭	円 00	円 00	円 00	円 00
医療法人持分 税額控除額 ⑮				
⑬-⑭-⑮ ⑯	円 00	円 00	円 00	円 00
増 差 税 額 ⑰	円 00	円 00	円 00	円 00

	I Bの金額から他の 税目における 更正の請求に基づ く減額更正に 係る部分を控除 した額	J Cの隠蔽又は仮 装事由以外の事 実のみに基づい て更正決定等が あったとした場 合の額	K 非 正 当 事 由 部分の額	L 正当な事由があ ると認められる 事実のみに基づ いて更正決定等 があった場合 の額
課税価格等の計算(各人の合計)				
取得財産の価額(注4) ①	円	円	円	円
債務控除額 ②			*	
純資産価額に加算される 贈与課税分の贈与財産価額 ③			*	
課税価格(①-②+③) ④	円 .000	円 .000		円 .000
相続税の総額 ⑤	円 00	円 00		円 00
あなたの課税価格等の計算				
取得財産の価額(注4) ⑥	円	円		円
債務控除額 ⑦				
純資産価額に加算される 贈与課税分の贈与財産価額 ⑧				
課税価格(⑥-⑦+⑧) ⑨	円 .000	円 .000		円 .000
相続税額 ⑩				
法第18条の規定 による加算額 ⑪				
税額控除額 ⑫				
差引税額 ⑬				
相続時精算課税分の 贈与税額控除額 ⑭	円 00	円 00	円 00	円 00
医療法人持分 税額控除額 ⑮				
⑬-⑭-⑮ ⑯	円 00	円 00	円 00	円 00
増 差 税 額 ⑰	円 00	円 00	円 00	円 00

あなたに通知した 年分 相続  
税の  
通知書及び加算税の賦課決定  
通知書(通知用)の「加算税の額の計算明  
細書(相続税)」の「加算税の基礎となる  
税額」は、この計算明細書により次のとお  
り計算しています。

あなたに通知した平成 年分 相続  
税の  
通知書及び加算税の賦課決定  
通知書(通知用)の「加算税の額の計算明  
細書(相続税)」の「加算税の基礎となる  
税額」は、この計算明細書により次のとお  
り計算しています。

	国税通則法第66条第1項の規定 による加算税の基礎となる税額	国税通則法第66条第5項の規定 による加算税の基礎となる税額
増 差 税 額 (⑯-⑰)	円 0,000	円 0,000
加算税の基礎と なる税額	円 0,000	円 0,000

	国税通則法第66条第1項の規定 による加算税の基礎となる税額	国税通則法第66条第5項の規定 による加算税の基礎となる税額
増 差 税 額 (⑯-⑰)	円 0,000	円 0,000
加算税の基礎と なる税額	円 0,000	円 0,000

(注) 4 「取得財産の価額」には、「相続時精算課税適用財産の価額」を含みます。  
5 上記計算明細(次葉)中の「\*」の付いた各欄には、あなたがその財産等を取得したかどうかにかかわらず、あなたに正当事由が  
なく過少に申告をし又は申告がなされていなかった財産等の金額を記載しています。

(注) 4 「取得財産の価額」には、「相続時精算課税適用財産の価額」を含みます。  
5 上記計算明細(次葉)中の「\*」の付いた各欄には、あなたがその財産等を取得したかどうかにかかわらず、あなたに正当事由が  
なく過少に申告をし又は申告がなされていなかった財産等の金額を記載しています。

改正後

改正前

氏名又は  
名称 \_\_\_\_\_ 殿

氏名又は  
名称 \_\_\_\_\_ 殿

加算税の基礎となる税額の計算明細書(贈与税)

加算税の基礎となる税額の計算明細書(贈与税)

あなたに通知した \_\_\_\_\_ 年分贈与税の \_\_\_\_\_ 通知書及び加算税の賦課決定通知書(通知用)の  
「加算税の基礎となる税額」は、この計算明細書により計算しています。

あなたに通知した平成 \_\_\_\_\_ 年分贈与税の \_\_\_\_\_ 通知書及び加算税の賦課決定通知書(通知用)の  
「加算税の基礎となる税額」は、この計算明細書により計算しています。

	A	B	C	D	E	F
	前の額	後の額	贈べい又は仮装部分の額	贈べい又は仮装部分の額	非正当事由部分の額	非正当事由部分の額
特別贈与財産の価額の合計額(課税価格)	①					
一般贈与財産の価額の合計額(課税価格)	②					
配偶者控除額	③					
暦年課税分の課税価格の合計額(①+②-③)	④					
基礎控除額	⑤	.000	.000			
⑤の控除後の課税価格(④-⑤)	⑥	.000	.000			
⑥に対する税額	⑦					
外国税額の控除額	⑧					
医療法人持分税額控除額	⑨					
差引税額(⑦-⑧-⑨)	⑩					
(特定贈与者氏名)	⑪					
課税価格	⑫					
特別控除額	⑬	.000	.000			
⑬の控除後の課税価格(⑫-⑬)	⑭	.00	.00			
⑭に対する税額	⑮	00	00			
外国税額の控除額	⑯					
差引税額(⑮-⑯)	⑰					
課税価格の合計額(①+②+⑪)	⑱					
差引税額の合計額(⑩+⑰)	⑲	イ	ロ	ハ	ニ	00
増差税額	⑳	㉑(ロ-イ)	㉒(㉑-㉒)	㉓(ハ-イ)	㉔(㉑-㉒)	㉕(ニ-イ)
加算税の基礎となる税額	㉖					

	A	B	C	D	E	F
	前の額	後の額	贈べい又は仮装部分の額	贈べい又は仮装部分の額	非正当事由部分の額	非正当事由部分の額
特別贈与財産の価額の合計額(課税価格)	①					
一般贈与財産の価額の合計額(課税価格)	②					
配偶者控除額	③					
暦年課税分の課税価格の合計額(①+②-③)	④					
基礎控除額	⑤	.000	.000			
⑤の控除後の課税価格(④-⑤)	⑥	.000	.000			
⑥に対する税額	⑦					
外国税額の控除額	⑧					
医療法人持分税額控除額	⑨					
差引税額(⑦-⑧-⑨)	⑩					
(特定贈与者氏名)	⑪					
課税価格	⑫					
特別控除額	⑬	.000	.000			
⑬の控除後の課税価格(⑫-⑬)	⑭	.00	.00			
⑭に対する税額	⑮	00	00			
外国税額の控除額	⑯					
差引税額(⑮-⑯)	⑰					
課税価格の合計額(①+②+⑪)	⑱					
差引税額の合計額(⑩+⑰)	⑲	イ	ロ	ハ	ニ	00
増差税額	⑳	㉑(ロ-イ)	㉒(㉑-㉒)	㉓(ハ-イ)	㉔(㉑-㉒)	㉕(ニ-イ)
加算税の基礎となる税額	㉖					

(注) 1 贈べい又は仮装部分の金額がない場合には、「⑩-⑮」とあるのは、「⑩-⑮」として計算しています。  
2 特定贈与者が複数いる場合は、「⑪+⑫+⑬」とあるのは、「⑪+⑫+特定贈与者ごとの⑬の合計額」として計算しています。  
3 特定贈与者が複数いる場合は、「⑮+⑯」とあるのは、「⑮+特定贈与者ごとの⑯の合計額」として計算しています。

(注) 1 贈べい又は仮装部分の金額がない場合には、「⑩-⑮」とあるのは、「⑩-⑮」として計算しています。  
2 特定贈与者が複数いる場合は、「⑪+⑫+⑬」とあるのは、「⑪+⑫+特定贈与者ごとの⑬の合計額」として計算しています。  
3 特定贈与者が複数いる場合は、「⑮+⑯」とあるのは、「⑮+特定贈与者ごとの⑯の合計額」として計算しています。

改正後

改正前

氏名又は  
名 称 \_\_\_\_\_ 殿

氏名又は  
名 称 \_\_\_\_\_ 殿

加算税の基礎となる税額の計算明細書(贈与税) 次葉

加算税の基礎となる税額の計算明細書(贈与税) 次葉

	G	H	I	J
	目の金額から他の 更なる請求に基づ づく減額更正に 係る部分を控除 した額	Cの隠蔽又は假 装事由以外の事 実のみに基づい て更正決定等が あった場合の額	非 正 当 事 由 部 分 の 額	正当な事由があ ると認められる 事実のみに基づ いて更正決定等 があった場合の 額
贈 与 税 分	特別贈与財産の価額の合計額(課税価格)①			
	一般贈与財産の価額の合計額(課税価格)②			
	配偶者控除額③			
	贈与課税分の課税価格の合計額(①+②-③)④			
	基礎控除額⑤	.000		
	⑤の控除後の課税価格(④-⑤)⑥	.000		
	⑥に対する税額⑦			
相 続 時 特 殊 課 税 分	外国税額の控除額⑧			
	医療法人持分税額控除額⑨			
	差引税額(⑦-⑧-⑨)⑩			
	課税価格(⑩+⑪)⑫			
合 計	特別控除額⑬			
	⑬の控除後の課税価格(⑫-⑬)⑭	.000	.000	.000
	⑭に対する税額⑮	.00	.00	.00
	外国税額の控除額⑯			
	差引税額(⑮-⑯)⑰			
課税価格の合計額(①+②+⑫)⑱				
差引税額の合計額(⑩+⑰)⑲				
増 差 税 額	(R-I)	円(⑰-I)	円(⑱-⑱)	円(⑲-I-I)
	00	00	00	00

	G	H	I	J
	目の金額から他の 更なる請求に基づ づく減額更正に 係る部分を控除 した額	Cの隠蔽又は假 装事由以外の事 実のみに基づい て更正決定等が あった場合の額	非 正 当 事 由 部 分 の 額	正当な事由があ ると認められる 事実のみに基づ いて更正決定等 があった場合の 額
贈 与 税 分	特別贈与財産の価額の合計額(課税価格)①			
	一般贈与財産の価額の合計額(課税価格)②			
	配偶者控除額③			
	贈与課税分の課税価格の合計額(①+②-③)④			
	基礎控除額⑤	.000		
	⑤の控除後の課税価格(④-⑤)⑥	.000		
	⑥に対する税額⑦			
相 続 時 特 殊 課 税 分	外国税額の控除額⑧			
	医療法人持分税額控除額⑨			
	差引税額(⑦-⑧-⑨)⑩			
	課税価格(⑩+⑪)⑫			
合 計	特別控除額⑬			
	⑬の控除後の課税価格(⑫-⑬)⑭	.000	.000	.000
	⑭に対する税額⑮	.00	.00	.00
	外国税額の控除額⑯			
	差引税額(⑮-⑯)⑰			
課税価格の合計額(①+②+⑫)⑱				
差引税額の合計額(⑩+⑰)⑲				
増 差 税 額	(R-I)	円(⑰-I)	円(⑱-⑱)	円(⑲-I-I)
	00	00	00	00

あなたに通知した \_\_\_\_\_ 年分 贈与税の通知書及び加算税の賦課決定通知書(通知用)の「加算税の額の計算明細書(贈与税)」の「加算税の基礎となる税額」は、この計算明細書により次のとおり計算しています。

あなたに通知した平成 \_\_\_\_\_ 年分 贈与税の通知書及び加算税の賦課決定通知書(通知用)の「加算税の額の計算明細書(贈与税)」の「加算税の基礎となる税額」は、この計算明細書により次のとおり計算しています。

	国税通則法第66条第1項の規定による加算税の基礎となる税額	国税通則法第66条第5項の規定による加算税の基礎となる税額	
増 差 税 額	(⑩-⑮)	円(⑱-⑱+⑲)	円
加算税の基礎となる税額	(⑩+⑰)円	(⑱+⑲)円	円
	0,000	0,000	

	国税通則法第66条第1項の規定による加算税の基礎となる税額	国税通則法第66条第5項の規定による加算税の基礎となる税額	
増 差 税 額	(⑩-⑮)	円(⑱-⑱+⑲)	円
加算税の基礎となる税額	(⑩+⑰)円	(⑱+⑲)円	円
	0,000	0,000	

(注) 4 特定贈与者が複数いる場合は、「①+②+⑫」とあるのは、「①+②+特定贈与者ごとの⑫の合計額」として計算しています。  
5 特定贈与者が複数いる場合は、「⑩+⑰」とあるのは、「⑩+特定贈与者ごとの⑰の合計額」として計算しています。

(注) 4 特定贈与者が複数いる場合は、「①+②+⑫」とあるのは、「①+②+特定贈与者ごとの⑫の合計額」として計算しています。  
5 特定贈与者が複数いる場合は、「⑩+⑰」とあるのは、「⑩+特定贈与者ごとの⑰の合計額」として計算しています。

改正後

受益者等が存しない信託等に係る相続税額の計算明細書

		被相続人							
この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が相続税の申告書を作成する場合に作成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。		受託者の名称又は氏名(法人整理番号)							
1 信託の明細									
番号	信託の名称	営業所等の名称及び所在地							
1									
2									
3									
2 信託に関する権利の明細									
番号	種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量	単価	価額	外国税額控除額	
					数量	単価	価額	外国税額控除額	
信託に関する権利の価額の合計額等								①	②
(注) 1 「番号」欄は、記載する資産が属する信託財産の上記「1」信託の明細」の「番号」を記入します。 2 この明細は、第11表に準じて記入してください。 3 「価額」欄は、当該資産の価額(信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額)を記入します。なお、当該信託財産に属する負債は、第13表(債務及び借費費用の明細書)には記載しなくてもかまいません。 4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に「信託に関する権利の明細」を記載して添付してください。									
3 相続税額等の計算									
③ 相続税の算出税額(第1表の受託者)の受託者の①欄の金額									
④ 相続税の算出税額(第1表の受託者)の受託者の②欄の金額									
⑤ 外国税額控除額(②欄の金額)									
⑥ (③+④-⑤)の金額									
法人税及び事業税等の額の基となる価額の計算									
⑦ 信託に関する権利の価額の合計額(②欄の金額)									
⑧ ⑦の価額に基づく事業税の額									
⑨ ⑧の金額に基づく特別法人事業税の額									
⑩ ⑧の金額に基づく事業税の額									
⑪ ⑧の金額に基づく地方法人税の額									
⑫ ⑧の金額に基づく道府県民税の額									
⑬ ⑧の金額に基づく市町村民税の額									
⑭ ⑧の金額に基づく特別法人事業税の額									
⑮ 法人税等控除額(⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮)の金額									
⑯ 申告納税額(申告額限までに納付すべき税額)(⑩-⑮)									
(注) 1 ⑧又は⑨の各欄は、⑧又は⑨の各欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。 2 ⑩又は⑪の各欄は、⑩又は⑪の各欄の金額を基に特別法人事業税及び特別法人事業税等に関する法律の規定を適用して計算した「特別法人事業税の額」を記入します。 ※ 相続開始の日属する受託者の事業年度が令和元年10月1日以前に開始されている場合の⑩又は⑪の各欄は、⑩又は⑪の各欄の金額を基にしたお効力を有するもとの同法第9条の規定による廃止前の地方税法特別税率等に関する暫定措置法をいいます。の規定を適用して計算した「旧地方税法特別税率の額」を記入します。 3 ⑫欄は、⑫欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。 4 ⑬欄は、⑬欄の「法人税の額」を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」を記入します。 5 ⑭又は⑮の各欄は、⑭欄の「法人税の額」を基に地方税法の規定を適用して計算した「市町村民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。 6 ⑯欄の金額を第1表の受託者の⑯欄に転記します。⑯欄の金額(⑩-⑮)がマイナスとなるときは「0」と記入します。									
4 信託財産責任負担債務の額の計算									
番号	①欄の金額	②欄の金額のうち各信託ごとの価額の合計額	③欄(②×①)の金額	各信託に関する権利に係る外国税額控除額	信託財産責任負担債務の額(②-④)				
信託財産責任負担債務の額の合計額									
(注) 1 この欄は、相続税額が相続税法施行令第1条の10第4項の規定により一の者の相続税として計算される場合において、この明細書を作成する受託者が受託した各信託に関する権利に係る信託財産責任負担債務の額を記入します。「(信託財産責任負担債務)」とは、信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいいます。 2 「番号」欄は、記載する信託財産が属する信託の「1」信託の明細」欄の番号を記入します。 3 ②欄は、各信託のうち受託者が相続税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、「2」信託に関する権利の明細」欄の信託財産に属する資産の価額(信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額)の合計額を記入します。 4 ③欄は、各信託のうち受託者が相続税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する外国税額控除額を記入します。 5 ④欄の金額(②-③)がマイナスとなるときは「0」と記入します。 6 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に「信託財産責任負担債務の額の計算」を記載して添付してください。									

改正前

受益者等が存しない信託等に係る相続税額の計算明細書

		被相続人							
この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が相続税の申告書を作成する場合に作成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。		受託者の名称又は氏名(法人整理番号)							
1 信託の明細									
番号	信託の名称	営業所等の名称及び所在地							
1									
2									
3									
2 信託に関する権利の明細									
番号	種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量	単価	価額	外国税額控除額	
					数量	単価	価額	外国税額控除額	
信託に関する権利の価額の合計額等								①	②
(注) 1 「番号」欄は、記載する資産が属する信託財産の上記「1」信託の明細」の「番号」を記入します。 2 この明細は、第11表に準じて記入してください。 3 「価額」欄は、当該資産の価額(信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額)を記入します。なお、当該信託財産に属する負債は、第13表(債務及び借費費用の明細書)には記載しなくてもかまいません。 4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に「信託に関する権利の明細」を記載して添付してください。									
3 相続税額等の計算									
③ 相続税の算出税額(第1表の受託者)の受託者の①欄の金額									
④ 相続税の算出税額(第1表の受託者)の受託者の②欄の金額									
⑤ 外国税額控除額(②欄の金額)									
⑥ (③+④-⑤)の金額									
法人税及び事業税等の額の基となる価額の計算									
⑦ 信託に関する権利の価額の合計額(②欄の金額)									
⑧ ⑦の価額に基づく事業税の額									
⑨ ⑧の金額に基づく特別法人事業税の額									
⑩ ⑧の金額に基づく事業税の額									
⑪ ⑧の金額に基づく地方法人税の額									
⑫ ⑧の金額に基づく道府県民税の額									
⑬ ⑧の金額に基づく市町村民税の額									
⑭ ⑧の金額に基づく特別法人事業税の額									
⑮ 法人税等控除額(⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮)の金額									
⑯ 申告納税額(申告額限までに納付すべき税額)(⑩-⑮)									
(注) 1 ⑧又は⑨の各欄は、⑧又は⑨の各欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。 2 ⑩又は⑪の各欄は、⑩又は⑪の各欄の金額を基に特別法人事業税及び特別法人事業税等に関する法律の規定を適用して計算した「特別法人事業税の額」を記入します。 ※ 相続開始の日属する受託者の事業年度が令和元年10月1日以前に開始されている場合の⑩又は⑪の各欄は、⑩又は⑪の各欄の金額を基にしたお効力を有するもとの同法第9条の規定による廃止前の地方税法特別税率等に関する暫定措置法をいいます。の規定を適用して計算した「旧地方税法特別税率の額」を記入します。 3 ⑫欄は、⑫欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。 4 ⑬欄は、⑬欄の「法人税の額」を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」を記入します。 5 ⑭又は⑮の各欄は、⑭欄の「法人税の額」を基に地方税法の規定を適用して計算した「市町村民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。 6 ⑯欄の金額を第1表の受託者の⑯欄に転記します。⑯欄の金額(⑩-⑮)がマイナスとなるときは「0」と記入します。									
4 信託財産責任負担債務の額の計算									
番号	①欄の金額	②欄の金額のうち各信託ごとの価額の合計額	③欄(②×①)の金額	各信託に関する権利に係る外国税額控除額	信託財産責任負担債務の額(②-④)				
信託財産責任負担債務の額の合計額									
(注) 1 この欄は、相続税額が相続税法施行令第1条の10第4項の規定により一の者の相続税として計算される場合において、この明細書を作成する受託者が受託した各信託に関する権利に係る信託財産責任負担債務の額を記入します。「(信託財産責任負担債務)」とは、信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいいます。 2 「番号」欄は、記載する信託財産が属する信託の「1」信託の明細」欄の番号を記入します。 3 ②欄は、各信託のうち受託者が相続税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、「2」信託に関する権利の明細」欄の信託財産に属する資産の価額(信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額)の合計額を記入します。 4 ③欄は、各信託のうち受託者が相続税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する外国税額控除額を記入します。 5 ④欄の金額(②-③)がマイナスとなるときは「0」と記入します。 6 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に「信託財産責任負担債務の額の計算」を記載して添付してください。									

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">書 き か た 等</p> <p>この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。</p> <p>各欄の記載については、表面の各欄の（注）にしたがって記入してください。また、次の欄は次により記入してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「受託者の名称又は氏名」欄には、受託者の名称又は氏名を記入してください。</li> <li>2 「1 信託の明細」には、この明細書を提出する受託者が相続税の申告を行うべき受益者等が存しない信託（相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により被相続人から遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利をいいます。以下同じです。）について一の信託契約ごとに記入してください。 なお、「営業所等の名称及び所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるものの名称及び所在地を記入してください。</li> <li>3 「2 信託に関する権利の明細」には、「1 信託の明細」に記載した受益者等が存しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入してください。 なお、外国税額控除額は、「1 信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいずれかにまとめて記入してください。</li> <li>4 「3 相続税額等の計算」では、相続税額等から控除する、法人税、事業税等の額を計算し、申告納税額（申告期限までに納付すべき税額）を算出します。</li> <li>5 「4 信託財産責任負担債務の額の計算」では、相続税額が相続税法施行令第1条の10第4項の規定により一の者の相続税として計算される場合において、各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。</li> <li>6 相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により相続税の申告をする受託者が、当該信託の信託に係る被相続人の相続人である場合には、当該信託に係る被相続人から遺贈により取得したとみなされる信託に関する権利に係る受託者の数は、相続税法第15条第2項（遺産に係る基礎控除）の相続人の数に算入しません。</li> <li>7 相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により相続税の申告をする受託者が、相続税法第18条に規定する当該相続等に係る被相続人の一親等の血族（当該被相続人の直系卑属が相続開始以前に死亡している場合又は相続権を失った場合には、代襲して相続人となった当該被相続人の直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の者である場合には、相続税法第17条の規定により算出した相続税に対し、相続税法第18条に規定する相続税額の加算を行う必要があります。</li> </ol>	<p style="text-align: center;">書 き か た 等</p> <p>この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。</p> <p>各欄の記載については、表面の各欄の（注）にしたがって記入してください。また、次の欄は次により記入してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「受託者の名称又は氏名」欄には、受託者の名称又は氏名を記入してください。</li> <li>2 「1 信託の明細」には、この明細書を提出する受託者が相続税の申告を行うべき受益者等が存しない信託（相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により被相続人から遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利をいいます。以下同じです。）について一の信託契約ごとに記入してください。 なお、「営業所等の名称及び所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるものの名称及び所在地を記入してください。</li> <li>3 「2 信託に関する権利の明細」には、「1 信託の明細」に記載した受益者等が存しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入してください。 なお、外国税額控除額は、「1 信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいずれかにまとめて記入してください。</li> <li>4 「3 相続税額等の計算」では、相続税額等から控除する、法人税、事業税等の額を計算し、申告納税額（申告期限までに納付すべき税額）を算出します。</li> <li>5 「4 信託財産責任負担債務の額の計算」では、相続税額が相続税法施行令第1条の10第4項の規定により一の者の相続税として計算される場合において、各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。</li> <li>6 相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により相続税の申告をする受託者が、当該信託の信託に係る被相続人の相続人である場合には、当該信託に係る被相続人から遺贈により取得したとみなされる信託に関する権利に係る受託者の数は、相続税法第15条第2項（遺産に係る基礎控除）の相続人の数に算入しません。</li> <li>7 相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により相続税の申告をする受託者が、相続税法第18条に規定する当該相続等に係る被相続人の一親等の血族（当該被相続人の直系卑属が相続開始以前に死亡している場合又は相続権を失った場合には、代襲して相続人となった当該被相続人の直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の者である場合には、相続税法第17条の規定により算出した相続税に対し、相続税法第18条に規定する相続税額の加算を行う必要があります。</li> </ol> <p style="text-align: center;">（令五七）</p>

改正後

人格のない社団等又は持分の定めのない法人に課される相続税額の計算明細書

<p>この明細書は、相続税法第66条第1項に規定する代表者若しくは管理者の定めのある人格のない社団若しくは財団又は同条第4項に規定する持分の定めのない法人が遺贈に係る相続税の申告書を作成する場合に作成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。</p>	被相続人	<p>人格のない社団等 又は持分の定めのない法人の名称</p>
---	------	-------------------------------------

第1表の付表4 (令和元年10月分以降用)

番号	種類	科目	利用区分 期別等	所在場所等	数量 取得年月日 取得	単価 取得	価額
1							円
2							
3							
4							
<p>遺贈により取得した財産のうち、その財産の価額が法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。</p>							合計額 ①
<p>上記に記載した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額</p>							② 円

2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の計算			
① 法人税法の規定により益金の額に算入される遺贈により取得した財産の価額の合計額 (②の金額)	④ ③の価額に基づく事業税の所得割の額	⑤ ④の金額に基づく特別法人事業税の額	⑥ 要期控除事業税等相当額 (④+⑤)
円	円	円	円
⑦ 法人税及び事業税等の額の基となる価額 (③-⑥)	⑧ ⑦の価額に基づく法人税の額	⑨ ⑦の価額に基づく事業税の所得割の額	⑩ ⑧の金額に基づく地方法人税の額
円	円	円	円
⑪ ⑩の金額に基づく道府県民税の法人税割の額	⑫ ⑩の金額に基づく市町村民税の法人税割の額	⑬ ⑩の金額に基づく特別法人事業税の額	⑭ 法人税等に相当する額 (⑧+⑨+⑪+⑫+⑬)
円	円	円	円

3 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算 (特定一般社団法人等については、第1表の付表5を作成する場合にはこちらの計算は不要です。)			
⑮ 相続税の差引税額 (第1表の③の金額)	⑯ 法人税法の規定により益金の額に算入される遺贈により取得した財産に対応する差引税額 (⑮×②+①)	⑰ 法人税等に相当する額 (⑭の金額)	⑱ 限度額 (⑯の金額と⑰の金額のうちいずれか少ない方の金額)
円	円	円	円

4 申告納税額 (納付すべき税額) の計算 (特定一般社団法人等については、第1表の付表5を作成する場合にはこちらの計算は不要です。)			
⑲ 相続税の差引税額 (第1表の③の金額)	⑳ 相続税額から控除する法人税等に相当する額 (⑭の金額)	㉑ 申告納税額 (納付すべき税額) (⑲-⑳)	㉒ 当該法人が一般社団法人又は一般財団法人である場合には、㉑印を記入してください。
円	円	円	<input type="checkbox"/>

改正前

人格のない社団等又は持分の定めのない法人に課される相続税額の計算明細書

<p>この明細書は、相続税法第66条第1項に規定する代表者若しくは管理者の定めのある人格のない社団若しくは財団又は同条第4項に規定する持分の定めのない法人が遺贈に係る相続税の申告書を作成する場合に作成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。</p>	被相続人	<p>人格のない社団等 又は持分の定めのない法人の名称</p>
---	------	-------------------------------------

第1表の付表4 (平成31年1月分以降用)

番号	種類	科目	利用区分 期別等	所在場所等	数量 取得年月日 取得	単価 取得	価額
1							円
2							
3							
4							
<p>遺贈により取得した財産のうち、その財産の価額が法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。</p>							合計額 ①
<p>上記に記載した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額</p>							② 円

2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の計算			
① 法人税法の規定により益金の額に算入される遺贈により取得した財産の価額の合計額 (②の金額)	④ ③の価額に基づく事業税の所得割の額	⑤ ④の価額に基づく地方法人特別税の額	⑥ 要期控除事業税等相当額 (④+⑤)
円	円	円	円
⑦ 法人税及び事業税等の額の基となる価額 (③-⑥)	⑧ ⑦の価額に基づく法人税の額	⑨ ⑦の価額に基づく事業税の所得割の額	⑩ ⑧の価額に基づく地方法人特別税の額
円	円	円	円
⑪ ⑩の金額に基づく道府県民税の法人税割の額	⑫ ⑩の金額に基づく市町村民税の法人税割の額	⑬ ⑩の金額に基づく特別法人事業税の額	⑭ 法人税等に相当する額 (⑧+⑨+⑪+⑫+⑬)
円	円	円	円

3 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算 (特定一般社団法人等については、第1表の付表5を作成する場合にはこちらの計算は不要です。)			
⑮ 相続税の差引税額 (第1表の③の金額)	⑯ 法人税法の規定により益金の額に算入される遺贈により取得した財産に対応する差引税額 (⑮×②+①)	⑰ 法人税等に相当する額 (⑭の金額)	⑱ 限度額 (⑯の金額と⑰の金額のうちいずれか少ない方の金額)
円	円	円	円

4 申告納税額 (納付すべき税額) の計算 (特定一般社団法人等については、第1表の付表5を作成する場合にはこちらの計算は不要です。)			
⑲ 相続税の差引税額 (第1表の③の金額)	⑳ 相続税額から控除する法人税等に相当する額 (⑭の金額)	㉑ 申告納税額 (納付すべき税額) (⑲-⑳)	㉒ 当該法人が一般社団法人又は一般財団法人である場合には、㉑印を記入してください。
円	円	円	<input type="checkbox"/>



改 正 後	改 正 前
書 き か た 等	書 き か た 等
<p>この明細書は、相続税法第 66 条第 1 項に規定する代表者若しくは管理者の定めのある人格のない社団若しくは財団又は同条第 4 項に規定する持分の定めがない法人（以下「人格のない社団等」といいます。）が遺贈により取得した財産に係る相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「人格のない社団等又は持分の定めのない法人の名称」欄には、遺贈により財産を取得した人格のない社団等の名称を記入します。</li> <li>「1 遺贈により取得した財産の明細等」の「種類」、「細目」、「利用区分、銘柄等」、「所在場所等」、「数量」、「固定資産税評価額」、「単価」、「倍数」及び「価額」欄は、第 11 表に準じて記入します。          なお、遺贈により取得した財産のうちに、その財産の価額が法人税法の規定により人格のない社団等の事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲みます。</li> <li>「2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の計算」は、相続税額から控除する法人税、事業税等の額を次により計算して記入します。             <ol style="list-style-type: none"> <li>「④」及び「⑨」欄は、それぞれ「③」及び「⑦」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」を記入します。</li> <li>「⑥」及び「⑬」欄は、それぞれ「④」及び「⑨」欄の金額を基に特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の規定を適用して計算した「特別法人事業税の額」を記入します。                  ※ 相続開始の日の属する人格のない社団等の事業年度が令和元年 10 月 1 日前に開始されている場合の「⑥」及び「⑬」欄は、それぞれ「④」及び「⑨」欄の金額を基になお効力を有する廃止前暫定措置法（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号）附則第 31 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 9 条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法をいいます。）の規定を適用して計算した「旧地方法人特別税の額」を記入します。</li> <li>「⑧」欄は、「⑦」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。</li> <li>「⑩」欄には、「⑧」欄の金額を基に地方法人税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。</li> <li>「⑫」及び「⑭」の欄には、「⑧」欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の法人税割の額」及び「市町村民税の法人税割の額」を記入します。</li> </ol> </li> <li>「3 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算」では、相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額を計算します。</li> <li>「4 申告納税額（納付すべき税額）の計算」では、申告納税額（納付すべき税額）を計算します。          なお、一般社団法人又は一般財団法人に課された「⑫」欄の金額については、この相続税の申告に係る相続後に開始した相続につき相続税法第 66 条の 2 の規定によりその一般社団法人又は一般財団法人に相続税が課される場合には、その相続税の額から控除することができます。</li> </ol>	<p>この明細書は、相続税法第 66 条第 1 項に規定する代表者若しくは管理者の定めのある人格のない社団若しくは財団又は同条第 4 項に規定する持分の定めがない法人（以下「人格のない社団等」といいます。）が遺贈により取得した財産に係る相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「人格のない社団等又は持分の定めのない法人の名称」欄には、遺贈により財産を取得した人格のない社団等の名称を記入します。</li> <li>「1 遺贈により取得した財産の明細等」の「種類」、「細目」、「利用区分、銘柄等」、「所在場所等」、「数量」、「固定資産税評価額」、「単価」、「倍数」及び「価額」欄は、第 11 表に準じて記入します。          なお、遺贈により取得した財産のうちに、その財産の価額が法人税法の規定により人格のない社団等の事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲みます。</li> <li>「2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の計算」は、相続税額から控除する法人税、事業税等の額を次により計算して記入します。             <ol style="list-style-type: none"> <li>「④」及び「⑤」欄には、「③」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。</li> <li>「⑧」並びに「⑩」及び「⑭」欄には、「⑦」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」並びに地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。</li> <li>「⑪」欄には、「⑧」欄の金額を基に地方法人税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。</li> <li>「⑫」及び「⑬」の欄には、「⑧」欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の法人税割の額」及び「市町村民税の法人税割の額」を記入します。</li> </ol> </li> <li>「3 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算」では、相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額を計算します。</li> <li>「4 申告納税額（納付すべき税額）の計算」では、申告納税額（納付すべき税額）を計算します。          なお、一般社団法人又は一般財団法人に課された ⑫の金額については、この相続税の申告に係る相続後に開始した相続につき相続税法第 66 条の 2 の規定によりその一般社団法人又は一般財団法人に相続税が課される場合には、その相続税の額から控除することができます。</li> </ol>

改正後

改正前

個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける特例受贈事業用資産の明細書（一般用）

この明細書は、相続特別措置法第70条の6の9の規定により相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産（同法第70条の6の8第5項の承認に係る株式等を除きます。）について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける場合に、その特例受贈事業用資産の明細を記入します。		被相続人
相続等により取得した個人の事業用資産についてこの特例の適用を受ける場合には、この明細書によらず「第8の6表の付表1」を使用し、また、同法第70条の6の8第6項の承認に係る株式等についてこの特例の適用を受ける場合には、「第8の6表の付表2」を使用してください。		特例事業相続人等

1 特例受贈事業用資産に係る事項

① 題号	② 業種名	③ 円滑化法の承認 年 月 日 の状況	承認年 月 日	年 月 日
④ 受贈年月日			承認番号	

2 贈与取得宅地等及び贈与取得建物に関する明細

この欄は、特例事業相続人等が被相続人から受けた贈与について相続特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けるものとして相続に規定する贈与権の申告書に記載した特例受贈事業用資産である宅地等及び建物（以下それぞれ「贈与取得宅地等」と及び「贈与取得建物」といいます。）の明細を記載します。

(注) この明細に記入しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。

① 贈与取得宅地等に関する事項

a 所在場所	b 面積	a 所在場所	b 面積

② 贈与取得建物に関する事項

a 所在場所	b 面積	a 所在場所	b 面積

(注) ①欄の記載事項を「第8の6表の付表3」の2②(2)欄に、②欄の記載事項を「第8の6表の付表3」の3①欄に、それぞれ転記してください。

3 特例の適用を受ける特例受贈事業用資産の明細

この欄は、相続特別措置法第70条の6の9の規定により相続等により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産のうち、この特例の適用を受けるものについて記載します。なお、この明細に記入しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。

(1) 宅地等 (①に該当するものを除きます。)

a 所在場所	b 面積	c 調整係数	d bのうち、特例の適用を受ける宅地等の面積	e dに係る係数 (a×d/b)
f 特例の適用を受ける宅地等の面積の合計額				イ 円

(2) 建物 (①に該当するものを除きます。)

a 所在場所	b 面積	c 調整係数	
f 特例の適用を受ける建物の面積の合計額			ロ 円

(3) 減価償却資産 (①に該当するものを除きます。)

a 名称	b 所在場所	c 面積	d 調整係数	
e 特例の適用を受ける減価償却資産の合計額				ハ 円

(4) 贈与取得宅地等に係る買換資産

(注) この欄は、贈与取得宅地等の譲渡した場合において、相続特別措置法第70条の6の8第5項の承認を受け、その譲渡の対価により取得した買換資産がある場合に記載します。

なお、「買換資産」には、買換資産に係る買換資産も含まれます。

① 贈与取得宅地等に関する事項

a 所在場所	b 面積	c bのうち、特例の適用を受ける面積

② 贈与取得宅地等に係る買換資産に関する事項

d 種類等	e 所在場所	f 面積等	g 調整係数	h 特例の適用を受ける買換資産の係数 (g×c/f)
i 特例の適用を受ける贈与取得宅地等に係る買換資産の面積の合計額				ニ 円

4 特例事業用資産の価額 (イ+ロ+ハ+ニ)

イ	ロ	ハ	ニ	A 円
---	---	---	---	-----

相続特例書類欄 入力 確認

第8の6表の付表2（令和7） (資4-20-9-22-A4 続1)

第8の6表の付表2  
平成31年1月分以降適用

(新規)

※この項目は記入する必要はありません。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">《 書 き か た 等 》</p> <p><b>1 「1 特例受贈事業用資産に係る事業」欄</b></p> <p>(1) 特例受贈事業用資産（租税特別措置法第70条の6の9の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされたものをいいます。以下同じです。）に係る事業が2以上ある場合の①欄及び②欄は、主たるものを記載します。</p> <p>(2) ①欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第6項（同条第8項において準用する場合を含みます。）の都道府県知事の確認を受けた年月日及び確認番号をそれぞれ記載します。</p> <p><b>2 「2 贈与取得宅地等及び贈与取得建物に関する明細」</b></p> <p>(1) ①b及び②bの「面積」は、贈与税の申告書に記載した贈与取得宅地等及び贈与取得建物の面積を記載します。</p> <p>(2) 相続開始の時までに譲渡等をしたことにより、現に所有していない贈与取得宅地等及び贈与取得建物についても記載してください。</p> <p><b>3 「3 特例の適用を受ける特例受贈事業用資産の明細」欄</b></p> <p>(1) 「① 宅地等」欄について</p> <p>イ aからcの各欄は、「第11の3表」の3①欄の記載に基づき記載してください。なお、当該宅地等が、贈与取得宅地等に係る買換資産である場合には、①欄に記載せず、④欄に記載します。</p> <p>ロ d欄の「この特例の適用を受ける宅地等の面積」については、「第8の6表の付表3」の2②欄に転記し、限度面積の判定を行ってください。</p> <p>(2) 「② 建物」欄について</p> <p>「第11の3表」の3②欄の記載に基づき記載してください。なお、当該建物が、贈与取得宅地等に係る買換資産である場合には、②欄に記載せず、④欄に記載してください。</p> <p>(3) 「③ 減価償却資産」欄について</p> <p>「第11の3表」の3③欄の記載に基づき記載してください。なお、当該減価償却資産が、贈与取得宅地等に係る買換資産である場合には、③欄に記載せず、④欄に記載してください。</p> <p>(4) 「買換資産である特例受贈事業用資産」欄について</p> <p>イ a及びb欄は、「2 贈与取得宅地等及び贈与取得建物に関する明細」①欄に記載した宅地等のうち、租税特別措置法第70条の6の8第5項の承認に係るものについて、同欄の記載に基づき記載します。</p> <p>ロ c欄の「この特例の適用を受ける宅地等の面積」については、「第8の6表の付表3」の2②欄に転記し、限度面積の判定を行ってください。</p> <p>ハ ②欄のdからg欄は、「第11の3表」の3④から⑧欄の記載に基づき記載してください。なお、d欄の「種類等」は、買換資産が宅地等又は建物である場合には、「宅地等」又は「建物」と記載し、買換資産が減価償却資産である場合には、その名称を記載してください。</p> <p><b>4 「特例事業用資産の価額」欄</b></p> <p>A欄の金額を「第8の6表」の「1 事業用資産納税額予視額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。</p> <p>なお、この明細書のほか、「第8の6表の付表1」又は「第8の6表の付表2の2」の作成がある場合には、各付表のA欄の合計額を「第8の6表」の「1 事業用資産納税額予視額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。</p>	<p>(新規)</p>

改正後

改正前

(新規)

第8の6表の付表2の2平成31年1月分以降用)

**個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける特例受贈事業用資産の明細書（株式等用）**

この明細書は、相続特別措置法第70条の6の9の規定により相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産が同法第70条の6の8第6項の承認に係る株式等である場合において、その株式等について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける場合のその明細を記入します。

相続等により取得をした個人の事業用資産についてこの特例の適用を受ける場合には、この明細書による「第8の6表の付表1」を使用し、また、相続特別措置法第70条の6の8第6項の承認に係る株式等以外の特例受贈事業用資産についてこの特例の適用を受ける場合には、「第8の6表の付表2」を使用してください。

**1 特例受贈事業用資産である株式等に係る会社**

① 会社名	② 相続開始の時点における電行済株式等の総数等	③の4
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	（ 番 ）	継 続 年 月 日
③ 事業種目	④ 目録化法の確認の状況	継 続 番 号
⑤ 相続開始の時点における資本金の額	円	⑥ 措置法第70条の6の8第6項の承認年月日
⑦ 相続開始の時点における資本準備金の額	円	年 月 日

⑧(注)1 相続特別措置法第70条の6の8第6項の承認（以下「現物出資承認」といいます。）を受けた株式等に係る会社が、その設立の時から相続開始の直前までにおいて、合併により消滅した場合は当該合併により存続した会社又は設立した会社、株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社となった場合は当該他の会社について⑧から⑩までの各欄を記入します。

2 前欄は、中小企業における継承の承認の申請に関する法律施行規則第13条第9項（同条第11項において準用する場合を含みます。）④都道府県知事の承認を受けた年月日及び登記番号をそれぞれ記載します。

**2 特例受贈事業用資産である株式等の明細**

① 相続等により取得したものとみなされた株式等の調整価額	② ①の株式等の数等	③ ②のうち、特例の適用を受ける株式等の数等	④ 継 続 額 ( ① × ② ÷ ③ )
円	株	株	円

⑤(注)1 A欄の金額を「第8の6表」の「1. 事業用資産納税猶予税額の基となる相続税の税額の計算」の①欄に記載します。  
 なお、この明細書のほか、「第8の6表の付表1」又は「第8の6表の付表2」の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を「第8の6表」の「1. 事業用資産納税猶予税額の基となる相続税の税額の計算」の①欄に記入します。

2 ①欄及び②欄は、「第11の3表」の3行目の記載に基づき記載してください。

3 ③欄に記載することができる株式等の数等は、4行目の記載の数値の限度となります。

**3 贈与取得宅地等及び贈与取得建物に関する明細**

この欄は、特例事業用個人等が贈与人から受けた贈与について相続特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けるものとして同項に規定する贈与の申書に記載した特例受贈事業用資産である宅地等及び建物（以下それぞれ「贈与取得宅地等」及び「贈与取得建物」といいます。）の明細を記載します。

(注) この明細に記入しきれない場合は、適宜の順順に記載し添付してください。

① 贈与取得宅地等に関する事項

a 所在場所	b 面積	a 所在場所	b 面積
	㎡		㎡

② 贈与取得建物に関する事項

a 所在場所	b 面積	a 所在場所	b 面積
	㎡		㎡

(注) ①b及び②bの「面積」は、贈与他の申書に記載した贈与取得宅地等及び贈与取得建物の面積を記載します。

2 現物出資前協議等をしたことにより、現物出資時に所有していた贈与取得宅地等及び贈与取得建物についても記載してください。

3 ①欄の記載事項を「第8の6表の付表3」の②(注)欄に、②欄の記載事項を「第8の6表の付表3」の③(注)欄に、それぞれ転記してください。

**4 特例の適用を受ける株式等の限度額（限度額）の計算**

この欄は、②③欄に記載することができる株式等の数等の限度額（限度額）の計算をします。

① 相続等により取得したものとみなされた株式等の数等

② 現物出資承認を受けた特例受贈事業用資産の贈与の時点における価額の合計額

③ 現物出資承認を受けた①の贈与取得宅地等のうちこの特例の適用を受けることができる宅地等に相当するものの価額の計算

現物出資承認を受けた贈与取得宅地等に関する事項				a bのうち、この特例の適用対象面積	e dに係る価額 ( e × d / b )
a 所在場所	b 面積	c 贈与の時点における価額	d 贈与の時点における価額	㎡	円
	㎡				
f 合 計 額		円		円	

④ 限度額（限度額）の計算 【①×②÷③(イ)÷④(ロ)】÷⑤

(注) ②aの「特例の適用対象面積」については、「第8の6表の付表3」により限度面積の決定を行ってください。

なお、限度面積の決定の結果、「特例の適用対象面積」の合計が「第8の6表の付表3」の②③aの限度面積を超える場合には、限度面積の範囲内の面積を記載してください。

※税務署整理欄

入力	確認		
----	----	--	--

第8の6表の付表2の2（付表7） (管4-20-9-23-A4統-1)

この項目は記入する必要はありません

改正後

改正前

(新規)

**個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の特例の適用に係る特例受贈事業用資産の明細書**

この明細書は、相続税特別措置法第70条の8の9の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産について、特例事業相続人等ごとに、その明細等を記載します。		被相続人 特例事業相続人等		
<b>1 贈与税の申告に係る事項</b>				
① 贈与を受けた年分	年分	② 贈与税の申告書を出した税務官の名称		
③ 被相続人が特例事業相続人等に係る「前の贈与者」に該当するか否かの別	該当	非該当		
[注1] ③欄の「前の贈与者」とは、特例事業相続人等への特例受贈事業用資産の贈与が、その贈与に係る贈与者の相続税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係るものである場合に於ける当該贈与者たる贈与者たることをいいます。詳しくは、税務署にお尋ねください。 ④ ⑤欄は、いづれかを記入してください。				
<b>2 調整割合の計算</b>				
この欄は、特例事業相続人等が贈与により取得した特例受贈事業用資産に係る贈与税の申告における前課税半分の贈与税額の計算に当たり、控除された債務がある場合には①から⑤欄を記載し、控除された債務がない場合には⑤欄に「1」と記載します。				
① 贈与税の申告書に記載された特例受贈事業用資産の価額の合計額	② ①に係る前課税半分の贈与税額の計算に当たり①から控除された債務の金額	③ 調整割合 $\left( \frac{\text{①}-\text{②}}{\text{①}} \right)$		
円	円	A		
<b>3 特例受贈事業用資産の明細</b>				
この欄は、相続又は遺贈により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産について、①から④の区分ごとに記載してください。				
[注1] 特例受贈事業用資産が相続税特別措置法第70条の6の8第6項の承認を受けて取得した資産（以下「買換資産」といいます。）である場合には、各欄の「①」に「買換」を記入してください。				
2. 特例受贈事業用資産の帰属に係る相続税特別措置法施行令第10条の7の8第18項の届出をした特例受贈事業用資産については、放棄前のその資産の区分に応じて記載してください。また、この場合には、「所在場所」欄に『放棄』と記載してください。				
3. 「①」、「②」、「③」部（注1を除く）の「価額」は、贈与の時（被相続人が「前の贈与者」である場合には、その前の贈与の時）における価額（相続税特別措置法第70条の6の8第18項の規定の適用があった場合には、届出の認可決定日における価額）を記載します。				
4. 「①から④の各欄の①」、「②」部（注1を除く）に記載した事項について、①から④の特例受贈事業用資産の区分に記す「第8の6表の付表2」の③（注1から④欄に記載してください。なお、買換資産（各欄の「①」に「買換」がある特例受贈事業用資産）のうち、被相続人から贈与により取得した宅地等に係る買換資産（当該買換資産の買換資産を含みます。）については、「第8の6表の付表2」の③（注1）欄に記載してください。				
<b>(1) 宅地等</b>				
① 所在場所	② 面積	③ 価額	④ 調整価額 (③×A)	
<input type="checkbox"/>				
<input type="checkbox"/>				
<input type="checkbox"/>				
⑤ 宅地等の価額の合計額			円	
[注2] ⑤欄の①の合計額を、「第11表」の「財産の明細」欄の「価額」欄に記載します。また、この場合における「財産の明細」の他の欄の記載については、「種類」欄には「宅地」と、「属性」欄には「宅地等」と、「所在場所等」欄には「第11の3表のとおり」とそれぞれ記載し、その他の欄の記載は不要です。				
<b>(2) 建物</b>				
① 所在場所	② 面積	③ 価額	④ 調整価額 (③×A)	
<input type="checkbox"/>				
<input type="checkbox"/>				
<input type="checkbox"/>				
⑤ 建物の価額の合計額			円	
[注2] ⑤欄の①の合計額を、「第11表」の「財産の明細」欄の「価額」欄に記載します。また、この場合における「財産の明細」の他の欄の記載については、「種類」欄には「建物」と、「属性」欄には「建物等」と、「所在場所等」欄には「第11の3表のとおり」と記載し、その他の欄の記載は不要です。				
<b>(3) 減価償却資産</b>				
① 名称	② 所在場所	③ 面積	④ 価額	⑤ 調整価額 (④×A)
<input type="checkbox"/>				
<input type="checkbox"/>				
<input type="checkbox"/>				
<input type="checkbox"/>				
⑥ 減価償却資産の価額の合計額				円
[注1] ⑥欄は、特例受贈事業用資産が車等である場合にその原価額を記載し、その他の資産である場合には記載は不要です。 ⑦ ⑧欄の①の合計額を、「第11表」の「財産の明細」の「価額」欄に記載します。また、この場合における「財産の明細」の他の欄の記載については、「種類」欄には「事業用財産」と、「属性」欄には「減価償却資産」と、「所在場所等」欄には「第11の3表のとおり」と記載し、その他の欄の記載は不要です。				
<b>(4) 相続税特別措置法第70条の6の8第6項の承認に係る株式等</b>				
① 名称	② 所在場所	③ 数量	④ 価額	⑤ 調整価額 (④×A)
<input type="checkbox"/>				
<input type="checkbox"/>				
<input type="checkbox"/>				
⑥ 株式等の合計額				円
[注1] ⑥欄の①の合計額を、「第11表」の「財産の明細」の「価額」欄に記載します。また、この場合における「財産の明細」の他の欄の記載については、「種類」欄には「有価証券」と、「属性」欄には「株式等」と、「所在場所等」欄には「第11の3表のとおり」と記載し、「属性」欄は、第11表の記載事項に準じて記載するほか、その他の欄の記載は不要です。				
相続税務整理機構	大分	確認		

第11の3表（表元7） (資4-20-9-20-A4表3)

※の項目は記入する必要がありません

第11の3表（平成31年1月分以降適用）

改正後

改正前

□□□□-□□□□

相続税の通知書及び  
加算税の賦課決定通知書 (通知用)

第 号  
令和 年 月 日  
住所  
氏名

年 月 日の相続開始に係る相続税及びその加算税について、下記のとおり 及び加算税の賦課決定をします。

この通知により納付すべき又は減少する税額  
納付すべき 本税の額 納付すべき 加算税の額 納付すべき 本税の額 納付すべき 本税の額  
減少する 減少する 減少する 減少する

Table with 2 columns: (1) 相続税等の計算明細 (2) 相続税の税額の計算明細. Includes categories like 取得した財産の価額, 債務及び葬式費用の金額, etc.

Table with 2 columns: (1) 加算税の額の計算明細 (2) 加算税の額の計算明細. Includes categories like 課税標準額, 課税標準額, etc.

その通知により納付すべき又は減少する税額  
納付すべき 本税の額 納付すべき 加算税の額 納付すべき 本税の額 納付すべき 本税の額

( ) 税のうち ( ) 税目 (附4-75-2-44様式)

□□□□-□□□□

相続税の通知書及び  
加算税の賦課決定通知書 (通知用)

第 号  
令和 年 月 日  
住所  
氏名

年 月 日の相続開始に係る相続税及びその加算税について、下記のとおり 及び加算税の賦課決定をします。

この通知により納付すべき又は減少する税額  
納付すべき 本税の額 納付すべき 加算税の額 納付すべき 本税の額 納付すべき 本税の額  
減少する 減少する 減少する 減少する

Table with 2 columns: (1) 相続税等の計算明細 (2) 相続税の税額の計算明細. Includes categories like 取得した財産の価額, 債務及び葬式費用の金額, etc.

Table with 2 columns: (1) 加算税の額の計算明細 (2) 加算税の額の計算明細. Includes categories like 課税標準額, 課税標準額, etc.

この通知により納付すべき又は減少する税額  
納付すべき 本税の額 納付すべき 加算税の額 納付すべき 本税の額 納付すべき 本税の額

( ) 税のうち ( ) 税目 (附4-75-3-44様式)

改正後

改正前

相続（包括遺贈を含む。）により承継する相続税及び加算税について

あなたが、被相続人 〇〇〇 殿の相続（包括遺贈を含む。）により承継する相続税及び加算税の額（「相続税の 〇〇〇 通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「〇この通知により新たに納付すべき又は減少する税額」の各欄の金額）は、国税通則法第5条の規定により民法第900条《法定相続分》、同法第901条《代襲相続人の相続分》、同法第902条《遺言による相続分の指定》に定める割合に従い、次のとおり計算されています。

1 「納付すべき 減少する 本税の額」欄の税額

(基礎となる税額) × (相続分) = A 円

(注) 「(基礎となる税額)」は、「相続税の 〇〇〇 通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「〇課税標準等及び税額の計算明細」の「1納付税額又は還付税額の計算明細」の「②小計 (⑨-⑩-⑪)」欄の右側(「 〇〇〇 額」欄)の額から左欄(「当初課税額 ( 〇〇〇 額)」欄)の額を減算した額です。

2 「納付すべき 減少する 加算税の額」欄の税額

- イ 申告加算税に対応する本税の額 〇〇〇 円
ロ 重加算税に対応する本税の額 〇〇〇 円
ハ 上記以外の本税の額 〇〇〇 円
ニ 国外財産調査又は財産債務調査に係る軽減額に対応する本税の額 〇〇〇 円

(1) 申告加算税

(基礎となる税額) × (加算税の割合) = B 円
(基礎となる税額) × (加算税の割合 (国税通則法第 〇〇 条第2項適用分)) = C 円
(基礎となる税額) × (加算税の割合 (国税通則法第66条第4項適用分)) = D 円
(基礎となる税額) × (加算税の割合 (国外財産調査又は財産債務調査に係る軽減額)) = E 円
申告加算税の額 (B+C+D-E) 〇〇〇 円

(2) 重加算税

(基礎となる税額) × (加算税の割合) = F 円
(基礎となる税額) × (加算税の割合 (国税通則法第68条第4項適用分)) = G 円
重加算税の額 (F+G) 〇〇〇 円

(注) 上記(1)、(2)の基礎となる税額とは、「上記1のAの税額の内訳」のイ、ロ又はニの本税の額の10,000円未満の端数を切り捨てたものです。

3 「納税猶予税額控除後の 納付すべき 減少する 本税の額」欄の税額

(基礎となる税額) × (相続分) = 〇〇〇 円

(注) 「(基礎となる税額)」は、「相続税の 〇〇〇 通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「〇課税標準等及び税額の計算明細」の「申告納税額 (⑫-⑬)」欄の右側(「 〇〇〇 額」欄)の額から左欄(「当初課税額 ( 〇〇〇 額)」欄)の額を減算した額です。

相続（包括遺贈を含む。）により承継する相続税及び加算税について

あなたが、被相続人 〇〇〇 殿の相続（包括遺贈を含む。）により承継する相続税及び加算税の額（「相続税の 〇〇〇 通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「〇この通知により新たに納付すべき又は減少する税額」の各欄の金額）は、国税通則法第5条の規定により民法第900条《法定相続分》、同法第901条《代襲相続人の相続分》、同法第902条《遺言による相続分の指定》に定める割合に従い、次のとおり計算されています。

1 「納付すべき 減少する 本税の額」欄の税額

(基礎となる税額) × (相続分) = A 円

(注) 「(基礎となる税額)」は、「相続税の 〇〇〇 通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「〇課税標準等及び税額の計算明細」の「1納付税額又は還付税額の計算明細」の「②小計 (⑨-⑩-⑪)」欄の右側(「 〇〇〇 額」欄)の額から左欄(「当初課税額 ( 〇〇〇 額)」欄)の額を減算した額です。

2 「納付すべき 減少する 加算税の額」欄の税額

- イ 申告加算税に対応する本税の額 〇〇〇 円
ロ 重加算税に対応する本税の額 〇〇〇 円
ハ 上記以外の本税の額 〇〇〇 円
ニ 国外財産調査又は財産債務調査に係る軽減額に対応する本税の額 〇〇〇 円

(1) 申告加算税

(基礎となる税額) × (加算税の割合) = B 円
(基礎となる税額) × (加算税の割合 (国税通則法第 〇〇 条第2項適用分)) = C 円
(基礎となる税額) × (加算税の割合 (国税通則法第66条第4項適用分)) = D 円
(基礎となる税額) × (加算税の割合 (国外財産調査又は財産債務調査に係る軽減額)) = E 円
申告加算税の額 (B+C+D-E) 〇〇〇 円

(2) 重加算税

(基礎となる税額) × (加算税の割合) = F 円
(基礎となる税額) × (加算税の割合 (国税通則法第68条第4項適用分)) = G 円
重加算税の額 (F+G) 〇〇〇 円

(注) 上記(1)、(2)の基礎となる税額とは、「上記1のAの税額の内訳」のイ、ロ又はニの本税の額の10,000円未満の端数を切り捨てたものです。

3 「納税猶予税額控除後の 納付すべき 減少する 本税の額」欄の税額

(基礎となる税額) × (相続分) = 〇〇〇 円

(注) 「(基礎となる税額)」は、「相続税の 〇〇〇 通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「〇課税標準等及び税額の計算明細」の「申告納税額 (⑫-⑬-⑭-⑮-⑯-⑰)」欄の右側(「 〇〇〇 額」欄)の額から左欄(「当初課税額 ( 〇〇〇 額)」欄)の額を減算した額です。

(通知用)

(通知用)

改正後

改正前

相続税の更正通知書（付表5） （通知用）

〔租税特別措置法第70条の6の7（特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除）の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表〕

平成31年4月分以降適用

1 美術品納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算					
区	分	当初課税額 ( ) 額	更正額		
①	寄託相続人の特定美術品の価額の合計額				
②	寄託相続人に係る債務及び葬式費用の金額				
③	寄託相続人が相続又は遺贈により取得した財産の価額				
④	控除未済債務額(①+②-③)の金額(赤字の場合は0)				
⑤	特定価額(①-④)(1,000円未満切捨て)(赤字の場合は0)				
⑥	特定価額の20%に相当する金額(⑤×20%)(1,000円未満切捨て)				
⑦	寄託相続人以外の相続人等の課税価格の合計額				
⑧	基礎控除額				
⑨	特定価額に基づく課税遺産総額(⑤+⑦-⑧)				
⑩	特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額(⑥+⑦-⑧)				
(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算(更正額)					
法定相続人の氏名	法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算		特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算	
		法定相続分に応ずる取得金額(⑨×法定)	相続税の総額となる税額	法定相続分に応ずる取得金額(⑩×法定)	相続税の総額となる税額
		円	円	円	円
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
法定相続分の合計	1	非相続税の総額(⑨の合計額)	00	非相続税の総額(⑩の合計額)	00

2 美術品納税猶予税額の計算

区	分	当初課税額 ( ) 額	更正額
①	寄託相続人の税額控除額の合計と相続時精算課税分の贈与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額		
②	特定価額に基づく寄託相続人の算出税額(1の②×1の⑤/1の(⑤+⑦)) 〔「当初課税額( ) 額」欄については更正前における申告書第8の5表等の同欄の金額〕		
③	特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(②×20%)		
a	(②+③)-暦年課税分の贈与税額控除額の金額(赤字の場合は0)		
④	特定価額の20%に相当する金額に基づく寄託相続人の算出税額(1の②×1の⑥/1の(⑥+⑦)) 〔「当初課税額( ) 額」欄については更正前における申告書第8の5表等の同欄の金額〕		
⑤	特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(④×20%)		
b	(④+⑤)-暦年課税分の贈与税額控除額の金額(赤字の場合は0)		
⑥	寄託相続人の課税価格に基づく算出税額(赤字の場合は0)		
⑦	(①+a-b-⑥)の金額(赤字の場合は0)		
⑧	特定美術品が2以上ある場合の特定美術品ごとの美術品納税猶予税額		
イ	〔特定美術品の名称〕 〔②×イの特定美術品に係る価額/1の①〕(100円未満切捨て)		
ロ	〔特定美術品の名称〕 〔②×ロの特定美術品に係る価額/1の①〕(100円未満切捨て)		
ハ	〔特定美術品の名称〕 〔②×ハの特定美術品に係る価額/1の①〕(100円未満切捨て)		
⑨	美術品納税猶予税額(⑦)の金額(100円未満切捨て)(又は⑧の金額の合計額)	A	A

( ) 枚のうち ( ) 枚目

(資4-75-14-A4統一)

(新規)



改正後

改正前

(通知用)

相続税の更正通知書(付表6)

〔租税特別措置法第70条の6の10(個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除)の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表〕

(平成31年4月分以降用)

1 事業用資産納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算			
区	分	当初課税額( )額	更正額
①	特例事業用資産の価額		
②	特例事業相続人等に係る特定価額		
③	特定価額(①-②)(1,000円未満の捨捨)(赤字の場合は0)		
④	特例事業相続人等以外の相続人等の課税価格の合計額		
⑤	基礎控除額		
⑥	特定価額に基づく課税遺産総額(③+④-⑤)		
(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算(更正額)			
⑦ 法定相続人の氏名	⑧ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算	
		⑨ 法定相続分に応ずる取得金額(⑥×⑧)	非相続税の総額の基となる税額
法定相続分の合計	1	⑩ 相続税の総額(⑨の合計額)	00

2 事業用資産納税猶予税額の計算

区	分	当初課税額( )額	更正額
①	特例事業相続人等の税額控除額の合計と相続時精算課税分の贈与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額		
②	特定価額に基づく特例事業相続人等の算出税額(1の⑩×1の③/1の③+④)(「当初課税額( )額」欄については更正前における申告書第8の6表等の同欄の金額)		
③	特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(②×20%)		
a	(②+③-暦年課税分の贈与税額控除額)の金額(赤字の場合は0)		
b	特例事業相続人等の課税価格に基づく算出税額(赤字の場合は0)		
④	(①+a-b)の金額(赤字の場合は0)		
⑤	事業用資産納税猶予税額(a-④)の金額(赤字の場合は0)	A	A

( ) 枚のうち( ) 枚目

(資4-75-16-A 4 統一)

(新規)

改正後

改正前

(通知用)  
相続税の更正通知書(付表7)

〔相続税の納税猶予の適用を受けている人の納税猶予税額の計算明細表〕

○ 納税猶予税額の計算

区 分	当 初 課税額 ( ) 額	更 正 額
① 農地等納税猶予税額(付表1(1)の㉓)	円	円
② 株式等納税猶予税額(付表2-2のA)		
③ 特例株式等納税猶予税額(付表2の2-2のA)		
④ 山林納税猶予税額(付表3-2の㉔)		
⑤ 医療法人持分納税猶予税額(付表4-2のA)		
⑥ 美術品納税猶予税額(付表5-2のA)		
⑦ 事業用資産納税猶予税額(付表6-2のA)		
⑧ 合計(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)		

(新規)

( )枚のうち( )枚目

(資4-75-18-A4統一)

改正後

改正前

令和0年分贈与税の申告書 (兼贈与税の額) FD4728

提出用

住所 〒 (電話) フリガナ 氏名 個人番号又は法人番号 生年 生月 生日 職業

整理番号 補完 申告書提出年月日 受理等延滞年月日 出願年月日 死亡年月日

名簿 財産目録コード 短期 長期 修正枚数 確認 修正枚数 訂正 修正枚数 特記事項

私は、相続特別措置が第70条の2の5第1項又は第3項の規定による課税限度から贈与を受けた場合の特例税率の特例の適用を受けます。

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告書との関係・生年月日(フリガナ) (平成27年4月1日以前に死亡した場合は、贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告書との関係・生年月日(フリガナ)を記載してください。)

平成 年 月 日

私は、相続特別措置が第70条の2の5第1項又は第3項の規定による課税限度から贈与を受けた場合の特例税率の特例の適用を受けます。

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告書との関係・生年月日(フリガナ) (平成27年4月1日以前に死亡した場合は、贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告書との関係・生年月日(フリガナ)を記載してください。)

平成 年 月 日

私は、相続特別措置が第70条の2の5第1項又は第3項の規定による課税限度から贈与を受けた場合の特例税率の特例の適用を受けます。

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告書との関係・生年月日(フリガナ) (平成27年4月1日以前に死亡した場合は、贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告書との関係・生年月日(フリガナ)を記載してください。)

平成 年 月 日

特別贈与財産の価額の合計額 (課税価格) ①

一般贈与財産の価額の合計額 (課税価格) ②

配偶者控除額 (③) (配偶者控除額を適用する場合は、この欄に記入してください。)

暦年課税分の課税価格の合計額 (④) (①+②-③)

基礎控除額 ⑤ 1100000

⑥の控除後の課税価格 ⑥ 000

⑦に対する税額 ⑦ 00

外国税額の控除額 ⑧ 00

医療法人等分納税額 ⑨ 00

差引税額 (⑦-⑧-⑨) ⑩ 00

相続税計算設計の課税価格の合計額 (⑪) (④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨)

相続税計算設計の差引税額の合計額 (⑫) (⑩-⑪)

課税価格の合計額 (⑬) (④+⑤+⑥)

基礎控除額 ⑭ 00

土地等納税額 ⑮ 00

株式等納税額 ⑯ 00

特別株式等納税額 ⑰ 00

医療法人等分納税額 ⑱ 00

事業用資産納税額 ⑲ 00

差引税額 (⑬-⑭-⑮-⑯-⑰-⑱) ⑳ 00

この申告が更正等を受ける場合は、申告期限までに納付すべき税額の増減額 ㉑ 00

この申告が更正等を受ける場合は、申告期限までに納付すべき税額の増減額 ㉒ 00

私は、相続特別措置が第70条の2の5第1項又は第3項の規定による課税限度から贈与を受けた場合の特例税率の特例の適用を受けます。

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告書との関係・生年月日(フリガナ) (平成27年4月1日以前に死亡した場合は、贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告書との関係・生年月日(フリガナ)を記載してください。)

平成 年 月 日

私は、相続特別措置が第70条の2の5第1項又は第3項の規定による課税限度から贈与を受けた場合の特例税率の特例の適用を受けます。

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告書との関係・生年月日(フリガナ) (平成27年4月1日以前に死亡した場合は、贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告書との関係・生年月日(フリガナ)を記載してください。)

平成 年 月 日

私は、相続特別措置が第70条の2の5第1項又は第3項の規定による課税限度から贈与を受けた場合の特例税率の特例の適用を受けます。

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告書との関係・生年月日(フリガナ) (平成27年4月1日以前に死亡した場合は、贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告書との関係・生年月日(フリガナ)を記載してください。)

平成 年 月 日

特別贈与財産の価額の合計額 (課税価格) ①

一般贈与財産の価額の合計額 (課税価格) ②

配偶者控除額 (③) (配偶者控除額を適用する場合は、この欄に記入してください。)

暦年課税分の課税価格の合計額 (④) (①+②-③)

基礎控除額 ⑤ 1100000

⑥の控除後の課税価格 ⑥ 000

⑦に対する税額 ⑦ 00

外国税額の控除額 ⑧ 00

医療法人等分納税額 ⑨ 00

差引税額 (⑦-⑧-⑨) ⑩ 00

相続税計算設計の課税価格の合計額 (⑪) (④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨)

相続税計算設計の差引税額の合計額 (⑫) (⑩-⑪)

課税価格の合計額 (⑬) (④+⑤+⑥)

基礎控除額 ⑭ 00

土地等納税額 ⑮ 00

株式等納税額 ⑯ 00

特別株式等納税額 ⑰ 00

医療法人等分納税額 ⑱ 00

事業用資産納税額 ⑲ 00

差引税額 (⑬-⑭-⑮-⑯-⑰-⑱) ⑳ 00

この申告が更正等を受ける場合は、申告期限までに納付すべき税額の増減額 ㉑ 00

この申告が更正等を受ける場合は、申告期限までに納付すべき税額の増減額 ㉒ 00

作成後提出の申告書提出用・署名押印・電話番号

税理士法第30条の書面提出用 通信日付印

税理士法第33条の2の書面提出用 確認印

(注) ①-⑫は「1-1-A」様式(1)記入用

平成 年分贈与税の申告書 (兼贈与税の額) FD4727

提出用

住所 〒 (電話) フリガナ 氏名 個人番号又は法人番号 生年 生月 生日 職業

整理番号 補完 申告書提出年月日 受理等延滞年月日 出願年月日 死亡年月日

名簿 財産目録コード 短期 長期 修正枚数 確認 修正枚数 訂正 修正枚数 特記事項

私は、相続特別措置が第70条の2の5第1項又は第3項の規定による課税限度から贈与を受けた場合の特例税率の特例の適用を受けます。

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告書との関係・生年月日(フリガナ) (平成27年4月1日以前に死亡した場合は、贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告書との関係・生年月日(フリガナ)を記載してください。)

平成 年 月 日

私は、相続特別措置が第70条の2の5第1項又は第3項の規定による課税限度から贈与を受けた場合の特例税率の特例の適用を受けます。

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告書との関係・生年月日(フリガナ) (平成27年4月1日以前に死亡した場合は、贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告書との関係・生年月日(フリガナ)を記載してください。)

平成 年 月 日

私は、相続特別措置が第70条の2の5第1項又は第3項の規定による課税限度から贈与を受けた場合の特例税率の特例の適用を受けます。

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告書との関係・生年月日(フリガナ) (平成27年4月1日以前に死亡した場合は、贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告書との関係・生年月日(フリガナ)を記載してください。)

平成 年 月 日

特別贈与財産の価額の合計額 (課税価格) ①

一般贈与財産の価額の合計額 (課税価格) ②

配偶者控除額 (③) (配偶者控除額を適用する場合は、この欄に記入してください。)

暦年課税分の課税価格の合計額 (④) (①+②-③)

基礎控除額 ⑤ 1100000

⑥の控除後の課税価格 ⑥ 000

⑦に対する税額 ⑦ 00

外国税額の控除額 ⑧ 00

医療法人等分納税額 ⑨ 00

差引税額 (⑦-⑧-⑨) ⑩ 00

相続税計算設計の課税価格の合計額 (⑪) (④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨)

相続税計算設計の差引税額の合計額 (⑫) (⑩-⑪)

課税価格の合計額 (⑬) (④+⑤+⑥)

基礎控除額 ⑭ 00

土地等納税額 ⑮ 00

株式等納税額 ⑯ 00

特別株式等納税額 ⑰ 00

医療法人等分納税額 ⑱ 00

事業用資産納税額 ⑲ 00

差引税額 (⑬-⑭-⑮-⑯-⑰-⑱) ⑳ 00

この申告が更正等を受ける場合は、申告期限までに納付すべき税額の増減額 ㉑ 00

この申告が更正等を受ける場合は、申告期限までに納付すべき税額の増減額 ㉒ 00

作成後提出の申告書提出用・署名押印・電話番号

税理士法第30条の書面提出用 通信日付印

税理士法第33条の2の書面提出用 確認印

(注) ①-⑫は「1-1-A」様式(1)記入用

第一表 (平成30年分以降用) (住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二又は第一表の三と、相続時精算課税の申告は申告書第一表と一併に提出してください。)

第一表 (平成30年分以降用) (住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二又は第一表の三と、相続時精算課税の申告は申告書第一表と一併に提出してください。)

改正後

改正前

令和〇〇年分贈与税の申告書(兼贈与税の額)

住所 氏名 個人番号又は法人番号 ※個人番号又は法人番号は複写されません

特例贈与財産分  
i 暦年課税分  
ii 一般贈与財産分

合計額

基礎控除額  
④  
⑤  
⑥  
⑦  
⑧  
⑨  
⑩  
⑪  
⑫

課税価格の合計額  
⑬  
⑭  
⑮  
⑯  
⑰  
⑱  
⑲  
⑳  
㉑  
㉒

税引税額  
㉓  
㉔

税理士法第30条の書面提出有  
税理士法第30条の2の書面提出有

第一表 (令和元年分以降用)

〇この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。

平成〇〇年分贈与税の申告書(兼贈与税の額)

住所 氏名 個人番号又は法人番号 ※個人番号又は法人番号は複写されません

特例贈与財産分  
i 暦年課税分  
ii 一般贈与財産分

合計額

基礎控除額  
④  
⑤  
⑥  
⑦  
⑧  
⑨  
⑩  
⑪  
⑫

課税価格の合計額  
⑬  
⑭  
⑮  
⑯  
⑰  
⑱  
⑲  
⑳  
㉑  
㉒

税引税額  
㉓  
㉔

税理士法第30条の書面提出有  
税理士法第30条の2の書面提出有

第一表 (平成30年分以降用)

〇この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。

令和〇〇年分贈与税の申告書(兼贈与税の額)

平成〇〇年分贈与税の申告書(兼贈与税の額)

改正後

贈与税(暦年課税)の税額の計算方法等

1 特例贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合)

贈与により財産を取得した人(贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人に限ります。)\*が、直系尊属(父母や祖父など)から贈与により取得した財産(「特例贈与財産」といいます。)\*に係る贈与税額は、「特例税率」を適用して計算します。

Table with 2 columns: 特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額) and 特例税率. Values range from 6,000,000円 to 680,000円.

(例) 特例贈与財産 6,000,000円を取得した場合
(特例贈与財産の価額の合計額(A)から基礎控除額(B)を控除した課税価格(C))に【速算表(特例贈与財産用)】を使用して税額(D)を計算します。

【速算表(特例贈与財産用)】

Table with 2 columns: 基礎控除後の課税価格 and 特例税率. Values range from 2,000千円以下 to 45,000千円以上.

<ご注意下さい>「特例税率」の適用を受ける場合、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の戸籍謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系尊属に該当することを証する書類を提出する必要があります。ただし、過去の申告において同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けたため、当該書類を提出している場合には、必ず前記「表」の過去の贈与税の申告記録欄に、その提出した年分及び数量を記入し、当該書類を添付して提出する必要があります。

2 一般贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄に金額の記載がない場合)

「特例税率」の適用がない財産(「一般贈与財産」といいます。)\*に係る贈与税額は、「一般税率」を適用して計算します。

Table with 2 columns: 一般贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額) and 一般税率. Values range from 14,000,000円 to 335,000円.

(例) 一般贈与財産 14,000,000円を取得した場合
(配偶者控除10,000,000円を適用する場合)
一般贈与財産の価額の合計額(A)から配偶者控除額(B)及び基礎控除額(C)を控除した課税価格(D)に【速算表(一般贈与財産用)】を使用して税額(E)を計算します。

【速算表(一般贈与財産用)】

Table with 2 columns: 基礎控除後の課税価格 and 一般税率. Values range from 2,000千円以下 to 30,000千円以上.

3 特例贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合)

「特例税率」及び「一般税率」の両方を適用して計算します。

Table with 2 columns: 特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の②の金額) and 一般税率. Values range from 5,000,000円 to 4,223,333円.

(例) 特例贈与財産 5,000,000円及び一般贈与財産 10,000,000円を取得した場合
特例贈与財産の価額(A)と一般贈与財産の価額(B)の合計額(C)から基礎控除額(D)を控除した課税価格(E)に【速算表(特例贈与財産用)】及び【速算表(一般贈与財産用)】を併用して税額(F)を計算し、その合計額(G)を計算します。

改正前

贈与税(暦年課税)の税額の計算方法等

1 特例贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合)

贈与により財産を取得した人(贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人に限ります。)\*が、直系尊属(父母や祖父など)から贈与により取得した財産(「特例贈与財産」といいます。)\*に係る贈与税額は、「特例税率」を適用して計算します。

Table with 2 columns: 特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額) and 特例税率. Values range from 6,000,000円 to 680,000円.

(例) 特例贈与財産 6,000,000円を取得した場合
特例贈与財産の価額の合計額(A)から基礎控除額(B)を控除した課税価格(C)に【速算表(特例贈与財産用)】を使用して税額(D)を計算します。

【速算表(特例贈与財産用)】

Table with 2 columns: 基礎控除後の課税価格 and 特例税率. Values range from 2,000千円以下 to 45,000千円以上.

<ご注意下さい>「特例税率」の適用を受ける場合、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の戸籍謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系尊属に該当することを証する書類を提出する必要があります。ただし、過去の申告において同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けたため、当該書類を提出している場合には、必ず前記「表」の過去の贈与税の申告記録欄に、その提出した年分及び数量を記入し、当該書類を添付して提出する必要があります。

2 一般贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄に金額の記載がない場合)

「特例税率」の適用がない財産(「一般贈与財産」といいます。)\*に係る贈与税額は、「一般税率」を適用して計算します。

Table with 2 columns: 一般贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額) and 一般税率. Values range from 14,000,000円 to 335,000円.

(例) 一般贈与財産 14,000,000円を取得した場合
(配偶者控除10,000,000円を適用する場合)
一般贈与財産の価額の合計額(A)から配偶者控除額(B)及び基礎控除額(C)を控除した課税価格(D)に【速算表(一般贈与財産用)】を使用して税額(E)を計算します。

【速算表(一般贈与財産用)】

Table with 2 columns: 基礎控除後の課税価格 and 一般税率. Values range from 2,000千円以下 to 30,000千円以上.

3 特例贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合)

「特例税率」及び「一般税率」の両方を適用して計算します。

Table with 2 columns: 特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の②の金額) and 一般税率. Values range from 5,000,000円 to 4,223,333円.

(例) 特例贈与財産 5,000,000円及び一般贈与財産 10,000,000円を取得した場合
特例贈与財産の価額(A)と一般贈与財産の価額(B)の合計額(C)から基礎控除額(D)を控除した課税価格(E)に【速算表(特例贈与財産用)】及び【速算表(一般贈与財産用)】を併用して税額(F)を計算し、その合計額(G)を計算します。

改正後

改正前

受益者が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書（令和元年分）

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受益者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとに作成します。なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

受託者の氏名 (フリガナ) ( ) 氏名 (フリガナ) ( ) 受託者の氏名 (フリガナ) ( )

1 委託者 住 氏 (フリガナ) 生年 年 月 日 所 名 月日 明治1、大正2、昭和3、平成4、令和5

2 信託の明細 番号 信託の名称 所在地 (信託の受益者が2以上である場合は、他の受益者の名称又は氏名も記入してください。) 贈与者の氏名、住所 (相続税法第9条の4第2項の規定の適用がある場合に限りす。)

Table with 3 columns: No., Name of Trust, Location. Rows 1, 2, 3.

3 信託に関する権利の明細

Table with columns: No., Type, Item, Utilization, Location, Quantity, Unit Price, Asset Value, etc.

信託に関する権利の価額の合計額等 ① ②

上記信託に対する外国税額 (注) 1 「番号」欄は、記載する資産が属する信託財産の上記「2 信託の明細」の「番号」を記入します。

2 「財産の価額」欄は、当該資産の価額 (信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額) を記入します。

3 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に信託に関する権利の明細を記載して添付してください。

4 贈与税額等の計算

Summary table for gift tax calculation with columns for various tax components and their totals.

(注) 1 ⑤欄は、上記3の各信託のうち、あなたが受託した信託財産に属する資産の価額 (信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額) の合計額を記入します。

5 控除する法人税等に相当する額の計算

Table for calculating tax credits with columns for different types of taxes and their amounts.

(注) 1 ①欄及び②欄は、それぞれ④欄及び⑤欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。

第一表の付表一 (令和元年分用)

受益者が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書（平成30年分）

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受益者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとに作成します。なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

受託者の氏名 (フリガナ) ( ) 氏名 (フリガナ) ( ) 受託者の氏名 (フリガナ) ( )

1 委託者 住 氏 (フリガナ) 生年 年 月 日 所 名 月日 明治1、大正2、昭和3、平成4

2 信託の明細 番号 信託の名称 所在地 (信託の受益者が2以上である場合は、他の受益者の名称又は氏名も記入してください。) 贈与者の氏名、住所 (相続税法第9条の4第2項の規定の適用がある場合に限りす。)

Table with 3 columns: No., Name of Trust, Location. Rows 1, 2, 3.

3 信託に関する権利の明細

Table with columns: No., Type, Item, Utilization, Location, Quantity, Unit Price, Asset Value, etc.

信託に関する権利の価額の合計額等 ① ②

上記信託に対する外国税額 (注) 1 「番号」欄は、記載する資産が属する信託財産の上記「2 信託の明細」の「番号」を記入します。

2 「財産の価額」欄は、当該資産の価額 (信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額) を記入します。

3 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に信託に関する権利の明細を記載して添付してください。

4 贈与税額等の計算

Summary table for gift tax calculation with columns for various tax components and their totals.

(注) 1 ⑤欄は、上記3の各信託のうち、あなたが受託した信託財産に属する資産の価額 (信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額) の合計額を記入します。

5 控除する法人税等に相当する額の計算

Table for calculating tax credits with columns for different types of taxes and their amounts.

(注) 1 ①欄及び②欄は、それぞれ④欄及び⑤欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。

第一表の付表一 (平成30年分用)

改正後

改正前

6 信託財産責任負担債務の額の計算						
① 信託に対する贈与総額 (表面③欄の金額)	法人税及び事業税等の額の基となる価額の計算					⑥ ⑤の価額に基づく法人税の額
	② 信託に関する権利の価額の合計額 (表面①欄の金額)	③ ②の価額に基づく事業税の額	④ ②の価額に基づく地方法人特別税の額	⑤ ③の金額に基づく特別法人事業税の額 (②-③-④)	⑦ 法人税及び事業税等の額の基となる価額 (②-③-④-⑤)	
円	円	円	円	円	円	円
⑧ ⑥の価額に基づく事業税の額	⑨ ⑥の価額に基づく地方法人特別税の額	⑩ ⑦の金額に基づく地方法人税の額	⑪ ⑦の金額に基づく道府県民税の額	⑫ ⑦の金額に基づく市町村民税の額	⑬ ⑦の金額に基づく特別法人事業税の額	円
円	円	円	円	円	円	円
⑭ 法人税等に相当する額 +⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬						
円						
番号	⑭ 上記⑭欄の金額	⑮ ⑭欄の金額のうちあなたが受託した各信託の価額の合計額	⑯ (⑬×⑮+⑭)の金額	⑰ 各信託に関する権利に係る外国税額控除額	⑱ 信託財産責任負担債務の額 (⑯-⑰)	円
	円	円	円	円	円	円
<p>(注) 1 この欄は、委託者について2以上の受益者が存しない信託に関する権利に係る贈与税額が相続税法施行令第1条の10第1項及び第2項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に関する権利に係る信託財産責任負担債務の額を記入します。「(信託財産責任負担債務)とは、信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいいます。」。</p> <p>2 「番号」欄は、記載する信託財産が属する信託の表面「2 信託の明細」欄の番号を記入します。</p> <p>3 ⑮欄及び⑱欄は、それぞれ⑮欄及び⑱欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。</p> <p>4 ⑯欄及び⑱欄は、それぞれ⑯欄及び⑱欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方法人特別税等の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。</p> <p>※ 令和元年10月1日以前の贈与の場合に記入し、同日以後の贈与の場合には、これらの欄に記入しません。</p> <p>5 ⑱欄及び⑲欄は、それぞれ⑱欄及び⑲欄の金額を基に特別法人事業税及び特別法人事業課金税に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「特別法人事業税の額」を記入します。</p> <p>※ 令和元年10月1日以後の贈与の場合に記入し、同日以前の贈与の場合には、これらの欄に記入しません。</p> <p>※ 令和元年10月1日以後の贈与で当該贈与の日の属する受託者の事業年度が令和元年10月1日前に開始されている場合は⑱欄及び⑲欄は、それぞれ⑱欄及び⑲欄の金額を基に有効力を有する廃止前暫定措置法の規定を適用して計算した「旧地方法人特別税の額」を記入します。</p> <p>6 ⑲欄は、⑲欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。</p> <p>7 ⑲欄は、⑲欄の法人税の額を基に地方税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。</p> <p>8 ⑲欄及び⑳欄は、⑲欄の法人税の額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。</p> <p>9 ⑲欄から⑳欄までの各欄は、贈与があった日の属する事業年度ごとに計算した額の合計額を記入します。</p> <p>10 ⑲欄の金額 (⑲-⑳) がマイナスとなるときは「0」と記入します。</p> <p>11 ⑲欄は、各信託のうち受託者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、表面「3 信託に関する権利の明細」欄の信託財産に属する資産の価額(信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額)の合計額を記入します。</p> <p>12 ⑲欄は、各信託のうち受託者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する外国税額控除額を記入します。</p> <p>13 ⑲欄の金額 (⑲-⑳) がマイナスとなるときは「0」と記入します。</p> <p>14 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に信託財産責任負担債務の額の計算を記載して添付してください。</p>						

書きかた等

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとに作成します。なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。各欄の記載については、各欄の(注)にしたがって記入してください。また、次の欄は次により記入してください。

- 「受託者の名称又は氏名」欄には、受託者の名称又は氏名を記入してください。
- 「1 委託者」欄には、委託者の住所、氏名(フリガナ)及び生年月日を記入してください。
- 「2 信託の明細」には、この明細書を提出する受託者が委託者から受託した(している)受益者が存しない信託(相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により贈与により取得したものとみなされる信託に関する権利をいいます。以下同じです。)のほか、この明細書を提出する受託者以外の他の受託者が同一の委託者から同年中に受託した(している)受益者が存しない信託についても記入してください。なお、「所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるもの所在地を記載するとともに、信託の受託者がこの明細書を提出する受託者以外の場合には、その受託者の名称又は氏名も併せて記入してください。また、「贈与者の氏名、住所」欄には、信託に関する権利について相続税法第9条の4第2項の規定により贈与により取得したとみなされる場合に、贈与をしたとみなされる者(信託に関する権利について、次に受益者等となる者の前の受益者等)の氏名及び住所を記入してください。
- 「3 信託に関する権利の明細」には、「2 信託の明細」に記載した受益者が存しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入してください。なお、「あなたが受託した信託財産に係る外国税額控除額」欄は、「2 信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいずれかに、相続税法第21条の8に規定する「在外財産に対する贈与税額の控除」の金額をまとめて記入してください。
- 「4 贈与税額等の計算」では、この明細書を提出する受託者が受託した(している)受益者が存しない信託に係る贈与税の差引税額を計算します。作成する明細書が1枚の場合には、表面「⑩」欄の金額を贈与税の申告書第一表の「⑩」欄に転記します。また、この明細書を複数枚作成される場合には、各明細書の表面「⑩」欄の合計額を贈与税の申告書第一表の「⑩」欄に転記します。
- 「5 控除する法人税等に相当する額の計算」では、贈与税額から控除する法人税等の相当額を計算します。
- 「6 信託財産責任負担債務の額の計算」では、贈与税額が相続税法施行令第1条の10第1項及び第2項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。

6 信託財産責任負担債務の額の計算						
① 信託に対する贈与税額 (表面③欄の金額)	法人税及び事業税等の額の基となる価額の計算					⑥ ⑤の価額に基づく法人税の額
	② 信託に関する権利の合計額 (表面①欄の金額)	③ ②の価額に基づく事業税の額	④ ②の価額に基づく地方法人特別税の額	⑤ ③の金額に基づく特別法人事業税の額 (②-③-④)	⑦ 法人税及び事業税等の額の基となる価額 (②-③-④-⑤)	
円	円	円	円	円	円	円
⑧ ⑥の価額に基づく事業税の額	⑨ ⑥の価額に基づく地方法人特別税の額	⑩ ⑦の金額に基づく地方法人税の額	⑪ ⑦の金額に基づく道府県民税の額	⑫ ⑦の金額に基づく市町村民税の額	⑬ ⑦の金額に基づく特別法人事業税の額	円
円	円	円	円	円	円	円
⑭ 法人税等に相当する額 +⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬						
円						
番号	⑭ 上記⑭欄の金額	⑮ ⑭欄の金額のうちあなたが受託した各信託の価額の合計額	⑯ (⑬×⑮+⑭)の金額	⑰ 各信託に関する権利に係る外国税額控除額	⑱ 信託財産責任負担債務の額 (⑯-⑰)	円
	円	円	円	円	円	円
<p>(注) 1 この欄は、委託者について2以上の受益者が存しない信託に関する権利に係る贈与税額が相続税法施行令第1条の10第1項及び第2項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に関する権利に係る信託財産責任負担債務の額を記入します。「(信託財産責任負担債務)とは、信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいいます。」。</p> <p>2 「番号」欄は、記載する信託財産が属する信託の表面「2 信託の明細」欄の番号を記入します。</p> <p>3 ⑮欄及び⑱欄は、それぞれ⑮欄及び⑱欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。</p> <p>4 ⑯欄及び⑲欄は、それぞれ⑯欄及び⑲欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方法人特別税等の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。</p> <p>5 ⑲欄は、⑲欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。</p> <p>6 ⑲欄は、⑲欄の法人税の額を基に地方税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。</p> <p>7 ⑲欄及び⑳欄は、⑲欄の法人税の額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。</p> <p>8 ⑲欄から⑳欄までの各欄は、贈与があった日の属する事業年度ごとに計算した額の合計額を記入します。</p> <p>9 ⑲欄の金額 (⑲-⑳) がマイナスとなるときは「0」と記入します。</p> <p>10 ⑲欄は、各信託のうち受託者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、表面「3 信託に関する権利の明細」欄の信託財産に属する資産の価額(信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額)の合計額を記入します。</p> <p>11 ⑲欄の金額 (⑲-⑳) がマイナスとなるときは「0」と記入します。</p> <p>12 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に信託財産責任負担債務の額の計算を記載して添付してください。</p>						

書きかた等

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとに作成します。なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。各欄の記載については、各欄の(注)にしたがって記入してください。また、次の欄は次により記入してください。

- 「受託者の名称又は氏名」欄には、受託者の名称又は氏名を記入してください。
- 「1 委託者」欄には、委託者の住所、氏名(フリガナ)及び生年月日を記入してください。
- 「2 信託の明細」には、この明細書を提出する受託者が委託者から受託した(している)受益者が存しない信託(相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により贈与により取得したものとみなされる信託に関する権利をいいます。以下同じです。)のほか、この明細書を提出する受託者以外の他の受託者が同一の委託者から同年中に受託した(している)受益者が存しない信託についても記入してください。なお、「所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるもの所在地を記載するとともに、信託の受託者がこの明細書を提出する受託者以外の場合には、その受託者の名称又は氏名も併せて記入してください。また、「贈与者の氏名、住所」欄には、信託に関する権利について相続税法第9条の4第2項の規定により贈与により取得したとみなされる場合に、贈与をしたとみなされる者(信託に関する権利について、次に受益者等となる者の前の受益者等)の氏名及び住所を記入してください。
- 「3 信託に関する権利の明細」には、「2 信託の明細」に記載した受益者が存しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入してください。なお、「あなたが受託した信託財産に係る外国税額控除額」欄は、「2 信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいずれかに、相続税法第21条の8に規定する「在外財産に対する贈与税額の控除」の金額をまとめて記入してください。
- 「4 贈与税額等の計算」では、この明細書を提出する受託者が受託した(している)受益者が存しない信託に係る贈与税の差引税額を計算します。作成する明細書が1枚の場合には、表面「⑩」欄の金額を贈与税の申告書第一表の「⑩」欄に転記します。また、この明細書を複数枚作成される場合には、各明細書の表面「⑩」欄の合計額を贈与税の申告書第一表の「⑩」欄に転記します。
- 「5 控除する法人税等に相当する額の計算」では、贈与税額から控除する法人税等の相当額を計算します。
- 「6 信託財産責任負担債務の額の計算」では、贈与税額が相続税法施行令第1条の10第1項及び第2項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。

改正後

改正前

人格のない社団等又は持分の定めのない法人に課される贈与税額の計算明細書（令和元年分）

人格のない社団等又は持分の定めのない法人に課される贈与税額の計算明細書（平成30年分）

この明細書は、相続税法第66条第1項に規定する代表者若しくは管理者の定めのある人格のない社団若しくは財団又は同条第4項に規定する持分の定めのない法人が贈与税の申告書を提出する場合に、贈与者ごとに作成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。	贈与者の氏名	
	人格のない社団等 又は持分の定めのない法人の名称	

この明細書は、相続税法第66条第1項に規定する代表者若しくは管理者の定めのある人格のない社団若しくは財団又は同条第4項に規定する持分の定めのない法人が贈与税の申告書を提出する場合に、贈与者ごとに作成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。	贈与者の氏名	
	人格のない社団等 又は持分の定めのない法人の名称	

第一表の付表二（令和元年分用）

第一表の付表二（平成30年分用）

1 贈与により取得した財産の明細等								
番号	種類	細目	利用区分、 新築等	所在地等	数量	単価	財産の価額	外国税額控除額
					固定資産税 評価額	指数		
1							円	円
2								
3								
4								
5								
↑ 贈与により取得した財産のうち、その財産の価額が法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。					合計額	①	②	
上記に記載した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額及び外国税額控除額の合計額							③	④
基礎控除後の課税価格に対する税額 <small>①の金額から1,100千円を控除した金額（千円未満は切り捨てます。）に対し、申告書第一表（控除）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率により計算した金額</small>								⑤ 円

1 贈与により取得した財産の明細等								
番号	種類	細目	利用区分、 新築等	所在地等	数量	単価	財産の価額	外国税額控除額
					固定資産税 評価額	指数		
1							円	円
2								
3								
4								
5								
↑ 贈与により取得した財産のうち、その財産の価額が法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。					合計額	①	②	
上記に記載した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額及び外国税額控除額の合計額							③	④
基礎控除後の課税価格に対する税額 <small>①の金額から1,100千円を控除した金額（千円未満は切り捨てます。）に対し、申告書第一表（控除）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率により計算した金額</small>								⑤ 円

2 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の計算				
① 法人税法の規定により 益金の額に算入される贈 与により取得した財産の 価額の合計額（③の金額）	⑦ ⑥の価額に基づく事業 税の所得割の額	⑧ ⑥の価額に基づく地方 法人特別税の額	⑨ ⑦の金額に基づく特別 法人事業税の額	⑩ 翌期控除事業税等相当 額（⑦+⑧+⑨）
円	円	円	円	円
⑪ 法人税及び事業税等の 額の基となる価額（⑤-⑥）	⑬ ⑪の価額に基づく法人税の 額	⑭ ⑪の価額に基づく事業税の所 得割の額	⑮ ⑪の価額に基づく地方法人特別 税の額	
円	円	円	円	円
⑯ ⑫の金額に基づく地 方法人税の額	⑰ ⑫の金額に基づく道府 県民税の法人税割の額	⑱ ⑫の金額に基づく市町 村民税の法人税割の額	⑲ ⑫の金額に基づく特別 法人事業税の額	⑳ 法人税等に相当する額 （⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱）
円	円	円	円	円
3 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算				
㉑ 法人税法の規定により益金の額に算入される贈与により取得した財産に対応する差引税額（⑤×⑫+⑬-⑭）	㉒ 法人税等に相当する額（⑮の金額）	㉓ 限度額（㉑の金額と㉒の金額とのうちいずれか少ない方の金額）		
円	円	円	円	
4 差引税額の合計額（納付すべき税額）の計算				
㉔ 基礎控除後の課税価 格に対する税額（⑤の金 額）	㉕ 外国税額控除額（② の金額）	㉖ 控除する法人税等に 相当する額（㉓の金額）	㉗ 差引税額の合計額 （納付すべき税額）（㉔ -②-㉓）	※ 当該法人が一般社 団法人又は一般財団 法人である場合には、 レ印を記入してくだ さい。
円	円	円	円	<input type="checkbox"/>

2 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の計算				
① 法人税法の規定により 益金の額に算入される贈 与により取得した財産の 価額の合計額（③の金額）	⑦ ⑥の価額に基づく事業税の 所得割の額	⑧ ⑥の価額に基づく地方法人特 別税の額	⑨ 翌期控除事業税等相当 額（⑦+⑧）	
円	円	円	円	円
⑪ 法人税及び事業税等の 額の基となる価額（⑤-⑥）	⑬ ⑪の価額に基づく法人税の 額	⑭ ⑪の価額に基づく事業税の所 得割の額	⑮ ⑪の価額に基づく地方法人特別 税の額	
円	円	円	円	円
⑯ ⑫の金額に基づく地 方法人税の額	⑰ ⑫の金額に基づく道府 県民税の法人税割の額	⑱ ⑫の金額に基づく市町村民 税の法人税割の額	⑲ ⑫の金額に基づく特別 法人事業税の額	⑳ 法人税等に相当する額 （⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱）
円	円	円	円	円
3 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算				
㉑ 法人税法の規定により益金の額に算入される贈与により取得した財産に対応する差引税額（⑤×⑫+⑬-⑭）	㉒ 法人税等に相当する額（⑮の金額）	㉓ 限度額（㉑の金額と㉒の金額とのうちいずれか少ない方の金額）		
円	円	円	円	
4 差引税額の合計額（納付すべき税額）の計算				
㉔ 基礎控除後の課税価 格に対する税額（⑤の金 額）	㉕ 外国税額控除額（② の金額）	㉖ 控除する法人税等に 相当する額（㉓の金額）	㉗ 差引税額の合計額 （納付すべき税額）（㉔ -②-㉓）	※ 当該法人が一般社 団法人又は一般財団 法人である場合には、 レ印を記入してくだ さい。
円	円	円	円	<input type="checkbox"/>



改正後

書きかた等

この明細書は、相続税法第 66 条第 1 項に規定する代表者若しくは管理者の定めのある人格のない社団若しくは財団又は同条第 4 項に規定する持分の定めのない法人（以下「人格のない社団等」といいます。）が贈与税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。

人格のない社団等に対し贈与を行った者が 2 人以上いる場合には、贈与者ごとに、この明細書を作成してください。

- 1 「人格のない社団等又は持分の定めのない法人の名称」欄には、贈与により財産を取得した人格のない社団等の名称を記入します。
- 2 「1 贈与により取得した財産の明細等」欄は次により記入します。
  - (1) 「種類」、「細目」、「利用区分、銘柄等」、「所在場所等」、「数量」、「固定資産税評価額」、「単価」、「倍数」及び「財産の価額」欄は贈与税の申告書第一表に準じて記入します。
  - (2) 「外国税額控除額」欄は、相続税法第 21 条の 8 に規定する「在外財産に対する贈与税額の控除」の金額を記入します。
- 3 「2 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の計算」では、贈与税額から控除する法人税、事業税等の額を次により計算して記入します。
  - (1) 「⑥」欄は、贈与により取得した財産で、その財産の価額が法人税法の規定により人格のない社団等の事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額（③の金額）を記入します。
  - (2) 「⑦」及び「⑧」欄は、それぞれ「⑥」及び「⑩」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」を記入します。
  - (3) 「⑨」及び「⑪」欄は、それぞれ「⑥」及び「⑩」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして地方税法特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方税法特別税の額」を記入します。  
※ 令和元年 10 月 1 日より前の贈与の場合に記入し、同日以後の贈与の場合には、これらの欄は記入しません。
  - (4) 「⑫」及び「⑬」欄は、それぞれ「⑦」及び「⑧」欄の金額を基に特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の規定を適用して計算した「特別法人事業税の額」を記入します。  
※ 令和元年 10 月 1 日以後の贈与の場合に記入し、同日より前の贈与の場合には、これらの欄は記入しません。  
※ 令和元年 10 月 1 日以後の贈与で当該贈与の日の属する人格のない社団等の事業年度が令和元年 10 月 1 日前に開始されている場合の「⑨」及び「⑬」欄は、それぞれ「⑦」及び「⑧」欄の金額を基になお効力を有する廃止前暫定措置法（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号）附則第 31 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 9 条の規定による廃止前の地方税法特別税等に関する暫定措置法をいいます。）の規定を適用して計算した「旧地方税法特別税の額」を記入します。
- (5) 「⑭」欄は、「⑩」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。
- (6) 「⑮」欄は、「⑭」欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。
- (7) 「⑯」及び「⑰」欄は、「⑭」欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の法人税割の額」及び「市町村民税の法人税割の額」を記入します。
- (8) 「⑱」欄から「㉑」欄までの各欄は、贈与があった日の属する事業年度ごとに計算した額の合計額を記入します。
- 4 「3 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算」では、贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額を計算します。
- 5 「4 差引税額の合計額（納付すべき税額）の計算」では、差引税額の合計額（納付すべき税額）を計算します。  
「㉒」欄の金額を贈与税の申告書第一表の「㉓」欄に転記します。なお、この明細書を複数枚作成される方は、各明細書の「㉒」欄の合計額を贈与税の申告書第一表の「㉓」欄に転記します。また、一般社団法人又は一般財団法人に課された「㉒」欄の金額については、相続税法第 66 条の 2 の規定によりその一般社団法人又は一般財団法人に相続税が課される場合には、その相続税の額から控除することができます。

改正前

書きかた等

この明細書は、相続税法第 66 条第 1 項に規定する代表者若しくは管理者の定めのある人格のない社団若しくは財団又は同条第 4 項に規定する持分の定めがない法人（以下「人格のない社団等」といいます。）が贈与税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。

人格のない社団等に対し贈与を行った者が 2 人以上いる場合には、贈与者ごとに、この明細書を作成してください。

- 1 「人格のない社団等又は持分の定めのない法人の名称」欄には、贈与により財産を取得した人格のない社団等の名称を記入します。
- 2 「1 贈与により取得した財産の明細等」欄は次により記入します。
  - (1) 「種類」、「細目」、「利用区分、銘柄等」、「所在場所等」、「数量」、「固定資産税評価額」、「単価」、「倍数」及び「財産の価額」欄は贈与税の申告書第一表に準じて記入します。
  - (2) 「外国税額控除額」欄は、相続税法第 21 条の 8 に規定する「在外財産に対する贈与税額の控除」の金額を記入します。
- 3 「2 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の計算」では、贈与税額から控除する法人税、事業税等の額を次により計算して記入します。
  - (1) 「⑥」欄は、贈与により取得した財産で、その財産の価額が法人税法の規定により人格のない社団等の事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額（③の金額）を記入します。
  - (2) 「⑦」及び「⑧」欄は、「⑥」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方税法特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方税法特別税の額」を記入します。
  - (3) 「⑩」、「⑪」及び「⑫」欄には、「⑩」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」、地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方税法特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方税法特別税の額」を記入します。
  - (4) 「⑬」欄は、「⑩」欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。
  - (5) 「⑭」及び「⑮」欄は、「⑬」欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の法人税割の額」及び「市町村民税の法人税割の額」を記入します。
- 4 「3 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算」では、贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額を計算します。
- 5 「4 差引税額の合計額（納付すべき税額）の計算」では、差引税額の合計額（納付すべき税額）を計算します。  
「⑯」欄の金額を贈与税の申告書第一表の「㉓」欄に転記します。なお、この明細書を複数枚作成される方は、各明細書の「⑯」欄の合計額を贈与税の申告書第一表の「㉓」欄に転記します。また、一般社団法人又は一般財団法人に課された⑯の金額については、相続税法第 66 条の 2 の規定によりその一般社団法人又は一般財団法人に相続税が課される場合には、その相続税の額から控除することができます。

## 改正後

## 相続税法第28条第6項又は第7項に規定する場合に該当することとなった場合の明細書

この明細書は、国内（相続税法の施行地をいいます。以下同じです。）に住所を有しない人であって日本国籍を有しない人が短期非居住贈与者<sup>(※)</sup>から贈与により財産を取得し、その後、その短期非居住贈与者が、①国内に住所を有しなくなった日（以下「出国日」といいます。）から2年を経過する日までに再び国内に住所を有することとなったこと又は②出国日から2年を経過したこと（①に該当した場合を除く。）により、贈与税の申告書を提出する場合に作成します。

なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。

1 短期非居住贈与者 <sup>(※)</sup> に関する事項	
国内に住所を有しなくなった直前の住所	
贈与時の住所	
氏名	
国内に住所を有しなくなった日（出国日）	年 月 日
出国日前15年以内に国内に住所を有していた期間	年 月 日～年 月 日 年 月 日～年 月 日
<small>(※) 「短期非居住贈与者」とは、贈与の時において国内に住所を有していなかったその贈与をした人であって、その贈与前10年以内のいずれかの時において国内に住所を有していたことがある人のうち出国日前15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年を超える人（その期間引き続き日本国籍を有していなかった人に限ります。）で、出国日から2年を経過していない人をいいます。</small>	
2 上記1の短期非居住贈与者が出国日から2年を経過する日までに再び国内に住所を有することとなった場合 (注) この場合には、その短期非居住贈与者が再び国内に住所を有することとなった日の属する年の翌年2月1日から3月15日までの間に贈与税の申告書を提出する必要があります。	
再び国内に住所を有することとなった日	年 月 日
3 上記1の短期非居住贈与者の出国日から2年を経過した場合（上記2に該当した場合を除く。） (注) この場合には、その短期非居住贈与者が出国日から2年を経過した日の属する年の翌年2月1日から3月15日までの間に贈与税の申告書を提出する必要があります。	
国内に住所を有しなくなった日（出国日）から2年を経過した日	年 月 日

(備考) 贈与税の申告は、原則として、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に行うこととされていますが、贈与時に日本国籍を有しない非居住無制限納税義務者に該当した人が短期非居住贈与者からの贈与により財産を取得した場合のその贈与を受けた年分の贈与税の申告は、短期非居住贈与者以外の人からの贈与により取得した財産も含め、その期間ではなく、次の場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間に行う必要があります（当該期間内に提出される申告書は、期限内申告となります。）。

なお、②の場合には、その短期非居住贈与者から取得した国外財産については、贈与税の課税対象外となります。

① その短期非居住贈与者が出国日から2年を経過する日までに再び国内に住所を有することとなった場合 その短期非居住贈与者が国内に住所を有することとなった日の属する年の翌年2月1日から3月15日まで

② その短期非居住贈与者が出国日から2年を経過した場合（①に該当する場合を除く。） その短期非居住贈与者が出国日から2年を経過した日の属する年の翌年2月1日から3月15日まで

(資5-59-4-A4統-) (令元、10)

## 改正前

## 相続税法第28条第6項又は第7項に規定する場合に該当することとなった場合の明細書

この明細書は、国内（相続税法の施行地をいいます。以下同じです。）に住所を有しない人であって日本国籍を有しない人が短期非居住贈与者<sup>(※)</sup>から贈与により財産を取得し、その後、その短期非居住贈与者が、①国内に住所を有しなくなった日（以下「出国日」といいます。）から2年を経過する日までに再び国内に住所を有することとなったこと又は②出国日から2年を経過したこと（①に該当した場合を除く。）により、贈与税の申告書を提出する場合に作成します。

なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。

1 短期非居住贈与者 <sup>(※)</sup> に関する事項	
国内に住所を有しなくなった直前の住所	
贈与時の住所	
氏名	
国内に住所を有しなくなった日（出国日）	年 月 日
出国日前15年以内に国内に住所を有していた期間	年 月 日～年 月 日 年 月 日～年 月 日
<small>(※) 「短期非居住贈与者」とは、贈与の時において国内に住所を有していなかったその贈与をした人であって、その贈与前10年以内のいずれかの時において国内に住所を有していたことがある人のうち出国日前15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年を超える人（その期間引き続き日本国籍を有していなかった人に限ります。）で、出国日から2年を経過していない人をいいます。</small>	
2 上記1の短期非居住贈与者が出国日から2年を経過する日までに再び国内に住所を有することとなった場合 (注) この場合には、その短期非居住贈与者が再び国内に住所を有することとなった日の属する年の翌年2月1日から3月15日までの間に贈与税の申告書を提出する必要があります。	
再び国内に住所を有することとなった日	年 月 日
3 上記1の短期非居住贈与者の出国日から2年を経過した場合（上記2に該当した場合を除く。） (注) この場合には、その短期非居住贈与者が出国日から2年を経過する日の属する年の翌年2月1日から3月15日までの間に贈与税の申告書を提出する必要があります。	
国内に住所を有しなくなった日（出国日）から2年を経過する日	年 月 日

(備考) 贈与税の申告は、原則として、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に行うこととされていますが、贈与時に日本国籍を有しない非居住無制限納税義務者に該当した人が短期非居住贈与者からの贈与により財産を取得した場合のその贈与を受けた年分の贈与税の申告は、短期非居住贈与者以外の人からの贈与により取得した財産も含め、その期間ではなく、次の場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間に行う必要があります（当該期間内に提出される申告書は、期限内申告となります。）。

なお、②の場合には、その短期非居住贈与者から取得した国外財産については、贈与税の課税対象外となります。

① その短期非居住贈与者が出国日から2年を経過する日までに再び国内に住所を有することとなった場合 その短期非居住贈与者が国内に住所を有することとなった日の属する年の翌年2月1日から3月15日まで

② その短期非居住贈与者が出国日から2年を経過した場合（①に該当する場合を除く。） その短期非居住贈与者が出国日から2年を経過した日の属する年の翌年2月1日から3月15日まで

(資5-59-4-A4統-) (平30、10)

第一表の付表三  
(平成30年4月1日以降用)

第一表の付表三  
(平成30年4月1日以降用)

改正後

改正前

令和元年分贈与税の申告書(住宅取得等資金の非課税の計算明細書) F D 4 7 4 5

提出用		受贈者の氏名	
<p>次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1)</p>			
贈与者の住所・氏名(フリガナ)	申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
住所	続柄 生年月日	所在地 地番 門番 番地	平成 年 月 日 円 千 百 十 万 千 百 十 円
氏名	続柄 生年月日	所在地 地番 門番 番地	平成 年 月 日 円 千 百 十 万 千 百 十 円
氏名	続柄 生年月日	所在地 地番 門番 番地	平成 年 月 日 円 千 百 十 万 千 百 十 円
住宅取得等資金の合計額		32	
住宅資金非課税 限度額(注2)	平成 年 月 日	平成 年 月 日	34
平成27年分から30年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(注3)	35		
住宅資金非課税限度額の残額(32-35)	36		
特別住宅資金非課税 税額限度額(注4)	平成 年 月 日	平成 年 月 日	37
32のうち非課税の適用を受ける金額	40		
33のうち非課税の適用を受ける金額	41		
非課税の適用を受ける金額の合計額(36+41)	42		
32のうち課税価格に算入される金額(32-42)	43		
33のうち課税価格に算入される金額(33-42)	44		

第一表の二(令和元年分用)と第一表の三は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります(令和元年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超の場合は、住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません。)

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	提出した税務署	税務署
----------------------------	---------	-----

(注2) 非課税限度額については、申告書第一表の二(四)の欄を参照ください。

(注3) 租税特別措置法第70条の2第12項の規定に該当する場合は、記入は不要です。

(注4) 住宅取得等資金の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例(以下、これを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用を受ける人が、所得税(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算上、住宅の取得等又は住宅の増改築等の対価等の額から住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた部分の金額を差し引く必要がありますのでご注意ください。

税務署整理簿	整理番号	名簿	確認
--------	------	----	----

\* 欄には記入しないでください。(様式-10-1-3-A4様式)(令和10)

平成30年分贈与税の申告書(住宅取得等資金の非課税の計算明細書) F D 4 7 4 4

提出用		受贈者の氏名	
<p>次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1)</p>			
贈与者の住所・氏名(フリガナ)	申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
住所	続柄 生年月日	所在地 地番 門番 番地	平成 年 月 日 円 千 百 十 万 千 百 十 円
氏名	続柄 生年月日	所在地 地番 門番 番地	平成 年 月 日 円 千 百 十 万 千 百 十 円
氏名	続柄 生年月日	所在地 地番 門番 番地	平成 年 月 日 円 千 百 十 万 千 百 十 円
住宅取得等資金の合計額		31	
住宅資金非課税 限度額(注2)	平成 年 月 日	平成 年 月 日	33
平成27年分から29年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(注3)	34		
住宅資金非課税限度額の残額(31-34)	35		
31のうち非課税の適用を受ける金額	37		
32のうち非課税の適用を受ける金額	38		
非課税の適用を受ける金額の合計額(35+38)	39		
31のうち課税価格に算入される金額(31-39)	40		
32のうち課税価格に算入される金額(32-39)	41		

第一表の二(平成30年分用)と第一表の三は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	提出した税務署	税務署
----------------------------	---------	-----

(注2) 非課税限度額とは、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約を締結した日及び住宅用の家屋の種類に応じて、次の表のとおりとなります。ただし、平成27年分から29年分までの贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合には、これらの金額と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

新築・取得・増改築等に係る契約年月日	～平成27年12月31日	平成28年1月1日～平成31年3月15日
種類	省エネ等住宅(※)	1,200万円
	1,000万円	700万円
	上記以外の住宅	

\* 「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、租税特別措置法施行令第40条の4の2第7項の規定により証明されたものをいいます。

(注3) 租税特別措置法第70条の2第12項の規定に該当する場合には、「平成27年分から29年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(31)欄への記入は不要です。

税務署整理簿	整理番号	名簿	確認
--------	------	----	----

\* 欄には記入しないでください。(様式-10-1-3-A4様式)(平30.10)

改正後

改正前

令和元年分贈与税の申告書(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

受贈者の氏名

次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にし印を記入してください。  
 私は、相続特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けたい。(単位:円)

贈与者の住所・氏名(フガナ)申告者との続柄・生年月日 □に2桁の数字(1:本人、2:配偶者、3:直系尊属、4:直系卑属、5:兄弟姉妹)を記入してください。	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日		平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
氏名		平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
住宅取得等資金の合計額		〇〇
贈与者の住所・氏名(フガナ)申告者との続柄・生年月日 □に2桁の数字(1:本人、2:配偶者、3:直系尊属、4:直系卑属、5:兄弟姉妹)を記入してください。	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日		平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
氏名		平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
住宅取得等資金の合計額		〇〇
住宅資金非課税(新築・取得・増改築等)の限度額(注2)に係る契約年月日	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	〇〇
平成27年分から30年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(注3)	〇〇	〇〇
住宅資金非課税限度額の残額(注4)	〇〇	〇〇
特別住宅資金非課税限度額(注5)に係る契約年月日	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	〇〇
〇〇のうち非課税の適用を受ける金額	〇〇	〇〇
〇〇のうち非課税の適用を受ける金額	〇〇	〇〇
非課税の適用を受ける金額の合計額(〇〇+〇〇)	〇〇	〇〇
〇〇のうち課税価格に算入される金額(〇〇-〇〇)	〇〇	〇〇
〇〇のうち課税価格に算入される金額(注6)	〇〇	〇〇
〇〇のうち課税価格に算入される金額(注7)	〇〇	〇〇
所得税及び復興特別所得税の確定申告書提出した年月日		提出した税務署
		税務署

第一表の二(平成30年分用) ○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。

注1 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。(令和元年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超の場合には、住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません。)

注2 非課税限度額については、申告書第一表の二(控用)の欄面をご参照ください。

注3 相続特別措置法第70条の2第2項の規定に該当する場合には、記入は不要です。

注4 住宅取得等資金の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続税計算の特例(以下、これを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用を受ける人が、所得税(特定増改築等)住宅資金等特別控除の適用を受ける場合には、「特定増改築等)住宅資金等特別控除」の計算上、住宅の取得等又は住宅の増改築等の日等の特例から住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた部分の金額を差し引く必要がありまのでご注意ください。

平成30年分贈与税の申告書(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

受贈者の氏名

次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にし印を記入してください。  
 私は、相続特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けたい。(単位:円)

贈与者の住所・氏名(フガナ)申告者との続柄・生年月日 □に2桁の数字(1:本人、2:配偶者、3:直系尊属、4:直系卑属、5:兄弟姉妹)を記入してください。	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日		平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
氏名		平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
住宅取得等資金の合計額		〇〇
贈与者の住所・氏名(フガナ)申告者との続柄・生年月日 □に2桁の数字(1:本人、2:配偶者、3:直系尊属、4:直系卑属、5:兄弟姉妹)を記入してください。	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日		平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
氏名		平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
住宅取得等資金の合計額		〇〇
住宅資金非課税(新築・取得・増改築等)の限度額(注2)に係る契約年月日	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	〇〇
平成27年分から29年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(注3)	〇〇	〇〇
住宅資金非課税限度額の残額(注4)	〇〇	〇〇
〇〇のうち非課税の適用を受ける金額	〇〇	〇〇
〇〇のうち非課税の適用を受ける金額	〇〇	〇〇
非課税の適用を受ける金額の合計額(〇〇+〇〇)	〇〇	〇〇
〇〇のうち課税価格に算入される金額(注5)	〇〇	〇〇
〇〇のうち課税価格に算入される金額(注6)	〇〇	〇〇
〇〇のうち課税価格に算入される金額(注7)	〇〇	〇〇
所得税及び復興特別所得税の確定申告書提出した年月日		提出した税務署
		税務署

第一表の二(平成30年分用) ○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。

注1 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

注2 非課税限度額は、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約の日及び住宅用の家屋の種類に応じて、次の表のとおりとなります。ただし、平成27年分から29年分までの贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合には、これらの金額と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

新築・取得・増改築等に係る契約年月日	～平成27年12月31日	平成28年1月1日～平成31年3月31日
種別	省エネ等住宅(※)	1,200万円
	上記以外の住宅	700万円

※「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性能、耐震性能又はバリアフリー性能を満たす住宅用の家屋であることにつき、相続特別措置法施行令第40条の4の2第7項の規定により証明がされたものをいいます。

注3 相続特別措置法第70条の2第2項の規定に該当する場合には、「平成27年分から29年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(〇〇)欄」への記入は不要です。

改正後

改正前

〔非課税限度額〕

受贈者ごとの非課税限度額は、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等（以下「新築等」といいます。）に係る契約を締結した日や住宅用の家屋の種類などに応じて、次の(1)又は(2)の表のとおりとなります（注1）。

(1) 下記(2)以外の場合〔住宅資金非課税限度額〕

新築・取得・増改築に係る契約年月日		～平成27年4月31日	平成28年1月1日～令和2年2月15日
種 別	省エネ等住宅(※)	1,500万円	1,200万円
	上記以外の住宅	1,000万円	700万円

※「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、租税特別措置法施行令第40条の4の2第7項の規定により証明がされたものをいいます（(2)においても同じです。）。

(2) 住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合〔特別住宅資金非課税限度額〕

新築・取得・増改築に係る契約年月日		平成21年4月1日～令和2年2月15日
種 別	省エネ等住宅	3,000万円
	上記以外の住宅	2,500万円

(注) 1 次の場合に該当する場合には、上記(1)又は(2)の表と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

- ・ 平成27年分から平成30年分までの贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合
- ・ 前一年中に贈与により取得した住宅取得等資金について住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合において、住宅用の家屋の新築等に係る契約が2以上あるとき

2 個人間の売買で、建築後使用されたことのある住宅用の家屋（中古住宅）を取得する場合には、原則として消費税等がかかりますので上記(2)の表には該当しません。

(新設)

改正後

改正前

令和元年分贈与税の申告書 (震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

提出用

受贈者の氏名

震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。  
 私は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1)

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日
平成 令和 年 月 日	平成 令和 年 月 日	平成 令和 年 月 日
住宅取得等資金の合計額 45		
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日
平成 令和 年 月 日	平成 令和 年 月 日	平成 令和 年 月 日
住宅取得等資金の合計額 46		
住宅資金非課税限度額(注2)に係る契約年月日	平成 令和 年 月 日	47
平成27年分から30年分までの贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額 48		
住宅資金非課税限度額の残額(前-48) 49		
特別住宅資金非課税限度額(注2)に係る契約年月日	平成 令和 年 月 日	50
49のうち非課税の適用を受ける金額 53		
非課税の適用を受ける金額の合計額(53+54) 55		
49のうち課税価格に算入される金額(前-53) 56		
56のうち課税価格に算入される金額(前-56) 57		

注1 震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。(令和元年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超の場合は、震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません。)

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	提出した税務署	税務署

注2 非課税限度額については、申告書第一表の三(控用)の裏面をご参照ください。

税務署管理番号	氏名	確認

※欄には記入しないでください。(資5-10-1-5-A4様式) (令和元年10)

平成30年分贈与税の申告書 (震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

提出用

受贈者の氏名

震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。  
 私は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1)

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日
平成 令和 年 月 日	平成 令和 年 月 日	平成 令和 年 月 日
住宅取得等資金の合計額 42		
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日
平成 令和 年 月 日	平成 令和 年 月 日	平成 令和 年 月 日
住宅取得等資金の合計額 43		
住宅資金非課税限度額(注2)に係る契約年月日	平成 令和 年 月 日	44
平成27年分から29年分までの贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額 45		
住宅資金非課税限度額の残額(前-45) 46		
46のうち非課税の適用を受ける金額 48		
非課税の適用を受ける金額の合計額(48+49) 50		
46のうち課税価格に算入される金額(前-46) 51		
51のうち課税価格に算入される金額(前-51) 52		

注1 震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	提出した税務署	税務署

注2 非課税限度額は、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約を締結した日及び住宅用の家屋の種類に応じて、次の表のとおりとなります。

新築・取得・増改築等に係る契約年月日	～平成31年3月15日
種類	省エネ等住宅(高)
	1,500万円
	上記以外の住宅
	1,000万円

※「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、創エネルギー性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第29条の2第7項の規定により証明されたものをいいます。

税務署管理番号	氏名	確認

※欄には記入しないでください。(資5-10-1-5-A4様式) (平成30.10)

第一表の三(控用)の裏面には、必要な付書類とともに申告書第一表の二(贈与)欄に提出してください。

改正後

改正前

令和元年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

平成30年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

受贈者の氏名		第一表の三（令和元年分用）	
<p>震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。  <input type="checkbox"/> 私は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けず。 (注1)</p>			
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>(フリガナは漢字・カタカナ・ローマ字で記入し、姓と名は別記して記入してください。)</small>	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額	
氏名		平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	
関係		平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	
住宅取得等資金の合計額		45	
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>(フリガナは漢字・カタカナ・ローマ字で記入し、姓と名は別記して記入してください。)</small>		取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金の金額
氏名		平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	
関係		平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	
住宅取得等資金の合計額		46	
住宅資金非課税 限度額(注2)	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	47	
平成27年分から30年分までの贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額		48	
住宅資金非課税限度額の残額(④-⑧)		49	
特別住宅資金非課 税限度額(注2)	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	50	
45のうち非課税の適用を受ける金額		53	
46のうち非課税の適用を受ける金額		54	
非課税の適用を受ける金額の合計額(53+54)		55	
45のうち課税価格に算入される金額(⑧-53)		56	
46のうち課税価格に算入される金額(⑧-54)		57	

受贈者の氏名		第一表の三（平成30年分用）	
<p>震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。  <input type="checkbox"/> 私は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けず。 (注1)</p>			
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>(フリガナは漢字・カタカナ・ローマ字で記入し、姓と名は別記して記入してください。)</small>	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額	
氏名		平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	
関係		平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	
住宅取得等資金の合計額		42	
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>(フリガナは漢字・カタカナ・ローマ字で記入し、姓と名は別記して記入してください。)</small>	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金の金額	
氏名		平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	
関係		平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	
住宅取得等資金の合計額		43	
住宅資金非課税 限度額(注2)	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	44	
平成27年分から29年分までの贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額		45	
住宅資金非課税限度額の残額(④-⑤)		46	
42のうち非課税の適用を受ける金額		48	
43のうち非課税の適用を受ける金額		49	
非課税の適用を受ける金額の合計額(48+49)		50	
42のうち課税価格に算入される金額(④-48)		51	
43のうち課税価格に算入される金額(④-49)		52	

(注1) 震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります(令和元年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超の場合には、震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません。)

(注1) 震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。  
 所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日 提出した税務署 税務課

(注2) 非課税限度額は、住宅用の家賃の額若しくは収買又は増改築に係る契約締結の日及び住宅用の家賃の額に基いて、次の割合をとり算じます。

新築・増築・増改築に係る契約年月日	～平成21年3月31日
種別	省エネ等住宅(※)
額	1,500万円
種別	上記以外の住宅
額	1,000万円

※『省エネ住宅(注)』とは、一定の省エネ基準を達成し、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家賃であることにより、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第29条の2第2項の規定により適用がされたものをいいます。

改正後

改正前

(新設)

〔非課税限度額〕

受贈者ごとの非課税限度額は、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等（以下「新築等」といいます。）に係る契約を締結した日や住宅用の家屋の種類などに応じて、次の(1)又は(2)の表のとおりとなります（注1）。

(1) 下記(2)以外の場合〔住宅資金非課税限度額〕

新築・取得・増改築等に係る契約年月日	～令和2年3月15日	
種類	省エネ等住宅（※）	1,500万円
	上記以外の住宅	1,000万円

※ 「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第29条の2第7項の規定により証明がされたものをいいます（(2)においても同じです。）。

(2) 住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合〔注2〕〔特別住宅資金非課税限度額〕

新築・取得・増改築等に係る契約年月日	平成31年4月1日～令和2年3月15日	
種類	省エネ等住宅	3,000万円
	上記以外の住宅	2,500万円

(注) 1 次の場合に該当する場合には、上記(1)又は(2)の表と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。  
 ・ 平成27年分から平成30年分までの贈与税の申告で震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合  
 ・ 同一年中に贈与により取得した住宅取得等資金について震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合において、住宅用の家屋の新築等に係る契約が2以上あるとき  
 2 個人間の売買で、建築後使用されたことのある住宅用の家屋（中古住宅）を取得する場合には、原則として消費税等がかかりませんので上記(2)の表には該当しません。



改正後

改正前

令和0年贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)

FD4735

提出用

第二表 (令和元年分以降用) 第二表は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。

次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。  
 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。(単位:円)

特定贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>(フリガナ欄は「姓(姓フリガナ)」「名(名フリガナ)」「出生年月日(西暦)」「性別(性別フリガナ)」の順に記入してください)</small>	左の特定贈与者から取得した財産の明細				財産を取得した年月日
	種類	種目	数量	単位	財産の価額
住所					平成 令和 年 月 日
氏名					平成 令和 年 月 日
続柄					平成 令和 年 月 日
生年月日					平成 令和 年 月 日

財産の価額の合計額 (課税価格) 23

特別控除額の計算

過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額 (最高2,500万円) 24

特別控除額の残額 (2,500万円-②) 25

特別控除額 (②の金額と③の金額のいずれか低い金額) 26

翌年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円-③-④) 27

④の控除後の課税価格 (②-④) [1,000円未満切捨て] 28 000

④に対する税額 (④×20%) 29 00

外国税額の控除額 (外国にある財産の贈りを受けた場合で、外国の贈り税を課せられたときに記入します。) 30

差引税額 (②-⑤) 31

上記の特定期間からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況

注) 上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈りを受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

* 税務署整理課	整理番号	名簿	届出番号	-
	財産種目コード	確認		

\* 欄には記入しないでください。(設5-10-2-1-A4統一)(令元10)

平成 年贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)

FD4734

提出用

第二表 (平成30年分以降用) 第二表は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。

次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。  
 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。(単位:円)

特定贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>(フリガナ欄は「姓(姓フリガナ)」「名(名フリガナ)」「出生年月日(西暦)」「性別(性別フリガナ)」の順に記入してください)</small>	左の特定贈与者から取得した財産の明細				財産を取得した年月日
	種類	種目	数量	単位	財産の価額
住所					平成 令和 年 月 日
氏名					平成 令和 年 月 日
続柄					平成 令和 年 月 日
生年月日					平成 令和 年 月 日

財産の価額の合計額 (課税価格) 22

特別控除額の計算

過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額 (最高2,500万円) 23

特別控除額の残額 (2,500万円-②) 24

特別控除額 (②の金額と③の金額のいずれか低い金額) 25

翌年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円-③-④) 26

④の控除後の課税価格 (②-④) [1,000円未満切捨て] 27 000

④に対する税額 (④×20%) 28 00

外国税額の控除額 (外国にある財産の贈りを受けた場合で、外国の贈り税を課せられたときに記入します。) 29

差引税額 (②-⑤) 30

上記の特定期間からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況

注) 上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈りを受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

* 税務署整理課	整理番号	名簿	届出番号	-
	財産種目コード	確認		

\* 欄には記入しないでください。(設5-10-2-1-A4統一)(平30.10)

改正後

改正前

令和〇〇年贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)

平成〇〇年贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)

受贈者の氏名 **控**

次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。  
 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。(単位:円)

種類	相目	数量		単価	財産を取得した年月日
		数量	単価		
財産の価額					
住所					平成〇〇年〇〇月〇〇日
氏名					平成〇〇年〇〇月〇〇日
続柄	父 [1]、母 [2]、祖父 [3]、 祖母 [4]、[1]~[4]以外 [5]				平成〇〇年〇〇月〇〇日
生年月日					平成〇〇年〇〇月〇〇日
財産の価額の合計額 (課税価格) 23					
特別控除額の合計額 (最高2,500万円) 24					
特別控除額の残額 (2,500万円-24) 25					
特別控除額 (25の金額と26の金額のいずれか低い金額) 26					
翌年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円-26-27) 27					
25の控除後の課税価格 (28-26) 【1,000円未満切捨て】 28					
28に対する税額 (28×20%) 29					
外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。) 30					
差引税額 (29-30) 31					
申告した税務署名	控除を受けた年分	受贈者の住所及び氏名 (相続時精算課税選択届出書に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。)			
上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況	署 平成 年分				
	署 平成 年分				
	署 平成 年分				
	署 平成 年分				

第二表 (令和元年分以降適用) ○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。

受贈者の氏名 **控**

次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。  
 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。(単位:円)

種類	相目	数量		単価	財産を取得した年月日
		数量	単価		
財産の価額					
住所					平成〇〇年〇〇月〇〇日
氏名					平成〇〇年〇〇月〇〇日
続柄	父 [1]、母 [2]、祖父 [3]、 祖母 [4]、[1]~[3]以外 [5]				平成〇〇年〇〇月〇〇日
生年月日					平成〇〇年〇〇月〇〇日
財産の価額の合計額 (課税価格) 22					
過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額 (最高2,500万円) 23					
特別控除額の残額 (2,500万円-23) 24					
特別控除額 (24の金額と25の金額のいずれか低い金額) 25					
翌年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円-25-26) 26					
24の控除後の課税価格 (27-25) 【1,000円未満切捨て】 27					
27に対する税額 (27×20%) 28					
外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。) 29					
差引税額 (28-29) 30					
申告した税務署名	控除を受けた年分	受贈者の住所及び氏名 (相続時精算課税選択届出書に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。)			
上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況	署 平成 年分				
	署 平成 年分				
	署 平成 年分				
	署 平成 年分				

第二表 (平成30年分以降適用) ○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。

▲... (注) 上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。  
 ◎ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

▲... (注) 上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。  
 ◎ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。



改正後

書きかた等

《使用目的等》

- この申告書付表は、死亡した人の贈与税について相続人や包括受遺者（死亡した人から包括遺贈を受けている人をいいます。）が申告をするときに使用するものです。
- この申告書付表を記入する前に、申告書で死亡した人の納める税金を計算してください。
- 死亡した人の贈与税について相続人や包括受遺者が提出する申告書とこの申告書付表は、その死亡を知った日の翌日から起算して10か月を経過した日の前日（例えば、死亡を知った日が2月20日であるときは、12月20日）までに提出してください。
- 死亡した人の死亡した年の前年以前の年分の贈与税（その年の1月1日から3月15日までに死亡した場合のその前年分の贈与税を除きます。）が無申告であったことにより提出する申告書と申告書付表については、上記3の10か月の申告期間の特例の適用はありませんから早めに提出してください。
- 相続人や包括受遺者が1人の場合には、申告書付表の提出を省略して差し支えありません。
- 一緒に申告できない相続人や包括受遺者は、別に申告書と申告書付表を提出することになります。

《死亡した人の申告書（第一表）の書きかた》

- 「令和〇〇年分贈与税の申告書」には、標題の上部余白に「（準）」と記入してください。
- 「住所」と「氏名」欄は、死亡した人の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。
  - なお、相続人や包括受遺者が1人のためにこの申告書付表の提出を省略する場合は、これらの欄を2段に分け次のように記入してください。
    - 上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。
    - 下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の住所は住所地を記入するとともに、相続人や包括受遺者の氏名を記入する場合にその氏名の頭部に、「相続人」又は「包括受遺者」と記入し、署名、なつ印してください。
- 死亡した人の贈与税の申告書の提出に当たっては、相続人や包括受遺者の個人番号（法人である場合は法人番号。以下同じです。）の記入が必要となります。
  - なお、相続人や包括受遺者が1人のためにこの申告書付表の提出を省略する場合は、相続人や包括受遺者の個人番号は申告書上部余白に記入してください。

《申告書付表の書きかた》

- 「死亡した者の令和〇〇年分 贈与税の申告書付表」の標題の「〇〇年分」欄 死亡した人の申告書の年分と同じ年分を記入してください。
- 「1 死亡した者の住所・氏名等」欄の「住所」欄 死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所地を記入してください。
- 「2 死亡した者の納める税金」欄 死亡した人の申告書第一表の⑩欄（修正申告の場合は⑪欄）の金額を転記してください。
- 「5 相続人等に関する事項」 一緒に申告するかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除きます。）について記入してください。
  - なお、一緒に申告できない相続人や包括受遺者の個人番号を記入する必要はありません。
  - (1) 「住所」欄 相続人や包括受遺者がこの申告書付表を提出するときの住所（法人である場合は所在地）を記入してください。
  - (2) 「氏名」欄 この申告書付表で申告する相続人や包括受遺者は、署名、なつ印してください。
    - なお、一緒に申告できない相続人や包括受遺者については、氏名（法人である場合は名称）を○で囲んでください。
  - (3) 「個人番号又は法人番号」欄 この申告書付表で申告する相続人や包括受遺者は、それぞれの個人番号を記入してください。
    - (注) この申告書付表の控えを保管する場合には、その控えには相続人や包括受遺者の個人番号を記入しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる。）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
  - (4) 「相続分・・・B」欄 法定相続分（民法第900条、第901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。
    - (注1) 次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。
      - なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

被相続人に		相続人	法定相続分
		子がいる場合	配偶者 子
子がいない場合		配偶者 父母	3分の2 3分の1
		配偶者 兄弟姉妹	4分の3 4分の1

- (注2) 指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。
- 「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄 各人が相続又は遺贈により取得する積極財産の相続時の時価を記入してください。
    - なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（「5 (7) 相続分・・・B」）に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。
  - 「6 各人の納付税額」欄 この欄には、「2 死亡した者の納める税金」欄の納める税金に各人の相続分（「5 (7) 相続分・・・B」）に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額（100円未満の端数切捨て）を記入してください。

改正前

書きかた等

《使用目的等》

- この申告書付表は、死亡した人の贈与税について相続人や包括受遺者（死亡した人から包括遺贈を受けている人をいいます。）が申告をするときに使用するものです。
- この申告書付表を記入する前に、申告書で死亡した人の納める税金を計算してください。
- 死亡した人の贈与税について相続人や包括受遺者が提出する申告書とこの申告書付表は、その死亡を知った日の翌日から起算して10か月を経過した日の前日（例えば、死亡を知った日が2月20日であるときは、12月20日）までに提出してください。
- 死亡した人の死亡した年の前年以前の年分の贈与税（その年の1月1日から3月15日までに死亡した場合のその前年分の贈与税を除きます。）が無申告であったことにより提出する申告書と申告書付表については、上記3の10か月の申告期間の特例の適用はありませんから早めに提出してください。
- 相続人や包括受遺者が1人の場合には、申告書付表の提出を省略して差し支えありません。
- 一緒に申告できない相続人や包括受遺者は、別に申告書と申告書付表を提出することになります。

《死亡した人の申告書（第一表）の書きかた》

- 「平成〇〇年分贈与税の申告書」には、標題の上部余白に「（準）」と記入してください。
- 「住所」と「氏名」欄は、死亡した人の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。
  - なお、相続人や包括受遺者が1人のためにこの申告書付表の提出を省略する場合は、これらの欄を2段に分け次のように記入してください。
    - 上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。
    - 下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の住所は住所地を記入するとともに、相続人や包括受遺者の氏名を記入する場合にその氏名の頭部に、「相続人」又は「包括受遺者」と記入し、署名、なつ印してください。
- 死亡した人の贈与税の申告書の提出に当たっては、相続人や包括受遺者の個人番号（法人である場合は法人番号。以下同じです。）の記入が必要となります。
  - なお、相続人や包括受遺者が1人のためにこの申告書付表の提出を省略する場合は、相続人や包括受遺者の個人番号は申告書上部余白に記入してください。

《申告書付表の書きかた》

- 「死亡した者の平成〇〇年分 贈与税の申告書付表」の標題の「〇〇年分」欄 死亡した人の申告書の年分と同じ年分を記入してください。
- 「1 死亡した者の住所・氏名等」欄の「住所」欄 死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所地を記入してください。
- 「2 死亡した者の納める税金」欄 死亡した人の申告書第一表の⑩欄（修正申告の場合は⑪欄）の金額を転記してください。
- 「5 相続人等に関する事項」 一緒に申告するかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除きます。）について記入してください。
  - なお、一緒に申告できない相続人や包括受遺者の個人番号を記入する必要はありません。
  - (1) 「住所」欄 相続人や包括受遺者がこの申告書付表を提出するときの住所（法人である場合は所在地）を記入してください。
  - (2) 「氏名」欄 この申告書付表で申告する相続人や包括受遺者は、署名、なつ印してください。
    - なお、一緒に申告できない相続人や包括受遺者については、氏名（法人である場合は名称）を○で囲んでください。
  - (3) 「個人番号又は法人番号」欄 この申告書付表で申告する相続人や包括受遺者は、それぞれの個人番号を記入してください。
    - (注) この申告書付表の控えを保管する場合には、その控えには相続人や包括受遺者の個人番号を記入しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる。）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
  - (4) 「相続分・・・B」欄 法定相続分（民法第900条、901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。
    - (注1) 次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。
      - なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

被相続人に		相続人	法定相続分
		子がいる場合	配偶者 子
子がいない場合		配偶者 父母	3分の2 3分の1
		配偶者 兄弟姉妹	4分の3 4分の1

- (注2) 指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。
- 「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄 各人が相続又は遺贈により取得する積極財産の相続時の時価を記入してください。
    - なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（「5 (7) 相続分・・・B」）に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。
  - 「6 各人の納付税額」欄 この欄には、「2 死亡した者の納める税金」欄の納める税金に各人の相続分（「5 (7) 相続分・・・B」）に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額（100円未満の端数切捨て）を記入してください。

改正後

改正前

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕

〔一般措置用〕

経営承継受贈者の氏名 贈与者の氏名  
(裏面の「1」参照)

私は、次の会社の株式（出資）のうち、「2 対象贈与の判定及び納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度額（限度額）」の計算並びに対象受贈非上場株式等の明細の①欄の株式等の数等について非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けます。  
この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

1 対象受贈非上場株式等に係る会社

① 会社名	⑦ 贈与の時に係る経営承継受贈者の役職名
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	⑧ 経営承継受贈者が役員等に就任した年月日
③ 事業種目	⑨ 円換化法の認定の状況
④ 贈与の時に係る資本金の額	⑩ 認定年月日
⑤ 贈与の時に係る資本準備金の額	⑪ 認定番号
⑥ 贈与の時に係る従業員数	⑫ 会社又はその会社の特別関係会社であつてその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無

2 対象贈与の判定及び納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度額（限度額）の計算並びに対象受贈非上場株式等の明細

受贈年月日	① 贈与の時に係る発行済株式等の総数等	② 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (a)	③ 贈与者が贈与の直前に保有していた株式等の数等 (b)	④ 経営承継受贈者が贈与の直前に保有していた株式等の数等 (c)	⑤ 贈与により取得した株式等の数等 (d)
	株・ロ・円	株・ロ・円	株・ロ・円	株・ロ・円	株・ロ・円

⑥ 対象贈与の判定及び制度の対象となる株式等の数等の限度額（限度額）  
 a)  $a > b + c$  の場合  $\Rightarrow b$   
 ※  $b > d$  の場合は、制度適用不可  
 b)  $a \leq b + c$  の場合  $\Rightarrow (a - c)$   
 ※  $(a - c) > d$  の場合及び  $(a - c)$  が赤字の場合は、制度適用不可

⑦ ⑥欄の数等と限度額とのうち、限度の適用を受ける株式等の数等

⑧ 1株（ロ・円）当たりの価額（裏面の「3(3)」参照）

⑨ 価額（⑦×⑧）

3 株式等納税猶予税額の計算

① 上記2の⑥欄「A」の金額	② 基礎控除額	③ ①-②の金額（1,000円未満切捨て）	④ ③に対する税額（株式等納税猶予税額）（100円未満切捨て）
円	円	1,100,000円	000円

令和元年分以降用

4 対象受贈非上場株式等の内訳等  
この欄は、租税特別措置法施行規則第23条の9第27項第6号の規定に基づき、上記2の⑥欄に係る対象受贈非上場株式等の内訳等について記入します。記入に当たっては、裏面の「5」をご覧ください。

贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数等
イ			株・ロ・円
ロ			株・ロ・円
ハ			株・ロ・円

贈与者が贈与した株式等の数等の合計（イ+ロ+ハ） 株・ロ・円

〔注〕1 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの株式等の数等を記載し添付してください。  
2 贈与者が贈与した株式等の数等の合計欄の数等は、上記2の⑥欄の数等と一致します。

5 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項  
この欄は、経営承継受贈者が、その贈与前に贈与又は相続等により取得した上記1の対象受贈非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7）」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（同法第70条の7の2）」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。

① 取得の理由	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日	署	

6 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書  
この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の9第24項第7号の規定に基づき、会社が贈与前3年以内に経営承継受贈者及び経営承継受贈者と特別の関係がある者（裏面の「7(1)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。  
なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を説明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	科目	利用区分	所在場所等	数量	① 価額	出資者・贈与者の氏名・名称
						円	

② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額（①の合計額）

③ 会社の全ての資産の価額の合計額（②の金額を含みます。）

④ 現物出資等資産の保有割合（②/③）

上記の明細の内容に相違ありません。 令和 年 月 日

所在地 \_\_\_\_\_ 会社名 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

※ 税務署整理欄 法人管轄番号 \_\_\_\_\_ 入力 \_\_\_\_\_ 確認 \_\_\_\_\_

※欄には記入しないでください。 (資5-11-6-A-4統一) (令和10)

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕

経営承継受贈者の氏名 贈与者の氏名  
(裏面の「1」参照)

私は、次の会社の株式（出資）のうち、「2 対象贈与の判定及び納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度額（限度額）」の計算並びに対象受贈非上場株式等の明細の①欄の株式等の数等について非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けます。  
この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

1 対象受贈非上場株式等に係る会社

① 会社名	⑦ 贈与の時に係る経営承継受贈者の役職名
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	⑧ 経営承継受贈者が役員等に就任した年月日
③ 事業種目	⑨ 円換化法の認定の状況
④ 贈与の時に係る資本金の額	⑩ 認定年月日
⑤ 贈与の時に係る資本準備金の額	⑪ 認定番号
⑥ 贈与の時に係る従業員数	⑫ 会社又はその会社の特別関係会社であつてその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無

2 対象贈与の判定及び納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度額（限度額）の計算並びに対象受贈非上場株式等の明細

受贈年月日	① 贈与の時に係る発行済株式等の総数等	② 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (a)	③ 贈与者が贈与の直前に保有していた株式等の数等 (b)	④ 経営承継受贈者が贈与の直前に保有していた株式等の数等 (c)	⑤ 贈与により取得した株式等の数等 (d)
	株・ロ・円	株・ロ・円	株・ロ・円	株・ロ・円	株・ロ・円

⑥ 対象贈与の判定及び制度の対象となる株式等の数等の限度額（限度額）  
 a)  $a > b + c$  の場合  $\Rightarrow b$   
 ※  $b > d$  の場合は、制度適用不可  
 b)  $a \leq b + c$  の場合  $\Rightarrow (a - c)$   
 ※  $(a - c) > d$  の場合及び  $(a - c)$  が赤字の場合は、制度適用不可

⑦ ⑥欄の数等を限度として、⑥欄の数等とのうち、限度の適用を受ける株式等の数等

⑧ 1株（ロ・円）当たりの価額（裏面の「3(3)」参照）

⑨ 価額（⑦×⑧）

3 株式等納税猶予税額の計算

① 上記2の⑥欄「A」の金額	② 基礎控除額	③ ①-②の金額（1,000円未満切捨て）	④ ③に対する税額（株式等納税猶予税額）（100円未満切捨て）
円	円	1,100,000円	000円

平成30年分以降用

4 対象受贈非上場株式等の内訳等  
この欄は、租税特別措置法施行規則第23条の9第27項第6号の規定に基づき、上記2の⑥欄に係る対象受贈非上場株式等の内訳等について記入します。記入に当たっては、裏面の「5」をご覧ください。

贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数等
イ			株・ロ・円
ロ			株・ロ・円
ハ			株・ロ・円

贈与者が贈与した株式等の数等の合計（イ+ロ+ハ） 株・ロ・円

〔注〕1 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの株式等の数等を記載し添付してください。  
2 贈与者が贈与した株式等の数等の合計欄の数等は、上記2の⑥欄の数等と一致します。

5 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項  
この欄は、経営承継受贈者が、その贈与前に贈与又は相続等により取得した上記1の対象受贈非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7）」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（同法第70条の7の2）」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。

① 取得の理由	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	平成 年 月 日	署	

6 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書  
この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の9第24項第7号の規定に基づき、会社が贈与前3年以内に経営承継受贈者及び経営承継受贈者と特別の関係がある者（裏面の「7(1)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。  
なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を説明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	科目	利用区分	所在場所等	数量	① 価額	出資者・贈与者の氏名・名称
						円	

② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額（①の合計額）

③ 会社の全ての資産の価額の合計額（②の金額を含みます。）

④ 現物出資等資産の保有割合（②/③）

上記の明細の内容に相違ありません。 平成 年 月 日

所在地 \_\_\_\_\_ 会社名 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

※ 税務署整理欄 法人管轄番号 \_\_\_\_\_ 入力 \_\_\_\_\_ 確認 \_\_\_\_\_

※欄には記入しないでください。 (資5-11-6-A-4統一) (平成30)

改正後

(書きかた等)

- この計算書は、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7）の適用を受ける場合で暦年課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときに使用します。なお、この制度の適用を受ける場合で相続時精算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときは、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を使用してください。
 

また、次に掲げる場合には、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を作成した上で、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」により納税猶予税額を計算してください。

  - 異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
  - 異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
  - 同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合

※1 贈与者が贈与の時に会社の代表権を有している場合は、この制度の適用を受けることはできません。

※2 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5）【特例措置】の適用を受ける場合には、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」又は「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を使用してください。
- 「1 対象受贈非上場株式等に係る会社」の記入に当たっての留意事項
  - ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
 

なお、代表権に制限のある代表者については、この制度の適用を受けることはできません。
  - ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第7号又は第9号に掲げる事由に該当するものとして租税特別措置法第70条の7第2項第4号に定める円滑化認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
  - ⑨欄は、対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8第7項の特別関係がある会社をいいます。3(3)において同じです。）とあって対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。3(3)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の8第12項第1号に掲げる法人（対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。
- 「2 対象贈与の判定及び納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに対象受贈非上場株式等の明細」の記入に当たっての留意事項
  - ①から⑦欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
  - この制度の適用を受けるには、⑨欄の(イ)に該当する場合にはbの全部、⑩欄の(ロ)に該当する場合には(a-c)以上の株式等を贈与により取得していることが要件となります。
  - ⑩欄の金額は、贈与の時にその価額を記入します。
 

なお、対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社とあって対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が、会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等又は租税特別措置法施行令第40条の8第12項に規定する法人（医療法人を除きます。）の株式等（対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当するものに限ります。）若しくは同項に規定する医療法人の出資を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる対象受贈非上場株式等の価額は、会社等がこれらの株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。
  - この計算書を2以上作成する場合には、次の「3 株式等納税猶予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」を使用し、この計算書のA欄の金額とこの計算書のA欄の金額との合計額を「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」の1の①欄に記入します。
- 「3 株式等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項
 

④欄の金額は、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算し、算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の⑩欄に転記します。なお、この計算書及び「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を使用して納税猶予税額の計算を行う場合には、④の金額を「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」の3の②欄に転記します。
- 「4 対象受贈非上場株式等の内訳等」の記入に当たっての留意事項
 

この欄は、対象受贈非上場株式等の全部又は一部が租税特別措置法第70条の7第1項に規定する贈与者の同条第15項（第3号に係る部分に限り、同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得したものである場合には、租税特別措置法施行規則第23条の9第27項第6号の規定に基づいて、租税特別措置法施行令第40条の8第5項各号に定める者に対象受贈非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及び対象受贈非上場株式等の数又は金額の内訳を記入します。
- 「5 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項
  - 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
  - ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
  - ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
  - ④欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。
- 「6 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項
  - 「経営承継受贈者と特別の関係がある者」とは、経営承継受贈者の親族などその経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
  - ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）の非上場株式等の贈与があった時における価額を記入します。
 

なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。
  - ③欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社の全ての資産の価額の合計額を記入します。
  - ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この制度の適用を受けることはできません。
  - この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。

改正前

(書きかた等)

- この計算書は、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受ける場合で暦年課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときに使用します。なお、この制度の適用を受ける場合で相続時精算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときは、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を使用してください。
 

また、次に掲げる場合には、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を作成した上で、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」により納税猶予税額を計算してください。

  - 異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
  - 異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
  - 同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合

※ 贈与者が贈与の時に会社の代表権を有している場合は、この制度の適用を受けることはできません。
- 「1 対象受贈非上場株式等に係る会社」の記入に当たっての留意事項
  - ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
 

なお、代表権に制限のある代表者については、この制度の適用を受けることはできません。
  - ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第7号又は第9号に掲げる事由に該当するものとして租税特別措置法第70条の7第2項第4号に定める円滑化認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
  - ⑨欄は、対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8第7項の特別関係がある会社をいいます。3(3)において同じです。）とあって対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。3(3)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の8第12項第1号に掲げる法人（対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。
- 「2 対象贈与の判定及び納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに対象受贈非上場株式等の明細」の記入に当たっての留意事項
  - ①から⑦欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
  - この制度の適用を受けるには、⑩欄の(イ)に該当する場合にはbの全部、⑩欄の(ロ)に該当する場合には(a-c)以上の株式等を贈与により取得していることが要件となります。
  - ⑩欄の金額は、贈与の時にその価額を記入します。
 

なお、対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社とあって対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が、会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等又は租税特別措置法施行令第40条の8第12項に規定する法人（医療法人を除きます。）の株式等（対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当するものに限ります。）若しくは同項に規定する医療法人の出資を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる対象受贈非上場株式等の価額は、会社等がこれらの株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。
  - この計算書を2以上作成する場合には、次の「3 株式等納税猶予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」を使用し、この計算書のA欄の金額とこの計算書以外の計算書のA欄の金額との合計額を「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」の1の①欄に記入します。
- 「3 株式等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項
 

④欄の金額は、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算し、算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の⑩欄に転記します。なお、この計算書及び「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を使用して納税猶予税額の計算を行う場合には、④の金額を「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」の3の②欄に転記します。
- 「4 対象受贈非上場株式等の内訳等」の記入に当たっての留意事項
 

この欄は、対象受贈非上場株式等の全部又は一部が租税特別措置法第70条の7第1項に規定する贈与者の同条第15項（第3号に係る部分に限り、同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得したものである場合には、租税特別措置法施行規則第23条の9第22項第6号の規定に基づいて、租税特別措置法施行令第40条の8第5項各号に定める者に対象受贈非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及び対象受贈非上場株式等の数又は金額の内訳を記入します。
- 「5 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項
  - 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
  - ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
  - ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
  - ④欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。
- 「6 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項
  - 「経営承継受贈者と特別の関係がある者」とは、経営承継受贈者の親族などその経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
  - ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）の非上場株式等の贈与があった時における価額を記入します。
 

なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。
  - ③欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社の全ての資産の価額の合計額を記入します。
  - ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この制度の適用を受けることはできません。
  - この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。

改正後

改正前

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表） 【一般措置用】

経営承継受贈者の氏名		この別表は、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を2以上作成する必要がある場合に使用します。	
1 あん分前の株式等納税猶予税額の計算			
① 各「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額の合計額		円	
② 基礎控除額		1,100,000	
③ ②の控除後の課税価格（①-②）（1,000円未満切捨て）		,000	
④ ③に対する税額（申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算します。）		00	
2 あん分後の株式等納税猶予税額の計算			
① 会社又は贈与者ごとの株式等納税猶予税額の計算			
会社名	贈与者の氏名	株式等納税猶予税額の計算（100円未満切捨て）	
イ	上記1の④×	イの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額 上記1の④欄の価額	円 00
ロ	上記1の④×	ロの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額 上記1の④欄の価額	円 00
ハ	上記1の④×	ハの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額 上記1の④欄の価額	円 00
ニ	上記1の④×	ニの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額 上記1の④欄の価額	円 00
ホ	上記1の④×	ホの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額 上記1の④欄の価額	円 00
② あん分後の株式等納税猶予税額（イ+ロ+ハ+ニ+ホ）		00	
(注) 1 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に会社又は贈与者ごとの株式等納税猶予税額を記載し添付してください。 2 ②欄の株式等納税猶予税額を「申告書第一表」の②欄に記載します（相対時精算課税の適用を受ける対象受贈非上場株式等がある場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相対時精算課税〕（別表）」の3の②欄に記載します。）。			
※ 税務署整理欄	入力	確認	

（令和元年分以降適用）

※欄には記入しないでください。 (資5-11-7-A4統一) (令) 10

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）

経営承継受贈者の氏名		この別表は、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を2以上作成する必要がある場合に使用します。	
1 あん分前の株式等納税猶予税額の計算			
① 各「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額の合計額		円	
② 基礎控除額		1,100,000	
③ ②の控除後の課税価格（①-②）（1,000円未満切捨て）		,000	
④ ③に対する税額（申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算します。）		00	
2 あん分後の株式等納税猶予税額の計算			
① 会社又は贈与者ごとの株式等納税猶予税額の計算			
会社名	贈与者の氏名	株式等納税猶予税額の計算（100円未満切捨て）	
イ	上記1の④×	イの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額 上記1の④欄の価額	円 00
ロ	上記1の④×	ロの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額 上記1の④欄の価額	円 00
ハ	上記1の④×	ハの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額 上記1の④欄の価額	円 00
ニ	上記1の④×	ニの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額 上記1の④欄の価額	円 00
ホ	上記1の④×	ホの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額 上記1の④欄の価額	円 00
② あん分後の株式等納税猶予税額（イ+ロ+ハ+ニ+ホ）		00	
(注) 1 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に会社又は贈与者ごとの株式等納税猶予税額を記載し添付してください。 2 ②欄の株式等納税猶予税額を「申告書第一表」の②欄に記載します（相対時精算課税の適用を受ける対象受贈非上場株式等がある場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相対時精算課税〕（別表）」の3の②欄に記載します。）。			
※ 税務署整理欄	入力	確認	

（平成30年分以降適用）

※欄には記入しないでください。 (資5-11-7-A4統一) (平) 30.10

改正後

改正前

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕

【一般措置用】

経営承継受贈者の氏名 (裏面の「1」参照) 贈与者の氏名 (裏面の「1」参照)

私は、次の会社の株式（出資）のうち、「2 対象贈与の判定及び納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）」の計算並びに対象受贈非上場株式等の明細の記載の株式等の数等について非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けた。この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

1 対象受贈非上場株式等に係る会社

① 会社名	⑦ 贈与の時に係る経営承継受贈者の役職名
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	⑧ 経営承継受贈者が役員等に就任した年月日 年 月 日
③ 事業種目	⑨ 円簿化法の認定の状況 認定年月日 年 月 日
④ 贈与の時に係る資本金の額 円	⑩ 認定番号
⑤ 贈与の時に係る資本準備金の額 円	⑪ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無 有 無
⑥ 贈与の時に係る従業員数 人	

2 対象贈与の判定及び納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに対象受贈非上場株式等の明細

受贈年月日	① 贈与の時に係る発行済株式等の総数等 (a)	② 発行済株式等の総数等 (b)	③ 贈与者が贈与の直前に保有していた株式等の数等 (c)	④ 経営承継受贈者が贈与の直前に保有していた株式等の数等 (d)	⑤ 贈与により取得した株式等の数等 (e)
・	株・ロ・円	株・ロ・円	株・ロ・円	株・ロ・円	株・ロ・円

① 対象贈与の判定及び納税猶予の対象となる株式等の数等の限度数（限度額）  
 (i)  $a > b + c$  の場合 ⇒ b  
 ※  $b > d$  の場合は、制度適用不可  
 (ii)  $a \leq b + c$  の場合 ⇒  $a - c$   
 ※  $(a - c) > d$  の場合及び  $(a - c)$  が赤字の場合は、制度適用不可

⑦ ⑤欄の数等を限度として、⑥欄の数等のうち、制度の適用を受ける株式等の数等 (裏面の「3(3)」参照) ⑧ 1株 (ロ・円) 当たりの価額 (裏面の「3(3)」参照) ⑨ 価額 (⑦×⑧)

3 株式等納税猶予税額の計算

① 上記2の⑤欄「A」の価額 円	② 特別控除額 (2,500万円―過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額の合計額) 円	③ (①-②)の金額 (1,000円未満切捨て) 円	④ ③に対する税額 (③×20%) (株式等納税猶予税額) (100円未満切捨て) 00円
------------------	---	----------------------------	---

4 対象受贈非上場株式等の内訳等  
 この欄は、租税特別措置法施行規則第23条の9第27項第6号の規定に基づき、上記2の⑤欄に係る対象受贈非上場株式等の内訳等について記入します。記入に当たっては、裏面の「5」をご覧ください。

贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数等
イ	・	・	株・ロ・円
ロ	・	・	株・ロ・円
ハ	・	・	株・ロ・円

贈与者が贈与した株式等の数等の合計 (イ+ロ+ハ) 株・ロ・円

〔注〕 1 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの株式等の数等を記載し添付してください。  
 2 贈与者が贈与した株式等の数等の合計、欄の数等は、上記2の⑤欄の数等と一致します。

5 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項  
 この欄は、経営承継受贈者が、その贈与前に贈与又は相続等により取得した上記1の対象受贈非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7）」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（同法第70条の7の2）」の規定の適用を受けている場合は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。

① 取得の原因	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日	署	氏

6 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書  
 この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の9第24項第7号の規定に基づき、会社が贈与前3年以内に経営承継受贈者及び経営承継受贈者と特別の関係がある者（裏面の「7(1)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。  
 なお、この明細書による申告が別添付作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価額 円	出資者・贈与者の氏名・名称
・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・

② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額 (①の合計額) 円  
 ③ 会社の全ての資産の価額の合計額 (②の金額を含みます) 円  
 ④ 現物出資等資産の保有割合 (②/③) %

上記の明細の内容に相違ありません。 令和 年 月 日

所在地 \_\_\_\_\_ 会社名 \_\_\_\_\_ 代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

※ 税務署整理欄 法人番号欄番号 \_\_\_\_\_ 入力 \_\_\_\_\_ 確認 \_\_\_\_\_

※欄には記入しないでください。 (資5-1-1-0-A4統一) (令元10)

令和元年分以降用

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕

経営承継受贈者の氏名 (裏面の「1」参照) 贈与者の氏名 (裏面の「1」参照)

私は、次の会社の株式（出資）のうち、「2 対象贈与の判定及び納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）」の計算並びに対象受贈非上場株式等の明細の記載の株式等の数等について非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けた。この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

1 対象受贈非上場株式等に係る会社

① 会社名	⑦ 贈与の時に係る経営承継受贈者の役職名
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	⑧ 経営承継受贈者が役員等に就任した年月日 平成 年 月 日
③ 事業種目	⑨ 円簿化法の認定の状況 認定年月日 平成 年 月 日
④ 贈与の時に係る資本金の額 円	⑩ 認定番号
⑤ 贈与の時に係る資本準備金の額 円	⑪ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無 有 無
⑥ 贈与の時に係る従業員数 人	

2 対象贈与の判定及び納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに対象受贈非上場株式等の明細

受贈年月日	① 贈与の時に係る発行済株式等の総数等 (a)	② 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (b)	③ 贈与者が贈与の直前に保有していた株式等の数等 (c)	④ 経営承継受贈者が贈与の直前に保有していた株式等の数等 (d)	⑤ 贈与により取得した株式等の数等 (e)
・	株・ロ・円	株・ロ・円	株・ロ・円	株・ロ・円	株・ロ・円

① 対象贈与の判定及び納税猶予の対象となる株式等の数等の限度数（限度額）  
 (i)  $a > b + c$  の場合 ⇒ b  
 ※  $b > d$  の場合は、制度適用不可  
 (ii)  $a \leq b + c$  の場合 ⇒  $a - c$   
 ※  $(a - c) > d$  の場合及び  $(a - c)$  が赤字の場合は、制度適用不可

⑦ ⑤欄の数等を限度として、⑥欄の数等のうち、制度の適用を受ける株式等の数等 (裏面の「3(3)」参照) ⑧ 1株 (ロ・円) 当たりの価額 (裏面の「3(3)」参照) ⑨ 価額 (⑦×⑧)

3 株式等納税猶予税額の計算

① 上記2の⑤欄「A」の価額 円	② 特別控除額 (2,500万円―過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額の合計額) 円	③ (①-②)の金額 (1,000円未満切捨て) 円	④ ③に対する税額 (③×20%) (株式等納税猶予税額) (100円未満切捨て) 00円
------------------	---	----------------------------	---

4 対象受贈非上場株式等の内訳等  
 この欄は、租税特別措置法施行規則第23条の9第27項第6号の規定に基づき、上記2の⑤欄に係る対象受贈非上場株式等の内訳等について記入します。記入に当たっては、裏面の「5」をご覧ください。

贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数等
イ	・	・	株・ロ・円
ロ	・	・	株・ロ・円
ハ	・	・	株・ロ・円

贈与者が贈与した株式等の数等の合計 (イ+ロ+ハ) 株・ロ・円

〔注〕 1 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの株式等の数等を記載し添付してください。  
 2 贈与者が贈与した株式等の数等の合計、欄の数等は、上記2の⑤欄の数等と一致します。

5 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項  
 この欄は、経営承継受贈者が、その贈与前に贈与又は相続等により取得した上記1の対象受贈非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7）」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（同法第70条の7の2）」の規定の適用を受けている場合は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。

① 取得の原因	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	平成 年 月 日	署	氏

6 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書  
 この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の9第24項第7号の規定に基づき、会社が贈与前3年以内に経営承継受贈者及び経営承継受贈者と特別の関係がある者（裏面の「7(1)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。  
 なお、この明細書による申告が別添付作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価額 円	出資者・贈与者の氏名・名称
・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・

② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額 (①の合計額) 円  
 ③ 会社の全ての資産の価額の合計額 (②の金額を含みます) 円  
 ④ 現物出資等資産の保有割合 (②/③) %

上記の明細の内容に相違ありません。 平成 年 月 日

所在地 \_\_\_\_\_ 会社名 \_\_\_\_\_ 代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

※ 税務署整理欄 法人番号欄番号 \_\_\_\_\_ 入力 \_\_\_\_\_ 確認 \_\_\_\_\_

※欄には記入しないでください。 (資5-1-1-0-A4統一) (平30.10)

平成30年分以降用



改正後

《書きかた等》

- この計算書は、非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7）の適用を受ける場合で相続時精算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときに使用します。なお、この制度の適用を受ける場合で暦年課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときは、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を使用してください。
  - また、次に掲げる場合には、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を作成した上で、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」により納税猶予税額を計算してください。
  - 異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
  - 異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
  - 同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
  - ※1 贈与者が贈与の時に会社の代表権を有している場合は、この制度の適用を受けることはできません。
  - ※2 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5）【特例措置】の適用を受ける場合には、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」又は「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を使用してください。
- 「1 対象受贈非上場株式会社等に係る会社」の記入に当たっての留意事項
    - ①欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。  
なお、代表権に制限のある代表者については、この制度の適用を受けることはできません。
    - ②欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第7号又は第9号に掲げる事由に該当するものとして租税特別措置法第70条の7第2項第4号に定める円滑化法認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
    - ③欄は、対象受贈非上場株式会社等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8第7項の特別の関係がある会社をいいます。3(3)において同じです。）であって対象受贈非上場株式会社等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。3(3)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象受贈非上場株式会社等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の8第12項第1号に掲げる法人（対象受贈非上場株式会社等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。
  - 「2 対象贈与の判定及び納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに対象受贈非上場株式等の明細」の記入に当たっての留意事項
    - ①から④欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
    - この制度の適用を受けるには、⑥欄の(イ)に該当する場合にはbの全部、⑥欄の(ロ)に該当する場合には(a-c)以上の株式等を贈与により取得していることが要件となります。
    - ③欄の金額は、贈与の時にける価額を記入します。  
なお、対象受贈非上場株式会社等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって対象受贈非上場株式会社等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が、会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象受贈非上場株式会社等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等又は租税特別措置法施行令第40条の8第12項に規定する法人（医療法人を除きます。）の株式等（対象受贈非上場株式会社等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）の株式等（対象受贈非上場株式会社等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）若しくは同項に規定する医療法人の出資を有する場合は、対象受贈非上場株式会社等に係る会社等がこれらに規定する医療法人の出資を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる対象受贈非上場株式会社等の価額は、会社等がこれらに規定する株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。
    - 同一の特定贈与者からこの計算書の株式等以外に他の会社の株式等の贈与を受け、この制度の適用を受ける場合には、次の「3 株式等納税猶予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」を使用し、この計算書のA欄の金額とこの計算書以外の計算書のA欄の金額との合計額を「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」の1の①欄に記入します。
  - 「3 株式等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項
    - ②欄の金額は、過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額がある場合は、2,500万円からその金額を控除した残額を記入します。
    - ④欄の金額は、一律20%の税率により計算し、算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の⑥欄に転記します。なお、この計算書を2以上又はこの計算書及び「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を使用して納税猶予税額の計算を行う場合には、④欄の金額を「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」の3の①欄に転記します。
  - 「4 対象受贈非上場株式会社等の内訳等」の記入に当たっての留意事項
 

この欄は、対象受贈非上場株式会社等の全部又は一部が租税特別措置法第70条の7第1項に規定する贈与者の同条第15項（第3号に係る部分に限り、同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得したものである場合には、租税特別措置法施行規則第23条の9第27項第6号の規定に基づいて、租税特別措置法施行令第40条の8第5項各号に定める者に対象受贈非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及び対象受贈非上場株式等の数又は金額の内訳を記入します。
  - 「5 最初の非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項
    - 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
    - ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
    - ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
    - ④欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。
  - 「6 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項
    - 「経営承継受贈者」と特別の関係がある者」とは、経営承継受贈者の親族などその経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
    - ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）の非上場株式等の贈与があった時における価額を記入します。  
なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。
    - ②欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社の全ての資産の価額の合計額を記入します。
    - ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この制度の適用を受けることはできません。
    - この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。

改正前

《書きかた等》

- この計算書は、非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受ける場合で相続時精算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときに使用します。なお、この制度の適用を受ける場合で暦年課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときは、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を使用してください。
  - また、次に掲げる場合には、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を作成した上で、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」により納税猶予税額を計算してください。
  - 異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
  - 異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
  - 同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
  - ※ 贈与者が贈与の時に会社の代表権を有している場合は、この制度の適用を受けることはできません。
- 「1 対象受贈非上場株式会社等に係る会社」の記入に当たっての留意事項
    - ①欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。  
なお、代表権に制限のある代表者については、この制度の適用を受けることはできません。
    - ②欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第7号又は第9号に掲げる事由に該当するものとして租税特別措置法第70条の7第2項第4号に定める円滑化法認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
    - ③欄は、対象受贈非上場株式会社等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8第7項の特別の関係がある会社をいいます。3(3)において同じです。）であって対象受贈非上場株式会社等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。3(3)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象受贈非上場株式会社等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の8第12項第1号に掲げる法人（対象受贈非上場株式会社等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。
  - 「2 対象贈与の判定及び納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに対象受贈非上場株式等の明細」の記入に当たっての留意事項
    - ①から④欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
    - この制度の適用を受けるには、⑥欄の(イ)に該当する場合にはbの全部、⑥欄の(ロ)に該当する場合には(a-c)以上の株式等を贈与により取得していることが要件となります。
    - ③欄の金額は、贈与の時にける価額を記入します。  
なお、対象受贈非上場株式会社等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって対象受贈非上場株式会社等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が、会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象受贈非上場株式会社等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等又は租税特別措置法施行令第40条の8第12項に規定する法人（医療法人を除きます。）の株式等（対象受贈非上場株式会社等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）若しくは同項に規定する医療法人の出資を有する場合は、対象受贈非上場株式会社等に係る会社等がこれらに規定する医療法人の出資を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる対象受贈非上場株式会社等の価額は、会社等がこれらに規定する株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。
    - 同一の特定贈与者からこの計算書の株式等以外に他の会社の株式等の贈与を受け、この制度の適用を受ける場合には、次の「3 株式等納税猶予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」を使用し、この計算書のA欄の金額とこの計算書以外の計算書のA欄の金額との合計額を「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」の1の①欄に記入します。
  - 「3 株式等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項
    - ②欄の金額は、過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額がある場合は、2,500万円からその金額を控除した残額を記入します。
    - ④欄の金額は、一律20%の税率により計算し、算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の⑥欄に転記します。なお、この計算書を2以上又はこの計算書及び「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を使用して納税猶予税額の計算を行う場合には、④欄の金額を「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」の3の①欄に転記します。
  - 「4 対象受贈非上場株式会社等の内訳等」の記入に当たっての留意事項
 

この欄は、対象受贈非上場株式会社等の全部又は一部が租税特別措置法第70条の7第1項に規定する贈与者の同条第15項（第3号に係る部分に限り、同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得したものである場合には、租税特別措置法施行規則第23条の9第22項第6号の規定に基づいて、租税特別措置法施行令第40条の8第5項各号に定める者に対象受贈非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及び対象受贈非上場株式等の数又は金額の内訳を記入します。
  - 「5 最初の非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項
    - 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
    - ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
    - ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
    - ④欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。
  - 「6 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項
    - 「経営承継受贈者」と特別の関係がある者」とは、経営承継受贈者の親族などその経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
    - ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）の非上場株式等の贈与があった時における価額を記入します。  
なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。
    - ②欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社の全ての資産の価額の合計額を記入します。
    - ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この制度の適用を受けることはできません。
    - この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。

改正後

改正前

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表） 【一般措置用】

経営承継受贈者の氏名		この別表の1及び2は、同一の特定贈与者から複数の非上場株式等を贈与により取得した場合に使用し、特定贈与者ごとに作成します。	円
特定贈与者の氏名			
1 あん分前の株式等納税猶予税額の計算			
① 同一の特定贈与者に係る各「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額の合計額			円
② 特別控除額（2,500万円―過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額の合計額）			
③ ②の控除後の課税価格（①―②）（1,000円未満切捨て）			,000
④ ③に対する税額（③×20%）			00
2 あん分後の株式等納税猶予税額の計算			
① 会社ごとの株式等納税猶予税額の計算			
会社名	株式等納税猶予税額の計算（100円未満切捨て）		円
イ	上記1の④×	イの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額 上記1の①欄の価額	00
ロ	上記1の④×	ロの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額 上記1の①欄の価額	00
ハ	上記1の④×	ハの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額 上記1の①欄の価額	00
ニ	上記1の④×	ニの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額 上記1の①欄の価額	00
② あん分後の株式等納税猶予税額（イ+ロ+ハ+ニ）			00
(注) 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に会社ごとの株式等納税猶予税額を記載し添付してください。			
3 株式等納税猶予税額の合計額 この欄は、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を2以上作成する場合は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」及び「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」をいずれも作成する場合に記入します。 なお、この別表を2以上作成する場合には、いずれか1枚に記入してください。			
① 相続時精算課税の適用に係る株式等納税猶予税額（特定贈与者ごとの2の②欄（2の②欄に記載がない場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の3の④欄）の金額の合計額）			00
② 暦年課税の適用に係る株式等納税猶予税額（「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」の2の②欄（2の②欄に記載がない場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の3の④欄）の金額）			00
③ 合計（①+②）			00
(注) ③欄の株式等納税猶予税額を「申告書第一表」の⑤欄に転記します。			
※ 税務署整理欄	入力	確認	

（令和元年分以降用）

※欄には記入しないでください。 (資5-11-11-A4統一) (令和元)

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）

経営承継受贈者の氏名		この別表の1及び2は、同一の特定贈与者から複数の非上場株式等を贈与により取得した場合に使用し、特定贈与者ごとに作成します。	円
特定贈与者の氏名			
1 あん分前の株式等納税猶予税額の計算			
① 同一の特定贈与者に係る各「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額の合計額			円
② 特別控除額（2,500万円―過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額の合計額）			
③ ②の控除後の課税価格（①―②）（1,000円未満切捨て）			,000
④ ③に対する税額（③×20%）			00
2 あん分後の株式等納税猶予税額の計算			
① 会社ごとの株式等納税猶予税額の計算			
会社名	株式等納税猶予税額の計算（100円未満切捨て）		円
イ	上記1の④×	イの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額 上記1の①欄の価額	00
ロ	上記1の④×	ロの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額 上記1の①欄の価額	00
ハ	上記1の④×	ハの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額 上記1の①欄の価額	00
ニ	上記1の④×	ニの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額 上記1の①欄の価額	00
② あん分後の株式等納税猶予税額（イ+ロ+ハ+ニ）			00
(注) 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に会社ごとの株式等納税猶予税額を記載し添付してください。			
3 株式等納税猶予税額の合計額 この欄は、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を2以上作成する場合は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」及び「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」をいずれも作成する場合に記入します。 なお、この別表を2以上作成する場合には、いずれか1枚に記入してください。			
① 相続時精算課税の適用に係る株式等納税猶予税額（特定贈与者ごとの2の②欄（2の②欄に記載がない場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の3の④欄）の金額の合計額）			00
② 暦年課税の適用に係る株式等納税猶予税額（「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」の2の②欄（2の②欄に記載がない場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の3の④欄）の金額）			00
③ 合計（①+②）			00
(注) ③欄の株式等納税猶予税額を「申告書第一表」の⑤欄に転記します。			
※ 税務署整理欄	入力	確認	

（平成30年分以降用）

※欄には記入しないでください。 (資5-11-11-A4統一) (平成30.10)

改正後

改正前

特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕

特例証券承継受贈者の氏名 \_\_\_\_\_ 贈与者の氏名 \_\_\_\_\_  
(裏面の「1」参照) (裏面の「1」参照)

私は、次の会社の株式（出資）のうち、「3 特例対象受贈非上場株式等の明細」の①欄の株式等の数等について「贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5第1項）」の適用を受けます。  
この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

1 特例対象受贈非上場株式等に係る会社

① 会社名	② 会社の代表者名（会社の所轄税務署名）	③ 特例承認計画の提出及び確認の状況	④ 特例承認計画の提出及び確認の状況	⑤ 贈与年月日	⑥ 平成 年 月 日
⑦ 贈与の時に係る資本金の額	円	⑧ 円簿化法の認定の状況	認定番号	認定年月日	平成 年 月 日
⑨ 贈与の時に係る資本金の額	円	⑩ 会社又はその会社の特別関係会社であつてその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有	無	

2 特例対象贈与の判定

受贈年月日 \_\_\_\_\_ ① 贈与の時に係る発行済株式等の総数等 \_\_\_\_\_ ② 贈与により取得した株式等の数等 \_\_\_\_\_ 株・口・円

③ 特例対象贈与の判定（特例証券承継受贈者が1人の場合）  
※ 同一の贈与者から、同一一年中に上記1の特例対象受贈非上場株式等に係る会社の株式（出資）を取得した他の特例証券承継受贈者がある場合には、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（付表）」により特例対象贈与の判定を行い、本欄への記載は不要です。

ア 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等  
イ 贈与者が贈与の直前において保有していた株式等の数等  
ロ 特例証券承継受贈者が贈与の直前に保有していた株式等の数等  
ハ 基礎となる株式等の数等  
ニ  $a > b + c$  の場合 ⇒  $b$   
ヒ  $a \leq b + c$  の場合 ⇒  $(a - c)$   
ヘ  $(a - c)$  が赤字の場合は「0」

④ 判定  
ニの場合 ⇒ ② × d  
ヒの場合 ⇒ ② × d  
ヘの場合 ⇒ ② × d

⑤ 通過 ⑥ 否

3 特例対象受贈非上場株式等の明細

① 上記2の②欄の数等のうち、特例の適用を受ける株式等の数等 \_\_\_\_\_ 株・口・円 (裏面の「3(2)」参照)

② 価額 (①×②) \_\_\_\_\_ 円

4 特例株式等納税猶予税額の計算

① 上記3の③欄「A」の価額 \_\_\_\_\_ 円

② 基礎控除額 \_\_\_\_\_ 円

③ ①-②の金額 (1,000円未満切捨て) \_\_\_\_\_ 円

④ ③に対する税額 (特例株式等納税猶予税額) (100円未満切捨て) \_\_\_\_\_ 00円

5 特例対象受贈非上場株式等の内訳等

この欄は、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第7号の規定に基づき、上記3の①欄に係る特例対象受贈非上場株式等の内訳等について記入します。記入に当たっては、裏面の「5」をご覧ください。

贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数等
イ			株・口・円
ロ			株・口・円
ハ			株・口・円

贈与者が贈与した株式等の数等の合計 (イ+ロ+ハ) \_\_\_\_\_ 株・口・円

(注) 1 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの株式等の数等を記載し添付してください。  
2 「贈与者が贈与した株式等の数等の合計」欄の数等は、上記3の①欄の数等と一致します。

6 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項

この欄は、特例証券承継受贈者が、その贈与前に贈与又は相続（以下「相続等」といいます。）により取得した上記1の特例対象受贈非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5）」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（同法第70条の7の6）」の規定の適用を受けている旨又は受けようとしている旨を記載し、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。

取得の理由	取得年月日	申告した税務署名	贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日	署	

7 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書

この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第8号の規定に基づき、会社が贈与前3年以内に特例証券承継受贈者及び特例証券承継受贈者と特別の関係がある者（裏面の「7(1)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。  
なお、この明細書によらず会社が別途作成したその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	科目	利用区分	所在場所等	数量	① 価額	出資者・贈与者の氏名・名称
						円	

② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額 (①の合計額) \_\_\_\_\_ 円

③ 会社の全ての資産の価額の合計額 (②の金額を含みます。) \_\_\_\_\_ 円

④ 現物出資等資産の保有割合 (②/③) \_\_\_\_\_ %

上記の明細の内容に相違ありません。 \_\_\_\_\_ 令和 年 月 日

所在地 \_\_\_\_\_ 会社名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

※ 税務署管理簿 法人番号管理番号 \_\_\_\_\_ 入力 \_\_\_\_\_ 確認 \_\_\_\_\_

※欄には記入しないでください。 (資5-11-13-A4様式) (令元)10

令和元年分以降用

特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕

特例証券承継受贈者の氏名 \_\_\_\_\_ 贈与者の氏名 \_\_\_\_\_  
(裏面の「1」参照) (裏面の「1」参照)

私は、次の会社の株式（出資）のうち、「3 特例対象受贈非上場株式等の明細」の①欄の株式等の数等について「贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5第1項）」の適用を受けます。  
この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

1 特例対象受贈非上場株式等に係る会社

① 会社名	② 会社の代表者名（会社の所轄税務署名）	③ 特例承認計画の提出及び確認の状況	④ 特例承認計画の提出及び確認の状況	⑤ 贈与年月日	⑥ 平成 年 月 日
⑦ 贈与の時に係る資本金の額	円	⑧ 円簿化法の認定の状況	認定番号	認定年月日	平成 年 月 日
⑨ 贈与の時に係る資本金の額	円	⑩ 会社又はその会社の特別関係会社であつてその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有	無	

2 特例対象贈与の判定

受贈年月日 \_\_\_\_\_ ① 贈与の時に係る発行済株式等の総数等 \_\_\_\_\_ 株・口・円

② 贈与により取得した株式等の数等 \_\_\_\_\_ 株・口・円

③ 特例対象贈与の判定（特例証券承継受贈者が1人の場合）  
※ 同一の贈与者から、同一一年中に上記1の特例対象受贈非上場株式等に係る会社の株式（出資）を取得した他の特例証券承継受贈者がある場合には、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（付表）」により特例対象贈与の判定を行い、本欄への記載は不要です。

ア 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等  
イ 贈与者が贈与の直前において保有していた株式等の数等  
ロ 特例証券承継受贈者が贈与の直前に保有していた株式等の数等  
ハ 基礎となる株式等の数等  
ニ  $a > b + c$  の場合 ⇒  $b$   
ヒ  $a \leq b + c$  の場合 ⇒  $(a - c)$   
ヘ  $(a - c)$  が赤字の場合は「0」

④ 判定  
ニの場合 ⇒ ② × d  
ヒの場合 ⇒ ② × d  
ヘの場合 ⇒ ② × d

⑤ 通過 ⑥ 否

3 特例対象受贈非上場株式等の明細

① 上記2の②欄の数等のうち、特例の適用を受ける株式等の数等 \_\_\_\_\_ 株・口・円 (裏面の「3(2)」参照)

② 価額 (①×②) \_\_\_\_\_ 円

4 特例株式等納税猶予税額の計算

① 上記3の③欄「A」の価額 \_\_\_\_\_ 円

② 基礎控除額 \_\_\_\_\_ 円

③ ①-②の金額 (1,000円未満切捨て) \_\_\_\_\_ 円

④ ③に対する税額 (特例株式等納税猶予税額) (100円未満切捨て) \_\_\_\_\_ 00円

5 特例対象受贈非上場株式等の内訳等

この欄は、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第7号の規定に基づき、上記3の①欄に係る特例対象受贈非上場株式等の内訳等について記入します。記入に当たっては、裏面の「5」をご覧ください。

贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数等
イ			株・口・円
ロ			株・口・円
ハ			株・口・円

贈与者が贈与した株式等の数等の合計 (イ+ロ+ハ) \_\_\_\_\_ 株・口・円

(注) 1 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの株式等の数等を記載し添付してください。  
2 「贈与者が贈与した株式等の数等の合計」欄の数等は、上記3の①欄の数等と一致します。

6 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項

この欄は、特例証券承継受贈者が、その贈与前に贈与又は相続（以下「相続等」といいます。）により取得した上記1の特例対象受贈非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5）」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（同法第70条の7の6）」の規定の適用を受けている旨又は受けようとしている旨を記載し、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。

取得の理由	取得年月日	申告した税務署名	贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日	署	

7 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書

この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第8号の規定に基づき、会社が贈与前3年以内に特例証券承継受贈者及び特例証券承継受贈者と特別の関係がある者（裏面の「7(1)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。  
なお、この明細書によらず会社が別途作成したその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	科目	利用区分	所在場所等	数量	① 価額	出資者・贈与者の氏名・名称
						円	

② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額 (①の合計額) \_\_\_\_\_ 円

③ 会社の全ての資産の価額の合計額 (②の金額を含みます。) \_\_\_\_\_ 円

④ 現物出資等資産の保有割合 (②/③) \_\_\_\_\_ %

上記の明細の内容に相違ありません。 \_\_\_\_\_ 平成 年 月 日

所在地 \_\_\_\_\_ 会社名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

※ 税務署管理簿 法人番号管理番号 \_\_\_\_\_ 入力 \_\_\_\_\_ 確認 \_\_\_\_\_

※欄には記入しないでください。 (資5-11-13-A4様式) (平20)10

平成30年分以降用

改正後

【書きかた等】

- この計算書は、「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5）」の適用を受ける場合に「**暦年課税を適用して納税猶予税額の計算を行うと**」に使用します。
  - なお、この特例の適用を受ける場合に**相続時精算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときは、「株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」**を使用してください。
  - また、①異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合、②異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合及び③同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合には、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書又は「特例株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を作成した上で、「特例株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」又は「特例株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」により納税猶予税額を計算してください。
  - ※1 贈与者が贈与の時に会社の代表権を有している場合は、この特例の適用を受けることはできません。
  - ※2 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7）【一般措置】」の適用を受ける場合には、「株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」又は「株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を使用してください。
- 「1 特例対象受贈非上場株式等に係る会社」の記入に当たっての留意事項
  - ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
    - なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。
  - ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第1号に規定する特例承認計画に係る同令第17条第2項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその特例承認計画につき同条第4項の都道府県知事の確認を受けた日及び確認番号をそれぞれ記入します。
  - ⑨欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第11号又は第13号に掲げる事由に該当するものとして租税特別措置法第70条の7の5第2項第2号に規定する特例円滑化法認定を受けた日及び認定番号をそれぞれ記入します。
  - ⑩欄は、特例対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の5第6項により準用する同令第40条の8第7項の特別の関係がある会社をいいます。3⑫において同じです。）であって特例対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8の5第8項において準用する同令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。3⑫において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の8の5第15項において準用する同令第40条の8第12項第1号に掲げる法人（特例対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）、又は同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。
- 「2 特例対象贈与の判定」及び「3 特例対象受贈非上場株式等の明細」の記入に当たっての留意事項
  - 2の①から③欄まで及び3の①欄の「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
  - 3の②欄の金額は、贈与の時ににおける価額を記入します。
    - なお、特例対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が、会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、の株式等又は租税特別措置法施行令第40条の8の5第15項において準用する同令第40条の8第12項に規定する法人（医療法人を除きます。）の株式等（特例対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）若しくは同項に規定する医療法人の出資を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基礎となる特例対象受贈非上場株式等の価額は、会社等がこれらの株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。
  - この計算書を2以上作成する場合には、次の「4 特例株式会社等納税猶予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「特例株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」を使用し、この計算書のA欄の金額とこの計算書以外の計算書のA欄の金額との合計額を「特例株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」の1の①欄に記入します。
- 「4 特例株式会社等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項
  - ④欄の金額は、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算し、算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の④欄に転記します。なお、この計算書及び「特例株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を使用して納税猶予税額の計算を行う場合には、④の金額を「特例株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」の3の②欄に転記します。
- 「5 特例対象受贈非上場株式等の内訳等」の記入に当たっての留意事項
 

この欄は、特例対象受贈非上場株式等の全部又は一部が租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する特例贈与者の同法第70条の7第15項（第3号に係る部分に限り、同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得したものである場合には、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第7号の規定に基づいて、租税特別措置法施行令第40条の8第4項において準用する同令第40条の8第5項各号に定める者に特例対象受贈非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及び特例対象受贈非上場株式等の数又は金額の内訳を記入します。
- 「6 最初の非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項
  - ①欄は、取得の理由を丸で囲んでください。
  - ②欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
  - ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。
- 「7 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項
  - 「特例経営承継受贈者と特別の関係がある者」とは、特例経営承継受贈者の親族などその特例経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第40条の8の5第14項において準用する同令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
  - ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）の非上場株式等の贈与があった時における価額を記入します。
    - なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。
  - ②欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社の全ての資産の価額の合計額を記入します。
  - ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。
  - この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。

改正前

【書きかた等】

- この計算書は、「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5第1項）」の適用を受ける場合に「**暦年課税を適用して納税猶予税額の計算を行うと**」に使用します。
  - なお、この特例の適用を受ける場合に**相続時精算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときは、「株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」**を使用してください。
  - また、①異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合、②異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合及び③同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合には、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書又は「特例株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を作成した上で、「特例株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」又は「特例株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」により納税猶予税額を計算してください。
  - ※ 贈与者が贈与の時に会社の代表権を有している場合は、この特例の適用を受けることはできません。
- 「1 特例対象受贈非上場株式等に係る会社」の記入に当たっての留意事項
  - ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
    - なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。
  - ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第1号に規定する特例承認計画に係る同規則第17条第2項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその特例承認計画につき同条第4項の都道府県知事の確認を受けた日及び確認番号をそれぞれ記入します。
  - ⑨欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第11号又は第13号に掲げる事由に該当するものとして租税特別措置法第70条の7の5第2項第2号に規定する特例円滑化法認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
  - ⑩欄は、特例対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の5第6項により準用する同令第40条の8第7項の特別の関係がある会社をいいます。3⑫において同じです。）であって特例対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8の5第8項において準用する同令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。3⑫において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の8の5第15項において準用する同令第40条の8第12項第1号に掲げる法人（特例対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）、又は同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。
- 「2 特例対象贈与の判定」及び「3 特例対象受贈非上場株式等の明細」の記入に当たっての留意事項
  - 2の①から③欄まで及び3の①欄の「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
  - 3の②欄の金額は、贈与の時ににおける価額を記入します。
    - なお、特例対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が、会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、の株式等又は租税特別措置法施行令第40条の8の5第15項において準用する同令第40条の8第12項に規定する法人（医療法人を除きます。）の株式等（特例対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）若しくは同項に規定する医療法人の出資を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基礎となる特例対象受贈非上場株式等の価額は、会社等がこれらの株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。
  - この計算書を2以上作成する場合には、次の「4 特例株式会社等納税猶予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「特例株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」を使用し、この計算書のA欄の金額とこの計算書以外の計算書のA欄の金額との合計額を「特例株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」の1の①欄に記入します。
- 「4 特例株式会社等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項
  - ④欄の金額は、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算し、算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の④欄に転記します。なお、この計算書及び「特例株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を使用して納税猶予税額の計算を行う場合には、④の金額を「特例株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」の3の②欄に転記します。
- 「5 特例対象受贈非上場株式等の内訳等」の記入に当たっての留意事項
 

この欄は、特例対象受贈非上場株式等の全部又は一部が租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する特例贈与者の同法第70条の7第15項（第3号に係る部分に限り、同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得したものである場合には、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第14項第7号の規定に基づいて、租税特別措置法施行令第40条の8の5第4項において準用する同令第40条の8第5項各号に定める者に特例対象受贈非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及び特例対象受贈非上場株式等の数又は金額の内訳を記入します。
- 「6 最初の非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項
  - ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
  - ②欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
  - ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。
- 「7 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項
  - 「特例経営承継受贈者と特別の関係がある者」とは、特例経営承継受贈者の親族などその特例経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第40条の8の5第14項において準用する同令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
  - ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）の非上場株式等の贈与があった時における価額を記入します。
    - なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。
  - ②欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社の全ての資産の価額の合計額を記入します。
  - ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。
  - この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。

改正後

改正前

特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表） 【特例措置用】

特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）

特例経営承継受贈者の氏名		この別表は、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を2以上作成する必要がある場合に使用します。	
1 あん分前の特例株式等納税猶予税額の計算			
① 各「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額の合計額			円
② 基礎控除額			1,100,000
③ ②の控除後の課税価格（①-②）（1,000円未満切捨て）			,000
④ ③に対する税額（申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算します。）			00
2 あん分後の特例株式等納税猶予税額の計算			
① 会社又は贈与者ごとの特例株式等納税猶予税額の計算			
	会社名	贈与者の氏名	特例株式等納税猶予税額の計算（100円未満切捨て）
イ		上記1の④×	<small>イの会社の株式等に係る「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額</small> _____ 上記1の④欄の価額
ロ		上記1の④×	<small>ロの会社の株式等に係る「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額</small> _____ 上記1の④欄の価額
ハ		上記1の④×	<small>ハの会社の株式等に係る「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額</small> _____ 上記1の④欄の価額
ニ		上記1の④×	<small>ニの会社の株式等に係る「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額</small> _____ 上記1の④欄の価額
ホ		上記1の④×	<small>ホの会社の株式等に係る「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額</small> _____ 上記1の④欄の価額
② あん分後の特例株式等納税猶予税額（イ+ロ+ハ+ニ+ホ）			00
(注) 1 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に会社又は贈与者ごとの特例株式等納税猶予税額を記載し添付してください。 2 ②欄の特例株式等納税猶予税額を「申告書第一表」の②欄に転記します（相統時精算課税の適用を受ける特例対象非上場株式等がある場合には、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相統時精算課税〕（別表）」の3の②欄に転記します。）。			
※	税務署整理欄	入力	確認

令和元年分以降用

※欄には記入しないでください。 (資5-11-14-A4統一) (令元10)

特例経営承継受贈者の氏名		この別表は、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を2以上作成する必要がある場合に使用します。	
1 あん分前の特例株式等納税猶予税額の計算			
① 各「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額の合計額			円
② 基礎控除額			1,100,000
③ ②の控除後の課税価格（①-②）（1,000円未満切捨て）			,000
④ ③に対する税額（申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算します。）			00
2 あん分後の特例株式等納税猶予税額の計算			
① 会社又は贈与者ごとの特例株式等納税猶予税額の計算			
	会社名	贈与者の氏名	特例株式等納税猶予税額の計算（100円未満切捨て）
イ		上記1の④×	<small>イの会社の株式等に係る「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額</small> _____ 上記1の④欄の価額
ロ		上記1の④×	<small>ロの会社の株式等に係る「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額</small> _____ 上記1の④欄の価額
ハ		上記1の④×	<small>ハの会社の株式等に係る「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額</small> _____ 上記1の④欄の価額
ニ		上記1の④×	<small>ニの会社の株式等に係る「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額</small> _____ 上記1の④欄の価額
ホ		上記1の④×	<small>ホの会社の株式等に係る「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額</small> _____ 上記1の④欄の価額
② あん分後の特例株式等納税猶予税額（イ+ロ+ハ+ニ+ホ）			00
(注) 1 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に会社又は贈与者ごとの特例株式等納税猶予税額を記載し添付してください。 2 ②欄の特例株式等納税猶予税額を「申告書第一表」の②欄に転記します（相統時精算課税の適用を受ける特例対象非上場株式等がある場合には、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相統時精算課税〕（別表）」の3の②欄に転記します。）。			
※	税務署整理欄	入力	確認

平成30年分以降用

※欄には記入しないでください。 (資5-11-14-A4統一) (平30.10)

改正後

改正前

特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）【相続時精算課税】 【特例措置用】

Form for Special Share Tax Deferral Calculation (Gift Tax) using the Succession Settlement Method. Includes fields for donor information, recipient information, and tax calculation details.

（令和元年分以降適用）

Table for recording recipients of special shares, including columns for recipient name, address, and the number of shares received.

Table for recording the acquisition of special shares, including columns for acquisition date, method, and recipient name.

Table for recording the acquisition of special shares by the company, including columns for acquisition date, purpose, and location.

Footer section for the form, including fields for the preparer, filer, and date.

※ 欄には記入しないでください。 (数字-11-15-A4期-1) (千円/10)

特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）【相続時精算課税】

Form for Special Share Tax Deferral Calculation (Gift Tax) using the Succession Settlement Method. Includes fields for donor information, recipient information, and tax calculation details.

（平成30年分以降適用）

Table for recording recipients of special shares, including columns for recipient name, address, and the number of shares received.

Table for recording the acquisition of special shares, including columns for acquisition date, method, and recipient name.

Table for recording the acquisition of special shares by the company, including columns for acquisition date, purpose, and location.

Footer section for the form, including fields for the preparer, filer, and date.

※ 欄には記入しないでください。 (数字-11-15-A4期-1) (千円/10)

改正後

《書きかた等》

- この計算書は、「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5）」の適用を受ける場合に租税特精算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときに使用します。  
なお、この特例の適用を受ける場合に暦年課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときは、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を使用してください。  
また、①異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合、②異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合及び③同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合には、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書又は「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を作成した上で、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔租税特精算課税〕（別表）」又は「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」により納税猶予税額を計算してください。  
※1 贈与者が贈与の時に会社の代表権を有している場合は、この特例の適用を受けることはできません。  
※2 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7）「一般措置」の適用を受ける場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔租税特精算課税〕」全使用してください。
- 「1 特例対象受贈非上場株式等に係る会社」の記入に当たっての留意事項
  - ①欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。  
なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。
  - ②欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第1号に規定する特例承認計画に係る同令第17条第2項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその特例承認計画につき同条第4項の都道府県知事の確認を受けた日及び確認番号をそれぞれ記入します。
  - ③欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第11号又は第13号に掲げる事由に該当するものとして租税特別措置法第70条の7の5第2項第2号に規定する特例円滑化法認定を受けた日及び認定番号をそれぞれ記入します。
  - ④欄は、特例対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の5第6項により準用する同令第40条の8第7項の特別の関係がある会社をいいます。3②において同じです。）であって特例対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8の5第8項において準用する同令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。3②において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の8の5第15項において準用する同令第40条の8第12項第1号に掲げる法人（特例対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等について記入します。
- 「2 特例対象贈与の判定」及び「3 特例対象受贈非上場株式等の明細」の記入に当たっての留意事項
  - 2①から2③の欄まで及び3①欄の「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
  - 3①の②欄の金額は、贈与の時における価額を記入します。  
なお、特例対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が、会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等又は租税特別措置法施行令第40条の8の5第15項において準用する同令第40条の8第12項に規定する法人（医療法人を除きます。）の株式等（特例対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）若しくは同項に規定する医療法人の出資を有する場合の納税猶予分の贈与税の計算の基となる特例対象受贈非上場株式等の価額は、会社等がこれらの株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。  
同一の特例贈与者からこの計算書の株式等以外に他の会社の株式等の贈与を受け、この特例の適用を受ける場合には、次の「4 特例株式等納税猶予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔租税特精算課税〕（別表）」を使用し、この計算書のA欄の金額とこの計算書以外の計算書のA欄の金額との合計額を「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔租税特精算課税〕（別表）」の1①欄に記入します。
- 「4 特例株式等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項
  - ②欄の金額は、過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額がある場合は、2,500万円からその金額を控除した残額を記入します。
  - ③欄の金額は、一律20％の税率により計算し、算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の⑦欄に転記します。なお、この計算書に2以上又はこの計算書及び「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を使用して納税猶予税額の計算を行う場合には、④欄の金額を「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔租税特精算課税〕（別表）」の3①欄に転記します。
- 特例対象受贈非上場株式等の内訳等」の記入に当たっての留意事項
 

この欄は、特例対象受贈非上場株式等の全部又は一部が租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する特例贈与者の同法第70条の7第15項（第3号に係る部分に限り、同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得したものである場合には、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第7号の規定に基づいて、租税特別措置法施行令第40条の8の5第4項において準用する同令第40条の8第5項各号に定める者に特例対象受贈非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及び特例対象受贈非上場株式等の数又は金額の内訳を記入します。
- 「6 最初の非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項
  - ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
  - ②欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式会社等の取得について、非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先が税務署名を記入してください。
  - ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式会社等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。
- 「7 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項
 

「特例経営承継受贈者と特別の関係がある者」とは、特例経営承継受贈者の親族などその特例経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第40条の8の5第14項において準用する同令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。

  - ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）の非上場株式等の贈与があった時における価額を記入します。  
なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。
  - ②欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社全体の資産の価額の合計額を記入します。
  - ③欄の保有割合が70％以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。
  - この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。

改正前

《書きかた等》

- この計算書は、「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5第1項）」の適用を受ける場合に租税特精算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときに使用します。  
なお、この特例の適用を受ける場合に暦年課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときは、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を使用してください。  
また、①異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合、②異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合及び③同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合には、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書又は「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を作成した上で、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔租税特精算課税〕（別表）」又は「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」により納税猶予税額を計算してください。  
※ 贈与者が贈与の時に会社の代表権を有している場合は、この特例の適用を受けることはできません。
- 「1 特例対象受贈非上場株式等に係る会社」の記入に当たっての留意事項
  - ①欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。  
なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。
  - ②欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第1号に規定する特例承認計画に係る同規則第17条第2項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその特例承認計画につき同条第4項の都道府県知事の確認を受けた日及び確認番号をそれぞれ記入します。
  - ③欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第11号又は第13号に掲げる事由に該当するものとして租税特別措置法第70条の7の5第2項第2号に規定する特例円滑化法認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
  - ④欄は、特例対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の5第6項により準用する同令第40条の8第7項の特別の関係がある会社をいいます。3②において同じです。）であって特例対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8の5第8項において準用する同令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。3②において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の8の5第15項において準用する同令第40条の8第12項第1号に掲げる法人（特例対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等について記入します。
- 「2 特例対象贈与の判定」及び「3 特例対象受贈非上場株式等の明細」の記入に当たっての留意事項
  - 2①から2③の欄まで及び3①欄の「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
  - 3①の②欄の金額は、贈与の時における価額を記入します。  
なお、特例対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が、会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等又は租税特別措置法施行令第40条の8の5第15項において準用する同令第40条の8第12項に規定する法人（医療法人を除きます。）の株式等（特例対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）若しくは同項に規定する医療法人の出資を有する場合の納税猶予分の贈与税の計算の基となる特例対象受贈非上場株式等の価額は、会社等がこれらの株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。  
同一の特例贈与者からこの計算書の株式等以外に他の会社の株式等の贈与を受け、この特例の適用を受ける場合には、次の「4 特例株式等納税猶予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔租税特精算課税〕（別表）」を使用し、この計算書のA欄の金額とこの計算書以外の計算書のA欄の金額との合計額を「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔租税特精算課税〕（別表）」の1①欄に記入します。
- 「4 特例株式等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項
  - ②欄の金額は、過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額がある場合は、2,500万円からその金額を控除した残額を記入します。
  - ③欄の金額は、一律20％の税率により計算し、算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の⑦欄に転記します。なお、この計算書に2以上又はこの計算書及び「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を使用して納税猶予税額の計算を行う場合には、④欄の金額を「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔租税特精算課税〕（別表）」の3①欄に転記します。
- 特例対象受贈非上場株式等の内訳等」の記入に当たっての留意事項
 

この欄は、特例対象受贈非上場株式等の全部又は一部が租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する特例贈与者の同法第70条の7第15項（第3号に係る部分に限り、同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得したものである場合には、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第14項第7号の規定に基づいて、租税特別措置法施行令第40条の8の5第4項において準用する同令第40条の8第5項各号に定める者に特例対象受贈非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及び特例対象受贈非上場株式等の数又は金額の内訳を記入します。
- 「6 最初の非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項
  - ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
  - ②欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式会社等の取得について、非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先が税務署名を記入してください。
  - ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式会社等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。
- 「7 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項
 

「特例経営承継受贈者と特別の関係がある者」とは、特例経営承継受贈者の親族などその特例経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第40条の8の5第14項において準用する同令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。

  - ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）の非上場株式等の贈与があった時における価額を記入します。  
なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。
  - ②欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社全体の資産の価額の合計額を記入します。
  - ③欄の保有割合が70％以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。
  - この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。

改正後

改正前

特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）【特例措置用】

特例経営承継受贈者の氏名		この別表の1及び2は、同一の特定贈与者から複数の非上場株式等を贈与により取得した場合には使用し、特定贈与者ごとに作成します。
特定贈与者の氏名		
1 あん分前の特例株式等納税猶予税額の計算		
① 同一の特定贈与者に係る各「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額の合計額		円
② 特別控除額（2,500万円―過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額の合計額）		
③ ②の控除後の課税価格（①―②）（1,000円未満切捨て）		,000
④ ③に対する税額（③×20%）		00
2 あん分後の特例株式等納税猶予税額の計算		
① 会社ごとの特例株式等納税猶予税額の計算		
会社名	特例株式等納税猶予税額の計算（100円未満切捨て）	
イ	上記1の④× 上記1の①欄の価額	00
ロ	上記1の④× 上記1の①欄の価額	00
ハ	上記1の④× 上記1の①欄の価額	00
ニ	上記1の④× 上記1の①欄の価額	00
② あん分後の特例株式等納税猶予税額（イ＋ロ＋ハ＋ニ）		00
(注) 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に会社ごとの特例株式等納税猶予税額を記載し添付してください。		
3 特例株式等納税猶予税額の合計額		
この欄は、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を2以上作成する場合は「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」及び「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」をいずれも作成する場合に記入します。 なお、この別表を2以上作成する場合には、いずれか1枚に記入してください。		
① 相続時精算課税の適用に係る特例株式等納税猶予税額（特定贈与者ごとの2の②欄（2の②欄に記載がない場合には、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の4の③欄）の金額の合計額）		00
② 暦年課税の適用に係る特例株式等納税猶予税額（「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」の2の②欄（2の②欄に記載がない場合には、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の4の③欄）の金額）		00
③ 合計（①＋②）		00
(注) ③欄の特例株式等納税猶予税額を「申告書第一表」の①欄に記載します。		
※ 税務署整理欄	入力	確認
※欄には記入しないでください。 (資5-1-1-1 6-A 4 統一) (平成30.10)		

(令和元年分以降用)

特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）

特例経営承継受贈者の氏名		この別表の1及び2は、同一の特定贈与者から複数の非上場株式等を贈与により取得した場合には使用し、特定贈与者ごとに作成します。
特定贈与者の氏名		
1 あん分前の特例株式等納税猶予税額の計算		
① 同一の特定贈与者に係る各「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額の合計額		円
② 特別控除額（2,500万円―過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額の合計額）		
③ ②の控除後の課税価格（①―②）（1,000円未満切捨て）		,000
④ ③に対する税額（③×20%）		
2 あん分後の特例株式等納税猶予税額の計算		
① 会社ごとの特例株式等納税猶予税額の計算		
会社名	特例株式等納税猶予税額の計算（100円未満切捨て）	
イ	上記1の④× 上記1の①欄の価額	00
ロ	上記1の④× 上記1の①欄の価額	00
ハ	上記1の④× 上記1の①欄の価額	00
ニ	上記1の④× 上記1の①欄の価額	00
② あん分後の特例株式等納税猶予税額（イ＋ロ＋ハ＋ニ）		00
(注) 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に会社ごとの特例株式等納税猶予税額を記載し添付してください。		
3 特例株式等納税猶予税額の合計額		
この欄は、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を2以上作成する場合は「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」及び「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」をいずれも作成する場合に記入します。 なお、この別表を2以上作成する場合には、いずれか1枚に記入してください。		
① 相続時精算課税の適用に係る特例株式等納税猶予税額（特定贈与者ごとの2の②欄（2の②欄に記載がない場合には、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の4の③欄）の金額の合計額）		00
② 暦年課税の適用に係る特例株式等納税猶予税額（「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」の2の②欄（2の②欄に記載がない場合には、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の4の③欄）の金額）		00
③ 合計（①＋②）		00
(注) ③欄の特例株式等納税猶予税額を「申告書第一表」の①欄に記載します。		
※ 税務署整理欄	入力	確認
※欄には記入しないでください。 (資5-1-1-1 6-A 4 統一) (平成30.10)		

(平成30年分以降用)



改正後

改正前

特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（付表）

【特例措置用】

この付表は、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5第1項）」の適用を受ける場合において、同一の贈与者から、同一一年中に「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の1の会社の株式（出資）を取得した他の特例経営承継受贈者がある場合の「特例対象贈与の判定」に使用します<sup>(注1)</sup>。

**a 各特例経営承継受贈者に係る事項等**

	受贈年月日	氏名	住所	贈与により取得した株式等の数等
本人	・ ・	—	—	株・口・口
イ	・ ・			株・口・口
ロ	・ ・			株・口・口

	b 贈与の時ににおける発行済株式等の総数等 <sup>(注2)</sup>	c 発行済株式等の総数等の10%に相当する数等 <sup>(b×10%)</sup> (1株・口・口未満の端数上取)	d 贈与後における贈与者の有する株式等の数等 <sup>(注2)</sup>	e 贈与後に各受贈者が有する株式等の数等 <sup>(注2)</sup>	f 判定 (e ≥ c かつ e > d) (注3)
本人	株・口・口	株・口・口	株・口・口	株・口・口	適・否
イ	株・口・口	株・口・口		株・口・口	
ロ	株・口・口	株・口・口		株・口・口	

(注) 1 他の特例経営承継受贈者がある場合とは、同一の贈与者から同一一年中に、同一の会社の非上場株式等を租税特別措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与により取得した特例経営承継受贈者の数が2人又は3人である場合をいいます。  
 2 贈与が異なる時期に行われた場合の各欄の記載は次のとおりです。  
 (1) b欄 各特例経営承継受贈者がそれぞれ贈与を受けた時における総数等  
 (2) d欄 最後に行われた贈与直後における数等  
 (3) e欄 各特例経営承継受贈者がそれぞれ贈与を受けた直後における数等  
 3 要件を満たさない特例経営承継受贈者がある場合には、他の特例経営承継受贈者への贈与についても、特例対象贈与には該当しません。  
 4 a欄からe欄までの「数等」及び「総数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。

(令和元年分以降用)

※	税務署整理欄	入力	確認						
---	--------	----	----	--	--	--	--	--	--

※欄には記入しないでください。(資5-11-17-A4統一)(令和10)

特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（付表）

この付表は、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5第1項）」の適用を受ける場合において、同一の贈与者から、同一一年中に「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の1の会社の株式（出資）を取得した他の特例経営承継受贈者がある場合の「特例対象贈与の判定」に使用します<sup>(注1)</sup>。

**a 各特例経営承継受贈者に係る事項等**

	受贈年月日	氏名	住所	贈与により取得した株式等の数等
本人	・ ・	—	—	株・口・口
イ	・ ・			株・口・口
ロ	・ ・			株・口・口

	b 贈与の時ににおける発行済株式等の総数等 <sup>(注2)</sup>	c 発行済株式等の総数等の10%に相当する数等 <sup>(b×10%)</sup> (1株・口・口未満の端数上取)	d 贈与後における贈与者の有する株式等の数等 <sup>(注2)</sup>	e 贈与後に各受贈者が有する株式等の数等 <sup>(注2)</sup>	f 判定 (e ≥ c かつ e > d) (注3)
本人	株・口・口	株・口・口	株・口・口	株・口・口	適・否
イ	株・口・口	株・口・口		株・口・口	
ロ	株・口・口	株・口・口		株・口・口	

(注) 1 他の特例経営承継受贈者がある場合とは、同一の贈与者から同一一年中に、同一の会社の非上場株式等を租税特別措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与により取得した特例経営承継受贈者の数が2人又は3人である場合をいいます。  
 2 贈与が異なる時期に行われた場合の各欄の記載は次のとおりです。  
 (1) b欄 各特例経営承継受贈者がそれぞれ贈与を受けた時における総数等  
 (2) d欄 最後に行われた贈与直後における数等  
 (3) e欄 各特例経営承継受贈者がそれぞれ贈与を受けた直後における数等  
 3 要件を満たさない特例経営承継受贈者がある場合には、他の特例経営承継受贈者への贈与についても、特例対象贈与には該当しません。  
 4 a欄からe欄までの「数等」及び「総数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。

(平成30年分以降用)

※	税務署整理欄	入力	確認						
---	--------	----	----	--	--	--	--	--	--

※欄には記入しないでください。(資5-11-17-A4統一)(平30.10)

改正後

改正前

医療法人持分納税額・税額控除額の計算書（贈与税）

受贈者の氏名 \_\_\_\_\_ 贈与者の氏名 \_\_\_\_\_

私は、「1 経済的利益に係る医療法人」の①欄の医療法人に係る「2 経済的利益の明細」に掲げる経済的利益について、次の特例の適用を受けます<sup>(1)</sup>。

(適用を受ける特例の「□」にレ印を記入します。)

医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の9第1項）

医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例（租税特別措置法第70条の7の10第1項）

(注) 「1 経済的利益に係る医療法人」の①欄の医療法人の他の出資者の死亡に伴いその医療法人の持分の価額が増加した場合、次の特例の適用を受けるときは、上記の特例のうち適用を受けることを選択する特例及び次の特例の「□」にレ印を記入します。

個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があったものとみなされる場合の特例（租税特別措置法第70条の7の11第1項）

この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

1 経済的利益に係る医療法人

① 医療法人の名称等	名称	医療法人の整理番号	医療法人の所轄税務署名	税務署
② 厚生労働大臣の認定年月日				年 月 日
③ 厚生労働大臣の認定を受けた認定移行計画に記載された移行期限				年 月 日
④ 医療法人の持分の保有状況（次の内容に該当する場合には、「□」にレ印を記入します。）	<input type="checkbox"/> 私は、贈与者による①の医療法人の持分の放棄の時からこの贈与税の申告書の提出までの間において、その持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けたこと又はその持分の譲渡をしたことはありません。また、今後、この贈与税の申告書の提出期限までの間においても、その払戻しを受けること又は譲渡をすることはありません。			

(注) 上記の内容に該当しない場合には、特例の適用を受けることができません。

2 経済的利益の明細

医療法人の持分に係る経済的利益

贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益	受贈者が、贈与者による1の①の医療法人の持分の放棄により受けた経済的利益の価額等を記入します。	放棄年月日	年 月 日	経済的利益の価額	a	円
------------------------	---	-------	-------	----------	---	---

3 医療法人持分納税額又は医療法人持分税額控除額の計算

① 2のa欄の価額	② 基礎控除額	③ ②の控除後の課税価格（(1)－②の金額（1,000円未満切捨て））	④ 医療法人持分納税額等（③に対応する税額）（100円未満切捨て）	⑤ 医療法人持分納税額又は医療法人持分税額控除額
円 1,100,000 円		,000 円		00 円

イ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合

医療法人持分納税額	A	00 円
医療法人持分税額控除額	B	00 円
医療法人持分税額控除額	B	円

ロ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」の適用を受ける場合

医療法人持分納税額	A	00 円
医療法人持分税額控除額	B	00 円
医療法人持分税額控除額	B	円

\* 以下の計算明細は、基金拠出型医療法人に基金を拠出した場合（3の③のロ）に該当する場合に使用します。

基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細

4 医療法人の持分に関する事項

① 「出資持分の放棄申出書」（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）別添様式7）の医療法人への提出年月日	年 月 日
② 医療法人の基金拠出型医療法人への移行のための定款変更に係る都道府県知事の認可があった年月日	年 月 日

5 基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の持分の明細

医療法人の持分

① 贈与者による持分の放棄の直前の持分	受贈者が、贈与者による放棄の直前において有していた1の①の医療法人の持分の価額を記入します。	持分の価額	b	円
② 基金拠出の直前の持分	受贈者が、基金拠出型医療法人への基金の拠出の直前において有していた1の①の医療法人の持分の価額等を記入します。	持分の価額	c	円

6 医療法人持分税額控除額（放棄相当贈与税額）の計算

① 基金として拠出した額	d	円
② 5の「② 基金拠出の直前の持分」欄の持分の価額のうち放棄をした部分に対応する部分の金額（c－d）		円
③ 5の「② 基金拠出の直前の持分」欄の持分の価額のうち特例の適用に係る経済的利益に相当する金額（c × a / (a + b)）		円
④ 医療法人持分税額控除額	e	円

※ 税務署整理欄 法人管理番号 \_\_\_\_\_ 入力 \_\_\_\_\_ 確認 \_\_\_\_\_

※欄には記入しないでください。 (資5-11-8-A4様式) (令和10)

（令和元年分以降用）

医療法人持分納税額・税額控除額の計算書（贈与税）

受贈者の氏名 \_\_\_\_\_ 贈与者の氏名 \_\_\_\_\_

私は、「1 経済的利益に係る医療法人」の①欄の医療法人に係る「2 経済的利益の明細」に掲げる経済的利益について、次の特例の適用を受けます<sup>(1)</sup>。

(適用を受ける特例の「□」にレ印を記入します。)

医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の9第1項）

医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例（租税特別措置法第70条の7の10第1項）

(注) 「1 経済的利益に係る医療法人」の①欄の医療法人の他の出資者の死亡に伴いその医療法人の持分の価額が増加した場合、次の特例の適用を受けるときは、上記の特例のうち適用を受けることを選択する特例及び次の特例の「□」にレ印を記入します。

個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があったものとみなされる場合の特例（租税特別措置法第70条の7の11第1項）

この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

1 経済的利益に係る医療法人

① 医療法人の名称等	名称	医療法人の整理番号	医療法人の所轄税務署名	税務署
② 厚生労働大臣の認定年月日				平成 年 月 日
③ 厚生労働大臣の認定を受けた認定移行計画に記載された移行期限				平成 年 月 日
④ 医療法人の持分の保有状況（次の内容に該当する場合には、「□」にレ印を記入します。）	<input type="checkbox"/> 私は、贈与者による①の医療法人の持分の放棄の時からこの贈与税の申告書の提出までの間において、その持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けたこと又はその持分の譲渡をしたことはありません。また、今後、この贈与税の申告書の提出期限までの間においても、その払戻しを受けること又は譲渡をすることはありません。			

(注) 上記の内容に該当しない場合には、特例の適用を受けることができません。

2 経済的利益の明細

医療法人の持分に係る経済的利益

贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益	受贈者が、贈与者による1の①の医療法人の持分の放棄により受けた経済的利益の価額等を記入します。	放棄年月日	平成 年 月 日	経済的利益の価額	a	円
------------------------	---	-------	----------	----------	---	---

3 医療法人持分納税額又は医療法人持分税額控除額の計算

① 2のa欄の価額	② 基礎控除額	③ ②の控除後の課税価格（(1)－②の金額（1,000円未満切捨て））	④ 医療法人持分納税額等（③に対応する税額）（100円未満切捨て）	⑤ 医療法人持分納税額又は医療法人持分税額控除額
円 1,100,000 円		,000 円		00 円

イ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合

医療法人持分納税額	A	00 円
医療法人持分税額控除額	B	00 円
医療法人持分税額控除額	B	円

ロ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」の適用を受ける場合

医療法人持分納税額	A	00 円
医療法人持分税額控除額	B	00 円
医療法人持分税額控除額	B	円

\* 以下の計算明細は、基金拠出型医療法人に基金を拠出した場合（3の③のロ）に該当する場合に使用します。

基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細

4 医療法人の持分に関する事項

① 「出資持分の放棄申出書」（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）別添様式7）の医療法人への提出年月日	平成 年 月 日
② 医療法人の基金拠出型医療法人への移行のための定款変更に係る都道府県知事の認可があった年月日	平成 年 月 日

5 基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の持分の明細

医療法人の持分

① 贈与者による持分の放棄の直前の持分	受贈者が、贈与者による放棄の直前において有していた1の①の医療法人の持分の価額を記入します。	持分の価額	b	円
② 基金拠出の直前の持分	受贈者が、基金拠出型医療法人への基金の拠出の直前において有していた1の①の医療法人の持分の価額等を記入します。	持分の価額	c	円

6 医療法人持分税額控除額（放棄相当贈与税額）の計算

① 基金として拠出した額	d	円
② 5の「② 基金拠出の直前の持分」欄の持分の価額のうち放棄をした部分に対応する部分の金額（c－d）		円
③ 5の「② 基金拠出の直前の持分」欄の持分の価額のうち特例の適用に係る経済的利益に相当する金額（c × a / (a + b)）		円
④ 医療法人持分税額控除額	e	円

※ 税務署整理欄 法人管理番号 \_\_\_\_\_ 入力 \_\_\_\_\_ 確認 \_\_\_\_\_

※欄には記入しないでください。 (資5-11-8-A4様式) (平成10)

（平成30年分以降用）

改正後

改正前

《書きかた等》

《書きかた等》

- この計算書は、次の特例の適用を受ける場合に使用します。
  - 医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の9第1項）
  - 医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例（租税特別措置法第70条の7の10第1項）
  - 個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があったものとみなされる場合の特例（租税特別措置法第70条の7の11第1項）
 特例の選択に当たっては、適用を受ける特例の「□」にレ印を記入します（③の特例の適用を受ける場合には、①又は②の特例のうち適用を受けることを選択する特例及び③の特例の「□」にレ印を記入します。）。  
 なお、次に掲げる場合には、それぞれの医療法人及び贈与者ごとにこの計算書を作成した上で、「医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）（別表）」により医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額を計算します。  
 イ 異なる贈与者から同一の医療法人の持分に係る経済的利益を贈与により受けている場合  
 ロ 異なる贈与者から複数の医療法人の持分に係る経済的利益を贈与により受けている場合  
 ハ 同一の贈与者から複数の医療法人の持分に係る経済的利益を贈与により受けている場合
- 「1 経済的利益に係る医療法人」の記入に当たっての留意事項
  - ①欄は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）附則第10条の3第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けた年月日を記入します。
  - ②欄は、厚生労働大臣の認定に係る移行計画に記載された移行の期限を記入します。
  - ③欄は、贈与者による医療法人の持分の放棄の時からその放棄により受けた経済的利益に係る贈与税の申告期限までの間に、その医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けないこと又はその医療法人の持分の譲渡をしないことを申告するためのものであり、この記載の内容に該当する場合には、「□」にレ印を記入します。  
 なお、この記載の内容に該当しない場合には、特例の適用を受けることができます。
- 「2 経済的利益の明細」の記入に当たっての留意事項
 

「贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益」欄の「放棄年月日」欄には、贈与者による医療法人の持分の放棄があった年月日を記入し、「経済的利益の価額」欄には、贈与者による医療法人の持分の放棄により受けた経済的利益の価額を記入します。
- 上記1のイ、ロ又はハの場合に該当する場合には、次の「3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算」の各欄の記入は不要です。その場合には、この計算書の「経済的利益の価額」（a）欄の金額とこの計算書以外の計算書の「経済的利益の価額」（a）欄の金額の合計額を「医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）（別表）」の1の①欄に記入し、医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額を計算します。
- 「3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算」の記入に当たっての留意事項
  - ①欄の金額は、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算します。
  - ②欄は、イ又はロの場合に応じ、医療法人持分納税猶予税額をA欄に、又は医療法人持分税額控除額をB欄に記入します。  
 なお、ロの場合には、放棄の態様（(イ)又は(ロ)）に応じ、(イ)に該当するときは②欄の金額を、(ロ)に該当するときは④欄の金額に基づき算出したこの計算書の「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」の「6 医療法人持分税額控除額（放棄相当贈与税額）の計算」の④欄の金額を、それぞれのB欄に転記します。また、その算出した②欄のAの金額は「申告書第一表」の「医療法人持分納税猶予税額②」欄に、Bの金額は「申告書第一表」の「医療法人持分税額控除額②」欄に転記します。
- 「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」については、受贈者が基金拠出型医療法人に基金を拠出した場合（この計算書の3の⑤欄のロの(イ)に該当する場合）に使用し、医療法人持分税額控除額（放棄相当贈与税額）を計算します。  
 なお、この計算書の3の⑤欄のイ又はロの(イ)に該当する場合には、この計算明細の4から6までの各欄の記入は不要です。
- 「4 医療法人の持分に関する事項」の記入に当たっての留意事項
  - ①欄は、受贈者が医療法人の持分の放棄をした際に、その医療法人に提出した「出資持分の放棄申出書」（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）附則様式7）の提出年月日を記入します。
  - ②欄は、医療法人の基金拠出型医療法人への移行のための定款の変更について、都道府県知事の認可があった年月日を記入します。
- 「5 基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の持分の明細」の記入に当たっての留意事項
  - 「贈与者による持分の放棄の直前の持分」欄の「持分の価額」欄には、受贈者が贈与者による放棄の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。
  - 「基金拠出の直前の持分」欄の「拠出年月日」欄には、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、受贈者がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときのその拠出の年月日を記入し、「持分の価額」欄には、受贈者が基金拠出型医療法人への基金の拠出の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。
- 「6 医療法人持分税額控除額（放棄相当贈与税額）の計算」の記入に当たっての留意事項
  - ①欄は、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、受贈者がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときのその拠出した額を記入します。
  - ②欄は、「3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算」の④欄の金額に、②欄の金額が③欄の金額に占める割合を乗じて計算します。なお、その割合が1を超える場合には、その割合を1として計算します。  
 また、その算出した医療法人持分税額控除額（a）は、「3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算」の⑤欄のロの(イ)のB欄に転記します。

- この計算書は、次の特例の適用を受ける場合に使用します。
  - 医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の9第1項）
  - 医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例（租税特別措置法第70条の7の10第1項）
  - 個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があったものとみなされる場合の特例（租税特別措置法第70条の7の11第1項）
 特例の選択に当たっては、適用を受ける特例の「□」にレ印を記入します（③の特例の適用を受ける場合には、①又は②の特例のうち適用を受けることを選択する特例及び③の特例の「□」にレ印を記入します。）。  
 なお、次に掲げる場合には、それぞれの医療法人及び贈与者ごとにこの計算書を作成した上で、「医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）（別表）」により医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額を計算します。  
 イ 異なる贈与者から同一の医療法人の持分に係る経済的利益を贈与により受けている場合  
 ロ 異なる贈与者から複数の医療法人の持分に係る経済的利益を贈与により受けている場合  
 ハ 同一の贈与者から複数の医療法人の持分に係る経済的利益を贈与により受けている場合
- 「1 経済的利益に係る医療法人」の記入に当たっての留意事項
  - ①欄は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）附則第10条の3第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けた年月日を記入します。
  - ②欄は、厚生労働大臣の認定に係る移行計画に記載された移行の期限を記入します。
  - ③欄は、贈与者による医療法人の持分の放棄の時からその放棄により受けた経済的利益に係る贈与税の申告期限までの間に、その医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けないこと又はその医療法人の持分の譲渡をしないことを申告するためのものであり、この記載の内容に該当する場合には、「□」にレ印を記入します。  
 なお、この記載の内容に該当しない場合には、特例の適用を受けることができます。
- 「2 経済的利益の明細」の記入に当たっての留意事項
 

「贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益」欄の「放棄年月日」欄には、贈与者による医療法人の持分の放棄があった年月日を記入し、「経済的利益の価額」欄には、贈与者による医療法人の持分の放棄により受けた経済的利益の価額を記入します。
- 上記1のイ、ロ又はハの場合に該当する場合には、次の「3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算」の各欄の記入は不要です。その場合には、この計算書の「経済的利益の価額」（a）欄の金額とこの計算書以外の計算書の「経済的利益の価額」（a）欄の金額の合計額を「医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）（別表）」の1の①欄に記入し、医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額を計算します。
- 「3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算」の記入に当たっての留意事項
  - ①欄の金額は、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算します。
  - ②欄は、イ又はロの場合に応じ、医療法人持分納税猶予税額をA欄に、又は医療法人持分税額控除額をB欄に記入します。  
 なお、ロの場合には、放棄の態様（(イ)又は(ロ)）に応じ、(イ)に該当するときは②欄の金額を、(ロ)に該当するときは④欄の金額に基づき算出したこの計算書の「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」の「6 医療法人持分税額控除額（放棄相当贈与税額）の計算」の④欄の金額を、それぞれのB欄に転記します。また、その算出した②欄のAの金額は「申告書第一表」の「医療法人持分納税猶予税額②」欄に、Bの金額は「申告書第一表」の「医療法人持分税額控除額②」欄に転記します。
- 「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」については、受贈者が基金拠出型医療法人に基金を拠出した場合（この計算書の3の⑤欄のロの(イ)に該当する場合）に使用し、医療法人持分税額控除額（放棄相当贈与税額）を計算します。  
 なお、この計算書の3の⑤欄のイ又はロの(イ)に該当する場合には、この計算明細の4から6までの各欄の記入は不要です。
- 「4 医療法人の持分に関する事項」の記入に当たっての留意事項
  - ①欄は、受贈者が医療法人の持分の放棄をした際に、その医療法人に提出した「出資持分の放棄申出書」（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）附則様式7）の提出年月日を記入します。
  - ②欄は、医療法人の基金拠出型医療法人への移行のための定款の変更について、都道府県知事の認可があった年月日を記入します。
- 「5 基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の持分の明細」の記入に当たっての留意事項
  - 「贈与者による持分の放棄の直前の持分」欄の「持分の価額」欄には、受贈者が贈与者による放棄の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。
  - 「基金拠出の直前の持分」欄の「拠出年月日」欄には、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、受贈者がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときのその拠出の年月日を記入し、「持分の価額」欄には、受贈者が基金拠出型医療法人への基金の拠出の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。
- 「6 医療法人持分税額控除額（放棄相当贈与税額）の計算」の記入に当たっての留意事項
  - ①欄は、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、受贈者がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときのその拠出した額を記入します。
  - ②欄は、「3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算」の④欄の金額に、②欄の金額が③欄の金額に占める割合を乗じて計算します。なお、その割合が1を超える場合には、その割合を1として計算します。  
 また、その算出した医療法人持分税額控除額（a）は、「3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算」の⑤欄のロの(イ)のB欄に転記します。

改正後

改正前

医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例に係る経済的利益の明細書

1の①欄の医療法人は、2に掲げる経済的利益について、医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例（租税特別措置法第70条の7の14第1項）の適用を受けます。

1 経済的利益を受ける医療法人

① 医療法人の名称	② 医療法人の整理番号
③ 代表者氏名	④ 代表者住所
⑤ 厚生労働大臣の認定年月日	年 月 日
⑥ 厚生労働大臣の認定を受けた認定移行計画に記載された移行期限	年 月 日
⑦ 新医療法人への移行のための定款変更に係る都道府県知事の認可があった年月日	年 月 日

2 持分の放棄により受けた経済的利益の明細

1の①欄の医療法人の持分の放棄をした者		放棄年月日	年 月 日
番号	氏名		持分の放棄により1の①欄の医療法人が受けた経済的利益の価額 円
	氏名	住所	
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

(注) 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。

(資5-11-12-A4統一) (令元.10)

第一表の付表四 (令和元年分以降用) ○この付表は、贈与税の申告書第一表と一緒に提出してください。

医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例に係る経済的利益の明細書

1の①欄の医療法人は、2に掲げる経済的利益について、医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例（租税特別措置法第70条の7の14第1項）の適用を受けます。

1 経済的利益を受ける医療法人

① 医療法人の名称	② 医療法人の整理番号
③ 厚生労働大臣の認定年月日	平成 年 月 日
④ 厚生労働大臣の認定を受けた認定移行計画に記載された移行期限	平成 年 月 日
⑤ 新医療法人への移行のための定款変更に係る都道府県知事の認可があった年月日	平成 年 月 日

2 持分の放棄により受けた経済的利益の明細

1の①欄の医療法人の持分の放棄をした者		放棄年月日	平成 年 月 日
番号	氏名		持分の放棄により1の①欄の医療法人が受けた経済的利益の価額 円
	氏名	住所	
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

(注) 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。

(資5-11-12-A4統一) (平30.10)

(平成30年分以降用)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>書きかた等</b></p> <p style="text-align: center;"><b>《使用目的》</b></p> <p>この明細書は、医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例（租税特別措置法第70条の7の14第1項）の適用を受ける場合に使用します。</p> <p style="text-align: center;"><b>《申告書（第一表）の書きかた》</b></p> <p>この明細書を提出する場合の申告書（第一表）については、次のとおり記入し、代表者印を押しします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「住所」欄は、医療法人の所在地を記入します。</li> <li>「氏名」及び「フリガナ」欄は、医療法人の名称及びフリガナを記入します。</li> <li>「個人番号又は法人番号」欄は、医療法人の法人番号を記入します。</li> </ol> <p>なお、その年中に、他に贈与により財産を取得していない場合には「Ⅰ 暦年課税分」から「Ⅲ 合計」までの各欄についての記入は不要です。</p> <p style="text-align: center;"><b>《明細書の書きかた等》</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「1 経済的利益を受ける医療法人」の記入に当たっての留意事項             <ol style="list-style-type: none"> <li>⑤欄は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号。以下「平成18年医療法等改正法」といいます。）附則第10条の3第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けた年月日を記入します。</li> <li>⑥欄は、厚生労働大臣の認定に係る移行計画に記載された移行期限を記入します。</li> <li>⑦欄は、平成18年医療法等改正法附則第10条の2に規定する新医療法人への移行のための定款変更について、都道府県知事の認可があった年月日を記入します。</li> </ol> </li> <li>「2 持分の放棄により受けた経済的利益の明細」の記入に当たっての留意事項             <ol style="list-style-type: none"> <li>「1の①欄の医療法人の持分の放棄をした者」欄には、租税特別措置法第70条の7の14第1項の規定の適用に係る同項の放棄をした個人（以下「贈与者」といいます。）の氏名及び住所を記入します。</li> <li>「放棄年月日」欄には、贈与者による①の放棄があった年月日を記入します。</li> <li>「持分の放棄により1の①欄の医療法人が受けた経済的利益の価額」欄には、贈与者による①の放棄により医療法人が受けた経済的利益の価額を記入します。</li> </ol> </li> <li>租税特別措置法第70条の7の14第2項の規定により、1の①欄の医療法人を個人とみなして、2に掲げる経済的利益について贈与税が課税される場合には、第1表の付表2（人格のない社団等又は持分の定めのない法人に課される贈与税額の計算明細書）を使用して計算してください。</li> </ol>	<p style="text-align: center;"><b>《書きかた等》</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この明細書は、医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例（租税特別措置法第70条の7の14第1項）の適用を受ける場合に使用します。なお、この明細書は贈与税の申告書に添付して提出してください。</li> <li>「1 経済的利益を受ける医療法人」の記入に当たっての留意事項             <ol style="list-style-type: none"> <li>①欄は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号。以下「平成18年医療法等改正法」といいます。）附則第10条の3第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けた年月日を記入します。</li> <li>②欄は、厚生労働大臣の認定に係る移行計画に記載された移行期限を記入します。</li> <li>③欄は、平成18年医療法等改正法附則第10条の2に規定する新医療法人への移行のための定款変更について、都道府県知事の認可があった年月日を記入します。</li> </ol> </li> <li>「2 持分の放棄により受けた経済的利益の明細」の記入に当たっての留意事項             <ol style="list-style-type: none"> <li>「1の①欄の医療法人の持分の放棄をした者」欄には、租税特別措置法第70条の7の14第1項の規定の適用に係る同項の放棄をした個人（以下「贈与者」といいます。）の氏名及び住所を記入します。</li> <li>「放棄年月日」欄には、贈与者による①の放棄があった年月日を記入します。</li> <li>「持分の放棄により1の①欄の医療法人が受けた経済的利益の価額」欄には、贈与者による①の放棄により医療法人が受けた経済的利益の価額を記入します。</li> </ol> </li> <li>租税特別措置法第70条の7の14第2項の規定により、1の①欄の医療法人を個人とみなして、2に掲げる経済的利益について贈与税が課税される場合には、第1表の付表2（人格のない社団等又は持分の定めのない法人に課される贈与税額の計算明細書）を使用して計算してください。</li> </ol>

改正後

改正前

事業用資産納税猶予税額の計算書〔暦年課税〕

特例事業受贈者の氏名		この計算書は、特例受贈事業者に該当する人が暦年課税を適用して個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除に係る納税猶予税額（事業用資産納税猶予税額）を算出するために使用します。 この計算書等の書き方等については、裏面をご覧ください。
贈与者の氏名		

私は、特定事業用資産等の明細書〔暦年課税〕の「1 特定事業用資産の明細及び限度面積の判定」に記載した資産のうち各明細の「特例の適用を受ける面積」欄等に係る特定事業用資産について「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の8第1項）」の適用を受けます。

令和元年分以降用

<b>1 特定事業用資産に係る事業</b>				
① 届号		③ 個人事業承継計画の提出及び確認の状況	提出年月日	年 月 日
② 業種名			確認年月日	年 月 日
③ 特例事業受贈者の開業届出書の提出年月日	年 月 日	④ 円滑化法の認定の状況	確認番号	
④ 特例事業受贈者の青色申告の承認年月日	年 月 日		認定年月日	年 月 日
			認定番号	

(注) 特定事業用資産に係る事業が2以上ある場合の①欄及び②欄は、主たるものを記載します。

<b>2 事業用資産納税猶予税額の計算</b>	
(注) この計算書を2以上作成する場合には、納税猶予税額の計算は「事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）」により行い、この欄への記入は不要です。	
① 特定事業用資産等の明細書〔暦年課税〕「C」の価額	円
② 基礎控除額	1,100,000
③ (①-②)の金額(1,000円未満切捨て)	,000
④ ③に対する税額(事業用資産納税猶予税額)(100円未満切捨て)	00

<b>3 特例受贈事業用資産の内訳等</b>			
この欄は、贈与者の贈与が、租税特別措置法第70条の6の8第11項第3号の規定の適用に係る贈与である場合に、租税特別措置法施行規則第23条の8の8第16項の規定に基づき、「特定事業用資産等の明細書〔暦年課税〕」に係る特例受贈事業用資産の内訳等について記入します。記入に当たっては、裏面の「4」をご覧ください。			
贈与年月日	前の贈与者の氏名	前の贈与者の住所	前の贈与者に係る特例受贈事業用資産の価額の合計額
・			円
・			
・			

(注) 上記の欄に記入しきれない場合は、追加の用紙に贈与者ごとの事業用資産の価額を記載し添付してください。

<b>4 最初の特例の適用に関する事項</b>			
この欄は、特例事業受贈者が、その贈与前に贈与又は相続若しくは遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した上記1の特定事業用資産に係る事業の用に供された資産について、「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の8）」又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の10）」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその個人の事業用資産の取得に関する事項等について記入します。			
① 取得の原因	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日	署	

税務署推薦 入力	確認	
----------	----	--

空欄には記入しないでください。 (資5-11-18-A4統一) (令和10)

(新規)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">《書きかた等》</p> <p>1 この計算書は、「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の8）」の適用を受ける場合で暦年課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときに使用します。          なお、この特例の適用を受ける場合で相続時精算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときは、「事業用資産納税猶予税額の計算書〔相続時精算課税〕」を使用してください。          また、異なる贈与者から特定事業用資産を贈与により取得している場合には、それぞれの贈与者ごとにこの計算書又は「事業用資産納税猶予税額の計算書〔相続時精算課税〕」を作成した上で、「事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）」により納税猶予税額を計算してください。</p> <p>2 「1 特定事業用資産に係る事業」の記入に当たっての留意事項</p> <p>(1) ⑤欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第3号に規定する個人事業承継計画に係る同令第17条第4項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその個人事業承継計画につき同条第1項第3号の都道府県知事の確認を受けた日及び確認番号をそれぞれ記入します。</p> <p>(2) ⑥欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第16項第7号又は第9号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。</p> <p>3 「2 事業用資産納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項</p> <p>④欄の金額は、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算し、算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の⑩欄に転記します。なお、この計算書及び「事業用資産納税猶予税額の計算書〔相続時精算課税〕」をいずれも作成して納税猶予税額の計算を行う場合には、④の金額を「事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）」の3の①欄に転記します。</p> <p>4 「3 特例受贈事業用資産の内訳等」の記入に当たっての留意事項</p> <p>この欄の各欄は、贈与者に係る前の贈与者（租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項各号に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。）ごとに、その贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及びその前の贈与者に係る特例受贈事業用資産の価額（この計算書に係る「特定事業用資産等の明細書〔暦年課税〕」に記載された価額）の合計額を記入します。</p> <p>5 「4 最初の特例の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項</p> <p>(1) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。</p> <p>(2) ③欄は、「1 特定事業用資産に係る事業」欄の事業の用に供されていた資産に係る最初の贈与又は相続等による取得について、個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。</p> <p>(3) ④欄は、「1 特定事業用資産に係る事業」欄の事業の用に供されていた資産に係る最初の贈与又は相続等に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。</p>	<p>(新規)</p>

改正後

改正前

特定事業用資産等の明細書〔暦年課税〕

この明細書は、贈与により取得をした個人の事業用資産について「個人の事業用資産」に関する贈与税の納税額を算出する際に「暦年課税」の適用を受ける場合に「暦年課税」の適用を受ける特定事業用資産の明細を記入します。

1 特定事業用資産の明細及び限度面積の判定  
この欄は、贈与者の事業の用に供されていた資産（贈与の日の属する年の前年分の事業所得に係る青色申告書（租税特別措置法第25条の2第3項の規定の適用に係るものに限り）、その取得が贈与に計上されているものに限り）について記載してください。  
この明細に記入しきれない場合は、添付の用紙に記載し添付してください。  
なお、限度面積の判定（①②及び③④）の結果が否となる場合、その宅地等又は建物については、この特例の適用を受けることはできません。  
注1 「個人」の事業用資産についての贈与後の納税額予及び免除、の判断となり得る宅地等を同一の贈与者から贈与により取得した者が1人でない場合又はその対象となり得る建物を同一の贈与者から贈与により取得した者が1人でない場合の別荘用別荘用、立寄地ではなく「特定事業用資産等の取得が贈与」特定事業用資産を複数しを組む受贈者がいる場合は、適用しなくてはなりません。

① 所在場所	② 前の贈与者の氏名	③ 面積	④ 価額	⑤ ⑥のうち、特例の適用を受ける面積	⑦ ⑧に係る価額(④×⑤/⑥)
特例の適用を受ける宅地等の面積及び価額の合計					
⑦ 限度面積の判定 (イ ≤ 400 m <sup>2</sup> )					
適 否					

① 所在場所	② 前の贈与者の氏名	③ 面積	④ 価額	⑤ ⑥のうち、特例の適用を受ける面積	⑦ ⑧に係る価額(④×⑤/⑥)
特例の適用を受ける建物の面積及び価額の合計					
⑦ 限度面積の判定 (ロ ≤ 800 m <sup>2</sup> )					
適 否					

① 名称	② 所在場所	③ 前の贈与者の氏名	④ 面積	⑤ 価額
特例の適用を受ける減価償却資産の価額の合計				
c				

2 特例受贈事業用資産の価額 (a+b+c)

3 特例受贈事業用資産に係る債務の計算

(1) 当該特例受贈事業用資産の贈与とともに引き受けた債務の金額  
(注) 記載した債権が特例受贈事業用資産に係る事業に関するものと認められるものはその債務である場合には「事業別明細」欄に記入してください。

事業別明細	種類	科目	債 権 者		債務の仕込	発生年月日 ※金融機関	金額
			氏名又は名称	住所又は所在地			
<input type="checkbox"/>							
<input type="checkbox"/>							
<input type="checkbox"/>							
<input type="checkbox"/>							
合計額							d

(2) (1)のうち特例受贈事業用資産に係る事業に関するものと認められるもの以外の債務の金額の合計額

(3) 事業関連債務の金額 (d-e)

4 事業用資産納税額予及額の計算の基礎となる価額 (A-B)

(注) c欄の金額を「事業用資産納税額予及額の計算書〔暦年課税〕」のd①欄に記載します。  
なお、「事業用資産納税額予及額の計算書〔暦年課税〕」を公表し作成する場合は、この明細書のc欄の金額とこの明細書以外の「特定事業用資産等の明細書〔暦年課税〕」のc欄の金額との合計額を「事業用資産納税額予及額の計算書〔別添〕」のd①欄に記入します。

※ 役務管理欄 入力 確認

※欄には記入しなさい。(管5-11-19-A4紙-1)(管元、10)

令和元年分以降用

(新規)



改 正 後

改 正 前

事業用資産納税猶予税額の計算書〔相続時精算課税〕

特例事業受贈者の氏名		この計算書は、特例事業受贈者に該当する人が相続時精算課税を適用して個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除に係る納税猶予税額（事業用資産納税猶予税額）を算出するために使用します。 この計算書等の書き方等については、裏面をご覧ください。
贈与者の氏名		

(令和元年分以降用)

私は、特定事業用資産等の明細書〔相続時精算課税〕の「1 特定事業用資産の明細及び限度面積の判定」に記載した資産のうち各明細の「特例の適用を受ける面積」欄等に係る特定事業用資産について「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の8第1項）」の適用を受けます。

1 特定事業用資産に係る事業				
① 届号		⑤ 個人事業承継計画の提出及び確認の状況	提出年月日	年 月 日
② 業種名			確認年月日	年 月 日
③ 特例事業受贈者の開業届出書の提出年月日	年 月 日	⑥ 円滑化法の認定の状況	認定年月日	年 月 日
④ 特例事業受贈者の青色申告の承認年月日	年 月 日		認定番号	

(注) 特定事業用資産に係る事業が2以上ある場合の①欄及び②欄は、主たるものを記載します。

2 事業用資産納税猶予税額の計算	
① 特定事業用資産等の明細書〔相続時精算課税〕「C」の価額	円
② 特別控除額（2,500万円―過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額の合計額）	
③ ①―②の金額（1,000円未満切捨て）	,000
④ ③に対する税額（③×20%）（事業用資産納税猶予税額）（100円未満切捨て）	00

3 特別受贈事業用資産の内訳等			
この欄は、贈与者の贈与が、租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定に係る贈与である場合に、租税特別措置法施行規則第23条の8の8第16項の規定に基づき、特定事業用資産等の明細書〔相続時精算課税〕に係る特別受贈事業用資産の内訳等について記入します。記入に当たっては、裏面の「4」をご覧ください。			
贈与年月日	前の贈与者の氏名	前の贈与者の住所	前の贈与者に係る特別受贈事業用資産の価額の合計額
・			円
・			
・			

(注) 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの事業用資産の価額を記載し添付してください。

4 最初の特例の適用に関する事項			
この欄は、特例事業受贈者が、その贈与前に贈与又は相続若しくは遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した上記1の特定事業用資産に係る事業の用に供されていた資産について、「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の8）」又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の10）」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその個人の事業用資産の取得に関する事項等について記入します。			
① 取得の原因	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日	署	

※ 税務署整理欄 入力 確認

※欄には記入しないでください。 (資5-11-20-A4 統一) (令和10)

(新規)

改 正 後	改 正 前
-------	-------

《 書 き か た 等 》

「この計算書は、個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の8）」の適用を受ける場合で相続時精算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときに使用します。

なお、この特例の適用を受ける場合で暦年課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときは、「事業用資産納税猶予税額の計算書（暦年課税）」を使用してください。

また、異なる贈与者から特定事業用資産を贈与により取得している場合には、それぞれの贈与者ごとにこの計算書又は「事業用資産納税猶予税額の計算書（暦年課税）」を作成した上で、「事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）」により納税猶予税額の合計額を計算してください。

2. 「1 特定事業用資産に係る事業」の記入に当たっての留意事項

(1) ⑤欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第3号に規定する個人事業承継計画に係る同令第17条第4項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその個人事業承継計画につき同条第1項第3号の都道府県知事の承認を受けた日及び確認番号をそれぞれ記入します。

(2) ⑥欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第16項第7号又は第9号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。

3. 「2 事業用資産納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項

④欄の算出された納税猶予税額は「申告書第一表」の⑩欄に転記します。

なお、この計算書を2以上作成する場合には、「事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）」を使用し、④欄の金額とこの計算書以外の「事業用資産納税猶予税額の計算書（相続時精算課税）」の④欄の金額との合計額を「2 相続時精算課税を適用する事業用資産納税猶予税額」のB欄に記入します。

また、この計算書及び「事業用資産納税猶予税額の計算書（暦年課税）」をいずれも作成して納税猶予税額の計算を行う場合には、「事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）」を使用し、④欄の金額を「事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）」の3の②欄に転記します。

4. 「3 特例受贈事業用資産の内訳等」の記入に当たっての留意事項

この欄の各欄は、贈与者に係る前の贈与者（租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項各号に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。）ごとに、その贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及びその前の贈与者に係る特例受贈事業用資産の価額（この計算書に係る「特定事業用資産等の明細書（相続時精算課税）」に記載された価額）の合計額を記入します。

5. 「4 最初の特例の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項

(1) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。

(2) ③欄は、「1 特定事業用資産に係る事業」欄の事業の用に供されていた資産に係る最初の贈与又は相続等による取得について、個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署者を記入してください。

(3) ④欄は、「1 特定事業用資産に係る事業」欄の事業の用に供されていた資産に係る最初の贈与又は相続等に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

(新規)

改正後

改正前

特定事業用資産等の明細書〔相続時精算課税〕

(令和元年分以降用)

特例事業受贈者の氏名							
贈与者の氏名	この明細書は、贈与により取得した個人が事業用資産について「個人の事業用資産」についての贈与税の納税猶予及び免除の適用を受ける場合に相続時精算課税を適用して納税猶予税額を計算を行うときにおける、その適用を受ける特定事業用資産の明細を記入します。						
<p><b>1 特定事業用資産の明細及び償還面積の判定</b></p> <p>この欄は、贈与者の事業の用に供されていた資産（贈与の日の前年分の事業所得に係る青色申告書（租税特別措置法第25条の2第3項の規定の適用に係るものに限ります。）の簿籍表明細に計上されているものに限ります。）について記載してください。</p> <p>この明細に記入されない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。</p> <p>なお、償還面積の判定（①②及び③④）の結果が否となる場合、その宅地等又は建物については、この特例の適用を受けることはできません。</p> <p>(注) 「個人の事業用資産」についての贈与税の納税猶予及び免除の対象となり得る宅地等（贈与者から贈与により取得した者が1人でない場合又はその対象となり得る建物）をその贈与者から贈与により取得した者が1人でない場合の償還面積の判定は、記載ではなく「特定事業用資産等の明細書付表（特定事業用資産を取得した他の受贈者がある場合）」を使用してください。</p>							
<b>(1) 宅地等</b>							
① 所在場所	② 前の贈与者の氏名	③ 面積	④ 価額	⑤ ②のうち、特例の適用を受ける面積	⑥ ⑤に係る価額 (①×⑤)		
特例の適用を受ける宅地等の面積及び価額の合計				イ	＝ a		
⑦ 償還面積の判定（イ≦400㎡）							
				適	否		
<b>(2) 建物</b>							
① 所在場所	② 前の贈与者の氏名	③ 面積	④ 価額	⑤ ②のうち、特例の適用を受ける面積	⑥ ⑤に係る価額 (①×⑤)		
特例の適用を受ける建物の面積及び価額の合計				ロ	＝ b		
⑦ 償還面積の判定（ロ≦800㎡）							
				適	否		
<b>(3) 減価償却資産</b>							
① 名称	② 所在場所	③ 前の贈与者の氏名	④ 面積	⑤ 価額			
特例の適用を受ける減価償却資産の価額の合計				c			
(注) ①③、②④及び③⑤の「価額」欄の金額は、債務の引受けのないものとした場合の価額を記入します。							
① ①③、②④及び③⑤の「前の贈与者の氏名」欄は、贈与者の贈与に係る租税特別措置法第70条の6の第4（即前5号の規定の適用に係る贈与である場合）、その特定事業用資産に係る前の贈与者（租税特別措置法施行令第40条の7の第1項に定める者）に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。これを記載してください。							
③ ③④の「面積」欄は、車庫等である減価償却資産について、その償還面積を記載してください。							
<b>2 特例受贈事業用資産の価額 (a+b+c)</b>				<b>A</b>			
<b>3 特例受贈事業用資産に係る債務の計算</b>							
<b>(1) 当該特例受贈事業用資産の贈与とともに引き受けた債務の金額</b>							
(注) 記載した債務が特例受贈事業用資産に係る事業に関するものと認められるもの以外の債務である場合には「事業用関連」欄にチェックを行ってください。							
事業用関連	種類	科目	債 権 者		債務の住所	発生年月日	金額
			氏名又は名称	住所又は所在地			
<input type="checkbox"/>						学費返戻	
<input type="checkbox"/>						-	-
<input type="checkbox"/>						-	-
<input type="checkbox"/>						-	-
<input type="checkbox"/>						-	-
合 計 額							d
② 「1」のうち特例受贈事業用資産に係る事業に関するものと認められるもの以外の債務の金額の合計額							e
③ 事業関連債務の金額 (d-e)							B
<b>4 事業用資産納税猶予税額の計算の基礎となる価額 (A-B)</b>				<b>C</b>			
(注) C欄の金額を「事業用資産納税猶予税額の計算書（相続時精算課税）」の2「B」欄に記載します。							
※ 税務管理整理欄		入力	確認				

(新規)

改正後

改正前

事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）

特別事業受贈者の氏名		この別表は、「事業用資産納税猶予税額の計算書（暦年課税）」若しくは「事業用資産納税猶予税額の計算書（相対時精算課税）」を2以上作成する場合は「事業用資産納税猶予税額の計算書（暦年課税）」及び「事業用資産納税猶予税額の計算書（相対時精算課税）」を1以上作成する場合に使用します。	
1 暦年課税を適用する事業用資産納税猶予税額の計算 この欄は、「事業用資産納税猶予税額の計算書（暦年課税）」を2以上作成する場合に記入します。			
(1) あん分前の事業用資産納税猶予税額の計算			
① 各「特定事業用資産等の明細書（暦年課税）」の「C」欄の価額の合計額			円
② 基礎控除額			1,100,000
③ ②の控除後の課税価額（①-②）（1,000円未満切捨て）			000
④ ③に対する税額（申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特別税率により計算します。）			00
(2) あん分後の事業用資産納税猶予税額の計算			
① 贈与者ごとの事業用資産納税猶予税額の計算			
贈与者の氏名	事業用資産納税猶予税額の計算（100円未満切捨て）		
		アの贈与者に係る「特定事業用資産等の明細書（暦年課税）」の「C」欄の価額	円
イ	上記1の④×	上記1の④欄の価額	00
		イの贈与者に係る「特定事業用資産等の明細書（暦年課税）」の「C」欄の価額	00
ロ	上記1の④×	上記1の④欄の価額	00
		ロの贈与者に係る「特定事業用資産等の明細書（暦年課税）」の「C」欄の価額	00
ハ	上記1の④×	上記1の④欄の価額	00
		ハの贈与者に係る「特定事業用資産等の明細書（暦年課税）」の「C」欄の価額	00
② あん分後の事業用資産納税猶予税額（イ+ロ+ハ）		A	00
(注) 1 上記の欄に記入しきれない場合は、補充の用紙に贈与者ごとの事業用資産納税猶予税額を記載し添付してください。 2 A欄の金額を3の④欄に記載します。			
2 相対時精算課税を適用する事業用資産納税猶予税額 この欄は、「事業用資産納税猶予税額の計算書（相対時精算課税）」を2以上作成する場合に記入します。			
各「事業用資産納税猶予税額の計算書（相対時精算課税）」の2の④欄の金額の合計額		B	00
(注) B欄の金額を3の④欄に記載します。			
3 事業用資産納税猶予税額の合計額			
① 暦年課税の適用に係る事業用資産納税猶予税額（Aの金額）			00
② 相対時精算課税の適用に係る事業用資産納税猶予税額（Bの金額）			00
③ 合計（①+②）			00
(注) ③欄の事業用資産納税猶予税額を「申告書第一表」の④欄に記載します。			
※ 税務署整理欄	入力	確認	

（令和元年分以降以降用）

（新規）

※欄には記入しなくてください。

改正後

改正前

特定事業用資産等の明細書付表（特定事業用資産を取得した他の受贈者がいる場合）

（新規）

（令和元年分以降用）

**1 特例の適用に当たっての同意**  
 この欄は、「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の対象となり得る宅地等を同一の贈与者から贈与により取得した者が1人でない場合、又はその対象となり得る建物をその贈与者から贈与により取得した者が1人でない場合に記入します。  
 取得した宅地等についてこの特例の適用を受けるには、その対象となり得る宅地等を贈与により取得した全ての人の同意が、また、取得した建物についてこの特例の適用を受けるには、その対象となり得る建物を贈与により取得した全ての人の同意が、それぞれ必要です。

私たちは、下記2(1)又は2(2)の特例事業受贈者が、この特例の適用を受けるものとして選択した宅地等又は建物について、この特例の適用を受けることに同意します。

(1) 宅地等について				(2) 建物について			
氏名				氏名			

**2 この特例の適用を受ける宅地等及び建物に係る限度面積の判定**  
 この表は、この特例の適用を受けるものとして特定事業用資産等の明細書に記載した宅地等及び建物について、限度面積を判定する場合に使用します。(1)の宅地等の明細又は(2)の建物の明細に記入しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。  
 限度面積の判定の結果が「否」となる場合、その宅地等又は建物についてはこの特例の適用を受けることはできません。

(1) 宅地等

受贈年月日	特例事業受贈者の氏名	特例事業受贈者の住所	特例の適用を受ける面積 (㎡)
・ ・	本人	—	㎡
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
合計			a
限度面積の判定 (a ≤ 400 ㎡)			適 ・ 否

(注) 「面積」は、各特例事業受贈者に係る「特定事業用資産等の明細書」の1(1)イの面積を記載してください。

(2) 建物

受贈年月日	特例事業受贈者の氏名	特例事業受贈者の住所	特例の適用を受ける面積 (㎡)
・ ・	本人	—	㎡
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
合計			b
限度面積の判定 (b ≤ 800 ㎡)			適 ・ 否

(注) 「面積」は、各特例事業受贈者に係る「特定事業用資産等の明細書」の1(2)ロの面積を記載してください。

※	税務署整理欄	入力		確認			
---	--------	----	--	----	--	--	--

※欄には記入しないでください。

改正後

改正前

提出用

令和元年贈与税の修正申告書（別表）

提出用

令和元年贈与税の修正申告書（別表）

受贈者の氏名

第二表（令和元年分用）第三表は申告書第一表又は第二表（相続時精算課税分）について修正申告する場合のみ「提出用」として提出してください。

Ⅰ 修正前の課税額（第一表）

特別贈与財産の価額の合計額（課税価格）	①								
一般贈与財産の価額の合計額（課税価格）	②								
配偶者控除額	③								
暦年課税分の課税価格の合計額（①+②-③）	④								
基礎控除額	⑤								
④の控除後の課税価格（④-⑤）【1,000円未満切捨て】	⑥								
⑥に対する税額	⑦								
外国税額の控除額	⑧								
医療法人格付税額控除額	⑨								
差引税額（⑦-⑧-⑨）	⑩								

Ⅱ 相続時精算課税分

相続時精算課税分の課税価格の合計額	⑪								
相続時精算課税分の差引税額の合計額	⑫								

Ⅲ 合計

課税価格の合計額（①+②+④）	⑬								
差引税額の合計額（精付すべき税額（⑦+⑩）【100円未満切捨て】）	⑭								
土地等納税額予税額	⑮								
株式等納税額予税額	⑯								
特別株式等納税額予税額	⑰								
医療法人格付納税額予税額	⑱								
事業用資産納税額予税額	⑲								
申告期限までに納付すべき税額（⑭-⑮-⑯-⑰-⑱-⑲）	⑳								

Ⅳ 修正前の課税額（第二表）

特定贈与者の氏名

特別贈与者の氏名

財産の価額の合計額（課税価格）	㉓								
過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	㉔								
特別控除額の控除（2,500万円×㉔）	㉕								
特別控除額（㉓の金額と㉕の金額のいずれか低い金額）	㉖								
翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円×㉖）	㉗								
②の控除後の課税価格（㉓-㉖）【1,000円未満切捨て】	㉘								
②に対する税額（㉘×20%）	㉙								
外国税額の控除額	㉚								
差引税額（㉙-㉚）	㉛								

Ⅴ 修正申告によって異動した事項

異動の内容	異動の理由

\* 税務署等連絡 照会番号  名称  請求額  円  角  分  秒  微

+ 欄には記入しないでください。 (第3-10-3-1-A-4第1項) (平成19)

提出用

平成30年贈与税の修正申告書（別表）

提出用

平成30年贈与税の修正申告書（別表）

受贈者の氏名

第二表（平成30年分用）第三表は申告書第一表又は第二表（相続時精算課税分）について修正申告する場合のみ「提出用」として提出してください。

Ⅰ 修正前の課税額（第一表）

特別贈与財産の価額の合計額（課税価格）	①								
一般贈与財産の価額の合計額（課税価格）	②								
配偶者控除額	③								
暦年課税分の課税価格の合計額（①+②-③）	④								
基礎控除額	⑤								
④の控除後の課税価格（④-⑤）【1,000円未満切捨て】	⑥								
⑥に対する税額	⑦								
外国税額の控除額	⑧								
医療法人格付税額控除額	⑨								
差引税額（⑦-⑧-⑨）	⑩								

Ⅱ 相続時精算課税分

相続時精算課税分の課税価格の合計額	⑪								
相続時精算課税分の差引税額の合計額	⑫								

Ⅲ 合計

課税価格の合計額（①+②+④）	⑬								
差引税額の合計額（精付すべき税額（⑦+⑩）【100円未満切捨て】）	⑭								
土地等納税額予税額	⑮								
株式等納税額予税額	⑯								
特別株式等納税額予税額	⑰								
医療法人格付納税額予税額	⑱								
申告期限までに納付すべき税額（⑭-⑮-⑯-⑰-⑱）	⑲								

Ⅳ 修正前の課税額（第二表）

特定贈与者の氏名

特別贈与者の氏名

財産の価額の合計額（課税価格）	㉓								
過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	㉔								
特別控除額の控除（2,500万円×㉔）	㉕								
特別控除額（㉓の金額と㉕の金額のいずれか低い金額）	㉖								
翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円×㉖）	㉗								
②の控除後の課税価格（㉓-㉖）【1,000円未満切捨て】	㉘								
②に対する税額（㉘×20%）	㉙								
外国税額の控除額	㉚								
差引税額（㉙-㉚）	㉛								

Ⅴ 修正申告によって異動した事項

異動の内容	異動の理由

\* 税務署等連絡 照会番号  名称  請求額  円  角  分  秒  微

+ 欄には記入しないでください。 (第3-10-3-1-A-4第1項) (平成19)

改正後

改正前

令和元年分贈与税の修正申告書(別表)

平成30年分贈与税の修正申告書(別表)

提出用

提出用

受贈者の氏名

第二表(令和元年分用) ○この用紙は兼用です。申告には必ず提出用を使用してください。

Ⅰ 修正前の課税額(第一表)

特別贈与財産の価額の合計額(課税価格)	①								
一般贈与財産の価額の合計額(課税価格)	②								
配偶者控除額	③								
暦年課税分の課税価格の合計額 (①+②-③)	④								
基礎控除額	⑤								
⑤の控除後の課税価格 (④-⑤) 【1,000円未満切捨て】	⑥								
⑥に対する税額	⑦								
外国税額の控除額	⑧								
医療法人等分税額控除額	⑨								
差引税額 (⑦-⑧-⑨)	⑩								

Ⅱ 相続時精算課税分

相続時精算課税分の課税価格の合計額	⑪								
相続時精算課税分の差引税額の合計額	⑫								

Ⅲ 合計

課税価格の合計額 (④+⑪-⑫)	⑬								
差引税額の合計額 (納付すべき税額) (⑩+⑫) 【100円未満切捨て】	⑭								
農地等納税猶予税額	⑮								
株式等納税猶予税額	⑯								
特別株式等納税猶予税額	⑰								
医療法人等分納税猶予税額	⑱								
事業用資産納税猶予税額	⑲								
申告期限までに納付すべき税額 (⑭-⑮-⑯-⑰-⑱-⑲)	⑳								

④ 修正前の課税額(第二表)

特定贈与者の氏名

財産の価額の合計額(課税価格)	㉓								
特別控除額の計算	㉔								
特別控除額 (㉓の金額と㉔の金額のいずれか低い金額)	㉕								
④年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円-㉕)	㉖								
④の控除後の課税価格 (㉓-㉕) 【1,000円未満切捨て】	㉗								
④に対する税額 (㉗×20%)	㉘								
外国税額の控除額	㉙								
差引税額 (㉘-㉙)	㉚								

⑤ 修正申告によって異動した事項

異動の内訳	異動の理由

受贈者の氏名

第二表(平成30年分用) ○この用紙は兼用です。申告には必ず提出用を使用してください。

Ⅰ 修正前の課税額(第一表)

特別贈与財産の価額の合計額(課税価格)	①								
一般贈与財産の価額の合計額(課税価格)	②								
配偶者控除額	③								
暦年課税分の課税価格の合計額 (①+②-③)	④								
基礎控除額	⑤								
⑤の控除後の課税価格 (④-⑤) 【1,000円未満切捨て】	⑥								
⑥に対する税額	⑦								
外国税額の控除額	⑧								
医療法人等分税額控除額	⑨								
差引税額 (⑦-⑧-⑨)	⑩								

Ⅱ 相続時精算課税分

相続時精算課税分の課税価格の合計額	⑪								
相続時精算課税分の差引税額の合計額	⑫								

Ⅲ 合計

課税価格の合計額 (④+⑪-⑫)	⑬								
差引税額の合計額 (納付すべき税額) (⑩+⑫) 【100円未満切捨て】	⑭								
農地等納税猶予税額	⑮								
株式等納税猶予税額	⑯								
特別株式等納税猶予税額	⑰								
医療法人等分納税猶予税額	⑱								
申告期限までに納付すべき税額 (⑭-⑮-⑯-⑰-⑱)	⑲								

④ 修正前の課税額(第二表)

特定贈与者の氏名

財産の価額の合計額(課税価格)	㉓								
特別控除額の計算	㉔								
特別控除額 (㉓の金額と㉔の金額のいずれか低い金額)	㉕								
④年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円-㉕)	㉖								
④の控除後の課税価格 (㉓-㉕) 【1,000円未満切捨て】	㉗								
④に対する税額 (㉗×20%)	㉘								
外国税額の控除額	㉙								
差引税額 (㉘-㉙)	㉚								

⑤ 修正申告によって異動した事項

異動の内訳	異動の理由

改正後

書きかた等

- 修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額をこの申告書第三表（以下「修正申告書（別表）」といいます。）の「①修正前の課税額（第一表）」及び「②修正前の課税額（第二表）」の各欄並びに申告書第三表（別表の付表）（以下「修正申告書（別表の付表）」といいます。）の「①修正前の非課税額（第一表の二）」及び「②修正前の非課税額（第一表の三）」の各欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表、第一表の二、第一表の二又は第二表に記入して、これらの申告書を一纏めに提出してください。
- 修正申告書（別表）の「③修正前の課税額（第二表）」欄及び申告書第二表は、相対時精算課税分について修正申告をする場合に記入してください。
- また、修正申告書（別表の付表）の「④修正前の非課税額（第一表の二）」欄及び申告書第一表の二は、住宅取得等資金の非課税について修正申告をする場合に記入し、「④修正前の非課税額（第一表の三）」欄及び申告書第一表の三は、震災に係る住宅取得等資金の非課税について修正申告をする場合に記入してください。
- この修正申告書（別表）及び修正申告書（別表の付表）の各欄は、次により記入してください。
  - 修正申告書（別表）の「①修正前の課税額（第一表）」及び「②修正前の課税額（第二表）」の各欄並びに修正申告書（別表の付表）の「①修正前の非課税額（第一表の二）」及び「②修正前の非課税額（第一表の三）」の各欄には、この修正申告書を作成する直前の申告書や更正・決定の通知書などから課税額を転記してください。
  - 相対時精算課税に係る特定贈与者が複数ある場合には、それぞれについて修正申告書（別表）を作成してください。また、住宅取得等資金の非課税又は震災に係る住宅取得等資金の非課税に係る贈与者が3名以上いる場合には、それぞれに別表（修正申告書（別表の付表））を作成してください。これらの場合、「①修正前の課税額（第一表）」欄及び「②修正申告によって異動した事項」欄については、いずれか1枚のみ記入してください。
  - 「③修正申告によって異動した事項」の各欄は、この修正申告によって異動した内容及びその異動理由を記入してください。
- 申告書第一表の各欄は、次により記入してください。
  - 「令和〇〇年分贈与税の申告書（兼贈与税の額の計算明細書）」の「□」に、修正する年分の数字を記入し、右側の余白に「（修正）」と記入してください。
  - 「Ⅰ 贈与課税分」、Ⅱ 相対時精算課税分」及び「Ⅲ 合計」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
  - 「①」欄には、申告書第一表の「①」欄の金額からこの修正申告書（別表）の「①」欄の金額を差し引いた金額を記入してください。
  - 「②」欄には、申告書第一表の「②」欄の金額からこの修正申告書（別表）の「②」欄の金額を差し引いた金額を記入してください。
- 申告書第一表の二の各欄は、次により記入してください。
  - 「令和〇〇年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「（修正）」と記入してください。
  - 「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 申告書第一表の三の各欄は、次により記入してください。
  - 「令和〇〇年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「（修正）」と記入してください。
  - 「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 申告書第二表の各欄は、次により記入してください。
  - 「令和〇〇年分贈与税の申告書（相対時精算課税の計算明細書）」の「□」に、修正する年分の数字を記入し、右側の余白に「（修正）」と記入してください。
  - 「相対時精算課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 納付すべき税額（申告書第一表の「③」欄の金額）は、修正申告書（申告書第一表、第一表の二、第一表の三、第二表、修正申告書（別表）、修正申告書（別表の付表））を提出する日までに納付してください。
 

また、納付すべき税額には、法定納期限の日から納付する日まで延滞税がかかりますので、次の延滞税の計算方法により計算して同時に納付してください。

なお、一時に納付が困難な時は、税務署（徴収担当）にご相談ください。

新たに納付すべき税額の額 10,000円未満の端数切捨て	×	延滞税の割合 (注)	×	期間(日数) 法定納期限の日から完納の日まで	=	延滞税の額 100円未満の端数切捨て
365						

(注) 平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合  
 ・修正申告書提出した日の翌日から2月を経過する日まで  
 年7.3%と「特例基準割合+1%」のいずれか低い割合  
 ・修正申告書提出した日の翌日から2月を経過した日以後  
 年14.6%と「特例基準割合+7%」のいずれか低い割合  
 なお、「特例基準割合」とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。  
 また、平成25年12月31日以前の期間に対応する延滞税については、上記の割合と異なります。詳しくは、税務署にお尋ねください。

- 新たに納付すべき本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 計算した延滞税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 申告書を出してから1年を経過する日後に修正申告書を出す場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられています。詳しくは、税務署にお尋ねください。

改正前

書きかた等

- 修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額をこの申告書第三表（以下「修正申告書（別表）」といいます。）の「①修正前の課税額（第一表）」及び「②修正前の課税額（第二表）」の各欄並びに申告書第三表（別表の付表）（以下「修正申告書（別表の付表）」といいます。）の「①修正前の非課税額（第一表の二）」及び「②修正前の非課税額（第一表の三）」の各欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表、第一表の二、第一表の二又は第二表に記入して、これらの申告書を一纏めに提出してください。
- 修正申告書（別表）の「③修正前の課税額（第二表）」欄及び申告書第二表は、相対時精算課税分について修正申告をする場合に記入してください。
- また、修正申告書（別表の付表）の「④修正前の非課税額（第一表の二）」欄及び申告書第一表の二は、住宅取得等資金の非課税について修正申告をする場合に記入し、「④修正前の非課税額（第一表の三）」欄及び申告書第一表の三は、震災に係る住宅取得等資金の非課税について修正申告をする場合に記入してください。
- この修正申告書（別表）及び修正申告書（別表の付表）の各欄は、次により記入してください。
  - 修正申告書（別表）の「①修正前の課税額（第一表）」及び「②修正前の課税額（第二表）」の各欄並びに修正申告書（別表の付表）の「①修正前の非課税額（第一表の二）」及び「②修正前の非課税額（第一表の三）」の各欄には、この修正申告書を作成する直前の申告書や更正・決定の通知書などから課税額を転記してください。
  - 相対時精算課税に係る特定贈与者が複数ある場合には、それぞれについて修正申告書（別表）を作成してください。また、住宅取得等資金の非課税又は震災に係る住宅取得等資金の非課税に係る贈与者が3名以上いる場合には、それぞれに別表（修正申告書（別表の付表））を作成してください。これらの場合、「①修正前の課税額（第一表）」欄及び「②修正申告によって異動した事項」欄については、いずれか1枚のみ記入してください。
  - 「③修正申告によって異動した事項」の各欄は、この修正申告によって異動した内容及びその異動理由を記入してください。
- 申告書第一表の各欄は、次により記入してください。
  - 「平成〇〇年分贈与税の申告書（兼贈与税の額の計算明細書）」の「□」に、修正する年分の数字を記入し、右側の余白に「（修正）」と記入してください。
  - 「Ⅰ 贈与課税分」、Ⅱ 相対時精算課税分」及び「Ⅲ 合計」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
  - 「①」欄には、申告書第一表の「①」欄の金額からこの修正申告書（別表）の「①」欄の金額を差し引いた金額を記入してください。
  - 「②」欄には、申告書第一表の「②」欄の金額からこの修正申告書（別表）の「②」欄の金額を差し引いた金額を記入してください。
- 申告書第一表の二の各欄は、次により記入してください。
  - 「平成30年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「（修正）」と記入してください。
  - 「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 申告書第一表の三の各欄は、次により記入してください。
  - 「平成30年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「（修正）」と記入してください。
  - 「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 申告書第二表の各欄は、次により記入してください。
  - 「平成〇〇年分贈与税の申告書（相対時精算課税の計算明細書）」の「□」に、修正する年分の数字を記入し、右側の余白に「（修正）」と記入してください。
  - 「相対時精算課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 納付すべき税額（申告書第一表の「③」欄の金額）は、修正申告書（申告書第一表、第一表の二、第一表の三、第二表、修正申告書（別表）、修正申告書（別表の付表））を提出する日までに納付してください。
 

また、納付すべき税額には、法定納期限の日から納付する日まで延滞税がかかりますので、次の延滞税の計算方法により計算して同時に納付してください。

なお、一時に納付が困難な時は、税務署（徴収担当）にご相談ください。

新たに納付すべき本税の額 10,000円未満の端数切捨て	×	延滞税の割合 (注)	×	期間(日数) 法定納期限の日から完納の日まで	=	延滞税の額 100円未満の端数切捨て
365						

(注) 平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合  
 ・修正申告書提出した日の翌日から2月を経過する日まで  
 年7.3%と「特例基準割合+1%」のいずれか低い割合  
 ・修正申告書提出した日の翌日から2月を経過した日以後  
 年14.6%と「特例基準割合+7%」のいずれか低い割合  
 なお、「特例基準割合」とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。  
 また、平成25年12月31日以前の期間に対応する延滞税については、上記の割合と異なります。詳しくは、税務署にお尋ねください。



改正後

改正前

令和元年分贈与税の修正申告書（別表の付表）

受贈者の氏名

第三表（別表の付表） 令和元年分用

提出用

① 修正前の非課税額（第一表の二）

贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	32							
贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	33							
非課税限度額	住宅資金非課税限度額	34							
平成27年分から30年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額		35							
住宅資金非課税限度額の残額(34-35)		36							
特別住宅資金非課税限度額		37							
そのうち非課税の適用を受ける金額		40							
そのうち非課税の適用を受ける金額		41							
非課税の適用を受ける金額の合計額(37+41)		42							
そのうち課税価格に算入される金額(37+41)		43							
そのうち課税価格に算入される金額(37+41)		44							

② 修正前の非課税額（第一表の三）

贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	45							
贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	46							
非課税限度額	住宅資金非課税限度額	47							
平成27年分から30年分までの贈与税の申告で農災非課税の適用を受けた金額		48							
住宅資金非課税限度額の残額(47-48)		49							
特別住宅資金非課税限度額		50							
そのうち非課税の適用を受ける金額		53							
そのうち非課税の適用を受ける金額		54							
非課税の適用を受ける金額の合計額(50+54)		55							
そのうち課税価格に算入される金額(50+54)		56							
そのうち課税価格に算入される金額(50+54)		57							

(注) 申告書第三表(別表の付表)は、申告書第一表の二(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)又は申告書第一表の三(農災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)を提出した申告書について修正申告する場合に記入し、申告書第二表と一緒に使用します。

※ 欄には記入しないでください。 (課税-10-3-A)様式-1(令和10)

平成30年分贈与税の修正申告書（別表の付表）

受贈者の氏名

第二表（別表の付表） 平成30年分用

提出用

① 修正前の非課税額（第一表の二）

贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	31							
贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	32							
非課税限度額	住宅資金非課税限度額	33							
平成27年分から29年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額		34							
住宅資金非課税限度額の残額(33-34)		35							
そのうち非課税の適用を受ける金額		37							
そのうち非課税の適用を受ける金額		38							
非課税の適用を受ける金額の合計額(37+38)		39							
そのうち課税価格に算入される金額(37+38)		40							
そのうち課税価格に算入される金額(37+38)		41							

② 修正前の非課税額（第一表の三）

贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	42							
贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	43							
非課税限度額	住宅資金非課税限度額	44							
平成27年分から29年分までの贈与税の申告で農災非課税の適用を受けた金額		45							
住宅資金非課税限度額の残額(44-45)		46							
そのうち非課税の適用を受ける金額		48							
そのうち非課税の適用を受ける金額		49							
非課税の適用を受ける金額の合計額(46+49)		50							
そのうち課税価格に算入される金額(46+49)		51							
そのうち課税価格に算入される金額(46+49)		52							

(注) 申告書第三表(別表の付表)は、申告書第一表の二(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)又は申告書第一表の三(農災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)を提出した申告書について修正申告する場合に記入し、申告書第二表と一緒に使用します。

※ 欄には記入しないでください。 (課税-10-3-A)様式-2(平成30.10)

改正後

改正前

令和元年分贈与税の修正申告書（別表の付表）

押用

受贈者の氏名

① 修正前の非課税額（第一表の二）

贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	32																		
贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	33																		
非課税限度額		34																		
平成27年分から30年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額		35																		
住宅資金非課税限度額の残額(※-①)		36																		
特別住宅資金非課税限度額		37																		
非課税の適用を受ける金額		40																		
非課税の適用を受ける金額		41																		
非課税の適用を受ける金額の合計額(※+④)		42																		
※のうち課税価格に算入される金額(※-④)		43																		
※のうち課税価格に算入される金額(※-⑤)		44																		

② 修正前の非課税額（第一表の三）

贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	45																		
贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	46																		
非課税限度額		47																		
平成27年分から30年分までの贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額		48																		
住宅資金非課税限度額の残額(※-①)		49																		
特別住宅資金非課税限度額		50																		
非課税の適用を受ける金額		53																		
非課税の適用を受ける金額		54																		
非課税の適用を受ける金額の合計額(※+④)		55																		
※のうち課税価格に算入される金額(※-④)		56																		
※のうち課税価格に算入される金額(※-⑤)		57																		

第三表(別表の付表) 令和元年分用 ○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。

(注) 申告書第三表(別表の付表)は、申告書第一表の二(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)又は申告書第一表の三(震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)を提出した申告書について修正申告する場合に記入し、申告書第三表と一緒に使用します。

平成30年分贈与税の修正申告書（別表の付表）

押用

受贈者の氏名

① 修正前の非課税額（第一表の二）

贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	31																		
贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	32																		
非課税限度額		33																		
平成27年分から29年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額		34																		
住宅資金非課税限度額の残額(※-①)		35																		
非課税の適用を受ける金額		37																		
非課税の適用を受ける金額		38																		
非課税の適用を受ける金額の合計額(※+④)		39																		
※のうち課税価格に算入される金額(※-④)		40																		
※のうち課税価格に算入される金額(※-⑤)		41																		

② 修正前の非課税額（第一表の三）

贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	42																		
贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	43																		
非課税限度額		44																		
平成27年分から29年分までの贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額		45																		
住宅資金非課税限度額の残額(※-①)		46																		
非課税の適用を受ける金額		48																		
非課税の適用を受ける金額		49																		
非課税の適用を受ける金額の合計額(※+④)		50																		
※のうち課税価格に算入される金額(※-④)		51																		
※のうち課税価格に算入される金額(※-⑤)		52																		

第三表(別表の付表) 平成30年分用 ○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。

(注) 申告書第三表(別表の付表)は、申告書第一表の二(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)又は申告書第一表の三(震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)を提出した申告書について修正申告する場合に記入し、申告書第三表と一緒に使用します。

## 改正後

## 書きかた等

- 申告書第一表の二（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）を提出した申告に係る修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額をこの申告書第三表（別表の付表）（以下「修正申告書（別表の付表）」といいます。）の「①修正前の非課税額（第一表の二）」欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表の二に記入して、これらの申告書を一括に提出してください。
- 申告書第一表の三（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）を提出した申告に係る修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額を修正申告書（別表の付表）の「①修正前の非課税額（第一表の三）」欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表の二に記入して、これらの申告書を一括に提出してください。
- 修正申告書（別表の付表）の「①修正前の非課税額（第一表の二）」及び「②修正前の非課税額（第一表の三）」の各欄には、この修正申告書を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから課税額を転記してください。  
 (注) 住宅取得等資金の非課税又は震災に係る住宅取得等資金の非課税に係る贈与者が3名以上いる場合は、別表（修正申告書（別表の付表））を作成してください。
- 申告書第一表の二の各欄は、次により記入してください。
  - 「令和元年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「（修正）」と記入してください。
  - 「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 申告書第一表の三の各欄は、次により記入してください。
  - 「令和元年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「（修正）」と記入してください。
  - 「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 修正申告書（別表の付表）を提出する際は、申告書第三表（別表）（以下「修正申告書（別表）」といいます。）も必ず一括に提出してください。  
 (注) 修正申告書（別表）の「書きかた等」も併せてご覧ください。

## 改正前

## 書きかた等

- 申告書第一表の二（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）を提出した申告に係る修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額をこの申告書第三表（別表の付表）（以下「修正申告書（別表の付表）」といいます。）の「①修正前の非課税額（第一表の二）」欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表の二に記入して、これらの申告書を一括に提出してください。
- 申告書第一表の三（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）を提出した申告に係る修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額を修正申告書（別表の付表）の「①修正前の非課税額（第一表の三）」欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表の三に記入して、これらの申告書を一括に提出してください。
- 修正申告書（別表の付表）の「①修正前の非課税額（第一表の二）」及び「②修正前の非課税額（第一表の三）」の各欄には、この修正申告書を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから課税額を転記してください。  
 (注) 住宅取得等資金の非課税又は震災に係る住宅取得等資金の非課税に係る贈与者が3名以上いる場合は、別表（修正申告書（別表の付表））を作成してください。
- 申告書第一表の二の各欄は、次により記入してください。
  - 「平成30年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「（修正）」と記入してください。
  - 「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 申告書第一表の三の各欄は、次により記入してください。
  - 「平成30年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「（修正）」と記入してください。
  - 「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 修正申告書（別表の付表）を提出する際は、申告書第三表（別表）（以下「修正申告書（別表）」といいます。）も必ず一括に提出してください。  
 (注) 修正申告書（別表）の「書きかた等」も併せてご覧ください。

改正後

相続時精算課税選択届出書



令和\_\_年\_\_月\_\_日

住所 〒 電話( - - )

受贈者 氏名 (生年月日) (大・昭・平 年 月 日)

フリガナ

特定贈与者との続柄

私は、下記の特定贈与者から令和元年中（平成31年1月1日～令和元年12月31日）に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所又は居所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合

推定相続人又は孫となった理由	
推定相続人又は孫となった年月日	平成・令和 年 月 日

(注) 孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときは、記入は要しません。

- 3 添付書類
- 次の(1)～(4)の全ての書類が必要となります。なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)
- (1) □ 受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類を証する書類
    - ① 受贈者の氏名、生年月日
    - ② 受贈者が特定贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること

(注) 次の場合の②の書類については、裏面の6をご覧ください。

    - ・ 租税特別措置法第70条の6の8(個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除)の適用を受ける特例事業受贈者が同法第70条の2の7((相続時精算課税適用者の特例)の適用を受ける場合
    - ・ 租税特別措置法第70条の7の5(非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例)の適用を受ける特例経営承継受贈者が同法第70条の2の8((相続時精算課税適用者の特例)の適用を受ける場合
  - (2) □ 受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
  - (注) 受贈者が平成7年1月3日以後に生まれた人である場合には、(2)の書類の添付を要しません。
  - (3) □ 特定贈与者の住民票の写しその他の書類で、特定贈与者の氏名、生年月日を証する書類
  - (注) 1 添付書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合には、マイナンバー(個人番号)が記載されていないものを添付してください。
  - 2 (1)の書類として特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本を添付するときは、(3)の書類の添付を要しません。
  - (4) □ 特定贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、特定贈与者が60歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(特定贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
  - (注) 1 租税特別措置法第70条の3(特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例)の適用を受ける場合には、「平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類」となります。
  - 2 (3)の書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合で、特定贈与者が60歳に達した時以後(租税特別措置法第70条の3の適用を受ける場合を除きます。)又は平成15年1月1日以後、特定贈与者の住所に変更がないときは、(4)の書類の添付を要しません。

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が始まるまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)

作成税理士 電話番号

※ 税務署整理欄 届出番号 名簿 確認

※欄には記入しないでください。(資5-42-A4統一)(令和10)

(令和元年分用)

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

改正前

相続時精算課税選択届出書



平成\_\_年\_\_月\_\_日

住所 〒 電話( - - )

受贈者 氏名 (生年月日) (大・昭・平 年 月 日)

フリガナ

特定贈与者との続柄

私は、下記の特定贈与者から平成\_\_年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所又は居所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合

推定相続人又は孫となった理由	
推定相続人又は孫となった年月日	平成 年 月 日

(注) 孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときは、記入は要しません。

- 3 添付書類
- 次の(1)～(4)の全ての書類が必要となります。なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)
- (1) □ 受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類
    - ① 受贈者の氏名、生年月日
    - ② 受贈者が特定贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること

(注) 租税特別措置法第70条の7の5(非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例)の適用を受ける特例経営承継受贈者(②に該当する者を除きます。)が同法第70条の2の7((相続時精算課税適用者の特例)の適用を受ける場合は、①の内容を証する書類)及び「受贈者が特定贈与者からの贈与により同法第70条の7の5第1項に規定する特例対象受贈非上場株式等の取得をしたことを証する書類」となります。
- (2) □ 受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
- (注) 受贈者が平成7年1月3日以後に生まれた人である場合には、(2)の書類の添付を要しません。
- (3) □ 特定贈与者の住民票の写しその他の書類で、特定贈与者の氏名、生年月日を証する書類
- (注) 1 添付書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合には、マイナンバー(個人番号)が記載されていないものを添付してください。
- 2 (1)の書類として特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本を添付するときは、(3)の書類の添付を要しません。
- (4) □ 特定贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、特定贈与者が60歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(特定贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
- (注) 1 租税特別措置法第70条の3(特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例)の適用を受ける場合には、「平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類」となります。
- 2 (3)の書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合で、特定贈与者が60歳に達した時以後(租税特別措置法第70条の3の適用を受ける場合を除きます。)又は平成15年1月1日以後、特定贈与者の住所に変更がないときは、(4)の書類の添付を要しません。

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が始まるまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)

作成税理士 電話番号

※ 税務署整理欄 届出番号 名簿 確認

※欄には記入しないでください。(資5-42-A4統一)(平30.10)

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

(平成30年分以降用)

改 正 後

書 き か た 等

- 1 この届出書は、この届出書に記載された特定贈与者から贈与を受けた財産について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合に、税務署長に届け出るために使用します（この届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、前年以前にこの届出書を提出している場合には、再度提出する必要はありません。）。
- 2 この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用は受けられません。）。  
 なお、特定贈与者が贈与をした年の途中で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署にお尋ねください。
- 3 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄を記入してください。
- 4 「1 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。
- 5 「2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合」欄には、推定相続人又は孫となった理由（養子縁組等）及び推定相続人又は孫となった年月日を記入してください。  
 なお、孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるとき（租税特別措置法第70条の2の6第1項の規定の適用により、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けるとき）には、この欄の記入は要しません（その年の1月1日から推定相続人となった時前までの間に、特定贈与者の孫となった場合には、孫となった理由及び孫となった年月日を記入してください。）。  
 また、孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けないとき（租税特別措置法第70条の2の6第1項の規定の適用を受けないとき）には、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与については、暦年課税により贈与税額を計算します。
- 6 「3 添付書類」欄には、添付している書類の口に✓印を記入してください。  
 なお、(1) ②の添付書類については、特例事業受贈者が租税特別措置法第70条の2の7の適用を受ける場合は、「特例事業受贈者が特定贈与者からの贈与により同法第70条の6の8第1項に規定する特例受贈事業用資産の取得をしたことを証する書類」となり、特例経営承継受贈者が同法第70条の2の8の適用を受ける場合は、「特例経営承継受贈者が特定贈与者からの贈与により同法第70条の7の5第1項に規定する特例対象受贈非上場株式等の取得をしたことを証する書類」となります。  
 また、(3)の添付書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合には、マイナンバー（個人番号）が記載されていないものを添付してください。また、マイナンバーが記載された住民票の写しを添付する場合には、マイナンバーをマスキングするなどの対応をお願いします。
- 7 その他
  - (1) 受贈者が年の途中で養子縁組等により特定贈与者の推定相続人又は孫になった場合、原則として、推定相続人又は孫となる前にその特定贈与者から贈与により取得した財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。
  - (2) 受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合、その贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるためには、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員が連名で相続時精算課税選択届出書をその死亡を知った日の翌日から10か月以内に提出することになります。  
 この場合は、「相続時精算課税選択届出書付表」も併せて提出することとなります。

改 正 前

書 き か た 等

- 1 この届出書は、この届出書に記載された特定贈与者から贈与を受けた財産について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合に、税務署長に届け出るために使用します（この届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、前年以前にこの届出書を提出している場合には、再度提出する必要はありません。）。
- 2 この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用は受けられません。）。  
 なお、特定贈与者が贈与をした年の途中で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署にお尋ねください。
- 3 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄を記入してください。
- 4 「1 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。
- 5 「2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合」欄には、推定相続人又は孫となった理由（養子縁組等）及び推定相続人又は孫となった年月日を記入してください。  
 なお、孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるとき（租税特別措置法第70条の2の6第1項の規定の適用により、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けるとき）には、この欄の記入は要しません（その年の1月1日から推定相続人となった時前までの間に、特定贈与者の孫となった場合には、孫となった理由及び孫となった年月日を記入してください。）。  
 また、孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けないとき（租税特別措置法第70条の2の6第1項の規定の適用を受けないとき）には、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与については、暦年課税により贈与税額を計算します。
- 6 「3 添付書類」欄には、添付している書類の口に✓印を記入してください。  
 なお、(3)の添付書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合には、マイナンバー（個人番号）が記載されていないものを添付してください。また、マイナンバーが記載された住民票の写しを添付する場合には、マイナンバーをマスキングするなどの対応をお願いします。
- 7 その他
  - (1) 受贈者が年の途中で養子縁組等により特定贈与者の推定相続人又は孫になった場合、原則として、推定相続人又は孫となる前にその特定贈与者から贈与により取得した財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。
  - (2) 受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合、その贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるためには、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員が連名で相続時精算課税選択届出書をその死亡を知った日の翌日から10か月以内に提出することになります。  
 この場合は、「相続時精算課税選択届出書付表」も併せて提出することとなります。

改正後

改正前

相続時精算課税選択届出書付表

相続時精算課税選択届出書付表

	受贈者の氏名																																																	
<p>4 受贈者の相続開始年月日</p> <p style="text-align: center;">平成・令和 年 月 日</p>																																																		
<p>5 受贈者の相続人に関する事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">住所 又は 居所 フリガナ</td> <td style="width: 35%;"></td> <td style="width: 35%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td style="text-align: center;">印</td> <td style="text-align: center;">印</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>大・昭・平・令 年 月 日</td> <td>大・昭・平・令 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受贈者との続柄</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">住所 又は 居所 フリガナ</td> <td style="width: 35%;"></td> <td style="width: 35%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td style="text-align: center;">印</td> <td style="text-align: center;">印</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>大・昭・平・令 年 月 日</td> <td>大・昭・平・令 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受贈者との続柄</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">住所 又は 居所 フリガナ</td> <td style="width: 35%;"></td> <td style="width: 35%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td style="text-align: center;">印</td> <td style="text-align: center;">印</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>大・昭・平・令 年 月 日</td> <td>大・昭・平・令 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受贈者との続柄</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 受贈者の相続人(包括受遺者を含みます。)に特定贈与者がある場合は、特定贈与者の記入は必要ありません。 また、その相続人が2人以上いる場合には、その全ての相続人が連署しなければなりません。</p> <p>6 添付書類 次の書類が必要となります。 (書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)</p> <p><input type="checkbox"/> 上記5に記入した者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、受贈者の全ての相続人(包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。)を明らかにする書類(贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。)</p> <p><input type="checkbox"/> 受贈者が平成7年1月3日以後に生まれた人である場合には、受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類</p> <p>(注) この付表は、受贈者の相続開始を知った日の翌日から10か月以内に、その受贈者の相続人(包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。)が、「相続時精算課税選択届出書」と一緒に提出してください。</p>			住所 又は 居所 フリガナ				氏名	印	印		生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	大・昭・平・令 年 月 日		受贈者との続柄				住所 又は 居所 フリガナ				氏名	印	印		生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	大・昭・平・令 年 月 日		受贈者との続柄				住所 又は 居所 フリガナ				氏名	印	印		生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	大・昭・平・令 年 月 日		受贈者との続柄			
住所 又は 居所 フリガナ																																																		
氏名	印	印																																																
生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	大・昭・平・令 年 月 日																																																
受贈者との続柄																																																		
住所 又は 居所 フリガナ																																																		
氏名	印	印																																																
生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	大・昭・平・令 年 月 日																																																
受贈者との続柄																																																		
住所 又は 居所 フリガナ																																																		
氏名	印	印																																																
生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	大・昭・平・令 年 月 日																																																
受贈者との続柄																																																		

(令和元年分以降用)

	受贈者の氏名																																																	
<p>4 受贈者の相続開始年月日</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p>																																																		
<p>5 受贈者の相続人に関する事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">住所 又は 居所 フリガナ</td> <td style="width: 35%;"></td> <td style="width: 35%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td style="text-align: center;">印</td> <td style="text-align: center;">印</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>大・昭・平 年 月 日</td> <td>大・昭・平 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受贈者との続柄</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">住所 又は 居所 フリガナ</td> <td style="width: 35%;"></td> <td style="width: 35%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td style="text-align: center;">印</td> <td style="text-align: center;">印</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>大・昭・平 年 月 日</td> <td>大・昭・平 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受贈者との続柄</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">住所 又は 居所 フリガナ</td> <td style="width: 35%;"></td> <td style="width: 35%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td style="text-align: center;">印</td> <td style="text-align: center;">印</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>大・昭・平 年 月 日</td> <td>大・昭・平 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受贈者との続柄</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 受贈者の相続人(包括受遺者を含みます。)に特定贈与者がある場合は、特定贈与者の記入は必要ありません。 また、その相続人が2人以上いる場合には、その全ての相続人が連署しなければなりません。</p> <p>6 添付書類 次の書類が必要となります。 (書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)</p> <p><input type="checkbox"/> 上記5に記入した者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、受贈者の全ての相続人(包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。)を明らかにする書類(贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。)</p> <p><input type="checkbox"/> 受贈者が平成7年1月3日以後に生まれた人である場合には、受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類</p> <p>(注) この付表は、受贈者の相続開始を知った日の翌日から10か月以内に、その受贈者の相続人(包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。)が、「相続時精算課税選択届出書」と一緒に提出してください。</p>			住所 又は 居所 フリガナ				氏名	印	印		生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日		受贈者との続柄				住所 又は 居所 フリガナ				氏名	印	印		生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日		受贈者との続柄				住所 又は 居所 フリガナ				氏名	印	印		生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日		受贈者との続柄			
住所 又は 居所 フリガナ																																																		
氏名	印	印																																																
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日																																																
受贈者との続柄																																																		
住所 又は 居所 フリガナ																																																		
氏名	印	印																																																
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日																																																
受贈者との続柄																																																		
住所 又は 居所 フリガナ																																																		
氏名	印	印																																																
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日																																																
受贈者との続柄																																																		

(平成28年分以降用)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">書 き か た 等</p> <p>1 この付表は、受贈者が「相続時精算課税選択届出書」を提出する前に死亡している場合において、その者の相続人等が、その受贈者が特定贈与者から贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるときに、税務署長に届け出るために使用します。</p> <p>2 この付表は、贈与税の申告期限までに、「贈与税の申告書（第一表及び第二表）」及び「相続時精算課税選択届出書」に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用は受けられません。）。</p> <p>3 「受贈者の氏名」欄には、受贈者の氏名を記入してください。</p> <p>4 「4 受贈者の相続開始年月日」欄には、受贈者の相続開始年月日（死亡年月日）を記入してください。</p> <p>5 「5 受贈者の相続人に関する事項」欄には、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び受贈者との続柄を記入してください。</p> <p>6 「6 添付書類」欄には、添付している書類の口に✓印を記入してください。</p>	<p style="text-align: center;">書 き か た 等</p> <p>1 この付表は、受贈者が「相続時精算課税選択届出書」を提出する前に死亡している場合において、その者の相続人等が、その受贈者が特定贈与者から贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるときに、税務署長に届け出るために使用します。</p> <p>2 この付表は、贈与税の申告期限までに、「贈与税の申告書（第一表及び第二表）」及び「相続時精算課税選択届出書」に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用は受けられません。）。</p> <p>3 「受贈者の氏名」欄には、受贈者の氏名を記入してください。</p> <p>4 「4 受贈者の相続開始年月日」欄には、受贈者の相続開始年月日（死亡年月日）を記入してください。</p> <p>5 「5 受贈者の相続人に関する事項」欄には、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び受贈者との続柄を記入してください。</p> <p>6 「6 添付書類」欄には、添付している書類の口に✓印を記入してください。</p>

## 改正後

## 令和\_\_\_\_年分 農地等の贈与に関する確認書

## 1 農地等の受贈者

住所	氏名
----	----

## 2 前年以前の農地等の贈与の状況

次のいずれか該当する項目の口の中に✓印を記入してください。

- 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありません。
- 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありますが、当該農地は相続税法第21条の9第3項の規定(相続時精算課税)の適用を受けるものではありません。

## 3 本年における農地等の贈与の状況

次に該当する場合は口の中に✓印を記入してください。

- 私は、農地等を贈与した年において、今回の贈与以外の贈与により租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地及び採草放牧地並びに準農地の贈与をしていません。

## 4 採草放牧地に関する事項(今回の贈与以前に採草放牧地を所有していた場合のみ記入してください。)

贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地の面積	①	m <sup>2</sup>
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m <sup>2</sup>
①の面積と②の面積の合計(①+②)	③	m <sup>2</sup>
③の面積の $\frac{2}{3}$ ( $③ \times \frac{2}{3}$ )	④	m <sup>2</sup>
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地の面積(「農地等の贈与税の納税額予税額の計算書」に記載した採草放牧地の面積の合計を記入します。)	⑤	m <sup>2</sup>
上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。		

## 5 準農地に関する事項(今回の贈与以前に準農地を所有していた場合のみ記入してください。)

贈与者が今回の贈与の日まで有していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地の面積	①	m <sup>2</sup>
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m <sup>2</sup>
①の面積と②の面積の合計(①+②)	③	m <sup>2</sup>
③の面積の $\frac{2}{3}$ ( $③ \times \frac{2}{3}$ )	④	m <sup>2</sup>
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地の面積(「農地等の贈与税の納税額予税額の計算書」に記載した準農地の面積の合計を記入します。)	⑤	m <sup>2</sup>
上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。		

上記の事実と相違ありません。

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

農地等の贈与者

住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

(資5-45-A4統一) (令元.10)

(令和元年分以降用)

## 改正前

## 平成\_\_\_\_年分 農地等の贈与に関する確認書

## 1 農地等の受贈者

住所	氏名
----	----

## 2 前年以前の農地等の贈与の状況

次のいずれか該当する項目の口の中に✓印を記入してください。

- 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありません。
- 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありますが、当該農地は相続税法第21条の9第3項の規定(相続時精算課税)の適用を受けるものではありません。

## 3 本年における農地等の贈与の状況

次に該当する場合は口の中に✓印を記入してください。

- 私は、農地等を贈与した年において、今回の贈与以外の贈与により租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地及び採草放牧地並びに準農地の贈与をしていません。

## 4 採草放牧地に関する事項(今回の贈与以前に採草放牧地を所有していた場合のみ記入してください。)

贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地の面積	①	m <sup>2</sup>
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m <sup>2</sup>
①の面積と②の面積の合計(①+②)	③	m <sup>2</sup>
③の面積の $\frac{2}{3}$ ( $③ \times \frac{2}{3}$ )	④	m <sup>2</sup>
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地の面積(「農地等の贈与税の納税額予税額の計算書」に記載した採草放牧地の面積の合計を記入します。)	⑤	m <sup>2</sup>
上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。		

## 5 準農地に関する事項(今回の贈与以前に準農地を所有していた場合のみ記入してください。)

贈与者が今回の贈与の日まで有していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地の面積	①	m <sup>2</sup>
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m <sup>2</sup>
①の面積と②の面積の合計(①+②)	③	m <sup>2</sup>
③の面積の $\frac{2}{3}$ ( $③ \times \frac{2}{3}$ )	④	m <sup>2</sup>
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地の面積(「農地等の贈与税の納税額予税額の計算書」に記載した準農地の面積の合計を記入します。)	⑤	m <sup>2</sup>
上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。		

上記の事実と相違ありません。

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

農地等の贈与者

住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

(資5-45-A4統一) (平30.10)

(平成30年分以降用)



改 正 後	改 正 前
<p style="margin: 0;"><b>書 き か た 等</b></p> <p style="margin: 10px 0 0 20px;">1 この確認書は、贈与税の納税猶予の適用を受けるために必要な添付書類ですので、必要事項を記入の上、「贈与税の申告書第一表」及び「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」と一緒に提出してください。</p> <p style="margin: 10px 0 0 20px;">2 この確認書は、贈与者の方が記入します。</p> <p style="margin: 10px 0 0 20px;">3 用語の意義            (1) 「<b>租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地</b>」とは、贈与者が農業の用に供している農地（特定市街化区域農地等に該当するもの及び農地法第32条第1項又は第33条第1項の規定による利用意向調査に係るもので、同法第36条第1項各号に該当するとき（同項各号に該当することについて正当の理由があるときを除きます。）におけるその農地を除きます。）をいいます。</p> <p style="margin: 10px 0 0 20px;">（注）1 <b>特定市街化区域農地等</b>とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において三大都市圏の特定市（首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）をいいます。以下同じです。）の区域内に所在するもの（都市営農農地等に該当するものを除きます。）をいいます。</p> <p style="margin: 10px 0 0 20px;">2 <b>都市営農農地等</b>とは、次の(1)又は(2)に掲げる農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において三大都市圏の特定市の区域内に所在するものをいいます。</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">(1) 都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地（次に掲げるものを除きます。）</p> <p style="margin: 10px 0 0 60px;">イ 生産緑地法第10条（同法第10条の5の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は第15条第1項の規定による買取りの申出がされたもの</p> <p style="margin: 10px 0 0 60px;">ロ 生産緑地法第10条第1項に規定する申出基準日までに同法第10条の2第1項の特定生産緑地（以下「特定生産緑地」といいます。）の指定がされなかったもの</p> <p style="margin: 10px 0 0 60px;">ハ 生産緑地法第10条の3第2項に規定する指定期限日までに特定生産緑地の指定の期限の延長がされなかったもの</p> <p style="margin: 10px 0 0 60px;">ニ 生産緑地法第10条の6第1項の規定による指定の解除がされたもの</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">(2) 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる田園住居地域内にある農地（(1)に掲げる農地を除きます。）</p> <p style="margin: 10px 0 0 20px;">(2) 「<b>租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地</b>」とは、贈与者が農業の用に供している採草放牧地（特定市街化区域農地等に該当するものを除きます。）をいいます。</p> <p style="margin: 10px 0 0 20px;">(3) 「<b>租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地</b>」とは、農用地区域内にある土地で農業振興地域整備計画において用途区分が農地や採草放牧地とされているもののうち、10年以内に農地や採草放牧地に開発して、農業の用に供するものをいいます。</p>	<p style="margin: 0;"><b>書 き か た 等</b></p> <p style="margin: 10px 0 0 20px;">1 この確認書は、贈与税の納税猶予の適用を受けるために必要な添付書類ですので、必要事項を記入の上、「贈与税の申告書第一表」及び「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」と一緒に提出してください。</p> <p style="margin: 10px 0 0 20px;">2 この確認書は、贈与者の方が記入します。</p> <p style="margin: 10px 0 0 20px;">3 用語の意義            (1) 「<b>租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地</b>」とは、贈与者が農業の用に供している農地（特定市街化区域農地等に該当するもの及び農地法第32条第1項又は第33条第1項の規定による利用意向調査に係るもので、同法第36条第1項各号に該当するときにおけるその農地等を除きます。）をいいます。</p> <p style="margin: 10px 0 0 20px;">（注）1 <b>特定市街化区域農地等</b>とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において三大都市圏の特定市（首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）をいいます。以下同じです。）の区域内に所在するもの（都市営農農地等に該当するものを除きます。）をいいます。</p> <p style="margin: 10px 0 0 20px;">2 <b>都市営農農地等</b>とは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる農地又は採草放牧地をいいます。</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">(1) 平成30年3月31日以前に行われた贈与            都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地（生産緑地法第10条又は第15条第1項の規定による買取りの申出がされたものを除きます。）で、平成3年1月1日において三大都市圏の特定市の区域内に所在するもの</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">(2) 平成30年4月1日以後に行われた贈与            次の①又は②に掲げる農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において三大都市圏の特定市の区域内に所在するもの</p> <p style="margin: 10px 0 0 60px;">① 都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地（次に掲げるものを除きます。）</p> <p style="margin: 10px 0 0 80px;">イ 生産緑地法第10条（同法第10条の5の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は第15条第1項の規定による買取りの申出がされたもの</p> <p style="margin: 10px 0 0 80px;">ロ 生産緑地法第10条第1項に規定する申出基準日までに同法第10条の2第1項の特定生産緑地（以下「特定生産緑地」といいます。）の指定がされなかったもの</p> <p style="margin: 10px 0 0 80px;">ハ 生産緑地法第10条の3第2項に規定する指定期限日までに特定生産緑地の指定の期限の延長がされなかったもの</p> <p style="margin: 10px 0 0 80px;">ニ 生産緑地法第10条の6第1項の規定による指定の解除がされたもの</p> <p style="margin: 10px 0 0 60px;">② 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる田園住居地域内にある農地（①に掲げる農地を除きます。）</p> <p style="margin: 10px 0 0 20px;">(2) 「<b>租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地</b>」とは、贈与者が農業の用に供している採草放牧地（特定市街化区域農地等に該当するものを除きます。）をいいます。</p> <p style="margin: 10px 0 0 20px;">(3) 「<b>租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地</b>」とは、農用地区域内にある土地で農業振興地域整備計画において用途区分が農地や採草放牧地とされているもののうち、10年以内に農地や採草放牧地に開発して、農業の用に供するものをいいます。</p>

改正後

改正前

令和\_\_年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書

平成\_\_年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書

受贈者	住所又は居所	〒	電話( - - )
	フリガナ		
贈与者	氏名(生年月日)	(大・昭・平 年 月 日)	◎
	特定贈与者との続柄		

令和\_\_年\_\_月\_\_日  
\_\_\_\_\_\_ 税務署長

受贈者	住所又は居所	〒	電話( - - )
	フリガナ		
贈与者	氏名(生年月日)	(大・昭・平 年 月 日)	◎
	特定贈与者との続柄		

平成\_\_年\_\_月\_\_日  
\_\_\_\_\_\_ 税務署長

(令和元年分以降用)

(平成27年1月1日以降の贈与用)

私は、下記の特定贈与者からの贈与により取得した特定受贈森林経営計画対象山林について、租税特別措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けることとしましたので、租税特別措置法施行規則第23条の2の2第7項各号に規定する書類を添付して届出します。

私は、下記の特定贈与者からの贈与により取得した特定受贈森林経営計画対象山林について、租税特別措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けることとしましたので、租税特別措置法施行規則第23条の2の2第7項各号に規定する書類を添付して届出します。

1 特定贈与者に関する事項

1 特定贈与者に関する事項

住所又は居所	
フリガナ	
氏名(生年月日)	(明・大・昭・平 年 月 日)

住所又は居所	
フリガナ	
氏名(生年月日)	(明・大・昭・平 年 月 日)

2 相続時精算課税選択届出書に関する事項

2 相続時精算課税選択届出書に関する事項

届出書を提出した税務署名及び提出に係る年分 \_\_\_\_\_ 署 平成・令和 \_\_\_\_年分

届出書を提出した税務署名及び提出に係る年分 \_\_\_\_\_ 署 平成 \_\_\_\_年分

3 特例の適用を受ける特定受贈森林経営計画対象山林に関する事項

3 特例の適用を受ける特定受贈森林経営計画対象山林に関する事項

森林経営計画の認定年月日(認定番号)	所在場所	立木又は土地等の別	面積	立木又は土地等の価額
( . )			ha	円
( . )				
( . )				
合計		立木 土地等		

森林経営計画の認定年月日(認定番号)	所在場所	立木又は土地等の別	面積	立木又は土地等の価額
( . )			ha	円
( . )				
( . )				
合計		立木 土地等		

(注) 上欄に記入しきれないときは、適宜の用紙にその明細を記入して添付してください。

(注) 上欄に記入しきれないときは、適宜の用紙にその明細を記入して添付してください。

4 添付書類

4 添付書類

次の書類が必要となります。  
(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

特定受贈森林経営計画対象山林について贈与の前に市町村長等の認定を受けていた森林経営計画に係る森林経営計画書の写し及びその森林経営計画に係る認定書の写し並びにその他参考となるべき事項を記載した書類

次の書類が必要となります。  
(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

特定受贈森林経営計画対象山林について贈与の前に市町村長等の認定を受けていた森林経営計画に係る森林経営計画書の写し及びその森林経営計画に係る認定書の写し並びにその他参考となるべき事項を記載した書類

作成税理士 \_\_\_\_\_ ◎ 電話番号 \_\_\_\_\_

作成税理士 \_\_\_\_\_ ◎ 電話番号 \_\_\_\_\_

※ 税務署整理欄 整理番号 □□□□□□□□ 名簿 □□□□□□ 確認

※ 税務署整理欄 整理番号 □□□□□□□□ 名簿 □□□□□□ 確認

※欄には記入しないでください。

※欄には記入しないでください。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">書 き か た 等</p> <p>1 この届出書は、特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈森林経営計画対象山林について、相続税の課税価格の軽減措置を受けようとする場合に、その受けようとする旨等を税務署長に届け出るために使用します。</p> <p>2 この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続税の課税価格の軽減措置は受けられません。）。</p> <p>なお、特定贈与者が贈与をした年途中で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署にお尋ねください。</p> <p>3 受贈者がこの届出書を提出する前に死亡している場合には「令和__年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書付表」をこの届出書と一緒に提出してください。</p> <p>4 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄を記入してください。</p> <p>5 「1 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。</p> <p>6 「2 相続時精算課税選択届出書に関する事項」欄には、相続時精算課税選択届出書を提出した（する）税務署名及びその提出に係る贈与税の年分を記入してください。</p> <p>7 「3 特例の適用を受ける特定受贈森林経営計画対象山林に関する事項」欄には、相続税の課税価格の軽減措置を受けるために届け出る特定受贈森林経営計画対象山林に係る森林経営計画の認定年月日及び認定番号並びにその特定受贈森林経営計画対象山林の所在場所、立木又は土地等の別、面積及びその価額を記入してください。</p>	<p style="text-align: center;">書 き か た 等</p> <p>1 この届出書は、特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈森林経営計画対象山林について、相続税の課税価格の軽減措置を受けようとする場合に、その受けようとする旨等を税務署長に届け出るために使用します。</p> <p>2 この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続税の課税価格の軽減措置は受けられません。）。</p> <p>なお、特定贈与者が贈与をした年途中で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署にお尋ねください。</p> <p>3 受贈者がこの届出書を提出する前に死亡している場合には「平成__年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書付表」をこの届出書と一緒に提出してください。</p> <p>4 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄を記入してください。</p> <p>5 「1 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。</p> <p>6 「2 相続時精算課税選択届出書に関する事項」欄には、相続時精算課税選択届出書を提出した（する）税務署名及びその提出に係る贈与税の年分を記入してください。</p> <p>7 「3 特例の適用を受ける特定受贈森林経営計画対象山林に関する事項」欄には、相続税の課税価格の軽減措置を受けるために届け出る特定受贈森林経営計画対象山林に係る森林経営計画の認定年月日及び認定番号並びにその特定受贈森林経営計画対象山林の所在場所、立木又は土地等の別、面積及びその価額を記入してください。</p>

改正後

改正前

令和\_\_年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書付表

平成\_\_年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書付表

	受贈者の氏名																																														
<p>5 受贈者の相続開始年月日</p> <p style="text-align: center;">平成・令和 年 月 日</p>																																															
<p>6 受贈者の相続人に関する事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">住所 又は 居所</td> <td style="width: 45%;"></td> <td style="width: 45%;"></td> </tr> <tr> <td>フリガナ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td style="text-align: center;">印</td> <td style="text-align: center;">印</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>大・昭・平・令 年 月 日</td> <td>大・昭・平・令 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>受贈者との続柄</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">住所 又は 居所</td> <td style="width: 45%;"></td> <td style="width: 45%;"></td> </tr> <tr> <td>フリガナ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td style="text-align: center;">印</td> <td style="text-align: center;">印</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>大・昭・平・令 年 月 日</td> <td>大・昭・平・令 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>受贈者との続柄</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">住所 又は 居所</td> <td style="width: 45%;"></td> <td style="width: 45%;"></td> </tr> <tr> <td>フリガナ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td style="text-align: center;">印</td> <td style="text-align: center;">印</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>大・昭・平・令 年 月 日</td> <td>大・昭・平・令 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>受贈者との続柄</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 受贈者の相続人(包括受遺者を含みます。)に特定贈与者がある場合は、特定贈与者の記入は必要ありません。</p> <p>7 添付書類 次の書類が必要となります。 (書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。) □ 上記6に記入した者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、受贈者の全ての相続人(包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。)を明らかにする書類(贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。)</p> <p>(注) この付表は、受贈者の相続開始を知った日の翌日から10か月以内に、その受贈者の相続人(包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。)が、「令和__年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書」と一緒に提出してください。</p>			住所 又は 居所			フリガナ			氏名	印	印	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	大・昭・平・令 年 月 日	受贈者との続柄			住所 又は 居所			フリガナ			氏名	印	印	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	大・昭・平・令 年 月 日	受贈者との続柄			住所 又は 居所			フリガナ			氏名	印	印	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	大・昭・平・令 年 月 日	受贈者との続柄		
住所 又は 居所																																															
フリガナ																																															
氏名	印	印																																													
生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	大・昭・平・令 年 月 日																																													
受贈者との続柄																																															
住所 又は 居所																																															
フリガナ																																															
氏名	印	印																																													
生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	大・昭・平・令 年 月 日																																													
受贈者との続柄																																															
住所 又は 居所																																															
フリガナ																																															
氏名	印	印																																													
生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	大・昭・平・令 年 月 日																																													
受贈者との続柄																																															

(令和元年分以降用)

	受贈者の氏名																																														
<p>5 受贈者の相続開始年月日</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p>																																															
<p>6 受贈者の相続人に関する事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">住所 又は 居所</td> <td style="width: 45%;"></td> <td style="width: 45%;"></td> </tr> <tr> <td>フリガナ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td style="text-align: center;">印</td> <td style="text-align: center;">印</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>大・昭・平 年 月 日</td> <td>大・昭・平 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>受贈者との続柄</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">住所 又は 居所</td> <td style="width: 45%;"></td> <td style="width: 45%;"></td> </tr> <tr> <td>フリガナ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td style="text-align: center;">印</td> <td style="text-align: center;">印</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>大・昭・平 年 月 日</td> <td>大・昭・平 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>受贈者との続柄</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">住所 又は 居所</td> <td style="width: 45%;"></td> <td style="width: 45%;"></td> </tr> <tr> <td>フリガナ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td style="text-align: center;">印</td> <td style="text-align: center;">印</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>大・昭・平 年 月 日</td> <td>大・昭・平 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>受贈者との続柄</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 受贈者の相続人(包括受遺者を含みます。)に特定贈与者がある場合は、特定贈与者の記入は必要ありません。</p> <p>7 添付書類 次の書類が必要となります。 (書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。) □ 上記6に記入した者の戸籍の謄(抄)本など受贈者の全ての相続人(包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。)を明らかにする書類(贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。)</p> <p>(注) この付表は、受贈者の相続開始を知った日の翌日から10か月以内に、その受贈者の相続人(包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。)が、「平成__年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書」と一緒に提出してください。</p>			住所 又は 居所			フリガナ			氏名	印	印	生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日	受贈者との続柄			住所 又は 居所			フリガナ			氏名	印	印	生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日	受贈者との続柄			住所 又は 居所			フリガナ			氏名	印	印	生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日	受贈者との続柄		
住所 又は 居所																																															
フリガナ																																															
氏名	印	印																																													
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日																																													
受贈者との続柄																																															
住所 又は 居所																																															
フリガナ																																															
氏名	印	印																																													
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日																																													
受贈者との続柄																																															
住所 又は 居所																																															
フリガナ																																															
氏名	印	印																																													
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日																																													
受贈者との続柄																																															

(平成27年1月1日以降の贈与用)

改正後

書きかた等

- 1 この付表は、受贈者が「令和\_\_年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書」を提出する前に死亡している場合で、その者の相続人等が、その特定受贈森林経営計画対象山林に係る特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈森林経営計画対象山林について、相続税の課税価格の軽減措置を受けようとするときに、その受けようとする旨等を税務署長に贈与税の申告の際に届け出るために使用します。
- 2 この付表は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）及び「令和\_\_年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書」に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、特例は受けられません。）。
- 3 「受贈者の氏名」欄には、受贈者の氏名を記入してください。
- 4 「5 受贈者の相続開始年月日」欄には、受贈者の死亡年月日を記入してください。
- 5 「6 受贈者の相続人に関する事項」欄には、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び受贈者との続柄を記入してください。

改正前

書きかた等

- 1 この付表は、受贈者が「平成\_\_年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書」を提出する前に死亡している場合で、その者の相続人等が、その特定受贈森林経営計画対象山林に係る特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈森林経営計画対象山林について、相続税の課税価格の軽減措置を受けようとするときに、その受けようとする旨等を税務署長に贈与税の申告の際に届け出るために使用します。
- 2 この付表は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）及び「平成\_\_年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書」に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、特例は受けられません。）。
- 3 「受贈者の氏名」欄には、受贈者の氏名を記入してください。
- 4 「5 受贈者の相続開始年月日」欄には、受贈者の死亡年月日を記入してください。
- 5 「6 受贈者の相続人に関する事項」欄には、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び受贈者との続柄を記入してください。

改正後

改正前

□□□□-□□□□

年分贈与税 通知書 (通知用) 及び加算税の賦課決定通知書

住所

氏名

第 号

令和 年 月 日

税務署長

年分贈与税及びその加算税について、下記のとおり

及び加算税の賦課決定をします。

○この通知により新たに納付すべき又は減少する税額

Table with columns for '納付すべき' (To be paid) and '減少する' (Reduction). Rows include '本税の額' (Main tax amount), '加算税' (Additional tax), and '重加算税' (Double additional tax).

○課税標準等及び税額等の計算明細

Table showing tax calculation details. Columns include '区 分' (District/Category), '当初課税額(額)' (Initial tax amount), '額' (Amount), and '増減(△)差額' (Increase/Decrease/Difference). Rows include '特例贈与財産の価額の合計額' (Total value of special gift property), '一般贈与財産の価額の合計額' (Total value of general gift property), '暦年課税分の課税標準の合計額' (Total taxable standard for annual taxation), etc.

○加算税の額の計算明細

Table showing the calculation of additional tax. Columns include '区 分' (District/Category), '賦課決定額' (Assessment amount), '変更決定後の賦課決定額' (Assessment amount after change), '減少する額' (Reduction amount), and '重加算税' (Double additional tax).

○この通知に係る処分理由

Blank area for providing reasons for the disposal.

○ この変更又は決定が申告期限から1年を経過してされた場合で、その届出等を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納税期限内にわたって申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。

( )枚のうち( )枚目

(資5-23-1-1-A4続-)

□□□□-□□□□

年分贈与税 通知書 (通知用) 及び加算税の賦課決定通知書

住所

氏名

第 号

令和 年 月 日

税務署長

年分贈与税及びその加算税について、下記のとおり

及び加算税の賦課決定をします。

○この通知により新たに納付すべき又は減少する税額

Table with columns for '納付すべき' (To be paid) and '減少する' (Reduction). Rows include '本税の額' (Main tax amount), '加算税' (Additional tax), and '重加算税' (Double additional tax).

○課税標準等及び税額等の計算明細

Table showing tax calculation details. Columns include '区 分' (District/Category), '当初課税額(額)' (Initial tax amount), '額' (Amount), and '増減(△)差額' (Increase/Decrease/Difference). Rows include '特例贈与財産の価額の合計額' (Total value of special gift property), '一般贈与財産の価額の合計額' (Total value of general gift property), '暦年課税分の課税標準の合計額' (Total taxable standard for annual taxation), etc.

○加算税の額の計算明細

Table showing the calculation of additional tax. Columns include '区 分' (District/Category), '賦課決定額' (Assessment amount), '変更決定後の賦課決定額' (Assessment amount after change), '減少する額' (Reduction amount), and '重加算税' (Double additional tax).

○この通知に係る処分理由

Blank area for providing reasons for the disposal.

○ この変更又は決定が申告期限から1年を経過してされた場合で、その届出等を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納税期限内にわたって申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。

( )枚のうち( )枚目

(資5-23-1-1-A4続-)

改正後

改正前

相続（包括遺贈を含む。）により承継する贈与税及び加算税について

相続（包括遺贈を含む。）により承継する贈与税及び加算税について

あなたが、被相続人\_\_\_\_\_殿の相続（包括遺贈を含む。）により承継する贈与税及び加算税の額（「\_\_\_\_\_年分贈与税\_\_\_\_\_通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○この通知により新たに納付すべき又は減少する税額」の各欄の金額）は、国税通則法第5条の規定により民法第900条《法定相続分》、同法第901条《代襲相続人の相続分》、同法第902条《遺言による相続分の指定》に定める割合に従い、次のとおり計算されています。

（注）「（基礎となる税額）」は、「\_\_\_\_\_年分贈与税\_\_\_\_\_通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「⑩差引税額の合計額（納付すべき税額（⑩+⑫））」の「増減（△）差額」欄の額です。

（注）「（基礎となる税額）」は、「平成\_\_\_\_\_年分贈与税\_\_\_\_\_通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「⑩差引税額の合計額（納付すべき税額（⑩+⑫））」の「増減（△）差額」欄の額です。

（注）「（基礎となる税額）」は、「\_\_\_\_\_年分贈与税\_\_\_\_\_通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「⑩申告期限までに納付すべき税額（⑩-⑪-⑫-⑬-⑭-⑮）」の「増減（△）差額」欄の額です。

（通知用）

あなたが、被相続人\_\_\_\_\_殿の相続（包括遺贈を含む。）により承継する贈与税及び加算税の額（「平成\_\_\_\_\_年分贈与税\_\_\_\_\_通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○この通知により新たに納付すべき又は減少する税額」の各欄の金額）は、国税通則法第5条の規定により民法第900条《法定相続分》、同法第901条《代襲相続人の相続分》、同法第902条《遺言による相続分の指定》に定める割合に従い、次のとおり計算されています。

（注）「（基礎となる税額）」は、「平成\_\_\_\_\_年分贈与税\_\_\_\_\_通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「⑩差引税額の合計額（納付すべき税額（⑩+⑫））」の「増減（△）差額」欄の額です。

（注）「（基礎となる税額）」は、「平成\_\_\_\_\_年分贈与税\_\_\_\_\_通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「⑩申告期限までに納付すべき税額（⑩-⑪-⑫-⑬-⑭-⑮）」の「増減（△）差額」欄の額です。

（通知用）

改正後

令和 年分贈与税 通知書  
及び加算税の賦課決定通知書 (通知用)  
〔住宅取得等資金の非課税分に係る明細〕

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

この表は、住宅取得等資金の非課税分に係る明細です。  
課税標準等の計算明細の金額又は税額等の金額は、「令和元年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「1 贈与税分」欄、又は「令和元年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第二表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されています。  
なお、⑥欄又は⑦欄の金額が「0」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。

(第一表の二) (令和元年分用)

○課税標準等の計算明細

区 分	当初課税額( 額 )	額	増減(△)差額
住宅取得等資金の合計額 1 ①			
住宅取得等資金の合計額 2 ②			
住宅資金非課税限度額 ③			
平成27年分から30年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額 ④			
住宅資金非課税限度額の残額 ( ③ - ④ ) ⑤			
特別住宅資金非課税限度額 ⑥			
①のうち非課税の適用を受ける金額 ⑦			
②のうち非課税の適用を受ける金額 ⑧			
非課税の適用を受ける金額の合計額 ( ⑦ + ⑧ ) ⑨			
①のうち課税価格に算入される金額 ( ① - ⑨ ) ⑩			
②のうち課税価格に算入される金額 ( ② - ⑨ ) ⑪			

( )枚のうち( )枚目

(省5-23-3-1-A4統一)

改正前

平成 年分贈与税 通知書  
及び加算税の賦課決定通知書 (通知用)  
〔住宅取得等資金の非課税分に係る明細〕

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

この表は、住宅取得等資金の非課税分に係る明細です。  
課税標準等の計算明細の金額又は税額等の金額は、「平成30年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「1 贈与税分」欄、又は「平成30年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第二表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されています。  
なお、⑥欄又は⑦欄の金額が「0」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。

(第一表の二) (平成30年分用)

○課税標準等の計算明細

区 分	当初課税額( 額 )	額	増減(△)差額
住宅取得等資金の合計額 1 ①			
住宅取得等資金の合計額 2 ②			
住宅資金非課税限度額 ③			
平成27年分から29年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額 ④			
住宅資金非課税限度額の残額 ( ③ - ④ ) ⑤			
①のうち非課税の適用を受ける金額 ⑦			
②のうち非課税の適用を受ける金額 ⑧			
非課税の適用を受ける金額の合計額 ( ⑦ + ⑧ ) ⑨			
①のうち課税価格に算入される金額 ( ① - ⑨ ) ⑩			
②のうち課税価格に算入される金額 ( ② - ⑨ ) ⑪			

( )枚のうち( )枚目

(省5-23-3-1-A4統一)



改正後

令和 年分贈与税 通知書  
及び加算税の賦課決定通知書 (通知用)  
〔震災に係る住宅取得等資金の非課税分の明細〕

氏名 〰 〰

この表は、震災に係る住宅取得等資金の非課税分の明細です。  
課税標準等の計算明細の総額又は引額(金額)は、「令和元年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「Ⅰ 贈与税分」欄、又は「令和元年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第二表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されています。  
なお、引額又は引額の金額が「0」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。

○課税標準等の計算明細

区 分	当初課税額( 額 )	額	増減(△)差額
住宅取得等資金の合計額 1 ①			
住宅取得等資金の合計額 2 ②			
住宅資金非課税限度額 ③			
平成27年分から30年分までの贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額 ④			
住宅資金非課税限度額の残額 ( ③ - ④ ) ⑤			
特別住宅資金非課税限度額 ⑥			
①のうち非課税の適用を受ける金額 ⑦			
②のうち非課税の適用を受ける金額 ⑧			
非課税の適用を受ける金額の合計額 ( ⑦ + ⑧ ) ⑨			
①のうち課税価格に算入される金額 ( ① - ⑦ ) ⑩			
②のうち課税価格に算入される金額 ( ② - ⑧ ) ⑪			

(第一表の三) (令和元年分用)

改正前

平成 年分贈与税 通知書  
及び加算税の賦課決定通知書 (通知用)  
〔震災に係る住宅取得等資金の非課税分の明細〕

氏名 〰 〰

この表は、震災に係る住宅取得等資金の非課税分の明細です。  
課税標準等の計算明細の総額又は引額(金額)は、「平成30年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「Ⅰ 贈与税分」欄、又は「平成30年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第二表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されています。  
なお、引額又は引額の金額が「0」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。

○課税標準等の計算明細

区 分	当初課税額( 額 )	額	増減(△)差額
住宅取得等資金の合計額 1 ①			
住宅取得等資金の合計額 2 ②			
住宅資金非課税限度額 ③			
平成27年分から29年分までの贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額 ④			
住宅資金非課税限度額の残額 ( ③ - ④ ) ⑤			
①のうち非課税の適用を受ける金額 ⑦			
②のうち非課税の適用を受ける金額 ⑧			
非課税の適用を受ける金額の合計額 ( ⑦ + ⑧ ) ⑨			
①のうち課税価格に算入される金額 ( ① - ⑦ ) ⑩			
②のうち課税価格に算入される金額 ( ② - ⑧ ) ⑪			

(第一表の三) (平成30年分用)

改正後

令和 年分贈与税 通知書  
及び加算税の賦課決定通知書 (通知用)  
〔相続時精算課税分に係る明細〕

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

この表は、「令和 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「Ⅱ 相続時精算課税分」欄の特定贈与者ごとの計算明細です。

○課税標準等及び税額等の計算明細

区 分	当初課税額(額)	特定贈与者の氏名		増減(△)差額
		額	額	
財産の価額の合計額(課税価格) ①				
過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額(最高2,500万円) ②				
特別控除額の残額(2,500万円-②) ③				
特別控除額 (①の金額と③の金額のいずれか低い金額) ④				
翌年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円-②-④) ⑤				
④の控除後の課税価格(①-④) ⑥		,000	,000	,000
⑥に対する税額(⑥×20%) ⑦		00	00	00
外国税額の控除額 ⑧				
差引税額(⑦-⑧) ⑨				

(第二表)(令和元年分以降用)

改正前

平成 年分贈与税 通知書  
及び加算税の賦課決定通知書 (通知用)  
〔相続時精算課税分に係る明細〕

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

この表は、「平成 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「Ⅱ 相続時精算課税分」欄の特定贈与者ごとの計算明細です。

○課税標準等及び税額等の計算明細

区 分	当初課税額(額)	特定贈与者の氏名		増減(△)差額
		額	額	
財産の価額の合計額(課税価格) ①				
過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額(最高2,500万円) ②				
特別控除額の残額(2,500万円-②) ③				
特別控除額 (①の金額と③の金額のいずれか低い金額) ④				
翌年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円-②-④) ⑤				
④の控除後の課税価格(①-④) ⑥		,000	,000	,000
⑥に対する税額(⑥×20%) ⑦		00	00	00
外国税額の控除額 ⑧				
差引税額(⑦-⑧) ⑨				

(第二表)(平成22年分以降用)

## 改正後

令和 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書（第二表）  
〔相続時精算課税分に係る明細〕

## 使用目的

この通知書は、「贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」の第二表であり、相続時精算課税分に係る明細書として使用するものである。

## 改正前

平成 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書（第二表）  
〔相続時精算課税分に係る明細〕

## 使用目的

この通知書は、「贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」の第二表であり、相続時精算課税分に係る明細書として使用するものである。



改正後

改正前

税務署 令和 年 月 日提出  
 名簿番号

税務署 年 月 日提出  
 名簿番号

買換（代替）資産の明細書

買換（代替）資産の明細書

住所			
フリガナ			( )
氏名	電話番号		

交換・買換え（代替）の特例（租税特別措置法第33条、第36条の2、第37条、第37条の5又は震災特例法第12条）を受ける場合の、譲渡した資産の明細及び取得される予定の資産の明細について記載します。

1 特例適用条文  
 〔租税特別措置法〕 第 条 第 項  
 〔震災特例法〕

2 譲渡した資産の明細

所在地			
資産の種類	数	量	m <sup>2</sup>
譲渡価額	円	譲渡年月日	年 月 日

3 買い換える（取得する）予定の資産の明細

資産の種類	数	量	m <sup>2</sup>
取得資産の該当条項	1 租税特別措置法 (1) 第37条第1項の表の 第 号 第 号 (23区・23区以外の集中地域・集中地域以外の地域) 第 号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 第 号 (中高層の耐火共同住宅) 2 震災特例法 ・ 第12条第1項の表の 第 号 ( )		
取得価額の見積額	円	取得予定年月日	年 月 日
付記事項			

注 3に記載した買換（取得）予定資産を取得しなかった場合や買換（代替）資産の取得価額が見積額を下回っている場合などには、修正申告が必要になります。

関与税理士 電話番号

住所			
フリガナ			( )
氏名	電話番号		

交換・買換え（代替）の特例（租税特別措置法第33条、第36条の2、第37条、第37条の5又は震災特例法第12条）を受ける場合の、譲渡した資産の明細及び取得される予定の資産の明細について記載します。

1 特例適用条文  
 〔租税特別措置法〕 第 条 第 項  
 〔震災特例法〕

2 譲渡した資産の明細

所在地			
資産の種類	数	量	m <sup>2</sup>
譲渡価額	円	譲渡年月日	年 月 日

3 買い換える（取得する）予定の資産の明細

資産の種類	数	量	m <sup>2</sup>
取得資産の該当条項	1 租税特別措置法 (1) 第37条第1項の表の 第 号 第 号 (23区・23区以外の集中地域・集中地域以外の地域) 第 号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 第 号 (中高層の耐火共同住宅) 2 震災特例法 ・ 第12条第1項の表の 第 号 ( )		
取得価額の見積額	円	取得予定年月日	年 月 日
付記事項			

注 3に記載した買換（取得）予定資産を取得しなかった場合や買換（代替）資産の取得価額が見積額を下回っている場合などには、修正申告が必要になります。

関与税理士 電話番号

## 改正後

## 買換（代替）資産の明細書

## 1 使用目的

この申請書は、交換・買換え（代替）の特例（租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第33条、第36条の2、第37条、第37条の5又は震災特例法第12条）の適用を受ける場合に、買換（代替）資産の取得が譲渡の年の翌年以後となるときに使用するものです。

## 2 記載要領等

- (1) 「1 特例適用条文」の括弧内については、該当する文字を○で囲みます。
- (2) 「3 買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「取得資産の該当条項」欄については、措置法第37条、第37条の5又は震災特例法第12条の規定の適用を受ける場合に限り、該当する部分を○で囲むか、該当する号数を記載します。

なお、「2 震災特例法」の括弧内については、震災特例法第12条第1項の表の第1号の下欄に該当する場合に、「特定被災区域」又は「被災区域」のいずれかを記載します。

- (3) 「3 買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「付記事項」欄には、租税特別措置法施行令第22条第17項各号に掲げる場合に該当する事情などを記載します。

## 改正前

## 買換（代替）資産の明細書

## 1 使用目的

この申請書は、交換・買換え（代替）の特例（租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第33条、第36条の2、第37条、第37条の5又は震災特例法第12条）の適用を受ける場合に、買換（代替）資産の取得が譲渡の年の翌年以後となるときに使用するものです。

## 2 記載要領等

- (1) 「1 特例適用条文」の括弧内については、該当する文字を○で囲みます。
- (2) 「3 買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「取得資産の該当条項」欄については、措置法第37条、第37条の5又は震災特例法第12条の規定の適用を受ける場合に限り、該当する部分を○で囲むか、該当する号数を記載します。

なお、「2 震災特例法」の括弧内については、震災特例法第12条第1項の表の第1号の下欄に該当する場合に、「特定被災区域」又は「被災区域」のいずれかを記載します。

- (3) 「3 買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「付記事項」欄には、租税特別措置法施行令第22条第17項各号に掲げる場合に該当する事情などを記載します。

改正後

改正前

代替資産の取得期限延長承認申請書

代替資産の取得期限延長承認申請書

税務署受付印

税務署長	申請者	住所 〒		電 ( )
		年分 申告時の住所 フリガナ		
令和 年 月 日提出		氏名		電話

下記の譲渡資産に係る譲渡所得につき、引き続き租税特別措置法第33条第1項に規定する譲渡所得の課税の特例の適用を受けたいので、代替資産の取得期限の延長についての承認申請をします。

記

1 譲渡資産に関する事項

所在地			
資産の種類	数	量	㎡
譲渡価額	円	譲渡年月日	年 月 日

2 代替資産に関する事項

資産の種類	構造	数	量	㎡
既に提出済の「買換(代替)資産の明細書」による取得予定年月日		年 月 日		
新たに承認を受けようとする取得予定年月日		年 月 日		

3 既に提出済の「買換(代替)資産の明細書」による取得予定年月日までに、租税特別措置法施行令第22条第17項第1号イに規定する土地等の取得をすること、又は同号ロに規定する建物等の敷地の用に供することができないこととなった事情の詳細

4 この承認を受けられなかったならば、修正申告書の提出により納付すべきこととなる所得税及び復興特別所得税額並びにその計算に関する明細

別添 修正申告書用紙に記載のとおり

税務署受付印

税務署長	申請者	住所 〒		電 ( )
		年分 申告時の住所 フリガナ		
年 月 日提出		氏名		電話

下記の譲渡資産に係る譲渡所得につき、引き続き租税特別措置法第33条第1項に規定する譲渡所得の課税の特例の適用を受けたいので、代替資産の取得期限の延長についての承認申請をします。

記

1 譲渡資産に関する事項

所在地			
資産の種類	数	量	㎡
譲渡価額	円	譲渡年月日	年 月 日

2 代替資産に関する事項

資産の種類	構造	数	量	㎡
既に提出済の「買換(代替)資産の明細書」による取得予定年月日		年 月 日		
新たに承認を受けようとする取得予定年月日		年 月 日		

3 既に提出済の「買換(代替)資産の明細書」による取得予定年月日までに、租税特別措置法施行令第22条第17項第1号イに規定する土地等の取得をすること、又は同号ロに規定する建物等の敷地の用に供することができないこととなった事情の詳細

4 この承認を受けられなかったならば、修正申告書の提出により納付すべきこととなる所得税及び復興特別所得税額並びにその計算に関する明細

別添 修正申告書用紙に記載のとおり

この欄には  
貼らないで  
ください

税務署 印	通信日付印の年月日	確認印	名簿番号
	年 月 日		

(資6-8-1-A4統一)  
(平成25年分以降用) R1.11

この欄には  
貼らないで  
ください

税務署 印	通信日付印の年月日	確認印	名簿番号
	年 月 日		

(資6-8-1-A4統一)  
(平成25年分以降用) H28.6

関与税理士 電話番号

関与税理士 電話番号

## 改正後

## 代替資産の取得期限延長承認申請書

## 1 使用目的

この申請書は、租税特別措置法施行令第22条第17項第1号の規定により代替資産の取得期限の延長を申請するために使用するものです。

## 2 記載要領等

「3 既に提出済の「買換(代替)資産の明細書」による取得予定年月日までに租税特別措置法施行令第22条第17項第1号イに規定する土地等の取得をすること、又は同号ロに規定する建物等の敷地の用に供することができないこととなった事情の詳細」欄には、代替資産の取得期限の延長を受けることとなった事情その他参考となるべき事項を詳細に記載してください。

## 改正前

## 代替資産の取得期限延長承認申請書

## 1 使用目的

この申請書は、租税特別措置法施行令第22条第17項第1号の規定により代替資産の取得期限の延長を申請するために使用するものです。

## 2 記載要領等

「3 既に提出済の「買換(代替)資産の明細書」による取得予定年月日までに租税特別措置法施行令第22条第17項第1号イに規定する土地等の取得をすること、又は同号ロに規定する建物等の敷地の用に供することができないこととなった事情の詳細」欄には、代替資産の取得期限の延長を受けることとなった事情その他参考となるべき事項を詳細に記載してください。



改正後

改正前

〒□□□□□□ □□□□□□ 第□□□□号

住所又は  
所在地(納税地)  
氏名又は  
名称 \_\_\_\_\_ 殿 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_\_  
税務署長 \_\_\_\_\_ 印

〒□□□□□□ □□□□□□ 第□□□□号

住所又は  
所在地(納税地)  
氏名又は  
名称 \_\_\_\_\_ 殿 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_\_  
税務署長 \_\_\_\_\_ 印

代替資産の取得期限延長承認申請に対する承認（却下）書(通知用)

代替資産の取得期限延長承認申請に対する承認（却下）書(通知用)

\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日付で提出されました「代替資産の取得期限延長承認申請書」について、承認却下します。

\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日付で提出されました「代替資産の取得期限延長承認申請書」について、承認却下します。

よって、代替資産の取得期限は、\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日と認定します。

よって、代替資産の取得期限は、\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日と認定します。

この通知に係る処分理由 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

この通知に係る処分理由 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

- (注) 1 代替資産を上記の取得期限までに取得できなかった場合又は、代替資産の実際の取得価額が取得価額の見積額より少ない場合には、これらの事由が生じた日から4か月以内に修正申告書を提出し、不足の税金を納めてください。
- 2 代替資産の実際の取得価額がその取得価額の見積額より多い場合には、これらの資産を取得した日から4か月以内に更正の請求をして、納め過ぎの税金の還付を受けることができます。

- (注) 1 代替資産を上記の取得期限までに取得できなかった場合又は、代替資産の実際の取得価額が取得価額の見積額より少ない場合には、これらの事由が生じた日から4か月以内に修正申告書を提出し、不足の税金を納めてください。
- 2 代替資産の実際の取得価額がその取得価額の見積額より多い場合には、これらの資産を取得した日から4か月以内に更正の請求をして、納め過ぎの税金の還付を受けることができます。

( ) 枚のうち ( ) 枚目

(資5-8-3-A4統一)

( ) 枚のうち ( ) 枚目

(資5-8-3-A4統一)

## 改正後

## 代替資産の取得期限延長承認申請に対する承認（却下）書（通知用）

## 使用目的

この承認（却下）書は、「代替資産の取得期限延長承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。

## 改正前

## 代替資産の取得期限延長承認申請に対する承認（却下）書（通知用）

## 使用目的

この承認（却下）書は、「代替資産の取得期限延長承認申請書」（以下、「申請書」という。）が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。

改正後

改正前

やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

税務署長 印

税務署長 令和 年 月 日提出	申請者	住所 〒 フリガナ 氏名	電話 ( ) ①
--------------------	-----	--------------------	-------------

〔租税特別措置法〕 第 条 第 項に規定する譲渡所得の課税の特例の適用における買換資産の取得期限について、下記の内容のとおり承認申請をします。

記

1 譲渡した資産の明細

所在地			
資産の種類	数	量	㎡
譲渡価額	円	譲渡年月日	年 月 日

2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細

資産の種類	数	量	㎡
取得資産の該当条項	1 租税特別措置法 (1) 第37条第1項の表の 第 号 第 号 (2) 区・22 区以外の集中地域・集中地域以外の地域		
	(2) 第37条の5第1項の表の 第 1 号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 第 2 号 (中高層の耐火共同住宅)		
取得価額の見積額	2 震災特例法 ・第12条第1項の表の 第 号 ( )		
	円	取得予定年月日	年 月 日
やむを得ない事情の詳細	円	認定を受けようとする年月日	年 月 日

関与税理士 ① 電話番号

この欄は  
記入しないで  
ください

名簿番号  
(資6-80-1-A4統一)  
109.11

税務署長 印

税務署長 年 月 日提出	申請者	住所 〒 フリガナ 氏名	電話 ( ) ①
-----------------	-----	--------------------	-------------

〔租税特別措置法〕 第 条 第 項に規定する譲渡所得の課税の特例の適用における買換資産の取得期限について、下記の内容のとおり承認申請をします。

記

1 譲渡した資産の明細

所在地			
資産の種類	数	量	㎡
譲渡価額	円	譲渡年月日	年 月 日

2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細

資産の種類	数	量	㎡
取得資産の該当条項	1 租税特別措置法 (1) 第37条第1項の表の 第 号 第 号 (2) 区・22 区以外の集中地域・集中地域以外の地域		
	(2) 第37条の5第1項の表の 第 1 号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 第 2 号 (中高層の耐火共同住宅)		
取得価額の見積額	2 震災特例法 ・第12条第1項の表の 第 号 ( )		
	円	取得予定年月日	年 月 日
やむを得ない事情の詳細	円	認定を受けようとする年月日	年 月 日

関与税理士 ① 電話番号

この欄は  
記入しないで  
ください

名簿番号  
(資6-80-1-A4統一)  
109.11

## 改正後

## やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

## 1 使用目的

この申請書は、租税特別措置法第37条第4項、第37条の5第2項又は震災特例法第12条第4項の規定により、譲渡をした日の属する年の翌年中に買換資産の取得をすることが困難であることについてやむを得ない事情があり、その取得期限の延長の承認を受けようとするために使用するものです。

## 2 記載要領等

- (1) 「租税特別措置法」  
「震災特例法」欄については、該当する文字を○で囲みます。
- (2) 「2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「取得資産の該当条項」欄については、該当する部分を○で囲むか、該当する号数を記載します。  
なお、「2 震災特例法」の括弧内については、震災特例法第12条第1項の表の第1号の下欄に該当する場合に、「特定被災区域」又は「被災区域」のいずれかを括弧内に記載します。
- (3) 「2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「やむを得ない事情の詳細」欄には、買換資産の取得期限の延長を受けることとなるやむを得ない事情その他参考となるべき事項を詳細に記載します。
- (4) この申請により、取得期限の延長の承認を受けた後に、再度の取得期限の延長の承認申請をすることはできませんので、ご注意ください。

## 改正前

## やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

## 1 使用目的

この申請書は、租税特別措置法第37条第4項、第37条の5第2項又は震災特例法第12条第4項の規定により、譲渡をした日の属する年の翌年中に買換資産の取得をすることが困難であることについてやむを得ない事情があり、その取得期限の延長の承認を受けようとするために使用するものです。

## 2 記載要領等

- (1) 「租税特別措置法」  
「震災特例法」欄については、該当する文字を○で囲みます。
- (2) 「2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「取得資産の該当条項」欄については、該当する部分を○で囲むか、該当する号数を記載します。  
なお、「2 震災特例法」の括弧内については、震災特例法第12条第1項の表の第1号の下欄に該当する場合に、「特定被災区域」又は「被災区域」のいずれかを括弧内に記載します。
- (3) 「2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「やむを得ない事情の詳細」欄には、買換資産の取得期限の延長を受けることとなるやむを得ない事情その他参考となるべき事項を詳細に記載します。
- (4) この申請により、取得期限の延長の承認を受けた後に、再度の取得期限の延長の承認申請をすることはできませんので、ご注意ください。

改正後

改正前

通信日付印の年月日	確認印	年分	名簿番号
年 月 日			

通信日付印の年月日	確認印	年分	名簿番号
年 月 日			

買換資産等の取得期限等の延長承認申請書

【特定非常災害用】

買換資産等の取得期限等の延長承認申請書

【特定非常災害用】

 税務署長 令和 年 月 日提出	申請者	住所 〒	電話 ( ) @
	年分 申告時の住所		
	フリガナ		
	氏名		

下記1の譲渡資産に係る譲渡所得につき、租税特別措置法第 条 第 項の規定に基づき、下記2の買換（代替）資産の取得期限等の延長について承認申請をいたします。

記

1 譲渡資産に関する事項

所在地	
資産の種類	数 量 m <sup>2</sup>
譲渡価額	円 譲渡年月日 年 月 日

2 買換（代替）資産に関する事項

資産の種類	数 量 m <sup>2</sup>	取得価額の見積額	円
取得資産の該当条項	租税特別措置法第37条の5第1項の表の 第 号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 第 号 (中高層の耐火建築物)		
既に提出済みの「買換（代替）資産の明細書」による取得予定年月日又は既に認定を受けている年月日	年 月 日		
取得予定年月日 (認定を受けようとする年月日)	年 月 日		

3 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換（代替）資産の取得をすることが困難であると認められる事情の詳細

※の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。

関与税理士	@	電話番号
-------	---	------

 税務署長 年 月 日提出	申請者	住所 〒	電話 ( ) @
	年分 申告時の住所		
	フリガナ		
	氏名		

下記1の譲渡資産に係る譲渡所得につき、租税特別措置法第 条 第 項の規定に基づき、下記2の買換（代替）資産の取得期限等の延長について承認申請をいたします。

記

1 譲渡資産に関する事項

所在地	
資産の種類	数 量 m <sup>2</sup>
譲渡価額	円 譲渡年月日 年 月 日

2 買換（代替）資産に関する事項

資産の種類	数 量 m <sup>2</sup>	取得価額の見積額	円
取得資産の該当条項	租税特別措置法第37条の5第1項の表の 第 号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 第 号 (中高層の耐火建築物)		
既に提出済みの「買換（代替）資産の明細書」による取得予定年月日又は既に認定を受けている年月日	年 月 日		
取得予定年月日 (認定を受けようとする年月日)	年 月 日		

3 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換（代替）資産の取得をすることが困難であると認められる事情の詳細

※の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。

関与税理士	@	電話番号
-------	---	------

改正後

改正前

買換資産等の取得期限等の延長承認申請書  
【特定非常災害用】

買換資産等の取得期限等の延長承認申請書  
【特定非常災害用】

1 使用目的

この申請書は、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換（代替）資産を取得すべき期間内に取得することが困難となった場合に、租税特別措置法第33条第7項、第33条の2第5項、第36条の2第2項、第37条第8項、第37条の5第2項又は第41条の5第7項の規定により、その取得期限等の延長の承認を受けようとするために使用するものです。

1 使用目的

この申請書は、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換（代替）資産を取得すべき期間内に取得することが困難となった場合に、租税特別措置法第33条第7項、第33条の2第5項、第36条の2第2項、第37条第8項、第37条の5第2項又は第41条の5第7項の規定により、その取得期限等の延長の承認を受けようとするために使用するものです。

2 記載要領等

(1) 申請が可能な方

次表のいずれかに該当する場合で、かつ、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により取得期限内に買換（代替）資産の取得することが困難となった方です。  
なお、表面の※印の箇所については、※をご確認の上、該当条項を記載してください。  
また、この申請書は、次の申請期限までに申請してください。

2 記載要領等

(1) 申請が可能な方

次表のいずれかに該当する場合で、かつ、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により取得期限内に買換（代替）資産の取得することが困難となった方です。  
なお、表面の※印の箇所については、※をご確認の上、該当条項を記載してください。  
また、この申請書は、次の申請期限までに申請してください。

買換えの特例等	適用条文〔※〕	申請期限
取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（措法33②）	租税特別措置法第33条第7項	取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日（同日が修正申告書の提出期限後である場合は当該提出期限）まで
交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（措法33の2②）	租税特別措置法第33条の2第5項	取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日（同日が修正申告書の提出期限後である場合は当該提出期限）まで
特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法36の2②）	租税特別措置法第36条の2第2項	取得期限の属する年の翌年3月15日まで
特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例（措法37④）	租税特別措置法第37条第8項	取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日（同日が修正申告書の提出期限後である場合は当該提出期限）まで
既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換えの場合の譲渡所得の課税の特例（措法37の5②）	租税特別措置法第37条の5第2項	取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日（同日が修正申告書の提出期限後である場合は当該提出期限）まで
居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（措法41の5①）	租税特別措置法第41条の5第7項	取得期限の属する年の翌年3月15日まで

買換えの特例等	適用条文〔※〕	申請期限
取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（措法33②）	租税特別措置法第33条第7項	取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日（同日が修正申告書の提出期限後である場合は当該提出期限）まで
交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（措法33の2②）	租税特別措置法第33条の2第5項	取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日（同日が修正申告書の提出期限後である場合は当該提出期限）まで
特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法36の2②）	租税特別措置法第36条の2第2項	取得期限の属する年の翌年3月15日まで
特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例（措法37④）	租税特別措置法第37条第8項	取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日（同日が修正申告書の提出期限後である場合は当該提出期限）まで
既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換えの場合の譲渡所得の課税の特例（措法37の5②）	租税特別措置法第37条の5第2項	取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日（同日が修正申告書の提出期限後である場合は当該提出期限）まで
居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（措法41の5①）	租税特別措置法第41条の5第7項	取得期限の属する年の翌年3月15日まで

(2) 「2 買換（代替）資産に関する事項」について

イ 「取得資産の該当条項」の欄は、租税特別措置法第37条の5第2項において準用する同法第37条第4項の規定の適用を受けている方について、該当する部分を○で囲んでください。

(2) 「2 買換（代替）資産に関する事項」について

イ 「取得資産の該当条項」の欄は、租税特別措置法第37条の5第2項において準用する同法第37条第4項の規定の適用を受けている方について、該当する部分を○で囲んでください。

ロ 「既に提出済みの「買換（代替）資産の明細書」による取得予定年月日又は既に認定を受けている年月日」の欄は、先に提出している「買換（代替）資産の明細書」による取得予定年月日又は租税特別措置法施行令第22条第17項第1号イ、同号ロ、租税特別措置法第37条第4項及び同法第37条の5第2項において準用する同法第37条第4項に規定する税務署長の承認を受けている場合のその認定日を記載してください。

ロ 「既に提出済みの「買換（代替）資産の明細書」による取得予定年月日又は既に認定を受けている年月日」の欄は、先に提出している「買換（代替）資産の明細書」による取得予定年月日又は租税特別措置法施行令第22条第17項第1号イ、同号ロ、租税特別措置法第37条第4項及び同法第37条の5第2項において準用する同法第37条第4項に規定する税務署長の承認を受けている場合のその認定日を記載してください。

ハ 「取得予定年月日（認定を受けようとする年月日）」の欄は、取得をする予定の買換（代替）資産が、租税特別措置法第33条第2項若しくは同法第33条の2第2項に規定する代替資産又は同法第36条の2第1項、同法第37第1項、同法第37条の5第1項若しくは同法第41条の5第7項に規定する買換資産である場合には、この申請により買換（代替）資産の取得期限等の延長の認定を受けようとする年月日（取得予定年月日）を記載してください。

ハ 「取得予定年月日（認定を受けようとする年月日）」の欄は、取得をする予定の買換（代替）資産が、租税特別措置法第33条第2項若しくは同法第33条の2第2項に規定する代替資産又は同法第36条の2第1項、同法第37第1項、同法第37条の5第1項若しくは同法第41条の5第7項に規定する買換資産である場合には、この申請により買換（代替）資産の取得期限等の延長の認定を受けようとする年月日（取得予定年月日）を記載してください。

(3) 「3 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換（代替）資産の取得することが困難であると認められる事情の詳細」について

買換（代替）資産の取得期限等の延長を受けることとなるやむを得ない事情その他参考となるべき事項を詳細に記載してください。

(3) 「3 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換（代替）資産の取得することが困難であると認められる事情の詳細」について

買換（代替）資産の取得期限等の延長を受けることとなるやむを得ない事情その他参考となるべき事項を詳細に記載してください。

(注) この申請により、取得期限等の延長の承認を受けた後に、再度の取得期限等の延長の承認申請をすることはできませんのでご注意ください。

(注) この申請により、取得期限等の延長の承認を受けた後に、再度の取得期限等の延長の承認申請をすることはできませんのでご注意ください。

改正後

改正前

先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書

先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書

（注）この届出書が資産を取得した年の翌年3月15日までに提出されない場合は、租税特別措置法第37条第3項・震災特例法第12条第3項の規定の適用は受けられません。

（注）この届出書が資産を取得した年の翌年3月15日までに提出されない場合は、租税特別措置法第37条第3項・震災特例法第12条第3項の規定の適用は受けられません。

税務署長印

税務署長 令和 年 月 日提出	届出者	住所 フリガナ 氏名	〒	電話 ⑩	( )
--------------------	-----	------------------	---	---------	-----

私が昨年取得した下記の資産については、租税特別措置法 第37条第3項  
震災特例法 第12条第3項の規定の適用を受けたいので届出します。

記

1 取得した資産（先行取得資産）

種類					
規模					
所在地					
用途					
取得年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
取得価額	円	円	円	円	

2 譲渡予定資産

種類					
----	--	--	--	--	--

3 その他参考となる事項

関与税理士	⑩	電話番号			
-------	---	------	--	--	--

税務署長印

税務署長 年 月 日提出	届出者	住所 フリガナ 氏名	〒	電話 ⑩	( )
-----------------	-----	------------------	---	---------	-----

私が昨年取得した下記の資産については、租税特別措置法 第37条第3項  
震災特例法 第12条第3項の規定の適用を受けたいので届出します。

記

1 取得した資産（先行取得資産）

種類					
規模					
所在地					
用途					
取得年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
取得価額	円	円	円	円	

2 譲渡予定資産

種類					
----	--	--	--	--	--

3 その他参考となる事項

関与税理士	⑩	電話番号			
-------	---	------	--	--	--

この欄には、  
印をい  
ください。

税務署長印	通信日付印の年月日	確認印	名簿番号
	年 月 日		

(資6-73-1-A4統一)  
R1.11

この欄には、  
印をい  
ください。

税務署長印	通信日付印の年月日	確認印	名簿番号
	年 月 日		

(資6-73-1-A4統一)  
R28.6

## 改正後

## 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書

- 1 この届出書は、特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の適用を受けようとする場合において、譲渡資産を譲渡する年の前年以前に取得（建設又は製作を含みます。）した資産について、租税特別措置法第37条第3項又は震災特例法第12条第3項の規定の適用を受ける旨を届け出るために使用します。
  - ㊦ 租税特別措置法第37条第3項又は震災特例法第12条第3項の規定は、この届出書により届け出た資産に限り適用が認められ、届出のない資産についてはこの規定の適用がないことにご注意ください。
- 2 これらの規定の適用を受けるためには、この届出書を、届け出ようとする資産を取得した年の**翌年3月15日までに**納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。
- 3 各欄は次により記載してください。  
なお、記載しきれない場合には別葉に記載してください。
  - (1) 文中の〔 〕欄については、該当する文字を○で囲んでください。
  - (2) 「種類」については、土地、借地権、建物、構築物、船舶、機械及び装置などと記載してください。
  - (3) 「規模」については、例えば、土地等の場合には面積を、建物の場合には各階ごとの床面積を記載してください。
  - (4) 「用途」については、事務所用、店舗用（○○販売）、工場用（○○製造）などと具体的に記載してください。

## 改正前

## 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書

- 1 この届出書は、特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の適用を受けようとする場合において、譲渡資産を譲渡する年の前年以前に取得（建設又は製作を含みます。）した資産について、租税特別措置法第37条第3項又は震災特例法第12条第3項の規定の適用を受ける旨を届け出るために使用します。
  - ㊦ 租税特別措置法第37条第3項又は震災特例法第12条第3項の規定は、この届出書により届け出た資産に限り適用が認められ、届出のない資産についてはこの規定の適用がないことにご注意ください。
- 2 これらの規定の適用を受けるためには、この届出書を、届け出ようとする資産を取得した年の**翌年3月15日までに**納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。
- 3 各欄は次により記載してください。  
なお、記載しきれない場合には別葉に記載してください。
  - (1) 文中の〔 〕欄については、該当する文字を○で囲んでください。
  - (2) 「種類」については、土地、借地権、建物、構築物、船舶、機械及び装置などと記載してください。
  - (3) 「規模」については、例えば、土地等の場合には面積を、建物の場合には各階ごとの床面積を記載してください。
  - (4) 「用途」については、事務所用、店舗用（○○販売）、工場用（○○製造）などと具体的に記載してください。



改正後

改正前

【令和\_\_年分】  
譲渡所得の内訳書  
(確定申告書付表)  
【総合譲渡用】

住所	電話 番号	( )	名簿 番号
氏名 (フリガナ)	職業		譲与 税理士 (電話)

1 譲渡(売却)された資産について記載してください。

譲渡された 資産の名称	種 類	取得 状況	数 量
所在地等			

譲渡先の住所 (所在地)	氏名 (名称)	職業
売買契約の日 年 月 日	引き渡した日 年 月 日	登記・登録等の日 年 月 日

【参考事項】

売却理由 ( )	<input type="checkbox"/> 買主から頼まれたため	1回目	年 月 日	円
	<input type="checkbox"/> 他の資産を購入するため	2回目	年 月 日	円
	<input type="checkbox"/> 事業資金を捻出するため	3回目	年 月 日	円
	<input type="checkbox"/> 借入金を返済するため	未収金	年 月 日 (予定)	円
その他の受領状況		譲渡価額 ① 円		

2 譲渡(売却)された資産の購入代金などについて記載してください。

費用の種類	購入先・支払先等 住所(所在地) 氏名(名称)	購入年月日	購入支払価額
譲渡資産の購入代金		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
小計			※ 円

取得費 資産の購入価額(※) - 償却費相当額 = ② 円

3 譲渡(売却)するために支払った費用について記載してください。

費用の種類	支払先 住所(所在地) 氏名(名称)	支払年月日	支払金額
		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
譲渡費用			③ 円

4 譲渡所得金額の計算をします。

区分	特例適用条文	A 収入金額 (①)	B 必要経費 (②+③)	C 差引金額 (A-B)	D 特別控除額	E 譲渡所得金額 (C-D)
短期	所法条の	円	円	円	円	円
長期	所法条の	円	円	円	円	円

○ ここで計算した内容(買換え(交換・代替)の特例の適用を受ける場合は、裏面「6」で計算した内容)を「申告書B第一表、第二表」に記載します。

整理欄

【平成\_\_年分】  
譲渡所得の内訳書  
(確定申告書付表)  
【総合譲渡用】

住所	電話 番号	( )	名簿 番号
氏名 (フリガナ)	職業		譲与 税理士 (電話)

1 譲渡(売却)された資産について記載してください。

譲渡された 資産の名称	種 類	取得 状況	数 量
所在地等			

譲渡先の住所 (所在地)	氏名 (名称)	職業
売買契約の日 年 月 日	引き渡した日 年 月 日	登記・登録等の日 年 月 日

【参考事項】

売却理由 ( )	<input type="checkbox"/> 買主から頼まれたため	1回目	年 月 日	円
	<input type="checkbox"/> 他の資産を購入するため	2回目	年 月 日	円
	<input type="checkbox"/> 事業資金を捻出するため	3回目	年 月 日	円
	<input type="checkbox"/> 借入金を返済するため	未収金	年 月 日 (予定)	円
その他の受領状況		譲渡価額 ① 円		

2 譲渡(売却)された資産の購入代金などについて記載してください。

費用の種類	購入先・支払先等 住所(所在地) 氏名(名称)	購入年月日	購入支払価額
譲渡資産の購入代金		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
小計			※ 円

取得費 資産の購入価額(※) - 償却費相当額 = ② 円

3 譲渡(売却)するために支払った費用について記載してください。

費用の種類	支払先 住所(所在地) 氏名(名称)	支払年月日	支払金額
		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
譲渡費用			③ 円

4 譲渡所得金額の計算をします。

区分	特例適用条文	A 収入金額 (①)	B 必要経費 (②+③)	C 差引金額 (A-B)	D 特別控除額	E 譲渡所得金額 (C-D)
短期	所法条の	円	円	円	円	円
長期	所法条の	円	円	円	円	円

○ ここで計算した内容(買換え(交換・代替)の特例の適用を受ける場合は、裏面「6」で計算した内容)を「申告書B第一表、第二表」に記載します。

整理欄

○ この用紙は、土地・建物や株式等以外の資産を譲渡(売却)した場合の譲渡所得金額の計算に使用します。

○ この用紙は、土地・建物や株式等以外の資産を譲渡(売却)した場合の譲渡所得金額の計算に使用します。

改正後

改正前

買換え(交換・代替)の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算

5 買換え(交換・代替)資産として取得された(される)資産について記載してください。

Table with 7 columns: 買換資産等の所在地等, 種類, 数量, 用途, 契約(予定)年月日, 取得(予定)年月日, 使用開始(予定)日

○ 取得された(される)資産の購入代金など(取得価額)について記載してください。

Table with 4 columns: 費用の内容, 支払先住所(所在地)及び氏名(名称), 支払年月日, 支払金額

(注) 買換(代替)資産をこれから取得される見込みのときは、「買換(代替)資産の明細書」(国税庁ホームページ[www.nta.go.jp]からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)を提出し、その見込額を記載してください。

6 譲渡所得金額の計算をします。

表面で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「④買換(交換取得・代替)資産の取得価額の合計額」により譲渡所得金額の計算をします。

(1) 特定の事業用資産の買換え(交換)の場合(措法37・37の4)

Table with 6 columns: 区分, 特例適用条文, F 収入金額, G 必要経費, H 差引金額, J 特別控除額, K 譲渡所得金額

(2) 固定資産の交換(所法58)・取用代替(措法33)の場合

Table with 6 columns: 区分, 特例適用条文, L 収入金額, M 必要経費, N 差引金額, P 特別控除額, Q 譲渡所得金額

【記載上の注意事項】

- この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに1枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。
○ また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。
○ 譲渡(売却)された資産が二つ以上ある場合には、その譲渡(売却)された資産ごとに記載してください。ただし、一括契約等の場合には、まとめて記載していただいても差し支えありません。
○ また、譲渡(売却)等された資産が「4」及び「6」の「譲渡所得金額の計算をします」欄の区分(短期・長期)ごとで二つ以上の契約がある場合には、いずれか1枚の内訳書の各欄の段上に、その合計額を二段書きで記載してください。
○ 総合課税の短期譲渡所得とは、資産の取得の日以後5年以内にされた譲渡による所得をいい、総合課税の長期譲渡所得とは、資産の取得の日以後5年を超えた後にされた譲渡による所得をいいます。
○ 総合課税の「特別控除額」は、短期譲渡所得、長期譲渡所得の順に差し引き、合計で50万円〔差引金額(C、H、N欄の合計)が50万円に満たない場合には、その金額〕が控除できます。また、総合課税の譲渡所得について取用等の5,000万円の特別控除の適用を受ける場合には、その5,000万円控除後の残額から更に、この50万円の特別控除をすることができます。
○ 総合課税の譲渡所得の赤字の金額は、土地建物等の譲渡所得の赤字の金額から差し引くことができます。また、土地建物等の譲渡所得の赤字の金額も、一定のものを除き、総合課税の譲渡所得の赤字の金額から差し引くことができます。
○ 平成26年4月1日以後に主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産(ゴルフ会員権等)を譲渡して生じた譲渡所得の赤字の金額は、給与所得などの他の所得の金額から差し引くことができます。
○ 「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合の記載方法や「償却費相当額」の算出方法がお分かりにならないような場合には、税務署にお尋ねください。

買換え(交換・代替)の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算

5 買換え(交換・代替)資産として取得された(される)資産について記載してください。

Table with 7 columns: 買換資産等の所在地等, 種類, 数量, 用途, 契約(予定)年月日, 取得(予定)年月日, 使用開始(予定)日

○ 取得された(される)資産の購入代金など(取得価額)について記載してください。

Table with 4 columns: 費用の内容, 支払先住所(所在地)及び氏名(名称), 支払年月日, 支払金額

(注) 買換(代替)資産をこれから取得される見込みのときは、「買換(代替)資産の明細書」(国税庁ホームページ[www.nta.go.jp]からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)を提出し、その見込額を記載してください。

6 譲渡所得金額の計算をします。

表面で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「④買換(交換取得・代替)資産の取得価額の合計額」により譲渡所得金額の計算をします。

(1) 特定の事業用資産の買換え(交換)の場合(措法37・37の4)

Table with 6 columns: 区分, 特例適用条文, F 収入金額, G 必要経費, H 差引金額, J 特別控除額, K 譲渡所得金額

(2) 固定資産の交換(所法58)・取用代替(措法33)の場合

Table with 6 columns: 区分, 特例適用条文, L 収入金額, M 必要経費, N 差引金額, P 特別控除額, Q 譲渡所得金額

【記載上の注意事項】

- この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに1枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。
○ また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。
○ 譲渡(売却)された資産が二つ以上ある場合には、その譲渡(売却)された資産ごとに記載してください。ただし、一括契約等の場合には、まとめて記載していただいても差し支えありません。
○ また、譲渡(売却)等された資産が「4」及び「6」の「譲渡所得金額の計算をします」欄の区分(短期・長期)ごとで二つ以上の契約がある場合には、いずれか1枚の内訳書の各欄の段上に、その合計額を二段書きで記載してください。
○ 総合課税の短期譲渡所得とは、資産の取得の日以後5年以内にされた譲渡による所得をいい、総合課税の長期譲渡所得とは、資産の取得の日以後5年を超えた後にされた譲渡による所得をいいます。
○ 総合課税の「特別控除額」は、短期譲渡所得、長期譲渡所得の順に差し引き、合計で50万円〔差引金額(C、H、N欄の合計)が50万円に満たない場合には、その金額〕が控除できます。また、総合課税の譲渡所得について取用等の5,000万円の特別控除の適用を受ける場合には、その5,000万円控除後の残額から更に、この50万円の特別控除をすることができます。
○ 総合課税の譲渡所得の赤字の金額は、土地建物等の譲渡所得の赤字の金額から差し引くことができます。また、土地建物等の譲渡所得の赤字の金額も、一定のものを除き、総合課税の譲渡所得の赤字の金額から差し引くことができます。
○ 平成26年4月1日以後に主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産(ゴルフ会員権等)を譲渡して生じた譲渡所得の赤字の金額は、給与所得などの他の所得の金額から差し引くことができます。
○ 「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合の記載方法や「償却費相当額」の算出方法がお分かりにならないような場合には、税務署にお尋ねください。

改正後

譲渡所得の内訳書（総合譲渡用）

使用目的

この内訳書は、総合譲渡所得に関する確定申告書の添付書類として使用するものである。

改正前

譲渡所得の内訳書（総合譲渡用）

使用目的

この内訳書は、総合譲渡所得に関する確定申告書の添付書類として使用するものである。

改正後

改正前

相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書

相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書

○ この特別明細書は、相続税の申告書に添付して提出する。平成二十七年一月一日以後相続開始用

譲渡者	住所	氏名
被相続人	住所	氏名
相続の開始があった日	年月日	相続税の申告書を提出した日
年月日	年月日	年月日
提出先	税務署	

1 譲渡した相続財産の取得費に加算される相続税額の計算

所在地				
種類				
利用状況	数量			
譲渡した年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
相続税評価額	円	円	円	円
相続税の課税価格	円			
相続税額	円			
取得費に加算される相続税額	円	円	円	円

【贈与税額控除又は相次相続控除を受けている場合の④の相続税額】

2 相続税の申告書第1表の②の小計の額がある場合	3 相続税の申告書第1表の②の小計の額がない場合																														
<table border="1"> <tr> <td>暦年課税分の贈与税額控除額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>相次相続控除額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>相続時精算課税分の贈与税額控除額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>小計の額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>相続税額</td> <td>円</td> </tr> </table>	暦年課税分の贈与税額控除額	円	相次相続控除額	円	相続時精算課税分の贈与税額控除額	円	小計の額	円	相続税額	円	<table border="1"> <tr> <td>算出税額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>配偶者の税額軽減額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>未成年者控除額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>障害者控除額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>外国税額控除額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>医療法人持分税額控除額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>相続税額</td> <td>円</td> </tr> </table>	算出税額	円	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額	円	合計	円	配偶者の税額軽減額	円	未成年者控除額	円	障害者控除額	円	外国税額控除額	円	医療法人持分税額控除額	円	計	円	相続税額	円
暦年課税分の贈与税額控除額	円																														
相次相続控除額	円																														
相続時精算課税分の贈与税額控除額	円																														
小計の額	円																														
相続税額	円																														
算出税額	円																														
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額	円																														
合計	円																														
配偶者の税額軽減額	円																														
未成年者控除額	円																														
障害者控除額	円																														
外国税額控除額	円																														
医療法人持分税額控除額	円																														
計	円																														
相続税額	円																														

※ 相続税の申告において、贈与税額控除又は相次相続控除を受けていない場合は、「2 相続税の申告書第1表の②の小計の額がある場合」欄及び「3 相続税の申告書第1表の②の小計の額がない場合」欄の記載等は不要です。

関与税理士	電話番号
-------	------

(資6-11-A4統一)

○ この特別明細書は、相続税の申告書に添付して提出する。平成二十七年一月一日以後相続開始用

譲渡者	住所	氏名
被相続人	住所	氏名
相続の開始があった日	年月日	相続税の申告書を提出した日
年月日	年月日	年月日
提出先	税務署	

1 譲渡した相続財産の取得費に加算される相続税額の計算

所在地				
種類				
利用状況	数量			
譲渡した年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
相続税評価額	円	円	円	円
相続税の課税価格	円			
相続税額	円			
取得費に加算される相続税額	円	円	円	円

【贈与税額控除又は相次相続控除を受けている場合の④の相続税額】

2 相続税の申告書第1表の②の小計の額がある場合	3 相続税の申告書第1表の②の小計の額がない場合																														
<table border="1"> <tr> <td>暦年課税分の贈与税額控除額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>相次相続控除額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>相続時精算課税分の贈与税額控除額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>小計の額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>相続税額</td> <td>円</td> </tr> </table>	暦年課税分の贈与税額控除額	円	相次相続控除額	円	相続時精算課税分の贈与税額控除額	円	小計の額	円	相続税額	円	<table border="1"> <tr> <td>算出税額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>配偶者の税額軽減額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>未成年者控除額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>障害者控除額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>外国税額控除額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>医療法人持分税額控除額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>相続税額</td> <td>円</td> </tr> </table>	算出税額	円	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額	円	合計	円	配偶者の税額軽減額	円	未成年者控除額	円	障害者控除額	円	外国税額控除額	円	医療法人持分税額控除額	円	計	円	相続税額	円
暦年課税分の贈与税額控除額	円																														
相次相続控除額	円																														
相続時精算課税分の贈与税額控除額	円																														
小計の額	円																														
相続税額	円																														
算出税額	円																														
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額	円																														
合計	円																														
配偶者の税額軽減額	円																														
未成年者控除額	円																														
障害者控除額	円																														
外国税額控除額	円																														
医療法人持分税額控除額	円																														
計	円																														
相続税額	円																														

※ 相続税の申告において、贈与税額控除又は相次相続控除を受けていない場合は、「2 相続税の申告書第1表の②の小計の額がある場合」欄及び「3 相続税の申告書第1表の②の小計の額がない場合」欄の記載等は不要です。

関与税理士	電話番号
-------	------

(資6-11-A4統一)

改正後

改正前

相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書

相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書

1 記載要領等

- この明細書の記載に当たっては、次の点にご注意ください。
- (1) 同一年中に相続財産を2以上譲渡した場合、取得費に加算される相続税額は譲渡した資産ごとに計算します。
  - (2) 「⑧」及び「⑨」の金額は、相続税の申告書の「各人の合計」欄の金額ではなく、譲渡者の「財産を取得した人」欄の金額となります。  
なお、「⑧」、「⑨」～「⑫」、「⑬」、「⑭」、「⑮」～「⑰」についても譲渡者の金額を記載します。
  - (3) 「⑩」の金額は、譲渡した相続財産の譲渡益を超える場合には、その譲渡益相当額となります。
  - (4) 「⑬」の「相続税評価額」は、譲渡した相続財産の譲渡所得について、買換えや交換などの特例の適用を受ける場合には、次の算式で計算した金額となります。

イ 交換差金等がある交換について所得税法第58条の規定の適用を受ける場合

$$\text{「⑬」の金額} = \left[ \frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額}} \right] \times \frac{\text{取得した交換差金等の額}}{\text{取得した交換差金等の額} + \text{交換取得資産の価額}}$$

ロ 取用等による資産の譲渡又は特定資産の譲渡について租税特別措置法第33条、第36条の2、第36条の5又は第37条の5の規定の適用を受ける場合

$$\text{「⑬」の金額} = \left[ \frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額}} \right] \times \frac{\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額} - \text{代替資産又は買換資産の取得価額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額}}$$

ハ 交換処分等による譲渡について租税特別措置法第33条の2第1項の規定の適用を受ける場合

$$\text{「⑬」の金額} = \left[ \frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額}} \right] \times \frac{\text{取得した補償金等の額}}{\text{取得した補償金等の額} + \text{交換取得資産の価額}}$$

ニ 特定資産の譲渡について租税特別措置法第37条又は第37条の4の規定の適用を受ける場合

$$\text{「⑬」の金額} = \left[ \frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額}} \right] \times \frac{\text{特例適用後の譲渡した相続財産の収入金額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額}}$$

ホ 被相続人居住用家屋又はその敷地等の譲渡につき租税特別措置法第36条第3項の規定の適用を受ける場合

$$\text{「⑬」の金額} = \left[ \frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額}} \right] \times \frac{\text{譲渡した相続財産のうち同項の規定の適用対象とならない部分に対応する収入金額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額}}$$

(5) 「⑬」の「相続税評価額」は、代償分割により代償金を支払って取得した資産を譲渡した場合には、次の算式で計算した金額となります。

$$\text{「⑬」の金額} = \left[ \frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額}} \right] - \text{支払代償金} \times \frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{相続税の課税価格（「⑮」の金額）} + \text{支払代償金}}$$

2 その他

特例の適用を受けられる方にも相続が開始し、その方の財産を相続又は遺贈により取得した方がその取得した財産を譲渡した場合についても、一定の要件を満たすときは、最初の相続税額を基に計算した金額を取得費に加算することができます。詳しいことは税務署にお尋ねください。

1 記載要領等

- この明細書の記載に当たっては、次の点にご注意ください。
- (1) 同一年中に相続財産を2以上譲渡した場合、取得費に加算される相続税額は譲渡した資産ごとに計算します。
  - (2) 「⑧」及び「⑨」の金額は、相続税の申告書の「各人の合計」欄の金額ではなく、譲渡者の「財産を取得した人」欄の金額となります。  
なお、「⑧」、「⑨」～「⑫」、「⑬」、「⑭」、「⑮」～「⑰」についても譲渡者の金額を記載します。
  - (3) 「⑩」の金額は、譲渡した相続財産の譲渡益を超える場合には、その譲渡益相当額となります。
  - (4) 「⑬」の「相続税評価額」は、譲渡した相続財産の譲渡所得について、買換えや交換などの特例の適用を受ける場合には、次の算式で計算した金額となります。

イ 交換差金等がある交換について所得税法第58条の規定の適用を受ける場合

$$\text{「⑬」の金額} = \left[ \frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額}} \right] \times \frac{\text{取得した交換差金等の額}}{\text{取得した交換差金等の額} + \text{交換取得資産の価額}}$$

ロ 取用等による資産の譲渡又は特定資産の譲渡について租税特別措置法第33条、第36条の2、第36条の5又は第37条の5の規定の適用を受ける場合

$$\text{「⑬」の金額} = \left[ \frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額}} \right] \times \frac{\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額} - \text{代替資産又は買換資産の取得価額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額}}$$

ハ 交換処分等による譲渡について租税特別措置法第33条の2第1項の規定の適用を受ける場合

$$\text{「⑬」の金額} = \left[ \frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額}} \right] \times \frac{\text{取得した補償金等の額}}{\text{取得した補償金等の額} + \text{交換取得資産の価額}}$$

ニ 特定資産の譲渡について租税特別措置法第37条又は第37条の4の規定の適用を受ける場合

$$\text{「⑬」の金額} = \left[ \frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額}} \right] \times \frac{\text{特例適用後の譲渡した相続財産の収入金額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額}}$$

ホ 相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋又はその敷地等の譲渡につき租税特別措置法第36条第3項の規定の適用を受ける場合

$$\text{「⑬」の金額} = \left[ \frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額}} \right] \times \frac{\text{譲渡した相続財産のうち同項の規定の適用対象とならない部分に対応する収入金額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額}}$$

(5) 「⑬」の「相続税評価額」は、代償分割により代償金を支払って取得した資産を譲渡した場合には、次の算式で計算した金額となります。

$$\text{「⑬」の金額} = \left[ \frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額}} \right] - \text{支払代償金} \times \frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{相続税の課税価格（「⑮」の金額）} + \text{支払代償金}}$$

2 その他

特例の適用を受けられる方にも相続が開始し、その方の財産を相続又は遺贈により取得した方がその取得した財産を譲渡した場合についても、一定の要件を満たすときは、最初の相続税額を基に計算した金額を取得費に加算することができます。詳しいことは税務署にお尋ねください。

改正後

改正前

【令和 年分】 保証債務の履行の 明細書 （確定申告書付表）	譲渡者	住所	氏名	電話番号
	開理士	住所	氏名	電話番号
保証債務の 明細	主たる債務者	住所又は所在地		氏名又は名称
	債権者	住所又は所在地		氏名又は名称
	保証債務の内容	債務を保証した年月日	保証債務の種類	保証した債務の金額 円
	保証債務の履行に関する事項	保証債務を履行した年月日	保証債務を履行した金額 円	求償権の額 円
保証債務を履行するための譲渡した資産の明細	短期・長期の区分	短期・長期	短期・長期	短期・長期
	資産の所在地番			
譲渡先	住所又は所在地			
	氏名又は名称	(職業)	(職業)	(職業)
譲渡した年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
	譲渡資産を取得した時期	年月日	年月日	年月日
譲渡価額の総額				円
譲渡所得（山林所得のうちみなされる金額）	求償権の行使不能額 (上のBの金額)	円	譲所得 M	円
	総所得金額 (申告書第一表の①に相当する金額)(注1)	円	所得 A	円
	山林所得金額 (申告書第三表の②に相当する金額)	円	所得 B	円
	退職所得金額 (申告書第三表の③に相当する金額)	円	所得 C	円
	小計 (①+②+③、赤字のときは0)	円	所得 D	円
	分離課税の短期・長期譲渡所得の金額 (申告書第三表の④に相当する金額、赤字のときは0)	円	所得 E	円
	分離課税の一般株式等・上場株式等に 係る譲渡所得等の金額(繰越控除後) (申告書第三表の⑤に相当する金額、 赤字のときは0)	円	所得 F	円
	分離課税の上場株式等に係る配当所得 等の金額(損益通算及び繰越控除後) (申告書第三表の⑥に相当する金額)	円	所得 G	円
	分離課税の先物取引に係る 雑所得等の金額(繰越控除後) (申告書第三表の⑦に相当する金額、赤字のときは0)	円	所得 H	円
	合計 (⑤+⑥+⑦+⑧)	円	所得 I	円

(注) 1 総合課税の長期譲渡所得又は一時所得のある人の「D」の金額は、申告書第一表の「①+②+③」×1.1の金額となります。  
 2 「所得税法第64条第2項適用前の各種所得の合計額」欄は損益通算前の金額を、「所得税法第64条第3項適用前の譲渡所得又は山林所得の金額」欄は損益通算前の金額を、それぞれ記載してください。  
 3 「E」の金額は、譲渡所得、株式等に係る譲渡所得又は山林所得に関する各計算明細書の「必要経費」欄の上段に「⑤×××円」と二段書きしてください。詳しくは、税務署にお尋ねください。  
 (昭和52年分以降適用) 昭52

【平成 年分】 保証債務の履行の 明細書 （確定申告書付表）	譲渡者	住所	氏名	電話番号
	開理士	住所	氏名	電話番号
保証債務の 明細	主たる債務者	住所又は所在地		氏名又は名称
	債権者	住所又は所在地		氏名又は名称
	保証債務の内容	債務を保証した年月日	保証債務の種類	保証した債務の金額 円
	保証債務の履行に関する事項	保証債務を履行した年月日	保証債務を履行した金額 円	求償権の額 円
保証債務を履行するための譲渡した資産の明細	短期・長期の区分	短期・長期	短期・長期	短期・長期
	資産の所在地番			
譲渡先	住所又は所在地			
	氏名又は名称	(職業)	(職業)	(職業)
譲渡した年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
	譲渡資産を取得した時期	年月日	年月日	年月日
譲渡価額の総額				円
譲渡所得（山林所得のうちみなされる金額）	求償権の行使不能額 (上のBの金額)	円	譲所得 M	円
	総所得金額 (申告書第一表の①に相当する金額)(注1)	円	所得 A	円
	山林所得金額 (申告書第三表の②に相当する金額)	円	所得 B	円
	退職所得金額 (申告書第三表の③に相当する金額)	円	所得 C	円
	小計 (①+②+③、赤字のときは0)	円	所得 D	円
	分離課税の短期・長期譲渡所得の金額 (申告書第三表の④に相当する金額、赤字のときは0)	円	所得 E	円
	分離課税の一般株式等・上場株式等に 係る譲渡所得等の金額(繰越控除後) (申告書第三表の⑤に相当する金額、 赤字のときは0)	円	所得 F	円
	分離課税の上場株式等に係る配当所得 等の金額(損益通算及び繰越控除後) (申告書第三表の⑥に相当する金額)	円	所得 G	円
	分離課税の先物取引に係る 雑所得等の金額(繰越控除後) (申告書第三表の⑦に相当する金額、赤字のときは0)	円	所得 H	円
	合計 (⑤+⑥+⑦+⑧)	円	所得 I	円

(注) 1 総合課税の長期譲渡所得又は一時所得のある人の「D」の金額は、申告書第一表の「①+②+③」×1.1の金額となります。  
 2 「所得税法第64条第2項適用前の各種所得の合計額」欄は損益通算前の金額を、「所得税法第64条第3項適用前の譲渡所得又は山林所得の金額」欄は損益通算前の金額を、それぞれ記載してください。  
 3 「E」の金額は、譲渡所得、株式等に係る譲渡所得又は山林所得に関する各計算明細書の「必要経費」欄の上段に「⑤×××円」と二段書きしてください。詳しくは、税務署にお尋ねください。  
 (平成12年分以降適用) 昭52

## 改正後

## 保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書

## 1 使用目的

この明細書は、納税者が所得税法第64条第2項の規定の適用を受けようとする場合に確定申告書の添付書類として使用するものです。

## 2 記載要領等

- (1) 「保証債務の明細」の各欄には、主たる債務者、債権者及び保証債務に関する事項を記載してください。
- (2) 「譲渡所得（山林所得）のうちないものとみなされる金額」の各欄のうち、「㊸」欄から「㊾」欄までの各欄には、所得税法第64条第2項の規定を適用しなかったとした場合におけるその年分の各種所得の金額の合計額及び譲渡所得金額又は山林所得金額を記載してください。
- (3) 「求償権が行使不能となった事情の説明」欄には、求償権が行使不能となった事情を記載してください。

## 改正前

## 保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書

## 1 使用目的

この明細書は、納税者が所得税法第64条第2項の規定の適用を受けようとする場合に確定申告書の添付書類として使用するものです。

## 2 記載要領等

- (1) 「保証債務の明細」の各欄には、主たる債務者、債権者及び保証債務に関する事項を記載してください。
- (2) 「譲渡所得（山林所得）のうちないものとみなされる金額」の各欄のうち、「㊸」欄から「㊾」欄までの各欄には、所得税法第64条第2項の規定を適用しなかったとした場合におけるその年分の各種所得の金額の合計額及び譲渡所得金額又は山林所得金額を記載してください。
- (3) 「求償権が行使不能となった事情の説明」欄には、求償権が行使不能となった事情を記載してください。

改正後

改正前

この欄には  
署名をい  
て下さい。

通信日付印の年月日	確認印		名簿番号
年 月 日			、 、 、 、 、 、 、



一団の宅地等の用に供する旨の確約書

譲渡者	住所			
	氏名			
土地等の種類	土地等の所在地	数量	買取り年月日	買取り価額
		m	. .	円
			. .	
			. .	
			. .	

上記の土地等は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等

予定地のために買い取ったものであり、その土地等を令和\_\_\_\_年12月31日までに、

※ 同法第31条の2第2項第\_\_\_\_号の

- ・一団の宅地
- ・一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅
- ・住宅又は中高層の耐火共同住宅

の用に供することを約します。

土地等の買取り者	住所又は所在地	
	フリガナ	
	氏名又は名称	印

この欄には  
署名をい  
て下さい。

通信日付印の年月日	確認印		名簿番号
年 月 日			、 、 、 、 、 、 、



一団の宅地等の用に供する旨の確約書

譲渡者	住所			
	氏名			
土地等の種類	土地等の所在地	数量	買取り年月日	買取り価額
		m	. .	円
			. .	
			. .	
			. .	

上記の土地等は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等

予定地のために買い取ったものであり、その土地等を\_\_\_\_年12月31日までに、

※ 同法第31条の2第2項第\_\_\_\_号の

- ・一団の宅地
- ・一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅
- ・住宅又は中高層の耐火共同住宅

の用に供することを約します。

土地等の買取り者	住所又は所在地	
	フリガナ	
	氏名又は名称	印



改正後

改正前

一団の宅地等の用に供する旨の確約書

一団の宅地等の用に供する旨の確約書

1 使用目的

この確約書は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための土地等の譲渡であることを、租税特別措置法施行規則第13条の3第10項の規定により、土地等の買取りをする者が確約するために使用するものです。

なお、土地等の買取りをした者は、譲渡者にこの確約書を交付し、当該交付を受けた譲渡者は、当該確約書を申告書に添付してください。

(注) 土地等の買取りをした者が既に租税特別措置法施行令第20条の2第24項に規定する所轄税務署長の同項又は同条第26項若しくは第27項の承認を受けて当該税務署長の認定した日の通知を受けている場合には、この確約書ではなく、その通知に係る文書の写しを申告書に添付してください。

2 記載要領等

- (1) 「土地等の種類」欄については、宅地、借地権、田、畑等に区分して記載してください。
- (2) 「買取り価額」欄については、取得した土地等の対価として支払うべき金額を記載してください。
- (3) 本文中の「令和\_\_\_\_年12月31日までに、」欄については、その土地等を譲渡した日から同日以後2年を経過する年を記載します。
- (4) 本文中の※欄については、下表を参考にして該当条項を記載してください。
- (5) 本文中の〔 〕欄については、下表の「適用条文の内容」を参考にして該当する文字を○で囲んでください。

(参考) 租税特別措置法第31条の2第2項各号の一覧表

適用条文の内容	第31条の2第2項
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第12号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第13号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第14号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第15号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第16号

1 使用目的

この確約書は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための土地等の譲渡であることを、租税特別措置法施行規則第13条の3第10項の規定により、土地等の買取りをする者が確約するために使用するものです。

なお、土地等の買取りをした者は、譲渡者にこの確約書を交付し、当該交付を受けた譲渡者は、当該確約書を申告書に添付してください。

(注) 土地等の買取りをした者が既に租税特別措置法施行令第20条の2第23項に規定する所轄税務署長の同項又は同条第25項若しくは第26項の承認を受けて当該税務署長の認定した日の通知を受けている場合には、この確約書ではなく、その通知に係る文書の写しを申告書に添付してください。

2 記載要領等

- (1) 「土地等の種類」欄については、宅地、借地権、田、畑等に区分して記載してください。
- (2) 「買取り価額」欄については、取得した土地等の対価として支払うべき金額を記載してください。
- (3) 本文中の「\_\_\_\_年12月31日までに、」欄については、その土地等を譲渡した日から同日以後2年を経過する年を記載します。
- (4) 本文中の※欄については、下表を参考にして該当条項を記載してください。
- (5) 本文中の〔 〕欄については、下表の「適用条文の内容」を参考にして該当する文字を○で囲んでください。

(参考) 租税特別措置法第31条の2第2項各号の一覧表

適用条文の内容	第31条の2第2項
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第12号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第13号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第14号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第15号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第16号



改正後

優良住宅地造成等事業に係る確約書

1 使用目的

この確約書は、租税特別措置法施行規則第13条の3第1項に規定する検査済証の写し又は都道府県知事の証する書類の写しの提出に代えて土地等の買取りをした者が、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地（以下「事業所等」といいます。）の所轄税務署長に上記の書類の写しを提出することを約する場合に使用するものです。

なお、土地等の買取りをした者は、譲渡者にこの確約書の写し（事業所等の所轄税務署の受付日付印のあるものに限ります。）を交付し、当該交付を受けた譲渡者は、当該確約書の写しを納税地の所轄税務署長へ提出する必要があります。

2 記載要領等

本文中の※欄は、下表を参照のうえ※1及び※3については該当する文字等を記載し、※2及び※4については該当箇所を○で囲んでください。

※1	※2	※3	※4
第14号	一団の宅地の造成	ハ②	都道府県知事の証する書類
第15号	一団の住宅の建設	ハ	検査済証
	中高層の耐火共同住宅の建設		

改正前

優良住宅地造成等事業に係る確約書

1 使用目的

この確約書は、租税特別措置法施行規則第13条の3第1項に規定する検査済証の写し又は都道府県知事の証する書類の写しの提出に代えて土地等の買取りをした者が、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地（以下「事業所等」といいます。）の所轄税務署長に上記の書類の写しを提出することを約する場合に使用するものです。

なお、土地等の買取りをした者は、譲渡者にこの確約書の写し（事業所等の所轄税務署の受付日付印のあるものに限ります。）を交付し、当該交付を受けた譲渡者は、当該確約書の写しを納税地の所轄税務署長へ提出する必要があります。

2 記載要領等

本文中の※欄は、下表を参照のうえ※1及び※3については該当する文字等を記載し、※2及び※4については該当箇所を○で囲んでください。

※1	※2	※3	※4
第14号	一団の宅地の造成	ハ②	都道府県知事の証する書類
第15号	一団の住宅の建設	ハ	検査済証
	中高層の耐火共同住宅の建設		



改正後

改正前

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書

1 使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、下表※1に掲げる該当条項の各号に規定する事由により、土地等の譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、この期間の延長の申請をする場合又は既に承認を得た期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、さらにその期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

1 使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、下表※1に掲げる該当条項の各号に規定する事由により、土地等の譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、この期間の延長の申請をする場合又は既に承認を得た期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、さらにその期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

〔※1〕

	譲渡した年月日	
	平成23年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日以後
「法第31条の2第3項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情」の条項	第23項	第24項

〔※1〕

	譲渡した年月日	
	平成22年1月2日以後	
「法第31条の2第3項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情」の条項	第23項	

〔※2〕

	譲渡した年月日	
	平成23年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日以後
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第24項	第25項

〔※2〕

	譲渡した年月日	
	平成22年1月2日以後	
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第24項	

2 記載要領等

- (1) 「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。
- (2) 「やむを得ない事情等」欄の「2 上記事由の詳細」欄については、期間の延長を必要とするやむを得ない事由を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。
- (3) ※印の箇所については、上記1の※1及び※2をご確認の上、該当条項を記載してください。
- (4) その他お分かりにならない点につきましては、税務署にお尋ねください。

2 記載要領等

- (1) 「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。
- (2) 「やむを得ない事情等」欄の「2 上記事由の詳細」欄については、期間の延長を必要とするやむを得ない事由を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。
- (3) ※印の箇所については、上記1の※1及び※2をご確認の上、該当条項を記載してください。
- (4) その他お分かりにならない点につきましては、税務署にお尋ねください。



改正後

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書  
【 特 定 非 常 災 害 用 】

1 使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、下表※1に掲げる該当条項の規定により、その期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

〔※1〕

	譲渡した年月日	
	平成23年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日以後
「特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により法第31条の2第3項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であると認められるとして所轄税務署長の承認を受けた場合」の条項	第26項	第27項

〔※2〕

	譲渡した年月日	
	平成23年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日以後
「法第31条の2第3項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他政令で定めるやむを得ない事情」の条項	第23項	第24項

〔※3〕

	譲渡した年月日	
	平成23年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日以後
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第24項	第25項
「所轄税務署長が認定した再認定日」の条項	第25項	第26項

2 記載要領等

- 「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。
- 「やむを得ない事情等」欄の「1 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、所轄税務署長が当初（再）認定した日までに租税特別措置法施行令第20条の2第\_\_\_項に規定する開発許可等を受けることが困難となった事情の詳細」欄については、期間の（再）延長を必要とするやむを得ない事情を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。
- ※印の箇所については、上記1の※1、※2及び※3をご確認の上、該当条項を記載してください。
- その他お分かりにならない点につきましては、税務署にお尋ねください。

改正前

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書  
【 特 定 非 常 災 害 用 】

1 使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、租税特別措置法施行令第20条の2第26項の規定により、その期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

〔※1〕

	譲渡した年月日	
	平成22年1月2日以後	
「法第31条の2第3項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他政令で定めるやむを得ない事情」の条項	第23項	

〔※2〕

	譲渡した年月日	
	平成22年1月2日以後	
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第24項	
「所轄税務署長が認定した再認定日」の条項	第25項	

2 記載要領等

- 「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。
- 「やむを得ない事情等」欄の「1 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、所轄税務署長が当初（再）認定した日までに租税特別措置法施行令第20条の2第26項に規定する開発許可等を受けることが困難となった事情の詳細」欄については、期間の（再）延長を必要とするやむを得ない事情を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。
- ※印の箇所については、上記1の※1及び※2をご確認の上、該当条項を記載してください。
- その他お分かりにならない点につきましては、税務署にお尋ねください。

改正後

改正前

□□□□□□

第\_\_\_\_号

住所又は  
所在地  
氏名又は  
名称

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_税務署長 印

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認通知書

\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日付で提出されました確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請については、\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日を租税特別措置法施行令第 20 条の 2 第 \_\_\_\_ 項に規定する開発許可等を受けることができると見込まれる日として認定しましたので通知します。

□□□□□□

第\_\_\_\_号

住所又は  
所在地  
氏名又は  
名称

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_税務署長 印

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認通知書

\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日付で提出されました確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請については、\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日を租税特別措置法施行令第 20 条の 2 第 26 項に規定する開発許可等を受けることができると見込まれる日として認定しましたので通知します。



改正後

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請に係る承認通知書  
【特定非常災害用】

使用目的

この通知書は、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、租税特別措置法施行令の下表に掲げる該当条項に規定する税務署長の承認を受けるために提出があった「確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請」について、当該申請を承認した旨を申請者に通知するために使用するものである。

	譲渡した年月日	
	平成23年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日以後
「特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により法第31条の2第3項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であると認められるとして所轄税務署長の承認を受けた場合」の条項	第26項	第27項

【特定非常災害用】

改正前

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請に係る承認通知書  
【特定非常災害用】

使用目的

この通知書は、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、租税特別措置法施行令第20条の2第26項に規定する税務署長の承認を受けるために提出があった「確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請」について、当該申請を承認した旨を申請者に通知するために使用するものである。

【特定非常災害用】

改正後

改正前

□□□□□□

第 号

住所又は  
所在地  
氏名又は  
名称

令和 年 月 日

税務署長 印

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請に係る却下通知書

年 月 日付で提出されました確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請については、次の理由によりその延長申請を却下しますので通知します。

記

（処分理由）

（ ）枚のうち（ ）枚目

【特定非常災害用】  
(資6-124-3-A4統一)

□□□□□□

第 号

住所又は  
所在地  
氏名又は  
名称

令和 年 月 日

税務署長 印

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請に係る却下通知書

年 月 日付で提出されました確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請については、次の理由によりその延長申請を却下しますので通知します。

記

（処分理由）

（ ）枚のうち（ ）枚目

【特定非常災害用】  
(資6-124-3-A4統一)

改正後

改正前

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請に係る却下通知書  
【特定非常災害用】

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請に係る却下通知書  
【特定非常災害用】

使用目的

この通知書は、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、租税特別措置法施行令の下表に掲げる該当条項に規定する税務署長の承認を受けるために提出があった「確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請」について、当該申請を却下した旨を申請者に通知するために使用するものである。

使用目的

この通知書は、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、租税特別措置法施行令第20条の2第26項に規定する税務署長の承認を受けるために提出があった「確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請」について、当該申請を却下した旨を申請者に通知するために使用するものである。

	譲渡した年月日	
	平成23年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日以後
「特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により法第31条の2第3項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であると認められるとして所轄税務署長の承認を受けた場合」の条項	第26項	第27項

【特定非常災害用】

【特定非常災害用】

改正後

改正前

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

税務署受付印

税務署長 令和 年 月 日提出	届出者	住所 (旧住所)	〒 ( )	氏名 (旧姓)	電 ( ) 話 ( )
--------------------	-----	-------------	-------	------------	----------------

私が、〔平成 令和〕 年 月 日に譲渡した下記の土地等の譲渡所得は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡として、税務署に確定申告書を提出していますが、その土地等の〔全部 一部〕が同条第2項第※号に掲げる優良住宅地等のための譲渡に該当することになったので、別紙書類を添えて届け出します。

記

1 譲渡した土地等及び優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった土地等の明細

譲渡した土地等			左のうち優良住宅地等のための譲渡に該当することとなったものの面積
所在地	種類	面積	
		㎡	㎡

2 1の土地等の買取りをした者

住所又は所在地	
氏名又は名称	

税務署受付印

税務署長 令和 年 月 日提出	届出者	住所 (旧住所)	〒 ( )	氏名 (旧姓)	電 ( ) 話 ( )
--------------------	-----	-------------	-------	------------	----------------

私が、〔平成 令和〕 年 月 日に譲渡した下記の土地等の譲渡所得は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡として、税務署に確定申告書を提出していますが、その土地等の〔全部 一部〕が同条第2項第※号に掲げる優良住宅地等のための譲渡に該当することになったので、別紙書類を添えて届け出します。

記

1 譲渡した土地等及び優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった土地等の明細

譲渡した土地等			左のうち優良住宅地等のための譲渡に該当することとなったものの面積
所在地	種類	面積	
		㎡	㎡

2 1の土地等の買取りをした者

住所又は所在地	
氏名又は名称	

※印の箇所については、裏面を参照して該当条文を記載してください。

※印の箇所については、裏面を参照して該当条文を記載してください。

関与税理士		電	電話番号	
-------	--	---	------	--

関与税理士		電	電話番号	
-------	--	---	------	--

この欄には  
書かないで  
ください。

税務署 印	名	簿	番	号

(資6-71-1-A4統一)

この欄には  
書かないで  
ください。

税務署 印	名	簿	番	号

(資6-71-1-A4統一)

改正後

改正前

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

1 使用目的

この届出書は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当していた土地等の一部又は全部が次表の各号に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合に、その旨を租税特別措置法施行規則第13条の3第15項の規定により、納税地の所轄税務署長に届け出るために使用するものです。

1 使用目的

この届出書は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当していた土地等の一部又は全部が次表の各号に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合に、その旨を租税特別措置法施行規則第13条の3第15項の規定により、納税地の所轄税務署長に届け出るために使用するものです。

○ 租税特別措置法第31条の2第2項各号の譲渡時期別一覧表

適用条文の内容	譲渡した年月日
	平成23年1月2日以後
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第12号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第13号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第14号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第15号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第16号

○ 租税特別措置法第31条の2第2項各号の譲渡時期別一覧表

適用条文の内容	譲渡した年月日
	平成22年1月2日以後
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第12号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第13号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第14号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第15号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第16号

2 記載要領等

- (1) 「届出者」欄の「(旧住所)」及び「(旧姓)」については、特例の適用を受けた年分の確定申告書を提出した後に、氏名又は住所を変更している場合に、その確定申告書に記載した氏名又は住所を記載してください。
- (2) 文面中の〔 〕欄については、該当する文字を○で囲んでください。

2 記載要領等

- (1) 「届出者」欄の「(旧住所)」及び「(旧姓)」については、特例の適用を受けた年分の確定申告書を提出した後に、氏名又は住所を変更している場合に、その確定申告書に記載した氏名又は住所を記載してください。
- (2) 文面中の〔 〕欄については、該当する文字を○で囲んでください。

改正後

改正前

1 面

譲渡所得の内訳書  
(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】

【令和\_\_年分】

名簿番号

提出\_\_枚のうちの\_\_

この「譲渡所得の内訳書」は、土地や建物の譲渡（売却）による譲渡所得金額の計算用として使用するものです。「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。）を参考に、契約書や領収書などに基づいて記載してください。

なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この計算明細書や確定申告書などを作成することができます。

あなたの

現住所 (前住所)	( )	フリガナ 氏名	
電話番号 (連絡先)		職業	

※ 譲渡（売却）した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

関与税理士名
(電話) ( )

記載上の注意事項

- この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに1枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。  
また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。
- 長期譲渡所得又は短期譲渡所得のそれぞれごとで、二つ以上の契約がある場合には、いずれか1枚の内訳書の譲渡所得金額の計算欄(3面の「4」各欄の上段)に、その合計額を二段書きで記載してください。
- 譲渡所得の計算に当たっては、適用を受ける特例により、記載する項目が異なります。
  - 交換・買換え(代替)の特例、被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受けない場合  
……1面・2面・3面
  - 交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合  
……1面・2面・3面(「4」を除く)・4面
  - 被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合  
……1面・2面・3面・5面  
(また、下記の「5画」に○を付けてください。)
- 土地建物等の譲渡による譲渡損失の金額については、一定の居住用財産の譲渡損失の金額を除き、他の所得と損益通算することはできません。
- 非業務用建物(居住用)の償却率は次のとおりです。

区分	木造	木骨 モルタル	(鉄骨)鉄筋 コンクリート	金属造①	金属造②
償却率	0.031	0.034	0.015	0.036	0.025

(注)「金属造①」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm以下の建物  
「金属造②」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm超4mm以下の建物

5面

(令和元年分以降用)

R1.11

1 面

譲渡所得の内訳書  
(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】

【平成\_\_年分】

名簿番号

提出\_\_枚のうちの\_\_

この「譲渡所得の内訳書」は、土地や建物の譲渡（売却）による譲渡所得金額の計算用として使用するものです。「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。）を参考に、契約書や領収書などに基づいて記載してください。

なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この計算明細書や確定申告書などを作成することができます。

あなたの

現住所 (前住所)	( )	フリガナ 氏名	
電話番号 (連絡先)		職業	

※ 譲渡（売却）した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

関与税理士名
(電話) ( )

記載上の注意事項

- この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに1枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。  
また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。
- 長期譲渡所得又は短期譲渡所得のそれぞれごとで、二つ以上の契約がある場合には、いずれか1枚の内訳書の譲渡所得金額の計算欄(3面の「4」各欄の上段)に、その合計額を二段書きで記載してください。
- 譲渡所得の計算に当たっては、適用を受ける特例により、記載する項目が異なります。
  - 交換・買換え(代替)の特例、被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受けない場合  
……1面・2面・3面
  - 交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合  
……1面・2面・3面(「4」を除く)・4面
  - 被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合  
……1面・2面・3面・5面  
(また、下記の「5画」に○を付けてください。)
- 土地建物等の譲渡による譲渡損失の金額については、一定の居住用財産の譲渡損失の金額を除き、他の所得と損益通算することはできません。
- 非業務用建物(居住用)の償却率は次のとおりです。

区分	木造	木骨 モルタル	(鉄骨)鉄筋 コンクリート	金属造①	金属造②
償却率	0.031	0.034	0.015	0.036	0.025

(注)「金属造①」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm以下の建物  
「金属造②」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm超4mm以下の建物

5面

(平成30年分以降用)

H30.11

改正後

改正前

2 面

名簿番号

1 譲渡（売却）された土地・建物について記載してください。

(1) どの土地・建物を譲渡（売却）されましたか。

所在地番	所在地番
所在地	(住居表示)

(2) どのような土地・建物をいつ譲渡（売却）されましたか。

土地	<input type="checkbox"/> 宅地	<input type="checkbox"/> 田	(実測) m <sup>2</sup>	利用状況	売買契約日
	<input type="checkbox"/> 山林	<input type="checkbox"/> 畑	(公簿等) m <sup>2</sup>		
建物	<input type="checkbox"/> 雑種地	<input type="checkbox"/> 借地権		<input type="checkbox"/> 自己の居住用 (居住期間 年 月～ 年 月) <input type="checkbox"/> 自己の事業用 <input type="checkbox"/> 貸付用 <input type="checkbox"/> 未利用 <input type="checkbox"/> その他 ( )	年月日
	<input type="checkbox"/> その他 ( )				引き渡した日
	<input type="checkbox"/> 住宅	<input type="checkbox"/> マンション	m <sup>2</sup>		年月日
	<input type="checkbox"/> 店舗	<input type="checkbox"/> 事務所			
	<input type="checkbox"/> その他 ( )				

○ 次の欄は、譲渡（売却）された土地・建物が共有の場合に記載してください。

あなたの持分		共有者の住所・氏名	共有者の持分	
土地	建物		土地	建物
		(住所) (氏名)		
		(住所) (氏名)		

(3) どなたに譲渡（売却）されましたか。

買主	住所 (所在地)	職業 (業種)
	氏名 (名称)	

(4) いくらが譲渡（売却）されましたか。

① 譲渡価額	円
--------	---

【参考事項】

代金の	1回目	2回目	3回目	未収金
受領状況	年月日	年月日	年月日	年月日(予定)
	円	円	円	円

お売りになった理由

買主から頼まれたため  
 借入金を返済するため  
 他の資産を購入するため  
 その他  
 事業資金を捻出するため ( )

「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合の記載方法

- 「相続税の取得費加算の特例」の適用を受けるときは、「相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)で計算した金額を3面の「2」の「②取得費」欄の上段に「②×××円」と二段書きで記載してください。
- 「保証債務の特例」の適用を受けるときは、「保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書(確定申告書付表)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)で計算した金額を3面の「4」の「B必要経費」欄の上段に「④×××円」と二段書きで記載してください。
- 4面を記載される方で、「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合には、税務署に記載方法をご確認ください。

2 面

名簿番号

1 譲渡（売却）された土地・建物について記載してください。

(1) どの土地・建物を譲渡（売却）されましたか。

所在地番	所在地番
所在地	(住居表示)

(2) どのような土地・建物をいつ譲渡（売却）されましたか。

土地	<input type="checkbox"/> 宅地	<input type="checkbox"/> 田	(実測) m <sup>2</sup>	利用状況	売買契約日
	<input type="checkbox"/> 山林	<input type="checkbox"/> 畑	(公簿等) m <sup>2</sup>		
建物	<input type="checkbox"/> 雑種地	<input type="checkbox"/> 借地権		<input type="checkbox"/> 自己の居住用 (居住期間 年 月～ 年 月) <input type="checkbox"/> 自己の事業用 <input type="checkbox"/> 貸付用 <input type="checkbox"/> 未利用 <input type="checkbox"/> その他 ( )	年月日
	<input type="checkbox"/> その他 ( )				引き渡した日
	<input type="checkbox"/> 住宅	<input type="checkbox"/> マンション	m <sup>2</sup>		年月日
	<input type="checkbox"/> 店舗	<input type="checkbox"/> 事務所			
	<input type="checkbox"/> その他 ( )				

○ 次の欄は、譲渡（売却）された土地・建物が共有の場合に記載してください。

あなたの持分		共有者の住所・氏名	共有者の持分	
土地	建物		土地	建物
		(住所) (氏名)		
		(住所) (氏名)		

(3) どなたに譲渡（売却）されましたか。

買主	住所 (所在地)	職業 (業種)
	氏名 (名称)	

(4) いくらが譲渡（売却）されましたか。

① 譲渡価額	円
--------	---

【参考事項】

代金の	1回目	2回目	3回目	未収金
受領状況	年月日	年月日	年月日	年月日(予定)
	円	円	円	円

お売りになった理由

買主から頼まれたため  
 借入金を返済するため  
 他の資産を購入するため  
 その他  
 事業資金を捻出するため ( )

「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合の記載方法

- 「相続税の取得費加算の特例」の適用を受けるときは、「相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)で計算した金額を3面の「2」の「②取得費」欄の上段に「②×××円」と二段書きで記載してください。
- 「保証債務の特例」の適用を受けるときは、「保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書(確定申告書付表)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)で計算した金額を3面の「4」の「B必要経費」欄の上段に「④×××円」と二段書きで記載してください。
- 4面を記載される方で、「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合には、税務署に記載方法をご確認ください。

改正後

改正前

3 面

2 譲渡（売却）された土地・建物の購入（建築）代金などについて記載してください。

(1) 譲渡（売却）された土地・建物は、どなたから、いつ、いくらで購入（建築）されましたか。

購入 建築 価額の内訳	購入（建築）先・支払先		購入年月日	購入・建築代金 又は譲渡価額の5%
	住所（所在地）	氏名（名称）		
土地			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
			小 計 (イ)	円
建物			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
建物の構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 木骨モルタル <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋 <input type="checkbox"/> 金属造 <input type="checkbox"/> その他		小 計 (ロ)	円

※ 土地や建物の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。

(2) 建物の償却費相当額を計算します。

建物の購入・建築価額(ロ) 償却率 経過年数 償却費相当額(ハ)  
標準 円 × 0.9 × \_\_\_\_\_ × \_\_\_\_\_ = \_\_\_\_\_ 円

② 取得費 (イ) + (ロ) - (ハ) 円

※ 「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」を参照してください。なお、建物の標準的な建築価額による建物の取得価額の計算をしたものは、「標準」にしてください。

※ 非業務用建物(居住用)の(ハ)の額は、(ロ)の価額の95%を限度とします(償却率は1面をご覧ください)。

(3) 取得費を計算します。

3 譲渡（売却）するために支払った費用について記載してください。

費用の種類	支払先		支払年月日	支払金額
	住所（所在地）	氏名（名称）		
仲介手数料			・ ・	円
収入印紙代			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
			③ 譲渡費用	円

※ 修繕費、固定資産税などは譲渡費用にはなりません。

4 譲渡所得金額の計算をします。

区分	特例適用 案 文	A 収入金額 (①)	B 必要経費 (②+③)	C 差引金額 (A-B)	D 特別控除額	E 譲渡所得金額 (C-D)
短期	所・措・農 の	円	円	円	円	円
長期	所・措・農 の	円	円	円	円	円
短期	所・措・農 の	円	円	円	円	円
長期	所・措・農 の	円	円	円	円	円

※ ここで計算した内容(交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合は、4面「6」で計算した内容を「申告書第三表(分離課税用)」に転記します。

※ 租税特別措置法第37条の9の特例の適用を受ける場合は、「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書」を併せて作成する必要があります。

整理欄

3 面

2 譲渡（売却）された土地・建物の購入（建築）代金などについて記載してください。

(1) 譲渡（売却）された土地・建物は、どなたから、いつ、いくらで購入（建築）されましたか。

購入 建築 価額の内訳	購入（建築）先・支払先		購入年月日	購入・建築代金 又は譲渡価額の5%
	住所（所在地）	氏名（名称）		
土地			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
			小 計 (イ)	円
建物			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
建物の構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 木骨モルタル <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋 <input type="checkbox"/> 金属造 <input type="checkbox"/> その他		小 計 (ロ)	円

※ 土地や建物の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。

(2) 建物の償却費相当額を計算します。

建物の購入・建築価額(ロ) 償却率 経過年数 償却費相当額(ハ)  
標準 円 × 0.9 × \_\_\_\_\_ × \_\_\_\_\_ = \_\_\_\_\_ 円

② 取得費 (イ) + (ロ) - (ハ) 円

※ 「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」を参照してください。なお、建物の標準的な建築価額による建物の取得価額の計算をしたものは、「標準」にしてください。

※ 非業務用建物(居住用)の(ハ)の額は、(ロ)の価額の95%を限度とします(償却率は1面をご覧ください)。

(3) 取得費を計算します。

3 譲渡（売却）するために支払った費用について記載してください。

費用の種類	支払先		支払年月日	支払金額
	住所（所在地）	氏名（名称）		
仲介手数料			・ ・	円
収入印紙代			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
			③ 譲渡費用	円

※ 修繕費、固定資産税などは譲渡費用にはなりません。

4 譲渡所得金額の計算をします。

区分	特例適用 案 文	A 収入金額 (①)	B 必要経費 (②+③)	C 差引金額 (A-B)	D 特別控除額	E 譲渡所得金額 (C-D)
短期	所・措・農 の	円	円	円	円	円
長期	所・措・農 の	円	円	円	円	円
短期	所・措・農 の	円	円	円	円	円
長期	所・措・農 の	円	円	円	円	円

※ ここで計算した内容(交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合は、4面「6」で計算した内容を「申告書第三表(分離課税用)」に転記します。

※ 租税特別措置法第37条の9の特例の適用を受ける場合は、「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書」を併せて作成する必要があります。

整理欄



改正後

4面

「交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算」この面（4面）は、交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合にのみ記載します。

5 交換・買換え（代替）資産として取得された（される）資産について記載してください。

物件の所在地	種類	面積	用途	契約(予定)年月日	取得(予定)年月日	使用開始(予定)年月日
		㎡		..	..	..
		㎡		..	..	..

※ 「種類」欄は、宅地・田・畑・建物など、「用途」欄は、貸付用・居住用・事務所などと記載してください。取得された（される）資産の購入代金など（取得価額）について記載してください。

費用の内容	支払先住所（所在地）及び氏名（名称）	支払年月日	支払金額
土地		..	円
		..	円
		..	円
建物		..	円
		..	円
		..	円
④ 買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額			円

※ 買換（代替）資産の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。  
 ※ 買換（代替）資産をこれから取得される見込みのときは、「買換（代替）資産の明細書」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）を提出し、その見込額を記載してください。

6 譲渡所得金額の計算をします。

「2面」・「3面」で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「5」で計算した「④買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額」により、譲渡所得金額の計算をします。

(1) (2)以外の交換・買換え（代替）の場合【交換（所法58）・取用代替（措法33）・居住用買換え（措法36の2）・農災買換え（農法12）など】

区分	特例適用 取用代替 条文	F 収入金額	G 必要経費	H 譲渡所得金額 (F - G)
		① - ③ - ④	② × $\frac{F}{① - ③}$	
上記以外		① - ④	(② + ③) × $\frac{F}{①}$	
短期 長期	所・措・農 案の	円	円	円

(2) 特定の事業用資産の買換え・交換（措法37・37の4）などの場合

区分	特例適用 条文	J 収入金額	K 必要経費	L 譲渡所得金額 (J - K)
		① × 20% <sup>(※)</sup>	(② + ③) × 20% <sup>(※)</sup>	
① > ④		(① - ④) + ④ × 20% <sup>(※)</sup>	(② + ③) × $\frac{J}{①}$	
短期 長期	措法 案の	円	円	円

※ 上記算式の20%は、一定の場合は25%又は30%となります。

改正前

4面

「交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算」この面（4面）は、交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合にのみ記載します。

5 交換・買換え（代替）資産として取得された（される）資産について記載してください。

物件の所在地	種類	面積	用途	契約(予定)年月日	取得(予定)年月日	使用開始(予定)年月日
		㎡		..	..	..
		㎡		..	..	..

※ 「種類」欄は、宅地・田・畑・建物など、「用途」欄は、貸付用・居住用・事務所などと記載してください。取得された（される）資産の購入代金など（取得価額）について記載してください。

費用の内容	支払先住所（所在地）及び氏名（名称）	支払年月日	支払金額
土地		..	円
		..	円
		..	円
建物		..	円
		..	円
		..	円
④ 買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額			円

※ 買換（代替）資産の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。  
 ※ 買換（代替）資産をこれから取得される見込みのときは、「買換（代替）資産の明細書」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）を提出し、その見込額を記載してください。

6 譲渡所得金額の計算をします。

「2面」・「3面」で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「5」で計算した「④買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額」により、譲渡所得金額の計算をします。

(1) (2)以外の交換・買換え（代替）の場合【交換（所法58）・取用代替（措法33）・居住用買換え（措法36の2）・農災買換え（農法12）など】

区分	特例適用 取用代替 条文	F 収入金額	G 必要経費	H 譲渡所得金額 (F - G)
		① - ③ - ④	② × $\frac{F}{① - ③}$	
上記以外		① - ④	(② + ③) × $\frac{F}{①}$	
短期 長期	所・措・農 案の	円	円	円

(2) 特定の事業用資産の買換え・交換（措法37・37の4）などの場合

区分	特例適用 条文	J 収入金額	K 必要経費	L 譲渡所得金額 (J - K)
		① × 20% <sup>(※)</sup>	(② + ③) × 20% <sup>(※)</sup>	
① > ④		(① - ④) + ④ × 20% <sup>(※)</sup>	(② + ③) × $\frac{J}{①}$	
短期 長期	措法 案の	円	円	円

※ 上記算式の20%は、一定の場合は25%又は30%となります。

改正後

改正前

5面

【令和\_\_年分】

現住所	フリガナ氏名	電話番号(連絡先)	名簿番号
-----	--------	-----------	------

「被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合の記載事項」  
この面(5面)は、被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合にのみ記載します。

7 被相続人居住用家屋及びその敷地等について、被相続人の氏名などを記載してください。

(1) 被相続人居住用家屋(一の建築物)及びその敷地等について、被相続人の氏名などを記載してください。

被相続人	フリガナ氏名	死亡年月日	年	月	日
	死亡の時にける住所				
	居住期間 年 月 ~ 年 月				
被相続人居住用家屋	(A)	所在地	床面積・面積	あなたが相続又は遺贈により取得した持分	あなたが相続又は遺贈以外により取得した持分
被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地等	(B)		m <sup>2</sup>	—	—
	(C)		m <sup>2</sup>	—	—

(2) 相続の開始の直前(※)においてその土地が用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地であった場合の被相続人居住用家屋以外の建築物の種類などを記載してください。  
特例対象となる部分とそれ以外の部分の金額の計算などについては、裏面の【参考事項】に記載してください。

一団の土地の面積	(b)	m <sup>2</sup>	一団の土地の面積のうち、あなたが被相続人から相続又は遺贈により取得し、譲渡した部分の面積	(c)	m <sup>2</sup>
被相続人居住用家屋以外の建築物の種類・床面積	種類	離れ	倉庫	床面積の合計	
	床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	(d) m <sup>2</sup>
上記の建築物の所有者	フリガナ氏名	住所			
被相続人居住用家屋の敷地等に該当する部分	$(b) \times \frac{(a)}{(a)+(d)} \times \frac{(c)}{(b)}$				m <sup>2</sup>

※ その土地が対象従前居住の用に供されていた被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地であった場合には、「特定事由により被相続人居住用家屋が被相続人の居住の用に供されなくなる直前」となります。

(3) あなた以外の居住用家屋取得相続人がある場合又はあなたが適用前譲渡をしている場合には、相続人ごとに氏名などを記載してください。

居住用家屋取得相続人	フリガナ氏名	住所				
相続の開始の時にける被相続人居住用家屋又はその敷地等の持分	(A) 家屋	(B) 敷地等	(C) 敷地等	(A) 家屋	(B) 敷地等	(C) 敷地等
	—	—	—	—	—	—
	適用前譲渡					
適用前譲渡	譲渡年月日	年 月 日		年 月 日		
	譲渡の対価の額	円		円		

※ あなたが適用前譲渡をしている場合には、「適用前譲渡」欄の譲渡年月日と譲渡の対価の額のみを記載してください。  
(令和元年分以降用)

B1.11

5面

【平成\_\_年分】

現住所	フリガナ氏名	電話番号(連絡先)	名簿番号
-----	--------	-----------	------

「被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合の記載事項」  
この面(5面)は、被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合にのみ記載します。

7 被相続人居住用家屋及びその敷地等について、被相続人の氏名などを記載してください。

(1) 被相続人居住用家屋(一の建築物)及びその敷地等について、被相続人の氏名などを記載してください。

被相続人	フリガナ氏名	死亡年月日	年	月	日
	死亡の時にける住所				
	居住期間 年 月 ~ 年 月				
被相続人居住用家屋	(A)	所在地	床面積・面積	あなたが相続又は遺贈により取得した持分	あなたが相続又は遺贈以外により取得した持分
被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地等	(B)		m <sup>2</sup>	—	—
	(C)		m <sup>2</sup>	—	—

(2) 相続の開始の直前においてその土地が用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地であった場合の被相続人居住用家屋以外の建築物の種類などを記載してください。  
特例対象となる部分とそれ以外の部分の金額の計算などについては、裏面の【参考事項】に記載してください。

一団の土地の面積	(b)	m <sup>2</sup>	一団の土地の面積のうち、あなたが被相続人から相続又は遺贈により取得し、譲渡した部分の面積	(c)	m <sup>2</sup>
被相続人居住用家屋以外の建築物の種類・床面積	種類	離れ	倉庫	床面積の合計	
	床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	(d) m <sup>2</sup>
上記の建築物の所有者	フリガナ氏名	住所			
被相続人居住用家屋の敷地等に該当する部分	$(b) \times \frac{(a)}{(a)+(d)} \times \frac{(c)}{(b)}$				m <sup>2</sup>

(3) あなた以外の居住用家屋取得相続人がある場合又はあなたが適用前譲渡をしている場合には、相続人ごとに氏名などを記載してください。

居住用家屋取得相続人	フリガナ氏名	住所				
相続の開始の時にける被相続人居住用家屋又はその敷地等の持分	(A) 家屋	(B) 敷地等	(C) 敷地等	(A) 家屋	(B) 敷地等	(C) 敷地等
	—	—	—	—	—	—
	適用前譲渡					
適用前譲渡	譲渡年月日	年 月 日		年 月 日		
	譲渡の対価の額	円		円		

※ あなたが適用前譲渡をしている場合には、「適用前譲渡」欄の譲渡年月日と譲渡の対価の額のみを記載してください。  
(平成28年分以降用)

H30.11

## 改正後

## 【参考事項】

- 2以上の建築物のある一団の土地であった場合（5面の「7」(2)の建築物がある場合）

## 【計算過程等】

	合計	内 訳			
		被相続人 居住用家屋 (特例対象)	左記以外 の建築物 (特例対象外)	被相続人居住用 家屋の敷地等 (特例対象)	左記以外 の敷地等 (特例対象外)
① 譲渡価額 (収入金額)	円	円	円		円
② 取得費	円	円	円		円
③ 譲渡費用	円	円	円		円
④ 差引金額 (①-②+③)	円	円	円		円
⑤ 被相続人居住用家屋 の敷地等に該当する 部分の按分後の額				円	円
⑥ 特別控除額 (最高3,000万円)	円	円		円	

※ 「合計」欄の①～⑥の金額を、3面の「4」のA～Dにそれぞれ転記します。

(その他)

## 【建築物の位置関係等】

## 改正前

## 【参考事項】

- 2以上の建築物のある一団の土地であった場合（5面の「7」(2)の建築物がある場合）

## 【計算過程等】

	合計	内 訳			
		被相続人 居住用家屋 (特例対象)	左記以外 の建築物 (特例対象外)	被相続人居住用 家屋の敷地等 (特例対象)	左記以外 の敷地等 (特例対象外)
① 譲渡価額 (収入金額)	円	円	円		円
② 取得費	円	円	円		円
③ 譲渡費用	円	円	円		円
④ 差引金額 (①-②+③)	円	円	円		円
⑤ 被相続人居住用家屋 の敷地等に該当する 部分の按分後の額				円	円
⑥ 特別控除額 (最高3,000万円)	円	円		円	

※ 「合計」欄の①～⑥の金額を、3面の「4」のA～Dにそれぞれ転記します。

(その他)

## 【建築物の位置関係等】

改正後

譲渡所得の内訳書(計算明細書)

使用目的

この内訳書は、譲渡所得に関する確定申告書の添付書類として使用するものである。

改正前

譲渡所得の内訳書(計算明細書)

使用目的

この内訳書は、譲渡所得に関する確定申告書の添付書類として使用するものである。

改正後

改正前

一連番号 1 面

令和\_\_年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

住所(又は事業所事務所居所など) フリガナ 氏名

この付表は、租税特別措置法第37条の12の2(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)の規定の適用を受ける方が、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の上場株式等に係る配当所得等の金額(特定上場株式等の配当等に係る部分については、分離課税を選択したものに限り、以下「分離課税配当所得等金額」といいます。)の計算上控除(損益通算)するため、又は3年前の年分以後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額の計算上控除するため、若しくは翌年以後に繰り越すために使用するものです。

- 本年分において、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算

- 「①上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、「①」の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」がない場合には、「②」の記載は要しません。

Table with 3 columns: Description, Amount, and Unit. Rows include: 1. 本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額 (円), 2. 上場株式等に係る譲渡損失の金額 (円), 3. 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (円).

※ ②欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合には、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額(株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書)の「①」の「上場株式等」の③欄の括弧書きの金額)のみを記載します。

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

Table with 3 columns: Category, Amount, and Unit. Rows include: 1. 種目・所得の生ずる場所 (円), 2. 配当所得に係る負債の利子 (円), 3. 合計 (円), 4. 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額 (円).

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

Table with 2 columns: Description and Amount. Rows include: 1. 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (円), 2. 本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (円).

(令和元年分以降用)

一連番号 1 面

平成\_\_年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

住所(又は事業所事務所居所など) フリガナ 氏名

この付表は、租税特別措置法第37条の12の2(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)の規定の適用を受ける方が、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の上場株式等に係る配当所得等の金額(特定上場株式等の配当等に係る部分については、分離課税を選択したものに限り、以下「分離課税配当所得等金額」といいます。)の計算上控除(損益通算)するため、又は3年前の年分以後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額の計算上控除するため、若しくは翌年以後に繰り越すために使用するものです。

- 本年分において、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算

- 「①上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、「①」の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」がない場合には、「②」の記載は要しません。

Table with 3 columns: Description, Amount, and Unit. Rows include: 1. 本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額 (円), 2. 上場株式等に係る譲渡損失の金額 (円), 3. 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (円).

※ ②欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合には、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額(株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書)の「①」の「上場株式等」の③欄の括弧書きの金額)のみを記載します。

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

Table with 3 columns: Category, Amount, and Unit. Rows include: 1. 種目・所得の生ずる場所 (円), 2. 配当所得に係る負債の利子 (円), 3. 合計 (円), 4. 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額 (円).

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

Table with 2 columns: Description and Amount. Rows include: 1. 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (円), 2. 本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (円).

(平成28年分以降用)

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。

R1.11

H30.11

改正後

改正前

2 面 (確定申告書付表)

2 面 (確定申告書付表)

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額 (※1)	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分 (平成__年分)	⑤(前年分の付表の⑤欄の金額) 円	⑥(上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円 ⑦(分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	(本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。)
本年の2年前分 (平成__年分)	⑤(前年分の付表の⑤欄の金額) 円	⑥(上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円 ⑦(分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	⑦ (⑤ - ⑥ - ⑦) 円
本年の前年分 (平成__年分)	⑤(前年分の付表の⑤欄の金額) 円	⑥(上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円 ⑦(分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	⑧ (⑤ - ⑥ - ⑦) 円
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑤+⑥+⑦)	⑨ 計算明細書の「上場株式等」の⑨へ		
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑤+⑥+⑦)	⑩ 申告書第三表⑩へ		
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑤+⑦+⑧)	⑪ 申告書第三表⑪へ(※2) 円		

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額 (※1)	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分 (平成__年分)	⑤(前年分の付表の⑤欄の金額) 円	⑥(上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円 ⑦(分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	(本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。)
本年の2年前分 (平成__年分)	⑤(前年分の付表の⑤欄の金額) 円	⑥(上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円 ⑦(分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	⑦ (⑤ - ⑥ - ⑦) 円
本年の前年分 (平成__年分)	⑤(前年分の付表の⑤欄の金額) 円	⑥(上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円 ⑦(分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	⑧ (⑤ - ⑥ - ⑦) 円
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑤+⑥+⑦)	⑨ 計算明細書の「上場株式等」の⑨へ		
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑤+⑥+⑦)	⑩ 申告書第三表⑩へ		
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑤+⑦+⑧)	⑪ 申告書第三表⑪へ(※2) 円		

(注) ①面の⑤欄及び②面の⑦欄の金額は、翌年の確定申告の際に使用します。翌年に株式等の売却がない場合でも、上場株式等に係る譲渡損失の金額をその年の翌年以後に繰り越すための申告が必要です。

(注) ①面の⑤欄及び②面の⑦欄の金額は、翌年の確定申告の際に使用します。翌年に株式等の売却がない場合でも、上場株式等に係る譲渡損失の金額をその年の翌年以後に繰り越すための申告が必要です。

- ※1 「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。  
また、「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一の年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①面の「上場株式等」の①欄の金額(赤字の場合には、0とみなします。)及び「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」の合計額を限度として、まず上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得等金額から控除します。
- ※2 本年の3年前分に生じた上場株式等に係る譲渡損失のうち、本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額を、翌年以後に繰り越して控除することはできません。

- ※1 「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。  
また、「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一の年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①面の「上場株式等」の①欄の金額(赤字の場合には、0とみなします。)及び「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」の合計額を限度として、まず上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得等金額から控除します。
- ※2 本年の3年前分に生じた上場株式等に係る譲渡損失のうち、本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額を、翌年以後に繰り越して控除することはできません。

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額の計算

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額の計算

○ 「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

○ 「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額 (※)	⑫ 申告書第三表⑫へ 円
---	--------------

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額 (※)	⑫ 申告書第三表⑫へ 円
---	--------------

※ ⑫欄の金額を申告書に記載するに当たって申告書第三表の⑫欄の金額が同⑫欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

※ ⑫欄の金額を申告書に記載するに当たって申告書第三表の⑫欄の金額が同⑫欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

○ 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

○ 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

改正後

改正前

一連番号 1 面

一連番号 1 面

令和\_\_年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表 (特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用)

平成\_\_年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表 (特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用)

住所又は事業所事務所居所など フリガナ氏名

住所又は事業所事務所居所など フリガナ氏名

この付表は、租税特別措置法第37条の13の2第4項(特定投資株式(いわゆるエンジェル税制の対象となる株式)に係る譲渡損失の損益の計算)又は第7項(特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除)の規定の適用を受ける方が、使用するものです。

この付表は、租税特別措置法第37条の13の2第4項(特定投資株式(いわゆるエンジェル税制の対象となる株式)に係る譲渡損失の損益の計算)又は第7項(特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除)の規定の適用を受ける方が、使用するものです。

○ 本年分において、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の作成をしてください。

○ 本年分において、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の作成をしてください。

1 本年分の特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額並びに上場株式等に係る配当所得等の金額(特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分については、分離課税を選択したものに限り、以下「分離課税配当所得等金額」といいます。)の計算 (赤字の金額は、△を付けないで書きます。②欄の2も同じです。)

1 本年分の特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額並びに上場株式等に係る配当所得等の金額(特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分については、分離課税を選択したものに限り、以下「分離課税配当所得等金額」といいます。)の計算 (赤字の金額は、△を付けないで書きます。②欄の2も同じです。)

○ 「①一般株式等に係る譲渡所得等の金額」及び「③上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②特定投資株式に係る譲渡損失の金額」及び「④上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、①及び②の記載は要しません。また、「⑦本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、③の記載は要しません。

○ 「①一般株式等に係る譲渡所得等の金額」及び「③上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②特定投資株式に係る譲渡損失の金額」及び「④上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、①及び②の記載は要しません。また、「⑦本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、③の記載は要しません。

Table with 4 rows: 1. 一般株式等に係る譲渡所得等の金額, 2. 特定投資株式に係る譲渡損失の金額, 3. 上場株式等に係る譲渡所得等の金額, 4. 上場株式等に係る譲渡損失の金額. Includes columns for amount and unit (円).

Table with 4 rows: 1. 一般株式等に係る譲渡所得等の金額, 2. 特定投資株式に係る譲渡損失の金額, 3. 上場株式等に係る譲渡所得等の金額, 4. 上場株式等に係る譲渡損失の金額. Includes columns for amount and unit (円).

※ ④欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合には、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額(「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の①欄の②の括弧書きの金額)のみを記載します。

※ ④欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合には、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額(「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の①欄の②の括弧書きの金額)のみを記載します。

Table for 2. 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額. Includes columns for amount and unit (円).

Table for 2. 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額. Includes columns for amount and unit (円).

Table for 3. 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額. Includes columns for amount and unit (円).

Table for 3. 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額. Includes columns for amount and unit (円).

Table for 4. 本年分の損益の計算後の特定投資株式に係る譲渡損失の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額. Includes columns for amount and unit (円).

Table for 4. 本年分の損益の計算後の特定投資株式に係る譲渡損失の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額. Includes columns for amount and unit (円).

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。





改正後

改正前

1 面

【令和\_\_年分】

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。
なお、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住所(前住所) フリガナ氏名
電話番号(連絡先) 職業 関与税理士名(電話)

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

Table with columns: 一般株式等, 上場株式等. Rows include: 収入金額 (譲渡による収入金額, その他), 必要経費 (取得費, 譲渡のための委託手数料), 特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額, 差引金額, 特定投資株式の取得に要した金額の控除, 所得金額, 本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額, 繰越控除後の所得金額.

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合の「上場株式等」の①から⑩までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書き(内書)により記載してください。
※1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。
※2 ⑩欄の金額は、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」、「上場株式等」の順に、⑩欄の金額を限度として控除します。
※3 ⑩欄の金額は、「上場株式等」の⑩欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の⑩欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、⑩欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。
※4 ⑩欄の金額は、⑩欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑩欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の⑩欄の金額が同⑩欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

整理欄

(令和元年分以降用)

R1.11

1 面

【平成\_\_年分】

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。
なお、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住所(前住所) フリガナ氏名
電話番号(連絡先) 職業 関与税理士名(電話)

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

Table with columns: 一般株式等, 上場株式等. Rows include: 収入金額 (譲渡による収入金額, その他), 必要経費 (取得費, 譲渡のための委託手数料), 特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額, 差引金額, 特定投資株式の取得に要した金額の控除, 所得金額, 本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額, 繰越控除後の所得金額.

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合の「上場株式等」の①から⑩までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書き(内書)により記載してください。
※1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。
※2 ⑩欄の金額は、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」、「上場株式等」の順に、⑩欄の金額を限度として控除します。
※3 ⑩欄の金額は、「上場株式等」の⑩欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の⑩欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、⑩欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。
※4 ⑩欄の金額は、⑩欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑩欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の⑩欄の金額が同⑩欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

整理欄

(平成28年分以降用)

H30.11

「上場株式等」の⑩欄の金額が赤字の場合で、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付属も記載してください。」

「上場株式等」の⑩欄の金額が赤字の場合で、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付属も記載してください。」

改正後

改正前

2 面 (計算明細書)

2 面 (計算明細書)

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区分	取引先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び 譲渡に要した 費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )	円	円	円
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )			
合 計 (上場株式等 (特定口座))			1面①へ	1面④へ	申告書第二表「所得の内訳」欄へ

口座の区分	取引先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び 譲渡に要した 費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )	円	円	円
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )			
合 計 (上場株式等 (特定口座))			1面①へ	1面④へ	申告書第二表「所得の内訳」欄へ

【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲渡年月日 (償還日)	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先(金融商品取引業者等)の所在地・名称等	譲渡による収入金額	取得費 (取得価額)	譲渡のため委託手数料	取得年月日
一般株式等 上場株式等	・ ・		株(口、円)		円	円	円	・ ・ (・ ・ ・)
一般株式等 上場株式等	・ ・							・ ・ (・ ・ ・)
一般株式等 上場株式等	・ ・							・ ・ (・ ・ ・)
一般株式等 上場株式等	・ ・							・ ・ (・ ・ ・)
一般株式等 上場株式等	・ ・							・ ・ (・ ・ ・)
一般株式等 上場株式等	・ ・							・ ・ (・ ・ ・)
合 計					1面①へ	1面④へ	1面⑤へ	/
上場株式等 (一般口座)					1面①へ	1面④へ	1面⑤へ	

区分	譲渡年月日 (償還日)	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先(金融商品取引業者等)の所在地・名称等	譲渡による収入金額	取得費 (取得価額)	譲渡のため委託手数料	取得年月日
一般株式等 上場株式等	・ ・		株(口、円)		円	円	円	・ ・ (・ ・ ・)
一般株式等 上場株式等	・ ・							・ ・ (・ ・ ・)
一般株式等 上場株式等	・ ・							・ ・ (・ ・ ・)
一般株式等 上場株式等	・ ・							・ ・ (・ ・ ・)
一般株式等 上場株式等	・ ・							・ ・ (・ ・ ・)
一般株式等 上場株式等	・ ・							・ ・ (・ ・ ・)
合 計					1面①へ	1面④へ	1面⑤へ	/
上場株式等 (一般口座)					1面①へ	1面④へ	1面⑤へ	

改正後

改正前

1面

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 (特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)

【令和 年分】

整理番号

この明細書は、租税特別措置法第29条の2に規定する特定権利行使株式（いわゆる税制適格ストック・オプションにより取得した株式）又は租税特別措置法第37条の13の2及び平成20年改正租税特別措置法第37条の13の3に規定する特定投資株式（いわゆるエンジェル税制の対象となる株式）を譲渡した方が使用するものです。

住所(前住所)、フリガナ氏名、電話番号、職業、関与税理士名(電話)の記入欄

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

(単位:円)

Table with columns for income types (譲渡による収入金額, 小計, 取得費, 差引金額, 所得金額) and rows for calculation steps (1-18).

注) 租税特別措置法第37条の13の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合の「上場株式等」の引当り項までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を指し(内書)により記載してください。

整理欄 (令和元年分以降用)

1面

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 (特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)

【平成 年分】

整理番号

この明細書は、租税特別措置法第29条の2に規定する特定権利行使株式（いわゆる税制適格ストック・オプションにより取得した株式）又は租税特別措置法第37条の13の2及び平成20年改正租税特別措置法第37条の13の3に規定する特定投資株式（いわゆるエンジェル税制の対象となる株式）を譲渡した方が使用するものです。

住所(前住所)、フリガナ氏名、電話番号、職業、関与税理士名(電話)の記入欄

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

(単位:円)

Table with columns for income types (譲渡による収入金額, 小計, 取得費, 差引金額, 所得金額) and rows for calculation steps (1-18).

注) 租税特別措置法第37条の13の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合の「上場株式等」の引当り項までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を指し(内書)により記載してください。

整理欄 (平成28年分以降用)

改正後

改正前

2 面

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

Table with 6 columns: 口座の区分, 取引先, 譲渡の対価の額, 取得費及び譲渡に要した費用の額等, 差引金額, 源泉徴収税額. Includes rows for 源泉口座 and 簡易口座, and a summary row.

3 特定投資株式の価値喪失の金額の計算

Table with 3 columns: ① 特定株数, ② 1株当たりの取得費, ③ 特定投資株式の価値喪失の金額. Includes a calculation formula: ③ = ① × ②.

注 ①及び②は、「株式の異動明細書」の「異動事由」欄の清算終了等の直前の特定株数と、その時における1株当たりの取得費を転記してください。

4 公開等特定株式に該当する株式数の計算

Table with 2 columns: 譲渡の時の直前の特定株数, 平成12年4月1日から譲渡の日の3年前の日の前日(取得期間)までに払込みにより取得した株式数. Includes a calculation formula: ③ = ① - ②.

注 1 「譲渡の時の直前の特定株数」は、譲渡の時の直前における「株式の異動明細書」の「⑦特定株数」欄の株式数を転記してください。
2 「平成12年4月1日から譲渡の日の3年前の日の前日(取得期間)までに払込みにより取得した株式数」は、既に「特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例」の適用を受けた株式数を除きます。
3 公開等特定株式に該当する株式について、譲渡した株式数が③の株式数を上回る場合には、③の株式数が公開等特定株式に該当する株式数の上限となりますので、①②の「一般株式等」又は「上場株式等」の「内、公開等特定株式分」には、③の株式数に相当する金額のみ記載してください。

5 公開等特定株式に係る所得金額の計算

Table with 4 columns: 一般株式等/上場株式等, ① 所得金額の計算, ② 欄(所得金額)が「A>B」の場合, ③ 欄(所得金額)が「A<B」の場合. Includes calculation formulas for each case.

6 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

Table with 8 columns: 区分, 譲渡年月日, 譲渡した株式等の銘柄, 数量, 譲渡先(金融商品取引業者等)の所在地・名称等, 譲渡による収入金額, 取得費(取得価額), 譲渡のための委託手数料, 取得年月日. Includes a summary row for 合計.

注 同一銘柄の特定権利行使株式のうち、①取得費等の特定株式と取得費等の特定株式以外の特定株式がある場合、②取得費等の特定株式以外の特定株式で特定権利行使の行使した日が異なるものがある場合には、それぞれその銘柄が異なるものとして、これらの株式の別に記載してください。
※1 特定権利行使株式について租税特別措置法第29条の2の規定によるみなし譲渡課税が行われるときは、次に掲げる区分に応じ次に定める事由のうちいずれかの事由を括弧書きで記載してください。
※2 いわゆる税制選択ストック・オプションにより取得した株式など新株予約権の行使により取得した株式については、その新株予約権の行使の日になります。

○ 特例の内容又は記載方法については、税務署にお尋ねください。

2 面

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

Table with 6 columns: 口座の区分, 取引先, 譲渡の対価の額, 取得費及び譲渡に要した費用の額等, 差引金額, 源泉徴収税額. Includes rows for 源泉口座 and 簡易口座, and a summary row.

3 特定投資株式の価値喪失の金額の計算

Table with 3 columns: ① 特定株数, ② 1株当たりの取得費, ③ 特定投資株式の価値喪失の金額. Includes a calculation formula: ③ = ① × ②.

注 ①及び②は、「株式の異動明細書」の「異動事由」欄の清算終了等の直前の特定株数と、その時における1株当たりの取得費を転記してください。

4 公開等特定株式に該当する株式数の計算

Table with 2 columns: 譲渡の時の直前の特定株数, 平成12年4月1日から譲渡の日の3年前の日の前日(取得期間)までに払込みにより取得した株式数. Includes a calculation formula: ③ = ① - ②.

注 1 「譲渡の時の直前の特定株数」は、譲渡の時の直前における「株式の異動明細書」の「⑦特定株数」欄の株式数を転記してください。
2 「平成12年4月1日から譲渡の日の3年前の日の前日(取得期間)までに払込みにより取得した株式数」は、既に「特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例」の適用を受けた株式数を除きます。
3 公開等特定株式に該当する株式について、譲渡した株式数が③の株式数を上回る場合には、③の株式数が公開等特定株式に該当する株式数の上限となりますので、①②の「一般株式等」又は「上場株式等」の「内、公開等特定株式分」には、③の株式数に相当する金額のみ記載してください。

5 公開等特定株式に係る所得金額の計算

Table with 4 columns: 一般株式等/上場株式等, ① 所得金額の計算, ② 欄(所得金額)が「A>B」の場合, ③ 欄(所得金額)が「A<B」の場合. Includes calculation formulas for each case.

【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

Table with 8 columns: 区分, 譲渡年月日, 譲渡した株式等の銘柄, 数量, 譲渡先(金融商品取引業者等)の所在地・名称等, 譲渡による収入金額, 取得費(取得価額), 譲渡のための委託手数料, 取得年月日. Includes a summary row for 合計.

※ 特定権利行使株式に係る保留の委託の約等があった場合のみし譲渡課税が行われたときは、次の事由を、この欄に括弧書きで記載してください。(事由) 譲渡口座簿への記載等の解約、譲渡口座簿への記載等の終了、保管委託の解約、保管委託の終了、管理等委託の解約、管理等委託の終了、贈与、相続、遺贈、低額譲渡

○ 特例の内容又は記載方法については、税務署にお尋ねください。



改正後

改正前

記載要領等

この明細書は、租税特別措置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等）、同法第37条の13の2第1項（特定投資株式が株式としての価値を失った場合の特例）、同条第4項（特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算の特例）、同条第7項（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除の特例）、同法第41条の19（特定新規中小企業が発行した株式を取得した場合の特例）（震災特例法第13条の3（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の特例）の規定により適用される場合を含みます。）又は平成20年改正前租税特別措置法第37条の13の3（特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に、その特定投資株式の銘柄ごとにその特定投資株式と同一銘柄の株式も含めてその異動の状況について作成します。作成に当たっては、特定投資株式を発行した特定中小会社から交付を受けた「株式異動状況明細書」を参考にしてください。

- 1 「①異動年月日（異動事由）」欄のかつこ内には、株式の異動事由を、例えば次のように書いてください。
払込みによる取得・・・払込（特定投資株式の場合には○で囲みます。）
相対取引による取得・・・相対
相続（贈与・遺贈）による取得・・・相続
株式の分割・・・分割
株式無償割当て・・・無償割当
譲渡・・・譲渡
贈与・・・贈与
株式の併合・・・併合
特定投資株式を発行した株式会社が解散し（合併による解散を除きます。）、その清算が終了した場合・・・清算
特定投資株式を発行した株式会社が破産法の規定による破産宣告を受けた場合・・・破産
2 「②相手方の氏名・名称、住所・所在地（相手方との関係）」欄には、株式の取得、譲渡などの場合の相手方の名称、所在地などを書いてください。また、かつこ内には、相手方との関係を、例えば「親族」、「雇用主」、「自己の事業の取引先」、「自己の事業の使用者」、「勤務する会社の取引先」のように書いてください。
3 「④取得又は譲渡の単価」欄には、取得又は譲渡した株式の単価を書いてください。
（注）「異動事由」が、「相続」又は「贈与」の場合や著しく低い価額で取得した場合の株式の単価の記入については、税務署にお尋ねください。
4 「⑦特定残株数」欄には、次のイからロを控除した株数を書いてください。なお、租税特別措置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等）のみの適用を受ける方は、この欄については記載する必要はありません。
イ 払込みにより取得した特定投資株式の数の合計
ロ 特定投資株式の払込みによる取得の時に以後に譲渡又は贈与をした特定投資株式と同一銘柄株式の数
なお、株式の分割や併合があった場合には、計算が異なりますので税務署にお尋ねください。
5 「⑧1株当たりの取得費」欄には、次の算式により計算した金額を書いてください。
[(前回譲渡時の株式の総数) × (前回譲渡時の1株当たりの取得費)] + [(前回譲渡後に)取得した株式の取得費の合計]
(前回譲渡時の株式の総数) + (前回譲渡後に)取得した株式の株数の合計
※ 上記算式の譲渡には、上記1の「清算」・「破産」の場合も含まれます。
なお、株式の分割・併合等があった場合の1株当たりの取得費については、調整計算が必要です。税務署にお尋ねください。

記載要領等

この明細書は、租税特別措置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等）、同法第37条の13の2第1項（特定投資株式が株式としての価値を失った場合の特例）、同条第4項（特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算の特例）、同条第7項（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除の特例）、同法第41条の19（特定新規中小企業が発行した株式を取得した場合の特例）（震災特例法第13条の3（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の特例）の規定により適用される場合を含みます。）又は平成20年改正前租税特別措置法第37条の13の3（特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に、その特定投資株式の銘柄ごとにその特定投資株式と同一銘柄の株式も含めてその異動の状況について作成します。作成に当たっては、特定投資株式を発行した特定中小会社から交付を受けた「株式異動状況明細書」を参考にしてください。

- 1 「①異動年月日（異動事由）」欄のかつこ内には、株式の異動事由を、例えば次のように書いてください。
払込みによる取得・・・払込（特定投資株式の場合には○で囲みます。）
相対取引による取得・・・相対
相続（贈与・遺贈）による取得・・・相続
株式の分割・・・分割
株式無償割当て・・・無償割当
譲渡・・・譲渡
贈与・・・贈与
株式の併合・・・併合
特定投資株式を発行した株式会社が解散し（合併による解散を除きます。）、その清算が終了した場合・・・清算
特定投資株式を発行した株式会社が破産法の規定による破産宣告を受けた場合・・・破産
2 「②相手方の氏名・名称、住所・所在地（相手方との関係）」欄には、株式の取得、譲渡などの場合の相手方の名称、所在地などを書いてください。また、かつこ内には、相手方との関係を、例えば「親族」、「雇用主」、「自己の事業の取引先」、「自己の事業の使用者」、「勤務する会社の取引先」のように書いてください。
3 「④取得又は譲渡の単価」欄には、取得又は譲渡した株式の単価を書いてください。
（注）「異動事由」が、「相続」又は「贈与」の場合や著しく低い価額で取得した場合の株式の単価の記入については、税務署にお尋ねください。
4 「⑦特定残株数」欄には、次のイからロを控除した株数を書いてください。なお、租税特別措置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等）のみの適用を受ける方は、この欄については記載する必要はありません。
イ 払込みにより取得した特定投資株式の数の合計
ロ 特定投資株式の払込みによる取得の時に以後に譲渡又は贈与をした特定投資株式と同一銘柄株式の数
なお、株式の分割や併合があった場合には、計算が異なりますので税務署にお尋ねください。
5 「⑧1株当たりの取得費」欄には、次の算式により計算した金額を書いてください。
[(前回譲渡時の株式の総数) × (前回譲渡時の1株当たりの取得費)] + [(前回譲渡後に)取得した株式の取得費の合計]
(前回譲渡時の株式の総数) + (前回譲渡後に)取得した株式の株数の合計
※ 上記算式の譲渡には、上記1の「清算」・「破産」の場合も含まれます。
なお、株式の分割・併合等があった場合の1株当たりの取得費については、調整計算が必要です。税務署にお尋ねください。

改正後

改正前

【令和\_\_年分】

名簿番号

居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》  
(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

住所 又は 事業所 事務所 居所など	フリガナ 氏名	電話 番号	( )
--------------------------------	------------	----------	-----

この明細書の記載に当たっては、「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。）を参照してください。  
なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

1 譲渡した資産に関する明細

		合計	建 物	土地・借地権	
資産の所在地番	/				
資産の利用状況 面積			㎡	㎡	
居 住 期 間			年 月 ~ 年 月		
譲渡先 住所又は所在地					
譲渡先 氏名又は名称					
譲渡契約締結日			年 月 日	年 月 日	
譲渡した年月日	年 月 日	年 月 日			
資産を取得した時期	年 月 日	年 月 日			
譲 渡 価 値 額 ①	円	円	円		
取 得 価 値 額 ②	円	円	円		
得 償 却 費 相 当 額 ③	円	円	円		
費 差 引 ( ② - ③ ) ④	円	円	円		
譲 渡 に 要 し た 費 用 ⑤	円	円	円		
居住用財産の譲渡損失の金額 (①-④-⑤) ⑥	円	円	円		

この金額を「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」の①欄に転記してください。

2 買い換えた資産に関する明細

		合計	建 物	土地・借地権	
資産の所在地番	/				
資産の利用状況・利用目的 面積			㎡	㎡	
買換資産の取得(予定)日			年 月 日	年 月 日	
居住の用に供した(供する見込)日			年 月 日		
買換資産の取得(予定)価額			円	円	円
買入先 住所又は所在地					
買入先 氏名又は名称					
住宅の取得等に要した住宅借入金等の金額及びその借入先		(借入先)	円		

関与税理士名 (電話)

税務署 整理欄	資産課税部門 個人課税部門	純損失 (有・無)
------------	------------------	--------------

(令和元年分以降用) R1.11

【平成\_\_年分】

名簿番号

居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》  
(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

住所 又は 事業所 事務所 居所など	フリガナ 氏名	電話 番号	( )
--------------------------------	------------	----------	-----

この明細書の記載に当たっては、「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。）を参照してください。  
なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

1 譲渡した資産に関する明細

		合計	建 物	土地・借地権	
資産の所在地番	/				
資産の利用状況 面積			㎡	㎡	
居 住 期 間			年 月 ~ 年 月		
譲渡先 住所又は所在地					
譲渡先 氏名又は名称					
譲渡契約締結日			年 月 日	年 月 日	
譲渡した年月日	年 月 日	年 月 日			
資産を取得した時期	年 月 日	年 月 日			
譲 渡 価 値 額 ①	円	円	円		
取 得 価 値 額 ②	円	円	円		
得 償 却 費 相 当 額 ③	円	円	円		
費 差 引 ( ② - ③ ) ④	円	円	円		
譲 渡 に 要 し た 費 用 ⑤	円	円	円		
居住用財産の譲渡損失の金額 (①-④-⑤) ⑥	円	円	円		

この金額を「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」の①欄に転記してください。

2 買い換えた資産に関する明細

		合計	建 物	土地・借地権	
資産の所在地番	/				
資産の利用状況・利用目的 面積			㎡	㎡	
買換資産の取得(予定)日			年 月 日	年 月 日	
居住の用に供した(供する見込)日			年 月 日		
買換資産の取得(予定)価額			円	円	円
買入先 住所又は所在地					
買入先 氏名又は名称					
住宅の取得等に要した住宅借入金等の金額及びその借入先		(借入先)	円		

関与税理士名 (電話)

税務署 整理欄	資産課税部門 個人課税部門	純損失 (有・無)
------------	------------------	--------------

(平成28年分以降用) H28.11

【租税特別措置法第41条の5用】

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

【租税特別措置法第41条の5用】

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

## 改正後

## 記載要領等

## 1 使用目的

この明細書は、「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法第41条の5)」の適用を受ける居住用財産の譲渡について、この特例の計算の基礎となる「居住用財産の譲渡損失の金額」を求めるために使用するものです。

本年分において他の所得と損益通算できる譲渡損失の金額及び翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、この明細書の「**居住用財産の譲渡損失の金額** (⑥)」の合計欄の金額を基に、「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」を使って行います。

## 2 記載に当たっての留意事項

- (1) 居住用財産の譲渡が二以上ある場合には、いずれか一の譲渡を選定して記載してください。
  - (2) 譲渡した資産が居住の用とそれ以外の用とに供されていた場合には、居住用部分に対応する面積や金額を記載してください。
  - (3) 「居住の用に供した(供する見込)日」欄には、買い換えた建物を居住の用に供した(供する見込)日を記載してください。
  - (4) 「住宅の取得等に要した住宅借入金等の金額及びその借入先」欄の記載に当たっては、住宅借入金等の金額が二以上の金融機関等からの借入れからなる場合には、いずれか一の金融機関等に係る住宅借入金等の金額とその金融機関等名を記載してください。
- (注) 上記 (1) 又は (2) の場合、別途「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」(国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)の作成が必要となります。

※ この特例の内容については、「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」の裏面の「**居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ**」をご覧ください。

## 改正前

## 記載要領等

## 1 使用目的

この明細書は、「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法第41条の5)」の適用を受ける居住用財産の譲渡について、この特例の計算の基礎となる「居住用財産の譲渡損失の金額」を求めるために使用するものです。

本年分において他の所得と損益通算できる譲渡損失の金額及び翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、この明細書の「**居住用財産の譲渡損失の金額** (⑥)」の合計欄の金額を基に、「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」を使って行います。

## 2 記載に当たっての留意事項

- (1) 居住用財産の譲渡が二以上ある場合には、いずれか一の譲渡を選定して記載してください。
  - (2) 譲渡した資産が居住の用とそれ以外の用とに供されていた場合には、居住用部分に対応する面積や金額を記載してください。
  - (3) 「居住の用に供した(供する見込)日」欄には、買い換えた建物を居住の用に供した(供する見込)日を記載してください。
  - (4) 「住宅の取得等に要した住宅借入金等の金額及びその借入先」欄の記載に当たっては、住宅借入金等の金額が二以上の金融機関等からの借入れからなる場合には、いずれか一の金融機関等に係る住宅借入金等の金額とその金融機関等名を記載してください。
- (注) 上記 (1) 又は (2) の場合、別途「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」(国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)の作成が必要となります。

※ この特例の内容については、「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」の裏面の「**居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ**」をご覧ください。



改正後

改正前

整理番号

整理番号

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書(令和\_\_年分)【租税特別措置法第41条の5用】

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書(平成\_\_年分)【租税特別措置法第41条の5用】

住所 又は 事業所 事務所 等 所在地	フリガナ 氏名
------------------------------------	------------

住所 又は 事業所 事務所 等 所在地	フリガナ 氏名
------------------------------------	------------

この計算書は、本年中に行った居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5第1項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5第4項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ[www.nta.go.jp]からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)をご覧ください。

この計算書は、本年中に行った居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5第1項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5第4項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ[www.nta.go.jp]からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)をご覧ください。

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算  
(赤字の金額は、△を付けないで書いてください。)

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算  
(赤字の金額は、△を付けないで書いてください。)

特例の計算の基礎となる居住用財産の譲渡損失の金額 (「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の⑥の合計欄の金額を書いてください。)	①	円
分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 (①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください(黒字の場合は0と書きます。)。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。)	②	
損益通算の特例の対象となる居住用財産の譲渡損失の金額(特定損失額) (①と②の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。)	③	
本年分の純損失の金額 (上記③(※1)、申告書B第一表⑨及び申告書第三表⑳・㉑の金額の合計額又は申告書第四表㉒の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは0と書きます。)	④	
本年分が青色申告の場合 不動産所得の金額、事業所得の金額(※2)、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額(※3)のうち赤字であるものの合計額 (それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。)	⑤	
本年分が白色申告の場合 変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 (それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは0と書きます。)	⑥	
居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 (④から⑤又は⑥を差し引いた金額(引ききれない場合は0)を書いてください。)	⑦	
翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額 (③の金額と⑦の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。ただし、譲渡した土地等の面積が500㎡を超えるときは、次の算式で計算した金額を書いてください。)	⑧	

$$\left( \frac{\text{③の金額と⑦の金額のいずれか少ない方の金額}}{\text{円}} \right) \times \left[ 1 - \left( \frac{\text{③の金額}}{\text{円}} \times \frac{\text{⑦の金額}}{\text{円}} \right) \right]$$

特例の計算の基礎となる居住用財産の譲渡損失の金額 (「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の⑥の合計欄の金額を書いてください。)	①	円
分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 (①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください(黒字の場合は0と書きます。)。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。)	②	
損益通算の特例の対象となる居住用財産の譲渡損失の金額(特定損失額) (①と②の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。)	③	
本年分の純損失の金額 (上記③(※1)、申告書B第一表⑨及び申告書第三表⑳・㉑の金額の合計額又は申告書第四表㉒の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは0と書きます。)	④	
本年分が青色申告の場合 不動産所得の金額、事業所得の金額(※2)、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額(※3)のうち赤字であるものの合計額 (それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。)	⑤	
本年分が白色申告の場合 変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 (それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは0と書きます。)	⑥	
居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 (④から⑤又は⑥を差し引いた金額(引ききれない場合は0)を書いてください。)	⑦	
翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額 (③の金額と⑦の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。ただし、譲渡した土地等の面積が500㎡を超えるときは、次の算式で計算した金額を書いてください。)	⑧	

$$\left( \frac{\text{③の金額と⑦の金額のいずれか少ない方の金額}}{\text{円}} \right) \times \left[ 1 - \left( \frac{\text{③の金額}}{\text{円}} \times \frac{\text{⑦の金額}}{\text{円}} \right) \right]$$

※1 「上記③の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額(特別控除前)又は一時所得の黒字の金額(特別控除後、2分の1前)がある場合は、「上記③の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(「上記③の金額」より、その黒字の金額が多い場合は0とします。)  
 ※2 「事業所得の金額」とは、申告書B第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。  
 ※3 「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表(損失申告用)の「1損失額又は所得金額」の②、③の金額の合計額とします。  
 (令和元年分以降適用)

※1 「上記③の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額(特別控除前)又は一時所得の黒字の金額(特別控除後、2分の1前)がある場合は、「上記③の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(「上記③の金額」より、その黒字の金額が多い場合は0とします。)  
 ※2 「事業所得の金額」とは、申告書B第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。  
 ※3 「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表(損失申告用)の「1損失額又は所得金額」の②、③の金額の合計額とします。  
 (平成30年分以降適用)

この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

改正後

改正前

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成10年1月1日から令和元年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡(その個人の親族等に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。)をした場合において、その特定譲渡の日の属する年の前年1月1日からその特定譲渡をした年の翌年12月31日までの間に、次の2に掲げる買換資産の取得(贈与によるものなど一定のものを除きます。)をし、その取得をした日の属する年の12月31日において、その買換資産に係る住宅借入金等(契約において償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。)の金額を有し、かつ、その取得をした年の翌年12月31日までの間に居住の用に供したとき又は供する見込みであるときは、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分(その年末において買換資産に係る住宅借入金等の金額を有し、かつ、合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。)の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

- (注) 1 居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、裏面の計算書により計算します。
2 住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】参照)。
3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整を必要があります。

1 譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるものうち次に掲げるものをいいます。

- (1) その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの(居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうちに居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。)
(2) (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの(その個人の居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)
(3) (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等
(4) (1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等(その災害があった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)

(注) 「譲渡資産」が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7に規定する要件に該当する場合には、譲渡期限の延長等の特例を受けることができます。詳しくは国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご覧ください。

2 買換資産の範囲

特例の適用対象となる「買換資産」とは、個人が居住の用に供する家屋で次に掲げるもの(居住の用に供する家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供する一の家屋に限ります。)又はその家屋の敷地の用に供する土地等で、国内にあるものをいいます。

- (1) 一棟の家屋の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの
(2) 一棟の家屋のうち独立部分を区分所有する場合には、その独立部分の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの

3 特例の適用を受けるための手続等

損益通算の特例の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」や「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】(裏面の計算書)」など一定の書類を添付する必要があります。

繰越控除の特例の適用を受けるためには、損益通算の特例を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書(損失申告用)に買換資産に係る住宅借入金等の残高証明書(原則として、特例の適用を受けようとする年の12月31日現在のもの)などを添付する必要があります。

この特例に関する詳しいことは、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】のタックスアンサーをご覧ください。なお、税務署にお尋ねください。

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成10年1月1日から平成31年(2019年)12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡(その個人の親族等に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。)をした場合において、その特定譲渡の日の属する年の前年1月1日からその特定譲渡をした年の翌年12月31日までの間に、次の2に掲げる買換資産の取得(贈与によるものなど一定のものを除きます。)をし、その取得をした日の属する年の12月31日において、その買換資産に係る住宅借入金等(契約において償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。)の金額を有し、かつ、その取得をした年の翌年12月31日までの間に居住の用に供したとき又は供する見込みであるときは、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分(その年末において買換資産に係る住宅借入金等の金額を有し、かつ、合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。)の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

また、その年の前年以前3年以内の年において生じた純損失の金額(損益通算をしてもなお控除しきれない部分の損失の金額をいいます。)のうち、その居住用財産の譲渡損失の金額に係るもの(その居住用財産の譲渡損失の金額に係る譲渡資産のうち土地等の面積が500㎡を超えるものが含まれている場合には、その土地等のうち500㎡を超える部分に相当する金額を除きます。)として一定の方法により計算した金額を有する場合は、その年分(その年末において買換資産に係る住宅借入金等の金額を有し、かつ、合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。)の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

- (注) 1 居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、裏面の計算書により計算します。
2 住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです(住宅借入金等特別控除を受けられる方へ)【国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。】参照)。
3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整を必要があります。

1 譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるものうち次に掲げるものをいいます。

- (1) その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの(居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうちに居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。)
(2) (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの(その個人の居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)
(3) (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等
(4) (1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等(その災害があった日から同日以後3年(その家屋が東日本大震災により滅失等した一定の場合は7年)を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)

2 買換資産の範囲

特例の適用対象となる「買換資産」とは、個人が居住の用に供する家屋で次に掲げるもの(居住の用に供する家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供する一の家屋に限ります。)又はその家屋の敷地の用に供する土地等で、国内にあるものをいいます。

- (1) 一棟の家屋の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの
(2) 一棟の家屋のうち独立部分を区分所有する場合には、その独立部分の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの

3 特例の適用を受けるための手続等

損益通算の特例の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」や「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】(裏面の計算書)」など一定の書類を添付する必要があります。

繰越控除の特例の適用を受けるためには、損益通算の特例を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書(損失申告用)に買換資産に係る住宅借入金等の残高証明書(原則として、特例の適用を受けようとする年の12月31日現在のもの)などを添付する必要があります。

この特例に関する詳しいことは、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】のタックスアンサーをご覧ください。なお、税務署にお尋ねください。

改正後

改正前

【令和\_\_年分】

名簿番号

【平成\_\_年分】

名簿番号

特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》  
(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》  
(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

住所 (又は事業所事務所居所など) フリガナ 氏名 電話番号 ( )

住所 (又は事業所事務所居所など) フリガナ 氏名 電話番号 ( )

この明細書の記載に当たっては、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。)を参照してください。  
なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

この明細書の記載に当たっては、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。)を参照してください。  
なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

【譲渡した資産に関する明細】

Table with columns: 資産の所在地番, 資産の利用状況, 面積, 居住期間, 譲渡住所又は所在地, 先氏名又は名称, 譲渡契約締結日, 譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額及びその借入先, 譲渡した年月日, 資産を取得した時期, 譲渡価額, 取得価額, 償却費相当額, 差引(③-④), 譲渡に要した費用, 特定居住用財産の譲渡損失の金額(②-⑤-⑥)

【譲渡した資産に関する明細】

Table with columns: 資産の所在地番, 資産の利用状況, 面積, 居住期間, 譲渡住所又は所在地, 先氏名又は名称, 譲渡契約締結日, 譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額及びその借入先, 譲渡した年月日, 資産を取得した時期, 譲渡価額, 取得価額, 償却費相当額, 差引(③-④), 譲渡に要した費用, 特定居住用財産の譲渡損失の金額(②-⑤-⑥)

〔租税特別措置法第41条の5の2用〕

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

〔租税特別措置法第41条の5の2用〕

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

この金額を「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」の①欄に転記してください。

この金額を「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」の①欄に転記してください。

関与税理士名 (電話)

税務署 整理欄 資産課税部門 個人課税部門 純損失(有・無) (令和元年分以降用)

関与税理士名 (電話)

税務署 整理欄 資産課税部門 個人課税部門 純損失(有・無) (平成28年分以降用)

## 改正後

## 記載要領等

## 1 使用目的

この明細書は、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法第41条の5の2)」の適用を受ける居住用財産の譲渡について、この特例の計算の基礎となる「特定居住用財産の譲渡損失の金額」を求めるために使用するものです。

本年分において他の所得と損益通算できる譲渡損失の金額及び翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、この明細書の「特定居住用財産の譲渡損失の金額(⑦)」の合計欄の金額を基に、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」を使って行います。

## 2 記載に当たっての留意事項

- (1) 居住用財産の譲渡が二以上ある場合には、いずれか一の譲渡を選定して記載してください。
  - (2) 譲渡した資産が居住の用とそれ以外の用とに供されていた場合には、居住用部分に対応する面積や金額を記載してください。
  - (3) 「譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額及びその借入先」欄の記載に当たっては、住宅借入金等の金額が二以上の金融機関等からの借入れからなる場合には、住宅借入金等の金額については、その合計額を記載し、借入先欄にはそれぞれの借入先を記載してください。
- (注) 上記(1)又は(2)の場合、別途「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」(国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)の作成が必要となります。

※ この特例の内容については、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」の裏面の「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ」をご覧ください。

## 改正前

## 記載要領等

## 1 使用目的

この明細書は、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法第41条の5の2)」の適用を受ける居住用財産の譲渡について、この特例の計算の基礎となる「特定居住用財産の譲渡損失の金額」を求めるために使用するものです。

本年分において他の所得と損益通算できる譲渡損失の金額及び翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、この明細書の「特定居住用財産の譲渡損失の金額(⑦)」の合計欄の金額を基に、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」を使って行います。

## 2 記載に当たっての留意事項

- (1) 居住用財産の譲渡が二以上ある場合には、いずれか一の譲渡を選定して記載してください。
  - (2) 譲渡した資産が居住の用とそれ以外の用とに供されていた場合には、居住用部分に対応する面積や金額を記載してください。
  - (3) 「譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額及びその借入先」欄の記載に当たっては、住宅借入金等の金額が二以上の金融機関等からの借入れからなる場合には、住宅借入金等の金額については、その合計額を記載し、借入先欄にはそれぞれの借入先を記載してください。
- (注) 上記(1)又は(2)の場合、別途「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」(国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)の作成が必要となります。

※ この特例の内容については、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」の裏面の「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ」をご覧ください。

改正後

改正前

整理番号

整理番号

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（令和\_\_年分）【租税特別措置法第41条の5の2用】

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（平成\_\_年分）【租税特別措置法第41条の5の2用】

住所、フリガナ、氏名

住所、フリガナ、氏名

この計算書は、本年中に行った特定居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5の2第1項(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5の2第4項(特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の特定居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。

この計算書は、本年中に行った特定居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5の2第1項(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5の2第4項(特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の特定居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算 (赤字の金額は、△を付けて書いてください。)

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算 (赤字の金額は、△を付けて書いてください。)

Table with 9 rows: 特例の計算の基礎となる特定居住用財産の譲渡損失の金額, 分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額, 譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額から特定居住用財産の譲渡価額を控除した残額, 損益通算の特例の対象となる特定居住用財産の譲渡損失の金額(特定損失額), 本年分の純損失の金額, 本年分が青色申告の場合, 本年分が白色申告の場合, 特定居住用財産の譲渡損失の繰越基準額, 翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額

Table with 9 rows: 特例の計算の基礎となる特定居住用財産の譲渡損失の金額, 分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額, 譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額から特定居住用財産の譲渡価額を控除した残額, 損益通算の特例の対象となる特定居住用財産の譲渡損失の金額(特定損失額), 本年分の純損失の金額, 本年分が青色申告の場合, 本年分が白色申告の場合, 特定居住用財産の譲渡損失の繰越基準額, 翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額

※1 「上記③の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額(特別控除前)又は一時所得の黒字の金額(特別控除後、2分の1前)がある場合は、「上記④の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(「上記④の金額」より、その黒字の金額が多い場合は0とします。)

※1 「上記④の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額(特別控除前)又は一時所得の黒字の金額(特別控除後、2分の1前)がある場合は、「上記④の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(「上記④の金額」より、その黒字の金額が多い場合は0とします。)

改正後

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成16年1月1日から令和元年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡（その個人の親族に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。）をした場合（その特定譲渡に係る契約締結日の前日において住宅借入金等（契約において償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。）を有しているなど一定の要件を満たしている場合に限り）において、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額として一定の方法により計算した金額（その特定譲渡に係る契約を締結した日の前日におけるその譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額からその譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とします。以下「特定居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。）については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。

また、損益通算してもなお控除しきれない場合には、その年の翌年以後3年内の各年分（合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。）の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

- (注) 1 特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、裏面の計算書により計算します。
2 住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】参照）。
3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をする必要があります。

1 譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるもののうち次に掲げるものをいいます。

- (1) その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの（居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうち居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。）
(2) (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの（その個人の居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。）
(3) (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等
(4) (1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等（その災害があった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。）

(注) 「譲渡資産」が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7に規定する要件に該当する場合には、譲渡期限の延長等の特例を受けることができます。詳しくは国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご覧ください。

2 特例の適用を受けるための手続等

損益通算の特例の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書【確定申告書付表】（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」や「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】（裏面の計算書）」など一定の書類を添付する必要があります。

繰越控除の特例の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書（損失申告用）を提出する必要があります。

この特例に関する詳しいことは、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】のタックスアンサーをご覧ください。どうか、税務署にお尋ねください。

改正前

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成16年1月1日から平成31年（2019年）12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡（その個人の親族に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。）をした場合（その特定譲渡に係る契約締結日の前日において住宅借入金等（契約において償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。）を有しているなど一定の要件を満たしている場合に限り）において、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額として一定の方法により計算した金額（その特定譲渡に係る契約を締結した日の前日におけるその譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額からその譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とします。以下「特定居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。）については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。

また、損益通算してもなお控除しきれない場合には、その年の翌年以後3年内の各年分（合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。）の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

- (注) 1 特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、裏面の計算書により計算します。
2 住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです（「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）参照）。
3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をする必要があります。

1 譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるもののうち次に掲げるものをいいます。

- (1) その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの（居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうち居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。）
(2) (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの（その個人の居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。）
(3) (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等
(4) (1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等（その災害があった日から同日以後3年（その家屋が東日本大震災により滅失等した一定の場合は7年）を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。）

2 特例の適用を受けるための手続等

損益通算の特例の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書【確定申告書付表】（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」や「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】（裏面の計算書）」など一定の書類を添付する必要があります。

繰越控除の特例の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書（損失申告用）を提出する必要があります。

この特例に関する詳しいことは、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】のタックスアンサーをご覧ください。どうか、税務署にお尋ねください。

改正後

改正前

1面

平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書

この計算明細書は、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う個人の方が、租税特別措置法第37条の9に規定する事業用土地等（以下「事業用土地等」といいます。）の譲渡による利益金額について、「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例」（租税特別措置法第37条の9第1項）の適用を受ける場合に使用するものです。この計算明細書を作成する前に、まず、「譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】」（1面から3面）の作成をしてください。

住所(納税地) フリガナ氏名(旧氏名) 届出書の住所 電話番号(連絡先) 職業(屋号) 関与税理士名(電話)

1 事業用土地等の利益金額を計算します。

「譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】」で計算した金額のうち、事業用土地等に係る金額のみ記載してください。なお、店舗併用住宅とその敷地を譲渡した場合など、事業用土地等とそれ以外の土地等又は建物等を一括で譲渡している場合は、事業用土地等とそれ以外の土地等又は建物等に係る金額をあん分計算の上、事業用土地等に係る金額のみ記載してください。

Table with 6 columns: 区分, イ 譲渡価額, ロ 取得価額, ハ 譲渡費用, ニ 利益金額, ホ 利益金額の割合. Includes a summary row for 事業用土地等の利益金額の合計額.

※ イ欄、ロ欄及びハ欄のかっこ書きは、譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】に対応しています。

2 事業用土地等の譲渡以外の土地等又は建物等の譲渡損失金額を記載してください。

事業用土地等以外の土地等又は建物等の譲渡があり、当該事業用土地等以外の土地等又は建物等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額（以下「譲渡損失金額」といいます。）がある場合に、△を付けないで記載してください。なお、①-②の金額が赤字となる場合は、この特例の適用はありません。

譲渡損失金額 円

※ 事業用土地等以外の2以上の土地等又は建物等の譲渡がある場合は、それぞれの譲渡損益を合計した後の譲渡損失金額となります。

3 本年分でのこの特例の適用を受ける対象先行取得土地等について記載してください。

(1) 本年分でのこの特例の適用を受ける対象先行取得土地等（事業用土地等の譲渡をした日の属する年の12月31日において所有している先行取得土地等をいい、前年以前においてこの特例を適用し、適用（減額）後の取得価額が0となったものは除きます。以下同じです。）について、特例の適用を受ける物件の順番に上から記載してください。

Table with 7 columns: 取得年分, 物件の所在地, 種類, 面積, 契約年月日, 引渡年月日, 届出書提出先税務署, 届出書提出年月日.

※ 前年以前に既にこの特例の適用を受けている対象先行取得土地等（適用（減額）後の取得価額が0となったものは除きます。）がある場合は、その対象先行取得土地等から先に(a欄)に記載してください。
※ 平成21年取得分と平成22年取得分の対象先行取得土地等がある場合は、平成21年取得分から先に記載してください。
※ 「種類」欄には、宅地・田・畑などと記載してください。

(2) 上記(1)のa欄に記載した対象先行取得土地等が前年以前にこの特例の適用を受けたもの（対象先行取得土地等のうち、前年以前にこの特例の適用を既に受け、取得価額が減額されているもの）である場合は、以下の事項を記載してください。

適用年分(申告年月日) 年分 申告書提出先税務署 税務署 特例適用後の対象先行取得土地等の取得価額 円

※ ③の金額は、前年以前に提出した「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書」の4のイ欄（特例適用後の対象先行取得土地等の取得価額）の金額を記載してください。（令和元年分以降用）

この計算明細書は、申告書と一緒に提出してください。

1面

平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書

この計算明細書は、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う個人の方が、租税特別措置法第37条の9に規定する事業用土地等（以下「事業用土地等」といいます。）の譲渡による利益金額について、「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例」（租税特別措置法第37条の9第1項）の適用を受ける場合に使用するものです。この計算明細書を作成する前に、まず、「譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】」（1面から3面）の作成をしてください。

住所(納税地) フリガナ氏名(旧氏名) 届出書の住所 電話番号(連絡先) 職業(屋号) 関与税理士名(電話)

1 事業用土地等の利益金額を計算します。

「譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】」で計算した金額のうち、事業用土地等に係る金額のみ記載してください。なお、店舗併用住宅とその敷地を譲渡した場合など、事業用土地等とそれ以外の土地等又は建物等を一括で譲渡している場合は、事業用土地等とそれ以外の土地等又は建物等に係る金額をあん分計算の上、事業用土地等に係る金額のみ記載してください。

Table with 6 columns: 区分, イ 譲渡価額, ロ 取得価額, ハ 譲渡費用, ニ 利益金額, ホ 利益金額の割合. Includes a summary row for 事業用土地等の利益金額の合計額.

※ イ欄、ロ欄及びハ欄のかっこ書きは、譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】に対応しています。

2 事業用土地等の譲渡以外の土地等又は建物等の譲渡損失金額を記載してください。

事業用土地等以外の土地等又は建物等の譲渡があり、当該事業用土地等以外の土地等又は建物等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額（以下「譲渡損失金額」といいます。）がある場合に、△を付けないで記載してください。なお、①-②の金額が赤字となる場合は、この特例の適用はありません。

譲渡損失金額 円

※ 事業用土地等以外の2以上の土地等又は建物等の譲渡がある場合は、それぞれの譲渡損益を合計した後の譲渡損失金額となります。

3 本年分でのこの特例の適用を受ける対象先行取得土地等について記載してください。

(1) 本年分でのこの特例の適用を受ける対象先行取得土地等（事業用土地等の譲渡をした日の属する年の12月31日において所有している先行取得土地等をいい、前年以前においてこの特例を適用し、適用（減額）後の取得価額が0となったものは除きます。以下同じです。）について、特例の適用を受ける物件の順番に上から記載してください。

Table with 7 columns: 取得年分, 物件の所在地, 種類, 面積, 契約年月日, 引渡年月日, 届出書提出先税務署, 届出書提出年月日.

※ 前年以前に既にこの特例の適用を受けている対象先行取得土地等（適用（減額）後の取得価額が0となったものは除きます。）がある場合は、その対象先行取得土地等から先に(a欄)に記載してください。
※ 平成21年取得分と平成22年取得分の対象先行取得土地等がある場合は、平成21年取得分から先に記載してください。
※ 「種類」欄には、宅地・田・畑などと記載してください。

(2) 上記(1)のa欄に記載した対象先行取得土地等が前年以前にこの特例の適用を受けたもの（対象先行取得土地等のうち、前年以前にこの特例の適用を既に受け、取得価額が減額されているもの）である場合は、以下の事項を記載してください。

適用年分(申告年月日) 年分 申告書提出先税務署 税務署 特例適用後の対象先行取得土地等の取得価額 円

※ ③の金額は、前年以前に提出した「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書」の4のイ欄（特例適用後の対象先行取得土地等の取得価額）の金額を記載してください。（平成30年分以降用）

この計算明細書は、申告書と一緒に提出してください。

改正後

改正前

2面

(3) 1面の3(1)の対象先行取得土地等の購入代金(取得価額)について記載してください。1面の3(1)のa欄に記載した対象先行取得土地等が前年以前にこの特例の適用を受けたもの(対象先行取得土地等のうち、前年以前にこの特例の適用を既に受け、取得価額が減額されているもの)である場合は、a欄には①欄(②欄の金額を転記)のみ記載してください。

Table with columns: 取得価額の内訳, 支払先(住所, 氏名), 支払年月日, 支払金額. Includes sub-tables a, b, c for land acquisition and summary rows for total acquisition values.

※ 対象先行取得土地等の取得の際に支払った仲介手数料などが含まれます(建物等に係る仲介手数料などは含まれません。)

4 繰延利益金額及び翌年以後の対象先行取得土地等の取得価額を計算します。

Table for calculating deferred profit amounts and acquisition values. Columns include calculation steps (A-H) and final total amount (I).

※ b以下の記載は、「⑥欄の金額」>「⑦欄の金額」の場合で、複数の対象先行取得土地等がある場合に記載します。
※ 3(1)に記載した対象先行取得土地等が平成22年中に取得したもののみである場合、④欄の割合は60%で計算します。
※ ⑦欄の金額が、翌年以後にこの特例を適用する場合の⑧欄の取得価額又はa~cの対象先行取得土地等を譲渡した際の取得価額となりますので、この計算明細書は大切に保管してください。

5 事業用土地等の譲渡に係る譲渡所得の金額を計算します。

事業用土地等について、1面の「1」に記載した区分(短期又は長期)に応じた区分の欄に記載してください。同一区分の事業用土地等の譲渡が2以上ある場合においては、それぞれの金額を合計した金額を記載してください。

Table for calculating transfer income and expenses. Columns: 区分, 収入金額, 取得価額+譲渡費用, 繰延利益金額, 譲渡所得の金額.

※ 短期と長期の事業用土地等の譲渡がある場合、「⑩繰延利益金額」欄には、それぞれの区分ごとの利益金額の割合(1面の「1」のホの③、④の割合)によって⑪の金額をあん分した金額を記載します(同一区分の事業用土地等の譲渡が2以上あり、合計額を記載している場合は、同一区分に係る利益金額を合計した金額による利益金額の割合によりあん分します。)

※ ここで計算した内容を「申告書第三表(分離課税用)」に記載します。なお、事業用土地等以外の土地等又は建物等の譲渡がある場合は、それらの譲渡に係る金額との合計額を、「申告書第三表(分離課税用)」へ転記する必要があります。

○ この計算明細書の記載に当たっては、「『平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書』の記載例」(国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】)からダウンロードできます。)を参照してください。また、この特例の内容又は記載方法についての詳しいことは税務署にお尋ねください。

2面

(3) 1面の3(1)の対象先行取得土地等の購入代金(取得価額)について記載してください。1面の3(1)のa欄に記載した対象先行取得土地等が前年以前にこの特例の適用を受けたもの(対象先行取得土地等のうち、前年以前にこの特例の適用を既に受け、取得価額が減額されているもの)である場合は、a欄には①欄(②欄の金額を転記)のみ記載してください。

Table with columns: 取得価額の内訳, 支払先(住所, 氏名), 支払年月日, 支払金額. Includes sub-tables a, b, c for land acquisition and summary rows for total acquisition values.

※ 対象先行取得土地等の取得の際に支払った仲介手数料などが含まれます(建物等に係る仲介手数料などは含まれません。)

4 繰延利益金額及び翌年以後の対象先行取得土地等の取得価額を計算します。

Table for calculating deferred profit amounts and acquisition values. Columns include calculation steps (A-H) and final total amount (I).

※ b以下の記載は、「⑥欄の金額」>「⑦欄の金額」の場合で、複数の対象先行取得土地等がある場合に記載します。
※ 3(1)に記載した対象先行取得土地等が平成22年中に取得したもののみである場合、④欄の割合は60%で計算します。
※ ⑦欄の金額が、翌年以後にこの特例を適用する場合の⑧欄の取得価額又はa~cの対象先行取得土地等を譲渡した際の取得価額となりますので、この計算明細書は大切に保管してください。

5 事業用土地等の譲渡に係る譲渡所得の金額を計算します。

事業用土地等について、1面の「1」に記載した区分(短期又は長期)に応じた区分の欄に記載してください。同一区分の事業用土地等の譲渡が2以上ある場合においては、それぞれの金額を合計した金額を記載してください。

Table for calculating transfer income and expenses. Columns: 区分, 収入金額, 取得価額+譲渡費用, 繰延利益金額, 譲渡所得の金額.

※ 短期と長期の事業用土地等の譲渡がある場合、「⑩繰延利益金額」欄には、それぞれの区分ごとの利益金額の割合(1面の「1」のホの③、④の割合)によって⑪の金額をあん分した金額を記載します(同一区分の事業用土地等の譲渡が2以上あり、合計額を記載している場合は、同一区分に係る利益金額を合計した金額による利益金額の割合によりあん分します。)

※ ここで計算した内容を「申告書第三表(分離課税用)」に記載します。なお、事業用土地等以外の土地等又は建物等の譲渡がある場合は、それらの譲渡に係る金額との合計額を、「申告書第三表(分離課税用)」へ転記する必要があります。

○ この計算明細書の記載に当たっては、「『平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書』の記載例」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】)からダウンロードできます。)を参照してください。また、この特例の内容又は記載方法についての詳しいことは税務署にお尋ねください。



改正後

改正前

**外国組合員の課税所得の特例に関する届出書**

(特例適用投資組合契約等)

届出者 税務署長 令和____年____月____日提出	届	住所 (国内の居所) ( ) フリガナ			
	出	氏名			
	者	個人番号			
		職業	連絡先電話番号 ( )		

特例適用投資組合契約等について租税特別措置法施行令第26条の31第1項の規定の適用を受けたいので、下記の内容とおり届出します。

記

**1 特例適用投資組合契約等の内容**

投資組合の名称			
投資組合の所在地			
特例適用投資組合契約等の要件(※)	1 私は、内国法人の株式又は出資の譲渡の時に、特例適用投資組合契約につき租税特別措置法第41条の21第1項の規定の適用を受けています。 特例適用申告書及び変更申告書の提出年月日 ____年__月__日( ____年__月__日)		
	2 私は、投資組合契約につき租税特別措置法施行令第26条の31第1項第1号及び第2号に掲げる要件を満たしています。		

**2 内国法人の発行済株式等の総数等のうちに次の1及び2に掲げる者が所有している株式等の数等の占める割合**

	内国法人の発行済株式等の総数等のうちに所有している株式等の数等の占める割合		
	年月日～年月日	年月日～年月日	年月日～年月日
(1) 内国法人の特殊関係株主等(2に掲げる者を除く。)	%	%	%
(2) 内国法人の特殊関係株主等のうち一定の者(注)	%	%	%

【注】「一定の者」とは、特例適用投資組合契約等に係る所得税法施行令第281条第4項第3号に掲げる者に該当する者をいいます。

**3 譲渡した内国法人の株式又は出資の明細**

譲渡した内国法人の株式又は出資の銘柄	譲渡した内国法人の株式の数(又は出資の金額)	株(円)	株(円)	株(円)
租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式の数(又は出資の金額)	株(円)	株(円)	株(円)	株(円)

**4 その他参考となる事項**

関与税理士		☎	電話番号
-------	--	---	------

税理士	連絡日付印の年月日	届出印	番号欄	身元確認	特記事項	備考欄	個人番号カード・通知カード・運転免許証	その他( )
税理	年 月 日			<input type="checkbox"/> 済	個人番号カード・通知カード・運転免許証		個人番号カード・通知カード・運転免許証	
管理	年 月 日			<input type="checkbox"/> 未済				

(資6-95-A4統一) 85.11

**外国組合員の課税所得の特例に関する届出書**

(特例適用投資組合契約等)

届出者 税務署長 ____年____月____日提出	届	住所 (国内の居所) ( ) フリガナ			
	出	氏名			
	者	個人番号			
		職業	連絡先電話番号 ( )		

特例適用投資組合契約等について租税特別措置法施行令第26条の31第1項の規定の適用を受けたいので、下記の内容とおり届出します。

記

**1 特例適用投資組合契約等の内容**

投資組合の名称			
投資組合の所在地			
特例適用投資組合契約等の要件(※)	1 私は、内国法人の株式又は出資の譲渡の時に、特例適用投資組合契約につき租税特別措置法第41条の21第1項の規定の適用を受けています。 特例適用申告書及び変更申告書の提出年月日 ____年__月__日( ____年__月__日)		
	2 私は、投資組合契約につき租税特別措置法施行令第26条の31第1項第1号及び第2号に掲げる要件を満たしています。		

**2 内国法人の発行済株式等の総数等のうちに次の1及び2に掲げる者が所有している株式等の数等の占める割合**

	内国法人の発行済株式等の総数等のうちに所有している株式等の数等の占める割合		
	年月日～年月日	年月日～年月日	年月日～年月日
(1) 内国法人の特殊関係株主等(2に掲げる者を除く。)	%	%	%
(2) 内国法人の特殊関係株主等のうち一定の者(注)	%	%	%

【注】「一定の者」とは、特例適用投資組合契約等に係る所得税法施行令第281条第4項第3号に掲げる者に該当する者をいいます。

**3 譲渡した内国法人の株式又は出資の明細**

譲渡した内国法人の株式又は出資の銘柄	譲渡した内国法人の株式の数(又は出資の金額)	株(円)	株(円)	株(円)
租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式の数(又は出資の金額)	株(円)	株(円)	株(円)	株(円)

**4 その他参考となる事項**

関与税理士		☎	電話番号
-------	--	---	------

税理士	連絡日付印の年月日	届出印	番号欄	身元確認	特記事項	備考欄	個人番号カード・通知カード・運転免許証	その他( )
税理	年 月 日			<input type="checkbox"/> 済	個人番号カード・通知カード・運転免許証		個人番号カード・通知カード・運転免許証	
管理	年 月 日			<input type="checkbox"/> 未済				

(資6-95-A4統一) 85.11

届出書の提出に当たっては、該当する部分の番号を○で囲んで記入してください。1に該当する場合は、特例適用申告書及び変更申告書の提出年月日を記載してください。

届出書の提出に当たっては、該当する部分の番号を○で囲んで記入してください。1に該当する場合は、特例適用申告書及び変更申告書の提出年月日を記載してください。

改正後

改正前

外国組員の課税所得の特例に関する届出書

外国組員の課税所得の特例に関する届出書

1 使用目的

この届出書は、非居住者が、「外国組員の課税所得の特例」（租税特別措置法施行令第26条の31第1項）の適用を受けようとする場合に使用するものです。

この特例は、非居住者が、特例の適用を受けようとする旨、その者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有する場合）その他の一定の事項を記載した届出書を、株式又は出資の譲渡をした日の属する年の翌年3月15日までに、納税地の所轄税務署長に提出している場合に限り適用することになっていきますので、次の記載要領を参考としてこの届出書を作成し提出してください。

【注】 投資組合契約（租税特別措置法施行令第26条の31第1項に規定する投資組合契約をいいます。以下同じです。）につき特例の適用を受けようとする場合には、この届出書に同項第1号及び第2号に掲げる要件を満たすものであることを証する事項の記載のある投資組合契約の契約書（譲渡年（譲渡の日の属する年をいいます。以下同じです。）以前3年以内に契約の内容の変更があった場合には、変更前及び変更後のもの）の写し及びその翻訳文を添付する必要があります。

2 記載要領

(1) 「投資組合の名称」欄には、特例適用投資組合契約等（租税特別措置法施行令第26条の31第1項に規定する特例適用投資組合契約等をいいます。）によって成立する投資組合（租税特別措置法第41条の21第4項第2号に規定する投資組合をいいます。以下同じです。）の名称を記載してください。

(2) 「投資組合の所在地」欄には、特例適用投資組合契約（租税特別措置法施行令第26条の30第2項に規定する特例適用投資組合契約をいいます。）によって成立する投資組合の事務所等所在地（租税特別措置法施行規則第19条の12第1項第4号イに規定する事務所等所在地をいいます。）又は投資組合契約によって成立する投資組合の主たる事務所の所在地を記載してください。

(3) 「内国法人の発行済株式等の総数等のうちに所有している株式等の数等の占める割合」欄には、内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額のうち所得税法施行令第281条第1項第4号ロの内国法人の特殊関係株主等が所有している株式又は出資（これらの者が同条第4項第3号に規定する組合契約に係る同号に掲げる者である場合には、同号の組合財産であるものに限ります。）の数又は金額の占める割合（譲渡年以前3年内においてその割合の変更があった場合には、その変更前及び変更後の割合）を記載してください。

「年月日～年月日」欄には、その割合に対応する期間を記載してください。

【注】 記載すべき期間の開始日は譲渡年の2年前の1月1日、記載すべき期間の最終日は譲渡年の12月31日になります。

(4) 「譲渡した内国法人の株式又は出資の銘柄」及び「譲渡した内国法人の株式の数（又は出資の金額）」の各欄には、この特例の適用を受けようとする非居住者が譲渡したこの特例の適用に係る内国法人の株式又は出資の銘柄及びその銘柄ごとの数又は金額をそれぞれ記載してください。

「租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式の数（又は出資の金額）」欄には、その内国法人の株式又は出資のうちに租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式又は出資がある場合に限り、その数又は金額を記載してください。

(5) 納税管理人を定めている場合には、「その他参考となる事項」欄に、納税管理人の住所、氏名及び電話番号を記載してください。

【注】 この届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

1 使用目的

この届出書は、非居住者が、「外国組員の課税所得の特例」（租税特別措置法施行令第26条の31第1項）の適用を受けようとする場合に使用するものです。

この特例は、非居住者が、特例の適用を受けようとする旨、その者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有する場合）その他の一定の事項を記載した届出書を、株式又は出資の譲渡をした日の属する年の翌年3月15日までに、納税地の所轄税務署長に提出している場合に限り適用することになっていきますので、次の記載要領を参考としてこの届出書を作成し提出してください。

【注】 投資組合契約（租税特別措置法施行令第26条の31第1項に規定する投資組合契約をいいます。以下同じです。）につき特例の適用を受けようとする場合には、この届出書に同項第1号及び第2号に掲げる要件を満たすものであることを証する事項の記載のある投資組合契約の契約書（譲渡年（譲渡の日の属する年をいいます。以下同じです。）以前3年以内に契約の内容の変更があった場合には、変更前及び変更後のもの）の写し及びその翻訳文を添付する必要があります。

2 記載要領

(1) 「投資組合の名称」欄には、特例適用投資組合契約等（租税特別措置法施行令第26条の31第1項に規定する特例適用投資組合契約等をいいます。）によって成立する投資組合（租税特別措置法第41条の21第4項第2号に規定する投資組合をいいます。以下同じです。）の名称を記載してください。

(2) 「投資組合の所在地」欄には、特例適用投資組合契約（租税特別措置法施行令第26条の30第2項に規定する特例適用投資組合契約をいいます。）によって成立する投資組合の事務所等所在地（租税特別措置法施行規則第19条の12第1項第4号イに規定する事務所等所在地をいいます。）又は投資組合契約によって成立する投資組合の主たる事務所の所在地を記載してください。

(3) 「内国法人の発行済株式等の総数等のうちに所有している株式等の数等の占める割合」欄には、内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額のうち所得税法施行令第281条第1項第4号ロの内国法人の特殊関係株主等が所有している株式又は出資（これらの者が同条第4項第3号に規定する組合契約に係る同号に掲げる者である場合には、同号の組合財産であるものに限ります。）の数又は金額の占める割合（譲渡年以前3年内においてその割合の変更があった場合には、その変更前及び変更後の割合）を記載してください。

「年月日～年月日」欄には、その割合に対応する期間を記載してください。

【注】 記載すべき期間の開始日は譲渡年の2年前の1月1日、記載すべき期間の最終日は譲渡年の12月31日になります。

(4) 「譲渡した内国法人の株式又は出資の銘柄」及び「譲渡した内国法人の株式の数（又は出資の金額）」の各欄には、この特例の適用を受けようとする非居住者が譲渡したこの特例の適用に係る内国法人の株式又は出資の銘柄及びその銘柄ごとの数又は金額をそれぞれ記載してください。

「租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式の数（又は出資の金額）」欄には、その内国法人の株式又は出資のうちに租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式又は出資がある場合に限り、その数又は金額を記載してください。

(5) 納税管理人を定めている場合には、「その他参考となる事項」欄に、納税管理人の住所、氏名及び電話番号を記載してください。

【注】 この届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

改正後

改正前

【令和\_\_年分】  
 国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる  
 対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合  
 の対象資産の明細書）《確定申告書付表》  
 整理番号 \_\_\_\_\_

【平成\_\_年分】  
 国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる  
 対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合  
 の対象資産の明細書）《確定申告書付表》  
 整理番号 \_\_\_\_\_

住所	フリガナ氏名
電話番号(連絡先)	職業
	関与税理士名(電話)

住所	フリガナ氏名
電話番号(連絡先)	職業
	関与税理士名(電話)

1 国外転出等の日及び国外転出等の日前10年以内における国内在住期間

区分	納税猶予の適用の有無	国外転出等の日（又は国外転出の予定日）	国外転出等の日前10年以内における国内在住期間
□ 国外転出の場合 <small>(所法60条の2)</small>	<input type="checkbox"/> 有	□ 国外転出の日 ____年__月__日	____年__月__日 ～____年__月__日
	<input type="checkbox"/> 無	□ 国外転出の予定日 <small>(国外転出が予定日から起算して3月末日)</small> ____年__月__日	____年__月__日 ～____年__月__日
□ 贈与、相続又は遺贈の場合 <small>(所法60条の3)</small>	<input type="checkbox"/> 有	□ 贈与の日 ____年__月__日	____年__月__日 ～____年__月__日
	<input type="checkbox"/> 無	□ 相続開始の日 ____年__月__日	____年__月__日 ～____年__月__日

1 国外転出等の日及び国外転出等の日前10年以内における国内在住期間

区分	納税猶予の適用の有無	国外転出等の日（又は国外転出の予定日）	国外転出等の日前10年以内における国内在住期間
□ 国外転出の場合 <small>(所法60条の2)</small>	<input type="checkbox"/> 有	□ 国外転出の日 ____年__月__日	____年__月__日 ～____年__月__日
	<input type="checkbox"/> 無	□ 国外転出の予定日 <small>(国外転出が予定日から起算して3月末日)</small> ____年__月__日	____年__月__日 ～____年__月__日
□ 贈与、相続又は遺贈の場合 <small>(所法60条の3)</small>	<input type="checkbox"/> 有	□ 贈与の日 ____年__月__日	____年__月__日 ～____年__月__日
	<input type="checkbox"/> 無	□ 相続開始の日 ____年__月__日	____年__月__日 ～____年__月__日

2 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の移転を受けた受贈者又は相続人等の氏名及び住所（又は居所）

区分	氏名	住所（又は居所）
<input type="checkbox"/> 受贈者		
<input type="checkbox"/> 相続人・受遺者		
<input type="checkbox"/> 受贈者		
<input type="checkbox"/> 相続人・受遺者		

2 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の移転を受けた受贈者又は相続人等の氏名及び住所（又は居所）

区分	氏名	住所（又は居所）
<input type="checkbox"/> 受贈者		
<input type="checkbox"/> 相続人・受遺者		
<input type="checkbox"/> 受贈者		
<input type="checkbox"/> 相続人・受遺者		

3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等

所得区分	① 収入金額 <small>(現金等受取に算る利益又は損失の額)</small>	② 取得費	差引金額 (①-②)
総合課税	事業所得(営業等)	円	円
	雑所得(その他)		
	短期		
	長期		
分離課税	一般株式等の譲渡		
	上場株式等の譲渡		
	先物取引		

3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等

所得区分	① 収入金額 <small>(現金等受取に算る利益又は損失の額)</small>	② 取得費	差引金額 (①-②)
総合課税	事業所得(営業等)	円	円
	雑所得(その他)		
	短期		
	長期		
分離課税	一般株式等の譲渡		
	上場株式等の譲渡		
	先物取引		

(注) 所得税法第60条の2第1項から第3項まで又は第60条の3第1項から第3項までの規定により譲渡又は決済があったものとみなされる「3」及び「4」の金額をそれ以外の所得と合算して所得税及び復興特別所得税の計算を行います。  
 なお、所得税法第137条の2第1項又は第137条の3第1項若しくは第2項に規定する納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「3」の金額が納税猶予の特例の対象となります。

(注) 所得税法第60条の2第1項から第3項まで又は第60条の3第1項から第3項までの規定により譲渡又は決済があったものとみなされる「3」及び「4」の金額をそれ以外の所得と合算して所得税及び復興特別所得税の計算を行います。  
 なお、所得税法第137条の2第1項又は第137条の3第1項若しくは第2項に規定する納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「3」の金額が納税猶予の特例の対象となります。

4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等

所得区分	① 収入金額 <small>(現金等受取に算る利益又は損失の額)</small>	② 取得費	差引金額 (①-②)
総合課税	事業所得(営業等)	円	円
	雑所得(その他)		
	短期		
	長期		
分離課税	一般株式等の譲渡		
	上場株式等の譲渡		
	先物取引		

4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等

所得区分	① 収入金額 <small>(現金等受取に算る利益又は損失の額)</small>	② 取得費	差引金額 (①-②)
総合課税	事業所得(営業等)	円	円
	雑所得(その他)		
	短期		
	長期		
分離課税	一般株式等の譲渡		
	上場株式等の譲渡		
	先物取引		

(注) 所得税法第137条の2第1項又は第137条の3第1項若しくは第2項に規定する納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「4」の金額は納税猶予の特例の対象となりません。

(注) 所得税法第137条の2第1項又は第137条の3第1項若しくは第2項に規定する納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「4」の金額は納税猶予の特例の対象となりません。

平成三十一年一月一日以後国外転出・贈与・相続開始用

平成二十八年一月一日以後国外転出・贈与・相続開始用













改正後

改正前

【国外転出（相続）時課税（所法60条の3）用】

【国外転出（相続）時課税（所法60条の3）用】

5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である相続人等に転じたもの）

5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である相続人等に転じたもの）

氏名（被相続人）		氏名（相続人等）										
種類	銘柄等	数量	所在	価額等 (収入金額)	取得費	取得年月日	所得区分	移転等の日及び 譲渡又は消滅の期				
① 非居住者である相続人等に転じた対象資産のうち、下記②及び③以外のもの												
				円	円	..	総合 (得・費・課(課・税)) 分類(一得・上得・納税)	移転等の日 (. . .)	/			
						..	総合 (得・費・課(課・税)) 分類(一得・上得・納税)	移転等の日 (. . .)				
						..	総合 (得・費・課(課・税)) 分類(一得・上得・納税)	移転等の日 (. . .)				
						..	総合 (得・費・課(課・税)) 分類(一得・上得・納税)	移転等の日 (. . .)				
② 非居住者である相続人等に転じた対象資産のうち、非居住者である相続人等が確定申告期限内 でに転等したのもの（下記③を除く。）												
						..	総合 (得・費・課(課・税)) 分類(一得・上得・納税)	移転等の日 (. . .)	減額・取消	/		
						..	総合 (得・費・課(課・税)) 分類(一得・上得・納税)	移転等の日 (. . .)	減額・取消			
						..	総合 (得・費・課(課・税)) 分類(一得・上得・納税)	移転等の日 (. . .)	減額・取消			
③ 非居住者である相続人等に転じた対象資産のうち、譲渡による所得が非課税のもの												
						..			/			
						..						
						..						
計				④								

氏名（被相続人）		氏名（相続人等）										
種類	銘柄等	数量	所在	価額等 (収入金額)	取得費	取得年月日	所得区分	移転等の日及び 譲渡又は消滅の期				
① 非居住者である相続人等に転じた対象資産のうち、下記②及び③以外のもの												
				円	円	..	総合 (得・費・課(課・税)) 分類(一得・上得・納税)	移転等の日 (. . .)	/			
						..	総合 (得・費・課(課・税)) 分類(一得・上得・納税)	移転等の日 (. . .)				
						..	総合 (得・費・課(課・税)) 分類(一得・上得・納税)	移転等の日 (. . .)				
						..	総合 (得・費・課(課・税)) 分類(一得・上得・納税)	移転等の日 (. . .)				
② 非居住者である相続人等に転じた対象資産のうち、非居住者である相続人等が確定申告期限内 でに転等したのもの（下記③を除く。）												
						..	総合 (得・費・課(課・税)) 分類(一得・上得・納税)	移転等の日 (. . .)	減額・取消	/		
						..	総合 (得・費・課(課・税)) 分類(一得・上得・納税)	移転等の日 (. . .)	減額・取消			
						..	総合 (得・費・課(課・税)) 分類(一得・上得・納税)	移転等の日 (. . .)	減額・取消			
③ 非居住者である相続人等に転じた対象資産のうち、譲渡による所得が非課税のもの												
						..			/			
						..						
						..						
計				④								

- (注1) 課税方法（総合・分類）及び所得区分に応じて、①の対象資産に係る「価額等（収入金額）」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「3」に記載します。なお、①の対象資産が、所得税法第137条の3第2項の規定の適用を受ける場合の適用相続等資産となります。
- (注2) ②の対象資産について、所得税法第60条の3第10項の規定において適用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）がある場合の④の金額は、その適用前の金額により計算します。
- (注3) 課税方法（総合・分類）及び所得区分に応じて、②の対象資産に係る「価額等（収入金額）」欄の金額（所得税法第60条の3第10項の規定において適用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）は、その適用後の金額）の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「4」に記載します。なお、所得税法第60条の3第6項の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるもの（「取消」を○で囲んだもの）は、記載しません。
- (注4) ③については、租税特別措置法第37条の15などの規定により譲渡による所得が非課税又は損失がないものとみなされるものについて記載し、当該「価額等（収入金額）」欄の金額及び「取得費」欄の金額は「3」及び「4」のいずれにも記載しません。
- (注5) 対象資産を取得した非居住者である相続人等が複数の場合は、その相続人等ごとに作成します。

- (注1) 課税方法（総合・分類）及び所得区分に応じて、①の対象資産に係る「価額等（収入金額）」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「3」に記載します。なお、①の対象資産が、所得税法第137条の3第2項の規定の適用を受ける場合の適用相続等資産となります。
- (注2) ②の対象資産について、所得税法第60条の3第10項の規定において適用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）がある場合の④の金額は、その適用前の金額により計算します。
- (注3) 課税方法（総合・分類）及び所得区分に応じて、②の対象資産に係る「価額等（収入金額）」欄の金額（所得税法第60条の3第10項の規定において適用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）は、その適用後の金額）の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「4」に記載します。なお、所得税法第60条の3第6項の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるもの（「取消」を○で囲んだもの）は、記載しません。
- (注4) ③については、租税特別措置法第37条の15などの規定により譲渡による所得が非課税又は損失がないものとみなされるものについて記載し、当該「価額等（収入金額）」欄の金額及び「取得費」欄の金額は「3」及び「4」のいずれにも記載しません。
- (注5) 対象資産を取得した非居住者である相続人等が複数の場合は、その相続人等ごとに作成します。

《1億円の判定》

相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の価額等の合計額（「5のA」+「6のB」）	⑤	※ ①の1億円で、かつ、相続開始の日前10年以内における被相続人の国内居住期間が5年超の場合、「2年等」により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特別（所法60条の3）」の適用があります。
---	---	---

《1億円の判定》

相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の価額等の合計額（「5のA」+「6のB」）	⑤	※ ①の1億円で、かつ、相続開始の日前10年以内における被相続人の国内居住期間が5年超の場合、「2年等」により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特別（所法60条の3）」の適用があります。
---	---	---

※ 所得税法第151条の5（遺産分割等があった場合の期限後申告等の特例）の適用がある場合

遺産分割等の事由	所法第151条の6第1項第 号 (所令第273条の2第 号)	遺産分割等の年月日	年 月 日
----------	-----------------------------------	-----------	-------

※ 所得税法第151条の5（遺産分割等があった場合の期限後申告等の特例）の適用がある場合

遺産分割等の事由	所法第151条の6第1項第 号 (所令第273条の2第 号)	遺産分割等の年月日	年 月 日
----------	-----------------------------------	-----------	-------



## 改正後

**国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書  
(兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書)《確定申告書付表》**

## 1 使用目的

この明細書は、所得税法第60条の2第1項から第3項まで《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例》又は第60条の3第1項から第3項まで《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例》の規定の適用がある場合に使用するものです。

なお、所得税法第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3第1項若しくは第2項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の規定の適用を受けるために申告書に添付すべき対象資産の明細を兼ねています。

## 2 記載要領等

(1) 「1 国外転出等の日及び国外転出等の日前10年以内における国内在住期間」の「国外転出等の日(又は国外転出の予定日)」欄には、これらの特例の適用に係る国外転出(所得税法第60条の2第1項に規定する国外転出をいいます。以下同じです。)の日、贈与の日又は相続開始の日(以下、これらを「国外転出等の日」といいます。)を記載します。なお、納税管理人の届出(国税通則法第117条第2項の規定による納税管理人の届出をいいます。)をしないで国外転出の日前に確定申告書を提出する場合は、国外転出の予定日を記載します。

また、「国外転出等の日前10年以内における国内在住期間」欄について、この場合の国内在住期間には、出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格(外交、教授、芸術、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、短期滞在、留学等)で在留していた期間その他一定の期間は含まれません。

(2) 「2 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の移転を受けた受贈者又は相続人等の氏名及び住所(又は居所)」は、所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用がある場合に、同法第60条の2第1項に規定する有価証券等(以下「有価証券等」といいます。)、同条第2項に規定する未決済信用取引等(以下「未決済信用取引等」といいます。))又は同条第3項に規定する未決済デリバティブ取引(以下「未決済デリバティブ取引」といいます。))以下、これらを「対象資産」といいます。)の移転を受けた受贈者又は相続人等(相続人及び受遺者をいいます。以下同じです。))の別に応じてチェック(相続人又は受遺者の別は○で囲みます。))するとともに、受贈者又は相続人等の氏名及び住所(又は居所)を記載してください。

(注) 住所(又は居所)は、外国の住所(又は居所)を記載してください。

(3) 「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」には、「5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(「6」及び「7」以外のもの)」、「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である受贈者に移転したものの)の①又は「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である相続人等に移転したものの)の①に記載した対象資産に係る下記⑤に準じて記載した課税方法(総合・分離)及び所得区分に応じた「価額等(収入金額)欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を記載してください。

(4) 「4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等」には、「6 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(確定申告期限までに移転等したものの「7」を除く。))」、「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である受贈者に移転したものの)の②又は「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である相続人等に移転したものの)の②に記載した対象資産に係る下記⑤に準じて記載した課税方法(総合・分離)及び所得区分に応じた「価額等(収入金額)欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を記載してください。

なお、所得税法第60条の2第6項又は第60条の3第6項の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるもの(「取消」を○で囲んだもの)については、記載しません。

また、所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項又は第60条の3第10項の規定において準用する同条第8項の規定の適用があるもの(「移転等の日及び減額又は取消の有無」欄において、「減額」を○で囲んだもの)については、その適用後の金額(「価額等(収入金額)」欄においてかっこ書により記載した金額)の合計額を記載します。

## 改正前

**国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書  
(兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書)《確定申告書付表》**

## 1 使用目的

この明細書は、所得税法第60条の2第1項から第3項まで《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例》又は第60条の3第1項から第3項まで《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例》の規定の適用がある場合に使用するものです。

なお、所得税法第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3第1項若しくは第2項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の規定の適用を受けるために申告書に添付すべき対象資産の明細を兼ねています。

## 2 記載要領等

(1) 「1 国外転出等の日及び国外転出等の日前10年以内における国内在住期間」の「国外転出等の日(又は国外転出の予定日)」欄には、これらの特例の適用に係る国外転出(所得税法第60条の2第1項に規定する国外転出をいいます。以下同じです。)の日、贈与の日又は相続開始の日(以下、これらを「国外転出等の日」といいます。)を記載します。なお、納税管理人の届出(国税通則法第117条第2項の規定による納税管理人の届出をいいます。)をしないで国外転出の日前に確定申告書を提出する場合は、国外転出の予定日を記載します。

また、「国外転出等の日前10年以内における国内在住期間」欄について、この場合の国内在住期間には、出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格(外交、教授、芸術、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、短期滞在、留学等)で在留していた期間その他一定の期間は含まれません。

(2) 「2 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の移転を受けた受贈者又は相続人等の氏名及び住所(又は居所)」は、所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用がある場合に、同法第60条の2第1項に規定する有価証券等(以下「有価証券等」といいます。)、同条第2項に規定する未決済信用取引等(以下「未決済信用取引等」といいます。))又は同条第3項に規定する未決済デリバティブ取引(以下「未決済デリバティブ取引」といいます。))以下、これらを「対象資産」といいます。)の移転を受けた受贈者又は相続人等(相続人及び受遺者をいいます。以下同じです。))の別に応じてチェック(相続人又は受遺者の別は○で囲みます。))するとともに、受贈者又は相続人等の氏名及び住所(又は居所)を記載してください。

(注) 住所(又は居所)は、外国の住所(又は居所)を記載してください。

(3) 「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」には、「5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(「6」及び「7」以外のもの)」、「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である受贈者に移転したものの)の①又は「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である相続人等に移転したものの)の①に記載した対象資産に係る下記⑤に準じて記載した課税方法(総合・分離)及び所得区分に応じた「価額等(収入金額)欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を記載してください。

(4) 「4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等」には、「6 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(確定申告期限までに移転等したものの「7」を除く。))」、「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である受贈者に移転したものの)の②又は「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である相続人等に移転したものの)の②に記載した対象資産に係る下記⑤に準じて記載した課税方法(総合・分離)及び所得区分に応じた「価額等(収入金額)欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を記載してください。

なお、所得税法第60条の2第6項又は第60条の3第6項の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるもの(「取消」を○で囲んだもの)については、記載しません。

また、所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項又は第60条の3第10項の規定において準用する同条第8項の規定の適用があるもの(「移転等の日及び減額又は取消の有無」欄において、「減額」を○で囲んだもの)については、その適用後の金額(「価額等(収入金額)」欄においてかっこ書により記載した金額)の合計額を記載します。

改正後

改正前

⑤ 「5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「6」及び「7」以外のもの）」は、「6」及び「7」以外の対象資産について、次の区分に応じて以下のとおり記載します。

イ 「種類」欄

この欄には、対象資産の種類を記載します。

(例) 「株式」、「投資信託」、「公社債」、「匿名組合契約の出資の持分」、「未決済信用取引」、「未決済デリバティブ取引」など

ロ 「銘柄等」欄

この欄には、対象資産の銘柄等を記載します。

(例) 「〇〇建設」、「個人向け国債（固定5年）第〇回」、「〇〇ファンド」、「東証TOPIX」など

ハ 「数量」欄

この欄には、対象資産の株数、額面金額、口数等を記載します。

ニ 「所在」欄

この欄には、対象資産の所在を記載します。なお、対象資産が金融商品取引業者等の営業所又は事業所に開設された口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は保管の委託がされている場合は、その金融商品取引業者等の名称及び本支店名を記載し、それ以外の場合は、発行会社等の所在地を記載してください。

ホ 「価額等（収入金額）」欄

この欄には、国外転出の時に有している有価証券等の価額に相当する金額又は国外転出の時に有している未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額（以下「価額等」といいます。）を記載します。ただし、所得税法第60条の2第1項から第3項までの規定により、国外転出の予定日から起算して3月前の日（同日後に取得又は契約の締結をした場合はその取得又は契約の締結の時）の価額等による場合は、その価額等を記載します。

ヘ 「取得費」欄

この欄には、対象資産に係る購入の代価（購入手数料、その他その対象資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）等を記載します。ただし、対象資産の譲渡のために要する委託手数料等はありませんので、記載しません。

ト 「取得等年月日」欄

この欄には、対象資産の取得又は取引開始の年月日を記載します。

チ 「所得区分」欄

この欄は、対象資産の価額等に係る課税方法（総合・分離）及び所得区分について、該当するものを○で囲みます。

⑥ 「6 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（確定申告期限までに移転等したものの（「7」を除く。）」は、譲渡若しくは決済又は贈与などにより対象資産が移転等し、確定申告期限までに有しないこととなった場合に、その対象資産について、上記⑤に準じて記載するほか、以下のとおり記載します。

イ 「価額等（収入金額）」欄

所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項の規定の適用があるもの（「移転等の日及び減額又は取消の有無」欄において、「減額」を○で囲んだもの）については、その適用前の金額を記載するとともに、その適用後の金額をその上部にかっこで記載します。

例えば、国外転出の時にA社株式（一般株式等に該当）1,000株（@1,000円）を所有しており、そのうち国外転出の日の属する年分の確定申告期限までにA社株式を400株（@900円）で譲渡し、所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項の規定の適用がある場合は、「5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「6」及び「7」以外のもの）」には、「種類：株式、銘柄等：A社、数量：600株、所在：〇〇、価額等（収入金額）：600,000円、取得費：〇〇円、取得等年月日：〇・〇・〇、所得区分：分離（一般）」と記載等し、「6 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（確定申告期限までに移転等したものの（「7」を除く。）」には、「種類：株式、銘柄等：A社、数量：400株、所在：〇〇、価額等（収入金額）：下段400,000円、上段（360,000円）、取得費：〇〇円、取得等年月日：〇・〇・〇、所得区分：分離（一般）、移転等の日及び減額又は取消の有無：移転等の日〇・〇・〇、減額」と記載等します。

ロ 「移転等の日及び減額又は取消の有無」欄

この欄には、確定申告期限までに対象資産を移転等した日を記載します。

⑤ 「5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「6」及び「7」以外のもの）」は、「6」及び「7」以外の対象資産について、次の区分に応じて以下のとおり記載します。

イ 「種類」欄

この欄には、対象資産の種類を記載します。

(例) 「株式」、「投資信託」、「公社債」、「匿名組合契約の出資の持分」、「未決済信用取引」、「未決済デリバティブ取引」など

ロ 「銘柄等」欄

この欄には、対象資産の銘柄等を記載します。

(例) 「〇〇建設」、「個人向け国債（固定5年）第〇回」、「〇〇ファンド」、「東証TOPIX」など

ハ 「数量」欄

この欄には、対象資産の株数、額面金額、口数等を記載します。

ニ 「所在」欄

この欄には、対象資産の所在を記載します。なお、対象資産が金融商品取引業者等の営業所又は事業所に開設された口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は保管の委託がされている場合は、その金融商品取引業者等の名称及び本支店名を記載し、それ以外の場合は、発行会社等の所在地を記載してください。

ホ 「価額等（収入金額）」欄

この欄には、国外転出の時に有している有価証券等の価額に相当する金額又は国外転出の時に有している未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額（以下「価額等」といいます。）を記載します。ただし、所得税法第60条の2第1項から第3項までの規定により、国外転出の予定日から起算して3月前の日（同日後に取得又は契約の締結をした場合はその取得又は契約の締結の時）の価額等による場合は、その価額等を記載します。

ヘ 「取得費」欄

この欄には、対象資産に係る購入の代価（購入手数料、その他その対象資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）等を記載します。ただし、対象資産の譲渡のために要する委託手数料等はありませんので、記載しません。

ト 「取得等年月日」欄

この欄には、対象資産の取得又は取引開始の年月日を記載します。

チ 「所得区分」欄

この欄は、対象資産の価額等に係る課税方法（総合・分離）及び所得区分について、該当するものを○で囲みます。

⑥ 「6 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（確定申告期限までに移転等したものの（「7」を除く。）」は、譲渡若しくは決済又は贈与などにより対象資産が移転等し、確定申告期限までに有しないこととなった場合に、その対象資産について、上記⑤に準じて記載するほか、以下のとおり記載します。

イ 「価額等（収入金額）」欄

所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項の規定の適用があるもの（「移転等の日及び減額又は取消の有無」欄において、「減額」を○で囲んだもの）については、その適用前の金額を記載するとともに、その適用後の金額をその上部にかっこで記載します。

例えば、国外転出の時にA社株式（一般株式等に該当）1,000株（@1,000円）を所有しており、そのうち国外転出の日の属する年分の確定申告期限までにA社株式を400株（@900円）で譲渡し、所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項の規定の適用がある場合は、「5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「6」及び「7」以外のもの）」には、「種類：株式、銘柄等：A社、数量：600株、所在：〇〇、価額等（収入金額）：600,000円、取得費：〇〇円、取得等年月日：〇・〇・〇、所得区分：分離（一般）」と記載等し、「6 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（確定申告期限までに移転等したものの（「7」を除く。）」には、「種類：株式、銘柄等：A社、数量：400株、所在：〇〇、価額等（収入金額）：下段400,000円、上段（360,000円）、取得費：〇〇円、取得等年月日：〇・〇・〇、所得区分：分離（一般）、移転等の日及び減額又は取消の有無：移転等の日〇・〇・〇、減額」と記載等します。

ロ 「移転等の日及び減額又は取消の有無」欄

この欄には、確定申告期限までに対象資産を移転等した日を記載します。

改正後

改正前

- なお、所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項の規定の適用があるものについては、「減額」を○で囲み、同条第6項の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるものについては、「取消」を○で囲みます。
- (7) 「7 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(譲渡による所得が非課税のもの)」は、租税特別措置法第37条の15などの規定により譲渡による所得が非課税又は損失がないものとみなされるものについて、上記(5)に準じて記載します。
- なお、「価額等」欄の金額及び「取得費」欄の金額については、「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」及び「4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等」のいずれにも記載しません。
- (8) 「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である受贈者に移転したもの)」及び「6 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(「5」以外のもの)」は、上記(5)から(7)までに準じて記載します。
- なお、「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である受贈者に移転したもの)」には、対象資産を取得した非居住者である受贈者の氏名も記載してください。
- (9) 「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である相続人等に移転したもの)」及び「6 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(「5」以外のもの)」は、上記(5)から(7)までに準じて記載します。
- なお、未分割の対象資産がある場合は、「数量」欄の余部に法定相続分を記載するとともに、対象資産の価額等(収入金額)及び取得費に法定相続分を乗じた金額を「価額等(収入金額)」欄及び「取得費」欄に記載します。
- また、「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である相続人等に移転したもの)」には、対象資産を取得した非居住者である相続人等の氏名も記載するとともに、その相続人等が複数いる場合は、その相続人等ごとに作成してください。
- (注) 所得税法第151条の5第1項から第3項まで(遺産分割等があった場合の期限後申告等の特例)の規定の適用がある場合には、「※ 所得税法第151条の5(遺産分割等があった場合の期限後申告等の特例)の適用がある場合」の「遺産分割等の事由」欄に、次の遺産分割等の事由に応じて、次のとおり記載するとともに、「遺産分割等の年月日」欄には、当該遺産分割等の事由が生じた年月日を記載します。

遺産分割等の事由	記載する条文	
	相続開始の日	
	令和元年6月30日以前	令和元年7月1日以後
相続又は遺贈に係る対象資産について、民法(第904条の2(寄与分)を除く。)の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転があったものとして所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用がされていた場合において、その後当該対象資産の分割が行われ、当該分割により非居住者に移転した対象資産が当該相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転したものとされた対象資産と異なることとなったこと。	所法第151条の6第1項第1号	
民法第787条(認知の訴え)又は第892条から第894条まで(推定相続人の廃除等)の規定による認知、相続人の廃除又はその取消しに関する裁判の確定、同法第884条(相続回復請求権)に規定する相続の回復、同法第919条第2項(相続の承認及び放棄の撤回及び取消し)の規定による相続の放棄の取消しその他の事由により相続人に異動を生じたこと。	所法第151条の6第1項第2号	
遺留分による減殺の請求に基づき返還すべき、又は弁償すべき額が確定したこと。	所法第151条の6第1項第3号	—
遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があったこと。	所法第151条の6第1項第4号	所法第151条の6第1項第3号
相続又は遺贈により取得した財産についての権利の帰属に関する訴えについての判決があったこと。	所法第151条の6第1項第5号 (所令第273条の2第1号)	所法第151条の6第1項第4号 (所令第273条の2第1号)
条件付の遺贈について、条件が成就したこと。	所法第151条の6第1項第5号 (所令第273条の2第2号)	所法第151条の6第1項第4号 (所令第273条の2第2号)

- なお、所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項の規定の適用があるものについては、「減額」を○で囲み、同条第6項の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるものについては、「取消」を○で囲みます。
- (7) 「7 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(譲渡による所得が非課税のもの)」は、租税特別措置法第37条の15などの規定により譲渡による所得が非課税又は損失がないものとみなされるものについて、上記(5)に準じて記載します。
- なお、「価額等」欄の金額及び「取得費」欄の金額については、「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」及び「4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等」のいずれにも記載しません。
- (8) 「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である受贈者に移転したもの)」及び「6 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(「5」以外のもの)」は、上記(5)から(7)までに準じて記載します。
- なお、「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である受贈者に移転したもの)」には、対象資産を取得した非居住者である受贈者の氏名も記載してください。
- (9) 「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である相続人等に移転したもの)」及び「6 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(「5」以外のもの)」は、上記(5)から(7)までに準じて記載します。
- なお、未分割の対象資産がある場合は、「数量」欄の余部に法定相続分を記載するとともに、対象資産の価額等(収入金額)及び取得費に法定相続分を乗じた金額を「価額等(収入金額)」欄及び「取得費」欄に記載します。
- また、「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である相続人等に移転したもの)」には、対象資産を取得した非居住者である相続人等の氏名も記載するとともに、その相続人等が複数いる場合は、その相続人等ごとに作成してください。
- (注) 所得税法第151条の5第1項から第3項まで(遺産分割等があった場合の期限後申告等の特例)の規定の適用がある場合には、「※ 所得税法第151条の5(遺産分割等があった場合の期限後申告等の特例)の適用がある場合」の「遺産分割等の事由」欄に、次の遺産分割等の事由に応じて、次のとおり記載するとともに、「遺産分割等の年月日」欄には、当該遺産分割等の事由が生じた年月日を記載します。

遺産分割等の事由	記載する条文
相続又は遺贈に係る対象資産について、民法(第904条の2(寄与分)を除く。)の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転があったものとして所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用がされていた場合において、その後当該対象資産の分割が行われ、当該分割により非居住者に移転した対象資産が当該相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転したものとされた対象資産と異なることとなったこと。	所法第151条の6第1項第1号
民法第787条(認知の訴え)又は第892条から第894条まで(推定相続人の廃除等)の規定による認知、相続人の廃除又はその取消しに関する裁判の確定、同法第884条(相続回復請求権)に規定する相続の回復、同法第919条第2項(相続の承認及び放棄の撤回及び取消し)の規定による相続の放棄の取消しその他の事由により相続人に異動を生じたこと。	所法第151条の6第1項第2号
遺留分による減殺の請求に基づき返還すべき、又は弁償すべき額が確定したこと。	所法第151条の6第1項第3号
遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があったこと。	所法第151条の6第1項第4号
相続又は遺贈により取得した財産についての権利の帰属に関する訴えについての判決があったこと。	所法第151条の6第1項第5号 (所令第273条の2第1号)
条件付の遺贈について、条件が成就したこと。	所法第151条の6第1項第5号 (所令第273条の2第2号)

改正後

改正前

【令和 年分】  
 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る  
 納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書

【平成 年分】  
 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る  
 納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書

整理番号

住所	フリガナ氏名	
電話番号(連絡先)	職業	関与税理士名(電話)

整理番号

住所	フリガナ氏名	
電話番号(連絡先)	職業	関与税理士名(電話)

適用資産等について国外転出時課税制度の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算		⑬から⑳までの合計	㉔
所得金額	事業(営業等) ①	所得税額から差し引かれる金額 (申告書B第一表⑩-⑪)の金額	㉕
	雑 ②	差引所得税額 (㉕-㉖)	㉖
	総合課税・一時 ③	災害減免額 ㉗	㉗
	申告書B第一表⑫から⑭対応分 ④	再差引所得税額(基礎所得税額) (㉖-㉘)	㉘
	総合課税の所得金額計 (①+②+③+④) ⑤	復興特別所得税額 (㉘×2.1%)	㉙
	申告書B第二表⑱から㉑対応分 ⑥	所得税及び復興特別所得税の額 (㉘+㉙)	㉚
	一般株式等の譲渡 ⑦	外国税額控除 ㉛	㉛
	上場株式等の譲渡 ⑧		
	上場株式等の配当等 ⑨		
	先物取引 ⑩		
	申告書B第三表⑳①②対応分 ⑪		
所得から差し引かれる金額 (申告書B第一表⑩)			
課税される所得金額	⑫ 対応分 ⑬		,000
	⑭ 対応分 ⑮		,000
	⑯⑰ 対応分 ⑱		,000
	⑲ 対応分 ⑳		,000
	㉑ 対応分 ㉒		,000
税金の計算	⑬ 対応分 ⑬		
	⑭ 対応分 ⑭		
	⑮ 対応分 ⑮		
	⑯ 対応分 ⑯		
	㉑ 対応分 ㉑		

適用資産等について国外転出時課税制度の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算		⑬から⑳までの合計	㉔
所得金額	事業(営業等) ①	所得税額から差し引かれる金額 (申告書B第一表⑩-⑪)の金額	㉕
	雑 ②	差引所得税額 (㉕-㉖)	㉖
	総合課税・一時 ③	災害減免額 ㉗	㉗
	申告書B第一表⑫から⑭対応分 ④	再差引所得税額(基礎所得税額) (㉖-㉘)	㉘
	総合課税の所得金額計 (①+②+③+④) ⑤	復興特別所得税額 (㉘×2.1%)	㉙
	申告書B第二表⑱から㉑対応分 ⑥	所得税及び復興特別所得税の額 (㉘+㉙)	㉚
	一般株式等の譲渡 ⑦	外国税額控除 ㉛	㉛
	上場株式等の譲渡 ⑧		
	上場株式等の配当等 ⑨		
	先物取引 ⑩		
	申告書B第三表⑳①②対応分 ⑪		
所得から差し引かれる金額 (申告書B第一表⑩)			
課税される所得金額	⑫ 対応分 ⑬		,000
	⑭ 対応分 ⑮		,000
	⑯⑰ 対応分 ⑱		,000
	⑲ 対応分 ⑳		,000
	㉑ 対応分 ㉒		,000
税金の計算	⑬ 対応分 ⑬		
	⑭ 対応分 ⑭		
	⑮ 対応分 ⑮		
	⑯ 対応分 ⑯		
	㉑ 対応分 ㉑		

(注) ㉑の金額が申告期限までに納付する金額となりますので、ご注意ください。

(注) ㉑の金額が申告期限までに納付する金額となりますので、ご注意ください。

【平成二十一年一月一日以後国外転出開始と相違開始日】〇この計算書は、申告書に一緒に提出してください。

【平成二十一年一月一日以後国外転出開始と相違開始日】〇この計算書は、申告書に一緒に提出してください。

改正後

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る  
納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る  
納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書

- 1 使用目的  
この計算書は、所得税法第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3第1項若しくは第2項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受ける場合に、納税猶予分の所得税額等の計算をするために使用するものです。
- 2 記載要領等  
(1) 「適用資産等について国外転出時課税制度の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算」欄  
「適用資産等<sup>(甲1)</sup>」について国外転出時課税制度<sup>(甲2)</sup>の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算」欄には、「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）《確定申告書付表》の「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」に記載されている金額を含めず」に所得税及び復興特別所得税の額を計算した場合は所得金額等を記載します。  
(注1) この場合の「適用資産等」は、所得税法第137条の2第1項に規定する「適用資産」、同法第137条の3第1項に規定する「適用贈与資産」又は同条第2項に規定する「適用相続等資産」をいいます。  
(注2) この場合の「国外転出時課税制度」は、所得税法第60条の2第1項から第3項まで及び同法第60条の3第1項から第3項までの規定をいいます。
- (2) 「遺産分割等があり修正申告をする場合」欄  
所得税法第151条の6第1項《遺産分割等があった場合の修正申告の特例》の規定により修正申告をする場合のみ記載します。  
イ 「遺産分割等の事由」欄  
遺産分割等の事由の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

遺産分割等の事由	記載する条文	
	相続開始の日	
	令和元年6月30日以前	令和元年7月1日以後
相続又は遺贈に係る対象資産について、民法(第904条の2(寄与分)を除く。)の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転があったものとして所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用がされていた場合において、その後当該対象資産の分割が行われ、当該分割により非居住者に移転した対象資産が当該相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転したものとされた対象資産と異なることとなったこと。	所法第151条の6第1項第1号	
民法第787条(認知の訴え)又は第892条から第894条まで(推定相続人の廃除等)の規定による認知、相続人の廃除又はその取消しに関する裁判の確定、同法第884条(相続回復請求権)に規定する相続の回復、同法第919条第2項(相続の承認及び放棄の撤回及び取消し)の規定による相続の放棄の取消しその他の事由により相続人に異動を生じたこと。	所法第151条の6第1項第2号	
遺留分による減殺の請求に基づき返還すべき、又は弁償すべき額が確定したこと。	所法第151条の6第1項第3号	—
遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があったこと。	所法第151条の6第1項第4号	所法第151条の6第1項第3号
相続又は遺贈により取得した財産についての権利の帰属に関する訴えについての判決があったこと。	所法第151条の6第1項第5号 (所令第273条の2第1号)	所法第151条の6第1項第4号 (所令第273条の2第1号)
条件付の遺贈について、条件が成就したこと。	所法第151条の6第1項第5号 (所令第273条の2第2号)	所法第151条の6第1項第4号 (所令第273条の2第2号)

- ロ 「遺産分割等の事由が生じた年月日」欄  
遺産分割等の事由が生じた年月日を記載します。
- ハ 「確定申告における納税猶予税額」欄  
確定申告における納税猶予税額を記載します。なお、当該確定申告から当該修正申告までの間に、適用相続等資産の譲渡がある場合などについては、税務署にお尋ねください。

- 1 使用目的  
この計算書は、所得税法第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3第1項若しくは第2項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受ける場合に、納税猶予分の所得税額等の計算をするために使用するものです。
- 2 記載要領等  
(1) 「適用資産等について国外転出時課税制度の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算」欄  
「適用資産等<sup>(甲1)</sup>」について国外転出時課税制度<sup>(甲2)</sup>の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算」欄には、「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）《確定申告書付表》の「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」に記載されている金額を含めず」に所得税及び復興特別所得税の額を計算した場合は所得金額等を記載します。  
(注1) この場合の「適用資産等」は、所得税法第137条の2第1項に規定する「適用資産」、同法第137条の3第1項に規定する「適用贈与資産」又は同条第2項に規定する「適用相続等資産」をいいます。  
(注2) この場合の「国外転出時課税制度」は、所得税法第60条の2第1項から第3項まで及び同法第60条の3第1項から第3項までの規定をいいます。
- (2) 「遺産分割等があり修正申告をする場合」欄  
所得税法第151条の6第1項《遺産分割等があった場合の修正申告の特例》の規定により修正申告をする場合のみ記載します。  
イ 「遺産分割等の事由」欄  
遺産分割等の事由の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

遺産分割等の事由	記載する条文
相続又は遺贈に係る対象資産について、民法(第904条の2(寄与分)を除く。)の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転があったものとして所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用がされていた場合において、その後当該対象資産の分割が行われ、当該分割により非居住者に移転した対象資産が当該相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転したものとされた対象資産と異なることとなったこと。	所法第151条の6第1項第1号
民法第787条(認知の訴え)又は第892条から第894条まで(推定相続人の廃除等)の規定による認知、相続人の廃除又はその取消しに関する裁判の確定、同法第884条(相続回復請求権)に規定する相続の回復、同法第919条第2項(相続の承認及び放棄の撤回及び取消し)の規定による相続の放棄の取消しその他の事由により相続人に異動を生じたこと。	所法第151条の6第1項第2号
遺留分による減殺の請求に基づき返還すべき、又は弁償すべき額が確定したこと。	所法第151条の6第1項第3号
遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があったこと。	所法第151条の6第1項第4号
相続又は遺贈により取得した財産についての権利の帰属に関する訴えについての判決があったこと。	所法第151条の6第1項第5号 (所令第273条の2第1号)
条件付の遺贈について、条件が成就したこと。	所法第151条の6第1項第5号 (所令第273条の2第2号)


- ロ 「遺産分割等の事由が生じた年月日」欄  
遺産分割等の事由が生じた年月日を記載します。
- ハ 「確定申告における納税猶予税額」欄  
確定申告における納税猶予税額を記載します。なお、当該確定申告から当該修正申告までの間に、適用相続等資産の譲渡がある場合などについては、税務署にお尋ねください。


改正後

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書

 税務署長 令和 年 月 日提出	納税者(代表者)	住所又は居所 (In - - - )
		フリガナ氏名
	納税地	(In - - - )
	納税管理人	住所 (In - - - )
		フリガナ氏名

 税務署長 年 月 日提出	納税者(代表者)	住所又は居所 (In - - - )
		フリガナ氏名
	納税地	(In - - - )
	納税管理人	住所 (In - - - )
		フリガナ氏名

所得税法第137条の第 項<sup>※1</sup>の適用を受けていますが、同条第 項<sup>※2</sup>の規定により、納税の猶予に係る期限の延長（5年延長）を受けたいので、その旨及び下記のとおり届出をします。

所得税法第137条の第 項<sup>※1</sup>の適用を受けていますが、同条第 項<sup>※2</sup>の規定により、納税の猶予に係る期限の延長（5年延長）を受けたいので、その旨及び下記のとおり届出をします。

記

記

- 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の（準）確定申告書に関する事項  
平成・令和 年分 税務署 平成・令和 年 月 日提出 氏名
- 国外転出、贈与又は相続開始の日  
平成・令和 年 月 日 国外転出 ・ 贈与 ・ 相続開始  
(遺産分割等の事由が生じた年月日：平成・令和 年 月 日)
- 帰国予定日  
令和 年 月 日 帰国予定 ・ 帰国予定なし
- 所得税法第137条の3第1項又は第2項の適用を受けている場合の受贈者又は被相続人（遺贈者）
  - 第1項の適用を受けている場合の受贈者  
住所又は居所 氏名
  - 第2項の適用を受けている場合の被相続人（遺贈者）  
住所又は居所 氏名
- その他参考となる事項

- 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の（準）確定申告書に関する事項  
平成 年分 税務署 平成 年 月 日提出 氏名
- 国外転出、贈与又は相続開始の日  
平成 年 月 日 国外転出 ・ 贈与 ・ 相続開始  
(遺産分割等の事由が生じた年月日： 年 月 日)
- 帰国予定日  
年 月 日 帰国予定 ・ 帰国予定なし
- 所得税法第137条の3第1項又は第2項の適用を受けている場合の受贈者又は被相続人（遺贈者）
  - 第1項の適用を受けている場合の受贈者  
住所又は居所 氏名
  - 第2項の適用を受けている場合の被相続人（遺贈者）  
住所又は居所 氏名
- その他参考となる事項

関与税理士	電話番号
-------	------

関与税理士	電話番号
-------	------

この欄には  
署名のないで  
ください。

届出受理 官印	届出日付印の年月日 年 月 日	確認印	整理番号	(名簿番号)
------------	--------------------	-----	------	--------

この欄には  
署名のないで  
ください。

届出受理 官印	届出日付印の年月日 年 月 日	確認印	整理番号	(名簿番号)
------------	--------------------	-----	------	--------



改正後

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予の期限延長届出書

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予の期限延長届出書

**1 使用目的**  
 この届出書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から 5 年を経過する日<sup>(9)</sup>の翌日以後 4 月を経過する日まで納税を猶予されている方が、その納税の猶予に係る期限を国外転出等の日から 10 年を経過する日<sup>(10)</sup>の翌日以後 4 月を経過する日まで延長したい場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。  
 なお、この届出書は国外転出等の日から 5 年を経過する日（同日前に、帰国等の場合、受贈者等帰国等の場合又は相続人帰国等の場合に該当することとなった場合には、その該当することとなった日の前日）までに提出する必要があります。ただし、同法第 151 条の 5 第 1 項の規定による期限後申告書の提出期限が相続開始の日から 5 年を経過する日後である方については、当該提出期限までに提出する必要があります。  
 (注) 5 年（又は 10 年）を経過する日までに、帰国等の場合、受贈者等帰国等の場合又は相続人帰国等の場合に該当することとなった場合には、その該当することとなった日となります。

**2 記載要領等**  
**(1) 「納税者（代表者）」欄**  
 所得税法施行令第 266 条の 3 第 13 項（同令第 266 条の 2 第 10 項及び第 266 条の 3 第 19 項により準用する場合を含みます。）の規定により、2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予\_\_\_\_付表」に記載し、この届出書と併せて提出してください。  
**(2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄**  
 納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。  
**(3) 「納税管理人」欄**  
 納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。  
**(4) 「適用条文（※1 及び※2）」欄**  
 当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※1	※2
所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	所得税法第 137 条の 2 第 1 項	同条第 2 項
贈与により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	所得税法第 137 条の 3 第 1 項	同条第 3 項
相続又は遺贈により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	所得税法第 137 条の 3 第 2 項	同条第 3 項

**(5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄**  
 国外転出等の日を記載します。また、所得税法第 151 条の 5 第 1 項の規定による期限後申告書の提出期限が相続開始の日から 5 年を経過する日後である方については、( ) 内に遺産分割等の事由が生じた年月日も記載します。  
 なお、国外転出、贈与、相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。  
**(6) 「帰国予定日」欄**  
 非居住者である 2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、「5 その他参考となる事項」欄等に、それぞれの方の帰国予定年月日が分かるよう適宜記載してください。  
**(7) 「所得税法第 137 条の 3 第 1 項又は第 2 項の適用を受けている場合の受贈者又は被相続人（遺贈者）」欄**  
 所得税法第 137 条の 3 第 1 項の適用を受けている場合は、贈与に係る受贈者（もらった方）の氏名及び住所若しくは居所を記載します。同条第 2 項の適用を受けている場合は、相続（又は遺贈）に係る被相続人（又は遺贈者）の氏名及び亡くなった時における住所又は居所を記載します。

**1 使用目的**  
 この届出書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から 5 年を経過する日<sup>(9)</sup>の翌日以後 4 月を経過する日まで納税を猶予されている方が、その納税の猶予に係る期限を国外転出等の日から 10 年を経過する日<sup>(10)</sup>の翌日以後 4 月を経過する日まで延長したい場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。  
 なお、この届出書は国外転出等の日から 5 年を経過する日（同日前に、帰国等の場合、受贈者等帰国等の場合又は相続人帰国等の場合に該当することとなった場合には、その該当することとなった日の前日）までに提出する必要があります。ただし、同法第 151 条の 5 第 1 項の規定による期限後申告書の提出期限が相続開始の日から 5 年を経過する日後である方については、当該提出期限までに提出する必要があります。  
 (注) 5 年（又は 10 年）を経過する日までに、帰国等の場合、受贈者等帰国等の場合又は相続人帰国等の場合に該当することとなった場合には、その該当することとなった日となります。

**2 記載要領等**  
**(1) 「納税者（代表者）」欄**  
 所得税法施行令第 266 条の 3 第 13 項（同令第 266 条の 2 第 10 項及び第 266 条の 3 第 19 項により準用する場合を含みます。）の規定により、2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予\_\_\_\_付表」に記載し、この届出書と併せて提出してください。  
**(2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄**  
 納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。  
**(3) 「納税管理人」欄**  
 納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。  
**(4) 「適用条文（※1 及び※2）」欄**  
 当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※1	※2
所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	所得税法第 137 条の 2 第 1 項	同条第 2 項
贈与により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	所得税法第 137 条の 3 第 1 項	同条第 3 項
相続又は遺贈により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	所得税法第 137 条の 3 第 2 項	同条第 3 項

**(5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄**  
 国外転出等の日を記載します。また、所得税法第 151 条の 5 第 1 項の規定による期限後申告書の提出期限が相続開始の日から 5 年を経過する日後である方については、( ) 内に遺産分割等の事由が生じた年月日も記載します。  
 なお、国外転出、贈与、相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。  
**(6) 「帰国予定日」欄**  
 非居住者である 2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、「5 その他参考となる事項」欄等に、それぞれの方の帰国予定年月日が分かるよう適宜記載してください。  
**(7) 「所得税法第 137 条の 3 第 1 項又は第 2 項の適用を受けている場合の受贈者又は被相続人（遺贈者）」欄**  
 所得税法第 137 条の 3 第 1 項の適用を受けている場合は、贈与に係る受贈者（もらった方）の氏名及び住所若しくは居所を記載します。同条第 2 項の適用を受けている場合は、相続（又は遺贈）に係る被相続人（又は遺贈者）の氏名及び亡くなった時における住所又は居所を記載します。

改正後

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書

税務署長印

税務署長 令和____年____月____日提出	納税者 (代表者)	住所 又は居所 〒 _____ (In _____ )	
		フリガナ 氏名 _____ 印	
		納税地 〒 _____ (In _____ )	
	納税管理人	住所 〒 _____ (In _____ )	
		フリガナ 氏名 _____ 印	

税務署長印

税務署長 令和____年____月____日提出	納税者 (代表者)	住所 又は居所 〒 _____ (In _____ )	
		フリガナ 氏名 _____ 印	
		納税地 〒 _____ (In _____ )	
	納税管理人	住所 〒 _____ (In _____ )	
		フリガナ 氏名 _____ 印	

所得税法第137条の\_\_\_\_第\_\_\_\_項<sup>※1</sup>の適用を受けていますが、令和\_\_\_\_年<sup>※2</sup>12月31日現在において有し又は契約を締結している同項の適用資産等につき、引き続き納税の猶予を受けたいので、同条第\_\_\_\_項<sup>※3</sup>の規定により、その旨及び下記のとおり届出をします。

所得税法第137条の\_\_\_\_第\_\_\_\_項<sup>※1</sup>の適用を受けていますが、平成\_\_\_\_年<sup>※2</sup>12月31日現在において有し又は契約を締結している同項の適用資産等につき、引き続き納税の猶予を受けたいので、同条第\_\_\_\_項<sup>※3</sup>の規定により、その旨及び下記のとおり届出をします。

- 記
- 1 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の(準)確定申告書に関する事項  
平成・令和\_\_\_\_年分 \_\_\_\_\_税務署 平成・令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日提出 氏名\_\_\_\_\_
  - 2 国外転出、贈与又は相続開始の日  
平成・令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 国外転出・贈与・相続開始
  - 3 所得税法第137条の2第1項の適用を受けている場合の国外転出の時における国内の住所  
住所\_\_\_\_\_
  - 4 納税の猶予を受けている所得税及び復興特別所得税の額  
令和\_\_\_\_年<sup>※2</sup>12月31日現在 \_\_\_\_\_円
  - 5 令和\_\_\_\_年<sup>※2</sup>12月31日現在において有し又は契約を締結している適用資産等  
付表「適用資産等の明細」のとおり
  - 6 その他参考となる事項

- 記
- 1 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の(準)確定申告書に関する事項  
平成・令和\_\_\_\_年分 \_\_\_\_\_税務署 平成・令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日提出 氏名\_\_\_\_\_
  - 2 国外転出、贈与又は相続開始の日  
平成・令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 国外転出・贈与・相続開始
  - 3 所得税法第137条の2第1項の適用を受けている場合の国外転出の時における国内の住所  
住所\_\_\_\_\_
  - 4 納税の猶予を受けている所得税及び復興特別所得税の額  
平成・令和\_\_\_\_年<sup>※2</sup>12月31日現在 \_\_\_\_\_円
  - 5 平成・令和\_\_\_\_年<sup>※2</sup>12月31日現在において有し又は契約を締結している適用資産等  
付表「適用資産等の明細」のとおり
  - 6 その他参考となる事項

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

この欄には  
印がないで  
ください。

送達日付印の年月日	確認印	整理番号	(名簿番号)
年 月 日			

この欄には  
印がないで  
ください。

送達日付印の年月日	確認印	整理番号	(名簿番号)
年 月 日			

改正後

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書

1 使用目的

この届出書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から 5 年（又は 10 年）を経過する日の翌日以後 4 月を経過する日まで納税を猶予されている方（猶予承継相続人を含みます。）が、同法第 137 条の 2 第 6 項又は第 137 条の 3 第 7 項の規定により、国外転出等の日が属する年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告期限から納税の猶予の期限が確定するまでの間、毎年 12 月 31 日現在において有し又は契約を締結している適用資産等<sup>①</sup>につき、引き続き納税の猶予を受けたい場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。この届出書のほか、付表「適用資産等の明細」も併せて提出してください。

なお、この届出書は、上記の間、毎年 12 月 31 日の属する年の翌年 3 月 15 日までに提出する必要があります。  
 (注) 所得税法第 137 条の 2 第 1 項に規定する適用資産、同法第 137 条の 3 第 1 項に規定する適用贈与資産又は同条第 2 項に規定する適用相続等資産をいいます。

2 記載要領等（付表「適用資産等の明細」を含みます。）

- (1) 「納税者（代表者）」欄  
 所得税法施行令第 266 条の 3 第 13 項（同令第 266 条の 2 第 10 項及び第 266 条の 3 第 19 項により準用する場合を含みます。）の規定により、2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、原則、各相続人の選署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予\_\_\_\_\_付表」に記載し、この届出書と併せて提出してください。
- (2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄  
 納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。
- (3) 「納税管理人」欄  
 納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。
- (4) 「適用条文（※ 1、※ 2 及び※ 3）」欄  
 当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※ 1	※ 2	※ 3
所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 2 第 1 項	提出期限の	第 6 項
贈与により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 1 項	属する年の	第 7 項
相続又は遺贈により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 2 項	前 年	第 7 項

- (5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄  
 国外転出等の日を記載します。  
 なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。
- (6) 「所得税法第 137 条の 2 第 1 項の適用を受けている場合の国外転出の時にける国内の住所」欄  
 所得税法第 137 条の 2 第 1 項の適用を受けている場合は、適用を受けた方の国外転出の時にける国内の住所を記載します。
- (7) 「納税の猶予を受けている所得税及び復興特別所得税の額」欄  
 2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合（選署により提出しない場合も含みます。以下同じです。）は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の額（いわゆる合計額）を記載してください。
- (8) 付表「適用資産等の明細」  
 この届出書の提出期限の属する年の前年 12 月 31 日現在において有し又は契約を締結している適用資産等について、「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例を受ける場合の対象資産の明細書）《確定申告書付表》」に準じて記載してください。  
 なお、「価額等」欄には国外転出、贈与又は相続開始の時の金額を記載し、「備考」欄には所得税法第 60 条の 2 第 11 項又は第 60 条の 3 第 12 項の規定に掲げる事由より、引き続き所有していたものとみなされた適用資産等について、その事由を具体的に記載してください。

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書

1 使用目的

この届出書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から 5 年（又は 10 年）を経過する日の翌日以後 4 月を経過する日まで納税を猶予されている方（猶予承継相続人を含みます。）が、同法第 137 条の 2 第 6 項又は第 137 条の 3 第 7 項の規定により、国外転出等の日が属する年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告期限から納税の猶予の期限が確定するまでの間、毎年 12 月 31 日現在において有し又は契約を締結している適用資産等<sup>①</sup>につき、引き続き納税の猶予を受けたい場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。この届出書のほか、付表「適用資産等の明細」も併せて提出してください。

なお、この届出書は、上記の間、毎年 12 月 31 日の属する年の翌年 3 月 15 日までに提出する必要があります。  
 (注) 所得税法第 137 条の 2 第 1 項に規定する適用資産、同法第 137 条の 3 第 1 項に規定する適用贈与資産又は同条第 2 項に規定する適用相続等資産をいいます。

2 記載要領等（付表「適用資産等の明細」を含みます。）

- (1) 「納税者（代表者）」欄  
 所得税法施行令第 266 条の 3 第 13 項（同令第 266 条の 2 第 10 項及び第 266 条の 3 第 19 項により準用する場合を含みます。）の規定により、2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、原則、各相続人の選署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予\_\_\_\_\_付表」に記載し、この届出書と併せて提出してください。
- (2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄  
 納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。
- (3) 「納税管理人」欄  
 納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。
- (4) 「適用条文（※ 1、※ 2 及び※ 3）」欄  
 当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※ 1	※ 2	※ 3
所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 2 第 1 項	提出期限の	第 6 項
贈与により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 1 項	属する年の	第 7 項
相続又は遺贈により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 2 項	前 年	第 7 項

- (5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄  
 国外転出等の日を記載します。  
 なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。
- (6) 「所得税法第 137 条の 2 第 1 項の適用を受けている場合の国外転出の時にける国内の住所」欄  
 所得税法第 137 条の 2 第 1 項の適用を受けている場合は、適用を受けた方の国外転出の時にける国内の住所を記載します。
- (7) 「納税の猶予を受けている所得税及び復興特別所得税の額」欄  
 2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合（選署により提出しない場合も含みます。以下同じです。）は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の額（いわゆる合計額）を記載してください。
- (8) 付表「適用資産等の明細」  
 この届出書の提出期限の属する年の前年 12 月 31 日現在において有し又は契約を締結している適用資産等について、「国外転出等の場合に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例を受ける場合の対象資産の譲渡又は決済の明細書）《確定申告書付表》」に準じて記載してください。  
 なお、「価額等」欄には国外転出、贈与又は相続開始の時の金額を記載し、「備考」欄には所得税法第 60 条の 2 第 11 項又は第 60 条の 3 第 12 項の規定に掲げる事由より、引き続き所有していたものとみなされた適用資産等について、その事由を具体的に記載してください。





改正後

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書

1 使用目的

この明細書は、所得税法第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3第1項若しくは第2項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から5年（又は10年）を経過する日の翌日以後4月を経過する日まで納税を猶予されている方が、同法第137条の2第1項に規定する満了基準日、第137条の3第1項に規定する贈与満了基準日又は同条第2項に規定する相続等満了基準日まで、同法第137条の2第5項の事由<sup>(第1)</sup>又は第137条の3第6項の事由<sup>(第2)</sup>（以下「一部確定事由」といいます。）が生じた場合に、それぞれ所得税法施行令第266条の2第5項又は第266条の3第12項の規定により納税地の所轄税務署長に提出するものです。この明細書のほか、付表1「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」も併せて提出してください（付表2「納税猶予期限の一部確定事由が発生した適用資産等の明細」を使用した場合は、付表2も提出してください。）。

また、この明細書を提出するほか、上記事由により納税猶予期限が一部確定する所得税及び復興特別所得税と納税が猶予されていた期間に応じた利子税（以下「所得税等」といいます。）を納付する必要があります。

なお、この明細書の提出及び所得税等の納付は、上記事由が生じた日から4か月を経過する日までに行う必要があります。

(注1) 所得税法第137条の2第1項の納税猶予の適用を受けている方が、適用資産等の譲渡（一定のみみな譲渡を含みます）、決済又は贈与をした場合をいいます。

(注2) 所得税法第137条の3第1項に規定する贈与を受けた非居住者の又は同条第2項の納税猶予の適用を受けた相続人である非居住者の方が、適用資産等の譲渡（一定のみみな譲渡を含みます）、決済又は贈与をした場合をいいます。

なお、所得税法第137条の3第2項の納税猶予の場合は、相続開始の日から5年を経過する日までその相続に係る非居住者である受贈者、相続人又は受遺者の方が死亡し、適用資産等の一部が相続（限定承認に係るものに限ります。）、又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものに限ります。）により移転した場合も含まれます。

2 記載要領等

(1) 「納税者（代表者）」欄

所得税法施行令第266条の3第13項（同令第266条の2第10項及び第266条の3第19項により準用する場合を含みます。）の規定により、2人以上の相続人又はその納税管理人がこの明細書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予\_\_\_\_\_付表」に記載し、この明細書と併せて提出してください。

(2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

(3) 「納税管理人」欄

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

(4) 「適用条文（※1、※2及び※3）」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

Table with 4 columns: 当初適用特例, ※1, ※2, ※3. Rows describe application of provisions for different transfer types.

(5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。

なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

(6) 「現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額等」欄

2人以上の相続人又はその納税管理人がこの明細書を提出する場合（連署により提出しない場合も含みます。）、は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の金額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の金額（いわゆる合計額）を記載してください。下記7においても同じです。

(7) 「納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額等」欄

① 確定する納税猶予期限 欄は、上記1の事由が生じた日から4か月を経過する日となります。例えば、令和元年7月1日に適用資産等を譲渡した場合は、令和元年11月1日となります。この期間が土曜日、日曜日、休日等に当たるときは、これらの日の翌日が期限とみなされます。

② 確定する所得税及び復興特別所得税の金額 欄は、付表1「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」で計算し転記してください。

④ 一部確定事由が発生した適用資産等の明細 欄は、一部確定事由が生じた適用資産等について記載してください。ただし、一部確定事由が生じた適用資産等の銘柄等が複数ある場合は、適宜の欄に「付表2のとおり」と記載し、付表2「納税猶予期限の一部確定事由が発生した適用資産等の明細」を使用してください。

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書

1 使用目的

この明細書は、所得税法第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3第1項若しくは第2項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から5年（又は10年）を経過する日の翌日以後4月を経過する日まで納税を猶予されている方が、同法第137条の2第1項に規定する満了基準日、第137条の3第1項に規定する贈与満了基準日又は同条第2項に規定する相続等満了基準日まで、同法第137条の2第5項の事由<sup>(第1)</sup>又は第137条の3第6項の事由<sup>(第2)</sup>（以下「一部確定事由」といいます。）が生じた場合に、それぞれ所得税法施行令第266条の2第5項又は第266条の3第12項の規定により納税地の所轄税務署長に提出するものです。この明細書のほか、付表1「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」も併せて提出してください（付表2「納税猶予期限の一部確定事由が発生した適用資産等の明細」を使用した場合は、付表2も提出してください。）。

また、この明細書を提出するほか、上記事由により納税猶予期限が一部確定する所得税及び復興特別所得税と納税が猶予されていた期間に応じた利子税（以下「所得税等」といいます。）を納付する必要があります。

なお、この明細書の提出及び所得税等の納付は、上記事由が生じた日から4か月を経過する日までに行う必要があります。

(注1) 所得税法第137条の2第1項の納税猶予の適用を受けている方が、適用資産等の譲渡（一定のみみな譲渡を含みます）、決済又は贈与をした場合をいいます。

(注2) 所得税法第137条の3第1項に規定する贈与を受けた非居住者の又は同条第2項の納税猶予の適用を受けた相続人である非居住者の方が、適用資産等の譲渡（一定のみみな譲渡を含みます）、決済又は贈与をした場合をいいます。

なお、所得税法第137条の3第2項の納税猶予の場合は、相続開始の日から5年を経過する日までその相続に係る非居住者である受贈者、相続人又は受遺者の方が死亡し、適用資産等の一部が相続（限定承認に係るものに限ります。）、又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものに限ります。）により移転した場合も含まれます。

2 記載要領等

(1) 「納税者（代表者）」欄

所得税法施行令第266条の3第13項（同令第266条の2第10項及び第266条の3第19項により準用する場合を含みます。）の規定により、2人以上の相続人又はその納税管理人がこの明細書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予\_\_\_\_\_付表」に記載し、この明細書と併せて提出してください。

(2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

(3) 「納税管理人」欄

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

(4) 「適用条文（※1、※2及び※3）」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

Table with 4 columns: 当初適用特例, ※1, ※2, ※3. Rows describe application of provisions for different transfer types.

(5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。

なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

(6) 「現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額等」欄

2人以上の相続人又はその納税管理人がこの明細書を提出する場合（連署により提出しない場合も含みます。）、は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の金額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の金額（いわゆる合計額）を記載してください。下記7においても同じです。

(7) 「納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額等」欄

① 確定する納税猶予期限 欄は、上記1の事由が生じた日から4か月を経過する日となります。例えば、平成30年7月1日に適用資産等を譲渡した場合は、平成30年11月1日となります。この期間が土曜日、日曜日、休日等に当たるときは、これらの日の翌日が期限とみなされます。

② 確定する所得税及び復興特別所得税の金額 欄は、付表1「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」で計算し転記してください。

④ 一部確定事由が発生した適用資産等の明細 欄は、一部確定事由が生じた適用資産等について記載してください。ただし、一部確定事由が生じた適用資産等の銘柄等が複数ある場合は、適宜の欄に「付表2のとおり」と記載し、付表2「納税猶予期限の一部確定事由が発生した適用資産等の明細」を使用してください。

改正後

改正前

付表1

納税猶予期限の一部確定する  
所得税等の金額に関する計算書

所得税法第137条の第 項<sup>※1</sup>の規定により、現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額のうち、同条 項<sup>※2</sup>の規定により、同項の事由が生じた日から4か月を経過する日をもって納税猶予期限の確定する所得税及び復興特別所得税の金額は、この計算書で計算した金額（「4 納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額」の「⑦」欄の金額）のとおりです。

※ 上記事由の生じた日よりそれぞれ一部確定する納税猶予期限が異なりますので、この計算書は、上記事由の生じた日ごとに作成してください。

1 納税猶予期限の一部確定事由が発生した年月日

令和 年 月 日

2 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額

特例を受けた年分における納税が猶予された所得税及び復興特別所得税の金額 <sup>(※1)</sup>	①	円
①のうち、既に納税猶予期限の一部確定している所得税及び復興特別所得税の金額の合計額	②	円
現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額（①-②）	③	円 明細書3(2)へ

(注1) 特例を受けた年分の所得税及び復興特別所得税について修正申告を行っている又は更正が行われている場合は、その申告又は更正後の金額になります。

3 引き続き納税が猶予される所得税及び復興特別所得税の金額

特例を受けた年分における所得税及び復興特別所得税の金額 <sup>(※2)</sup>	④	円
適用資産等について所得税法第60条の2第1項から第3項まで及び同法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用がないものとした場合の特例を受けた年分における所得税及び復興特別所得税の金額 <sup>(※3)</sup> 。この場合、今回一部確定事由が発生した適用資産等を含め、既に納税猶予期限の一部確定事由が発生している適用資産等については、譲渡又は決済があったものとして同年分における所得税及び復興特別所得税の金額を計算します。	⑤	円
引き続き納税が猶予される所得税及び復興特別所得税の金額（④-⑤） (④の金額<⑤の金額の場合には、0と書いてください。)	⑥	円

(注2) 特例を受けた年分の所得税及び復興特別所得税について修正申告を行っている又は更正が行われている場合は、その申告又は更正後の金額になります。

(注3) この金額の計算に当たっては、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書」を利用して計算してください。

4 納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額

納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額（③-⑥） (③の金額<⑥の金額の場合には、0と書いてください。) (100円未満の端数がある場合には、その端数金額は切り捨ててください。)	⑦	円 明細書4(2)へ
--	---	---------------

(資6-104-2-A-4統一) R1.11

○この付表1は「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書」と併せて提出してください。

付表1

納税猶予期限の一部確定する  
所得税等の金額に関する計算書

所得税法第137条の第 項<sup>※1</sup>の規定により、現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額のうち、同条 項<sup>※2</sup>の規定により、同項の事由が生じた日から4か月を経過する日をもって納税猶予期限の確定する所得税及び復興特別所得税の金額は、この計算書で計算した金額（「4 納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額」の「⑦」欄の金額）のとおりです。

※ 上記事由の生じた日よりそれぞれ一部確定する納税猶予期限が異なりますので、この計算書は、上記事由の生じた日ごとに作成してください。

1 納税猶予期限の一部確定事由が発生した年月日

年 月 日

2 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額

特例を受けた年分における納税が猶予された所得税及び復興特別所得税の金額 <sup>(※1)</sup>	①	円
①のうち、既に納税猶予期限の一部確定している所得税及び復興特別所得税の金額の合計額	②	円
現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額（①-②）	③	円 明細書3(2)へ

(注1) 特例を受けた年分の所得税及び復興特別所得税について修正申告を行っている又は更正が行われている場合は、その申告又は更正後の金額になります。

3 引き続き納税が猶予される所得税及び復興特別所得税の金額

特例を受けた年分における所得税及び復興特別所得税の金額 <sup>(※2)</sup>	④	円
適用資産等について所得税法第60条の2第1項から第3項まで及び同法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用がないものとした場合の特例を受けた年分における所得税及び復興特別所得税の金額 <sup>(※3)</sup> 。この場合、今回一部確定事由が発生した適用資産等を含め、既に納税猶予期限の一部確定事由が発生している適用資産等については、譲渡又は決済があったものとして同年分における所得税及び復興特別所得税の金額を計算します。	⑤	円
引き続き納税が猶予される所得税及び復興特別所得税の金額（④-⑤） (④の金額<⑤の金額の場合には、0と書いてください。)	⑥	円

(注2) 特例を受けた年分の所得税及び復興特別所得税について修正申告を行っている又は更正が行われている場合は、その申告又は更正後の金額になります。

(注3) この金額の計算に当たっては、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算明細書」を利用して計算してください。

4 納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額

納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額（③-⑥） (③の金額<⑥の金額の場合には、0と書いてください。) (100円未満の端数がある場合には、その端数金額は切り捨ててください。)	⑦	円 明細書4(2)へ
--	---	---------------

(資6-104-2-A-4統一) B9.11

○この付表1は「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書」と併せて提出してください。

改正後

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予 付表  
(2人以上の方が上記届出書等を連署により提出する場合)

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予 付表  
(2人以上の方が上記届出書等を連署により提出する場合)

届出書等に記載した代表者以外の納税者	(1) 住所又は居所	〒 - - )	〒 - - )	〒 - - )	〒 - - )	○ この付表は、届出書等と併せて提出してください。
	(2) 氏名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	
	(3) 納税地	〒 - - )	〒 - - )	〒 - - )	〒 - - )	
	(4) 納税管理人の住所	〒 - - )	〒 - - )	〒 - - )	〒 - - )	
	(5) 納税管理人の氏名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	
整理欄 (記載しないでください。)	0	0	0	0		

届出書等に記載した代表者以外の納税者	(1) 住所又は居所	〒 - - )	〒 - - )	〒 - - )	〒 - - )	○ この付表は、届出書等と併せて提出してください。
	(2) 氏名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	
	(3) 納税地	〒 - - )	〒 - - )	〒 - - )	〒 - - )	
	(4) 納税管理人の住所	〒 - - )	〒 - - )	〒 - - )	〒 - - )	
	(5) 納税管理人の氏名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	
整理欄 (記載しないでください。)	0	0	0	0		



改正後

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予 付表  
(2人以上の方が上記届出書等を連署により提出する場合)

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予 付表  
(2人以上の方が上記届出書等を連署により提出する場合)

1 使用目的

この付表は、所得税法第137条の2《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の規定の適用に関し、次に掲げる届出書等を「2人以上の方の連署」により税務署長に提出する場合に、これらの届出書等の付表として使用するものです。

- なお、この付表は次の届出書等と併せて提出してください。
- ・ 所得税法第137条の2第2項又は第137条の3第3項の規定による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書」
  - ・ 所得税法第137条の2第6項又は第137条の3第7項の規定による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書」
  - ・ 所得税法施行令第266条の2第5項又は第266条の3第12項の規定による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書」
  - ・ 所得税基本通達137の2-4（137の3-2により準用する場合を含みます。）による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書」

2 記載要領等

(1) 標題部分の空欄（下線部分）

上記1の届出書等の種類に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

届出書等の種類	下線部分
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書	の期限延長届出書
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書	の継続適用届出書
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書	期限の一部確定明細書
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書	を全部取りやめる場合の申出書

- (2) 「(1) 住所又は居所」欄から「(5) 納税管理人の氏名」欄まで  
それぞれの届出書等の記載要領等に準じて記載してください。

1 使用目的

この付表は、第137条の2《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の規定の適用に関し、次に掲げる届出書等を「2人以上の方の連署」により税務署長に提出する場合に、これらの届出書等の付表として使用するものです。

- なお、この付表は次の届出書等と併せて提出してください。
- ・ 所得税法第137条の2第2項又は第137条の3第3項の規定による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書」
  - ・ 所得税法第137条の2第6項又は第137条の3第7項の規定による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書」
  - ・ 所得税法施行令第266条の2第5項又は第266条の3第12項の規定による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書」
  - ・ 所得税基本通達137の2-4（137の3-2により準用する場合を含みます。）による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書」

2 記載要領等

(1) 標題部分の空欄（下線部分）

上記1の届出書等の種類に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

届出書等の種類	下線部分
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書	の期限延長届出書
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書	の継続適用届出書
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書	期限の一部確定明細書
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書	を全部取りやめる場合の申出書

- (2) 「(1) 住所又は居所」欄から「(5) 納税管理人の氏名」欄まで  
それぞれの届出書等の記載要領等に準じて記載してください。



改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る所得税・消費税の納税管理人の届出書付表</b> (2人以上の方が上記届出書を連署により提出する場合)</p> <p><b>1 使用目的</b> この付表は、所得税法第60条の3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例》、第137条の2《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の規定の適用に関し、所得税・消費税の納税管理人の届出書を「2人以上の方の連署」により税務署長に提出する場合に、「所得税・消費税の納税管理人の届出書」の付表として使用するものです。</p> <p><b>2 記載要領等</b> 「所得税・消費税の納税管理人の届出書」の書き方に準じて記載してください。 この場合、この付表により届出を行う納税者の方についても、「所得税・消費税の納税管理人の届出書」の「1 納税管理人」に記載される方を納税管理人として届出を行うこととなりますので注意してください。 この付表の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない(複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる)など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。 また、「13 納税管理人の住所」欄及び「14 納税管理人の氏名」欄については、既に「所得税・消費税の納税管理人の届出書」を提出し、納税管理人を定めている方のみ記載します。 なお、納税管理人を解任したときは、連署によらずに納税者ごとに「所得税・消費税の納税管理人の解任届出書」を提出してください。</p>	<p style="text-align: center;"><b>国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る所得税・消費税の納税管理人の届出書付表</b> (2人以上の方が上記届出書を連署により提出する場合)</p> <p><b>1 使用目的</b> この付表は、所得税法第60条の3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例》、第137条の2《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の規定の適用に関し、所得税・消費税の納税管理人の届出書を「2人以上の方の連署」により税務署長に提出する場合に、「所得税・消費税の納税管理人の届出書」の付表として使用するものです。</p> <p><b>2 記載要領等</b> 「所得税・消費税の納税管理人の届出書」の書き方に準じて記載してください。 この場合、この付表により届出を行う納税者の方についても、「所得税・消費税の納税管理人の届出書」の「1 納税管理人」に記載される方を納税管理人として届出を行うこととなりますので注意してください。 この付表の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない(複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる)など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。 また、「13 納税管理人の住所」欄及び「14 納税管理人の氏名」欄については、既に「所得税・消費税の納税管理人の届出書」を提出し、納税管理人を定めている方のみ記載します。 なお、納税管理人を解任したときは、連署によらずに納税者ごとに「所得税・消費税の納税管理人の解任届出書」を提出してください。</p>



改正後

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に  
係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書

1 使用目的

この申出書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から 5 年（又は 10 年）を経過する日の翌日以後 4 月を経過する日まで納税を猶予されている方が、同法第 137 条の 2 第 1 項に規定する満了基準日、第 137 条の 3 第 1 項に規定する贈与満了基準日又は同条第 2 項に規定する相続等満了基準日前に、猶予されている所得税及び復興特別所得税の全部について納税猶予を取りやめる場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。納税猶予を取りやめる場合は、猶予されている所得税及び復興特別所得税の全額の納付が必要です（一部について納税猶予を取りやめることはできません。）。

なお、猶予されている所得税及び復興特別所得税の全額の納付があった時に納税猶予の期限が確定し、納税猶予が終了することとなります。この場合、所得税法第 60 条の 2 第 10 項及び第 153 条の 2 第 3 項《国外転出をした者が帰国をした場合等の更正の請求の特例》の規定を適用することはできません。

また、納税が猶予されていた期間に応じた利子税も納付する必要があります。詳しくは納税地の所轄税務署にお尋ねください。

2 記載要領等

(1) 「納税者（代表者）」欄

2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの申出書を提出する場合は、各相続人の連署により提出してください。この場合、「納税者（代表者）」欄には相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予\_\_\_\_\_付表」に記載し、この申出書と併せて提出してください。

(2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

(3) 「納税管理人」欄

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

(4) 「適用条文（※）」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※
所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 2 第 1 項
贈与により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 1 項
相続又は遺贈により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 2 項

(5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。  
なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

(6) 「現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の額等」欄

2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの申出書を提出する場合は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の金額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の金額（いわゆる合計額）を記載してください。

(7) 「その他参考となる事項」欄

事前に納税地の所轄税務署で相談し納税猶予の取りやめに係る利子税の額が分かりになる場合は、その金額をこの欄に記載してください。

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に  
係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書

1 使用目的

この申出書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から 5 年（又は 10 年）を経過する日の翌日以後 4 月を経過する日まで納税を猶予されている方が、同法第 137 条の 2 第 1 項に規定する満了基準日、第 137 条の 3 第 1 項に規定する贈与満了基準日又は同条第 2 項に規定する相続等満了基準日前に、猶予されている所得税及び復興特別所得税の全部について納税猶予を取りやめる場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。納税猶予を取りやめる場合は、猶予されている所得税及び復興特別所得税の全額の納付が必要です（一部について納税猶予を取りやめることはできません。）。

なお、猶予されている所得税及び復興特別所得税の全額の納付があった時に納税猶予の期限が確定し、納税猶予が終了することとなります。この場合、所得税法第 60 条の 2 第 10 項及び第 153 条の 2 第 3 項《国外転出をした者が帰国をした場合等の更正の請求の特例》の規定を適用することはできません。

また、納税が猶予されていた期間に応じた利子税も納付する必要があります。詳しくは納税地の所轄税務署にお尋ねください。

2 記載要領等

(1) 「納税者（代表者）」欄

2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの申出書を提出する場合は、各相続人の連署により提出してください。この場合、「納税者（代表者）」欄には相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予\_\_\_\_\_付表」に記載し、この申出書と併せて提出してください。

(2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

(3) 「納税管理人」欄

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

(4) 「適用条文（※）」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※
所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 2 第 1 項
贈与により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 1 項
相続又は遺贈により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 2 項

(5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。  
なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

(6) 「現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の額等」欄

2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの申出書を提出する場合は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の金額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の金額（いわゆる合計額）を記載してください。

(7) 「その他参考となる事項」欄

事前に納税地の所轄税務署で相談し納税猶予の取りやめに係る利子税の額が分かりになる場合は、その金額をこの欄に記載してください。



改正後

改正前

(新規)

特定美術品の相続税の申告された納税猶予税額の一部  
 について納税猶予が認められない旨の通知書

第 \_\_\_\_\_ 号  
 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

〒 \_\_\_\_\_  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ 様

\_\_\_\_\_ 税 務 署 長

あなたは \_\_\_\_\_ 殿から相続（遺贈）により取得した特定美術品の相続税に  
 ついて、租税特別措置法第70条の6の7第1項に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を  
 提出されましたが、次の理由により申告された猶予税額の一部について納税の猶予が認めら  
 れませんので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった相続税の額 \_\_\_\_\_ 円は、  
 至急同封の納付書により、日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））  
 又は当税務署へ納付してください。

納税の猶予が認められない金額

	イ 申告に係る税額	ロ 正 当 な 税 額	ハ 納税の猶予が認め られない金額 (イ－ロ)
A 差引税額（納付すべき税額）	円	円	円
B 納 税 猶 予 税 額			円
C 申告期限までに納付すべき 税 額 （ A － B ）			

納税の猶予が認められない理由

（通知用）

改正後	改正前
<p data-bbox="436 384 840 448">特定美術品の相続税の申告された納税猶予税額 の一部について納税猶予が認められない旨の通知書</p> <p data-bbox="255 531 331 552">使用目的</p> <p data-bbox="255 558 999 608">この通知書は、納税猶予の申請者に対し、申告された納税猶予税額の一部について納税猶予の規定に該当しない旨を通知するために使用するものである。</p>	<p data-bbox="1144 248 1205 272">(新規)</p>



改正後

改正前

(新規)

**特定美術品の相続税の納税猶予が認められない旨の通知書**

第 \_\_\_\_\_ 号  
令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

〒 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 様

\_\_\_\_\_ 税務署長

あなたは \_\_\_\_\_ 殿から相続（遺贈）により取得した特定美術品の相続税について、租税特別措置法第70条の6の7第1項に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、次の理由により、その納税の猶予は認められませんので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった相続税の額 \_\_\_\_\_ 円は、至急同封の納付書により、日本銀行（本店、支店、代理店及び職人代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。

○納税の猶予が認められない理由


（通知用）

改正後

改正前

特定美術品の相続税の納税猶予が認められない旨の通知書

使用目的

この通知書は、納税猶予の適用申請者に対し、納税猶予が認められない旨を通知するために使用するものである。

(新規)

改正後

改正前

(新規)

第 \_\_\_\_\_ 号  
令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

〒 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 様

\_\_\_\_\_ 税務署長

**特定美術品についての相続税の更正に係る納税猶予税額の担保提供通知書**

あなたが \_\_\_\_\_ 様から相続（遺贈）により取得した特定美術品の相続税について、更正通知書をもって納税猶予税額が増加する旨通知しましたが、これにより増加する額について納税猶予の適用を受けるためには、担保の提供をしていただく必要があります。

つきましては、増加する納税猶予税額 \_\_\_\_\_ 円とこれに附帯する利子税との合計額に相当する担保を令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日までに提供してください。

なお、御不明の点がございましたら当署資産課税（担当）部門まで御連絡ください。

※この文書による行政指導の責任者は、\_\_\_\_\_ 税務署長です。

改正後

改正前

特定美術品についての相続税の更正に係る納税猶予税額の担保提供通知書

使用目的

この通知書は、更正により納税猶予税額が増加したもののうち、増担保を要する場合に納税者に対し、担保提供の通知を行うために使用するものである。

(新規)

改正後

改正前

(新規)

**猶予期限が確定した特定美術品についての相続税額の通知書**

第 \_\_\_\_\_ 号  
令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

〒 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 様

\_\_\_\_\_ 税 務 署 長 印

あなたが \_\_\_\_\_ 殿から相続（遺贈）により取得した特定美術品の相続税については、租税特別措置法第70条の6の7第1項の規定により、納税の猶予がなされていましたが、次のとおりその猶予期限が確定しましたので通知します。

1 納税の猶予がなされていた相続税の額・・・・・・・・・・ \_\_\_\_\_ 円  
 2 猶予期限が確定した相続税の額（猶予確定税額）・・・・・・・・ \_\_\_\_\_ 円  
     ほか利子税の額 \_\_\_\_\_ 円  
 3 引き続き納税の猶予がなされる相続税の額・・・・・・・・・・ \_\_\_\_\_ 円  
 4 確定した相続税の猶予期限・・・・・・・・・・ 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
 5 猶予期限が確定した理由


猶予期限が確定した相続税の額及び利子税の額は、上記4の猶予期限までに 同封の納付書に 急 により日本銀行（本店、支店、代理店及び蔵入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。

なお、上記4の猶予期限までに納付しなかった場合には、上記2の猶予確定税額に、上記4の猶予期限の翌日から完納の日まで延滞税が加算されますので、猶予確定税額、利子税の額と併せて納付してください。

（通知用）

改正後

改正前

猶予期限が確定した特定美術品についての相続税額の通知書

使用目的

この通知書は、特定美術品の納税猶予適用事案について、納税猶予の期限が確定した場合に、特例適用者に対し、その旨を通知するために使用するものである。

(新規)

改正後

改正前

寄託契約の解除により契約期間が終了をした  
特定美術品に係る新たな寄託に関する承認申請書

令和\_\_年\_\_月\_\_日

税務署  
受付印

\_\_\_\_\_ 税務署長  
 申請者 住所 \_\_\_\_\_  
 (寄託相続人) 氏名 \_\_\_\_\_ 印  
 (電話番号 \_\_\_\_\_ )

租税特別措置法第70条の6の7第2項第2号に規定する寄託契約を行った下記の特定美術品については、令和\_\_年\_\_月\_\_日に寄託先美術館の設置者からの寄託契約の更新を行わない旨の申出による寄託契約の終了があり、同日から1年以内に新たな寄託先美術館の設置者との間で寄託契約を締結し、当該特定美術品を寄託する見込みです。ついては、同条第4項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第40条の7の7第16項の規定により承認申請します。

**1 被相続人等に関する事項**

被相続人	住所	氏名	
特定美術品を相続（遺贈）により取得した年月日		令和__年__月__日	

**2 特定美術品に関する事項**

① 名称			
② 員数			
③ 種類 <sup>(注)</sup>	重要文化財 ・ 登録有形文化財		
④ 指定・登録年月日等	指定・登録年月日	__年__月__日	
	記号・登録番号		

(注) 1 ③欄は、いずれか該当するものを丸で囲んでください。  
2 ④欄には、文化財保護法第27条第1項の規定により重要文化財と指定された年月日及び指定書の記号番号又は同法第57条第1項の規定により登録有形文化財として登録された年月日及び登録番号を記載してください。

**3 寄託先美術館に関する事項**

① 名称			
② 所在地			

**4 新たな寄託先美術館に関する事項**

① 名称			
② 所在地			
③ 新たな寄託先美術館の設置者に対する寄託予定年月日	令和__年__月__日		

(注) 申請時において、新たな寄託先美術館が未定の場合には、①欄及び②欄には「未定」と記載してください。

関与税理士		電話番号	
	通信日付印の年月日	確認印	電子整理簿 検算 整理簿番号
	__年__月__日		

(資 12⑤-9-A 4 統一) (令元.12)

(新規)

## 改正後

## 改正前

(裏)

## 記載方法等

この承認申請書は、特定美術品についての相続税の納税猶予の適用を受けている人が、その特定美術品に係る寄託契約の契約期間の終了（寄託先美術館の設置者からの契約解除又はその寄託契約の更新を行わない旨の申し出によるものに限ります。）した場合に、寄託契約の終了の日から1年以内に新たな寄託先美術館の設置者との間で寄託契約を締結し、寄託先美術館の設置者にその特定美術品を新寄託先美術館の設置者に寄託する見込みであることにつき所轄税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この承認申請書の提出期限は、寄託契約の契約期間が終了の日から1月以内<sup>※1</sup>です。

また、この申請書には、「寄託先美術館からの寄託契約の解除又はその寄託契約の更新を行わない旨の申し出によるものであること」及び「契約期間が終了した年月日」を明らかにする書類（寄託先美術館の設置者が発行するものに限ります。）を添付して提出してください。

※1 この期限までにこの申請書を提出しない場合には、その寄託契約の終了の日から2月を経過する日をもって、納税猶予期限が確定します。

2 この承認を受けようとする特定美術品が複数ある場合には、その特定美術品ごとに、承認申請書を作成してください。

(新規)



改正後

改正前

□□□□□□□□

第 号

住所又は  
所在地(納税地)  
氏名又は  
名称 殿

令和 年 月 日

税務署長 印

寄託契約の解除により契約期間が終了をした特定美術品  
に係る新たな寄託に関する承認申請に対する承認(却下)書(通知用)

令和 年 月 日付で申請のありました、租税特別措置法第 70 条の 6 の 7 第 4 項  
の規定に基づく承認申請を承認 いたします。  
却 下

この通知に係る処分の理由

(注) この承認に係る特定美術品について新たな寄託先美術館の設置者に寄託をした場合には、当該  
寄託の日後遅滞なく、その旨の明細書を税務署長に提出してください。

( ) 枚のうち ( ) 枚目

(資 12⑤-10-2-A 4 統一) (令元, 12)

(新規)

## 改正後

寄託契約の解除により契約期間が終了をした特定美術品に係る  
新たな寄託に関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）

## 使用目的

この承認（却下）書は、「寄託契約の解除により契約期間が終了をした特定美術品に係る  
新たな寄託に関する承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却  
下の通知を行う場合に使用するものである。

## 改正前

（新規）

改正後

改正前

寄託先美術館の登録の取消等があった  
特定美術品に係る新たな寄託に関する承認申請書

令和\_\_年\_\_月\_\_日

税務署  
受付印

\_\_\_\_税務署長 千

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
(寄託相続人) 氏名 \_\_\_\_\_ 印  
(電話番号 - - )

租税特別措置法第70条の6の7第2項第5号に規定する寄託先美術館については、登録の取消  
令和\_\_年\_\_月\_\_日に登録の抹消があり<sup>(注)</sup>、同日から1年以内に当該寄託先美術館の設置者に寄託していた特定美術品を新たな寄託先美術館の設置者に寄託する見込みです。ついで、同条第5項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第40条の7の7第17項の規定により承認申請します。

**1 被相続人等に関する事項**

被相続人	住所	氏名
特定美術品を相続(遺贈)により取得した年月日		令和__年__月__日

**2 特定美術品に関する事項**

① 名称		
② 員数		
③ 種類 <sup>(注)</sup>	重要文化財 ・ 登録有形文化財	
④ 指定・登録年月日等	指定・登録年月日	__年__月__日
	記号・登録番号	

(注) 1. ③欄は、いずれが該当するものを丸で囲んでください。  
2. ④欄には、文化財保護法第25条第1項の規定により重要文化財と指定された年月日及び指定書の記号番号又は同法第57条第1項の規定により登録有形文化財として登録された年月日及び登録番号を記載してください。

**3 寄託先美術館に関する事項**

① 名称	
② 所在地	

**4 新たな寄託先美術館に関する事項**

① 名称	
② 所在地	
③ 新たな寄託先美術館の設置者に対する寄託予定年月日	令和__年__月__日

(注) 申請時において、新たな寄託先美術館が未定の場合には、①欄及び②欄には「未定」と記載してください。

関与税理士	電話番号			
通信日付印の年月日	確認印	電子整理票	検算	整理簿番号
__年__月__日				

(資12⑤-3-11-A4統一)(令元12)

(新規)

## 改正後

(裏)  
記載方法等

この承認申請書は、特定美術品についての相続税の納税猶予の適用を受けている人が、その特定美術品に係る寄託先美術館について、その登録の取消若しくは抹消又はその指定の取消（以下「取消等」といいます。）がされた場合にその取消等の日から1年以内に新たな寄託先美術館の設置者にその特例美術品を寄託する見込みであることにつき所轄税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この承認申請書の提出期限はその取消等の日から1月以内<sup>※1</sup>です。

また、この申請書には、「寄託先美術館について、上記の取消等が生じた旨」及び「上記の取消等が生じた年月日」を明らかにする書類を添付して提出してください。

※1 この期限までにこの申請書を提出しない場合には、その取消等の日から2月を経過する日をもって、納税猶予期限が確定します。

2 この承認を受けようとする特定美術品が複数ある場合には、その特定美術品ごとに、承認申請書を作成してください。

(注) ①「登録の取消」とは、博物館法第14条第1項の規定により登録を取り消された場合をいい、②「登録の抹消」とは、同法第15条第2項の規定により登録を抹消された場合をいい、③「指定の取消」とは、博物館法施行規則第24条の規定により博物館相当施設の指定が取り消された場合をいいます。

## 改正前

(新規)

改正後

改正前

□□□□□□□□

第 \_\_\_\_\_ 号

住所又は  
所在地(納税地)  
氏名又は  
名称 \_\_\_\_\_ 殿

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

\_\_\_\_\_ 税務署長 \_\_\_\_\_ 印

寄託先美術館の登録の取消等があった特定美術品に係る  
新たな寄託に関する承認申請に対する承認(却下)書 (通知用)

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日付で申請のありました、租税特別措置法第 70 条の 6 の 7 第 5 項  
の規定に基づく承認申請を承認(却下)いたします。

この通知に係る処分理由 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(注) この承認に係る特定美術品について新たな寄託先美術館の設置者に寄託をした場合には、当該  
寄託の日後遅滞なく、その旨の明細書を税務署長に提出してください。

( ) 枚のうち ( ) 枚目

(資 12⑤-12-2-A 4 統一) (令元.12)

(新規)

## 改正後

寄託契約の解除により契約期間が終了をした特定美術品に係る  
新たな寄託に関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）

**使用目的**

この承認（却下）書は、「寄託契約の解除により契約期間が終了をした特定美術品に係る  
新たな寄託に関する承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却  
下の通知を行う場合に使用するものである。

## 改正前

（新規）

改正後

改正前

(新規)

**特定美術品に係る新たな寄託に関する明細書**

令和\_\_年\_\_月\_\_日

税務署  
受付印

\_\_\_\_\_  
税務署長

提出者 住所 \_\_\_\_\_  
(寄託相続人)  
氏名 \_\_\_\_\_ 印  
(電話番号 \_\_\_\_\_ )

租税特別措置法第70条の6の7、第4項、第5項に規定する承認に係る特定美術品については、旧寄託契約に係る 契約期間の終了、寄託先美術館の登録の取消等 があつた日から1年以内である  
令和\_\_年\_\_月\_\_日に新たな寄託先美術館（以下「新寄託先美術館」といいます。）の設置者と寄託契約を締結し、寄託しました。ついては、租税特別措置法施行規則第23条の8の7、第5項、第8項の規定により、明細書を提出します。

**1 被相続人等に関する事項**

被相続人	住所	氏名
------	----	----

特定美術品を相続（遺贈）により取得した年月日 令和\_\_年\_\_月\_\_日

**2 契約期間の終了等の年月日**

① 事由	契約期間の終了
	寄託先美術館の登録の取消・登録の抹消・指定の取消
② 年月日	令和__年__月__日

(注) ①欄は、いずれか該当するものを丸で囲んでください。

**2 特定美術品に関する事項**

① 名称	
② 員数	
③ 種類 <sup>(注)</sup>	重要文化財 ・ 登録美術品
④ 指定・登録年月日等	指定・登録年月日 _____年__月__日
	記号・登録番号 _____

(注) 1 ③欄は、いずれか該当するものを丸で囲んでください。  
2 ④欄には、文化財保護法第27条第1項の規定により重要文化財と指定された年月日及び指定書の記号番号又は同法第57条第1項の規定により登録有形文化財として登録された年月日及び登録番号を記載してください。

**3 新寄託先美術館に関する事項**

① 名称	
② 所在地	
③ 新寄託先美術館の設置者に対する寄託年月日	令和__年__月__日
関与税理士	電話番号 _____

通信日付印の年月日	確認印	電子整理簿	捺印	整理簿番号
※ __年__月__日				

(資 12⑤-13-A 4 統一) (令元. 12)

## 改正後

## 改正前

(裏)  
記載方法等

この明細書は、特定の美術品についての相続税の納税猶予の適用を受けている人(寄託相続人)が、「寄託契約の解除により契約期間が終了をした特定美術品に係る新たな寄託に関する承認申請書」又は「寄託先美術館の登録の取消等があった特定美術品に係る新たな寄託に関する承認申請書」に対する税務署長の承認を受けている場合において、寄託契約の終了の日又は寄託先美術館の登録の取消等の日<sup>(注)</sup>から1年を経過する日までに、承認申請に係る特定美術品を新寄託先美術館の設置者に寄託した場合に使用してください。

(注) 「寄託契約の契約期間が終了をした特定美術品に係る新たな寄託契約に関する承認申請書」による承認の場合には、寄託契約の終了の日であり、寄託先美術館の登録又は指定の取消等に係る新たな寄託先美術館に関する承認申請書による承認の場合には、寄託先美術館についてその登録の取消若しくは抹消又はその指定の取消がされた日になります。

## (添付書類)

新寄託先美術館の設置者との間で締結した寄託に係る契約書の写しその他の書類で「特定美術品をその設置者に寄託をしている旨」及び「その寄託をした年月日」を明らかにする書類

(新規)



改正後

改正前

申告期限前に寄託契約の契約期間の終了等があった  
特定美術品に係る新たな寄託に関する明細書

(新規)

		令和__年__月__日
_____ 税務署長		〒
提出者 住所 _____ (寄託相続人)		
氏名 _____ 印 (電話番号 - - )		
租税特別措置法施行令第40条の7の7第3項の規定の適用に係る特定美術品については、相続税の申告書の提出期限から1年以内である令和__年__月__日に新たな寄託先美術館(以下「新寄託先美術館」といいます。)の設置者と寄託契約を締結し、寄託しました。ついては、租税特別措置法施行規則第23条の8の7第1項の規定により、明細書を提出します。		
<b>1 被相続人等に関する事項</b>		
被相続人	住所	氏名
特定美術品を相続(遺贈)により取得した年月日	令和__年__月__日	
相続税の申告書の提出期限	令和__年__月__日	
<b>2 契約期間の終了等の年月日</b>		
① 事由	契約期間の終了	
	寄託先美術館の 登録の取消 ・ 登録の抹消 ・ 指定の取消	
② 年月日	令和__年__月__日	
(注) ①欄は、いずれか該当するものを丸で囲んでください。		
<b>2 特定美術品に関する事項</b>		
① 名称		
② 員数		
③ 種類 <sup>(注)</sup>	重要文化財 ・ 登録美術品	
④ 指定・登録年月日等	指定・登録年月日	__年__月__日
	記号・登録番号	
(注) 1 ③欄は、いずれか該当するものを丸で囲んでください。 2 ④欄には、文化財保護法第27条第1項の規定により重要文化財と指定された年月日及び指定書の記号番号又は同法第57条第1項の規定により登録有形文化財として登録された年月日及び登録番号を記載してください。		
<b>3 新寄託先美術館に関する事項</b>		
① 名称		
② 所在地		
③ 新寄託先美術館の設置者に対する寄託年月日	令和__年__月__日	
関与税理士	電話番号	
*	通信日付印の年月日	確認印
	__年__月__日	
(資 12⑤-14-A 4統一) (令元 12)		

## 改正後

(裏)  
記載方法等

この明細書は、租税特別措置法第70条の6の7第1項の規定（特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除）の適用に係る相続の開始の日からその相続に係る相続税の申告書の提出期限までの間に、同項の規定の適用を受けようとする特定美術品に係る寄託契約の契約期間が寄託先美術館の設置者からの契約の解除若しくは契約の更新を行わない旨の申し出により終了した場合又はその特定美術品を寄託された寄託先美術館が同条第3項第7号に掲げる場合に該当することとなった場合において、寄託相続人がその相続税の申告書の提出期限から1年を経過する日までに特定美術品を新寄託先美術館の設置者に寄託した場合に使用してください。

## (添付書類)

新寄託先美術館の設置者との間で締結した寄託契約に係る契約書の写しその他の書類で「特定美術品をその設置者に寄託をしている旨」及び「その寄託をした年月日」を明らかにする書類

## 改正前

(新規)

改正後

改正前

**特定美術品についての相続税の納税猶予に係る免除届出書（死亡免除）**

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_税務署長

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日に\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_したので、租税特別措置法第70条の6の7第14項の規定  
 により下記の相続税を免除されたいので租税特別措置法施行令第40条の7の7第24項の規定により届け出ます。

**【届出者】**

〒 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印 寄託相続人との続柄 \_\_\_\_\_  
 〒 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印 寄託相続人との続柄 \_\_\_\_\_  
 〒 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印 寄託相続人との続柄 \_\_\_\_\_  
 〒 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印 寄託相続人との続柄 \_\_\_\_\_  
 〒 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印 寄託相続人との続柄 \_\_\_\_\_  
 〒 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印 寄託相続人との続柄 \_\_\_\_\_

**1 被相続人に関する事項**

被相続人	住所	氏名	
相続（遺贈）があった年月日		令和____年____月____日	

**2 死亡日の直前における猶予中相続税額**

**3 免除を受ける相続税額**

**4 新たな寄託に係る承認等に関する事項**

① 適用規定	租税特別措置法第70条の6の7第4項 租税特別措置法第70条の6の7第5項 租税特別措置法施行令第40条の7の7第3項
② 事由	契約期間の終了
	寄託先美術館の 登録の取消 ・ 登録の抹消 ・ 指定の取消
③ 年月日	令和____年____月____日
④ 寄託先美術館	名称
	所在地

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

	通信日付印の年月日	税額印	入力	確認	納税猶予番号
※	年 月 日				

※欄は記入しないでください。

（新規）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(裏)</p> <p style="text-align: center;"><b>記載方法等</b></p> <p>この届出書は、特定美術品についての相続税の納税猶予を受けている寄託相続人が死亡したことにより租税特別措置法第70条の6の7第14項の規定による納税猶予税額の免除を受ける場合に使用してください。</p> <p><b>1 届出書を提出する人</b>……………寄託相続人の相続人と包括受遺者</p> <p><b>2 記載方法等</b></p> <p>(1) 「届出者」欄</p> <p>イ 書ききれない場合は、適宜の用紙に記載してください。</p> <p>ロ 「寄託相続人との続柄」欄には、届出書を提出する人と寄託相続人との続柄を記載してください。</p> <p>(2) 「2 死亡日の直前における猶予中相続税額」欄</p> <p>死亡日の直前において納税猶予の適用を受けている全ての特定美術品に係る納税猶予税額の合計額を記載してください。</p> <p>(3) 「3 免除を受ける相続税額」欄</p> <p>「2 死亡日の直前における猶予中相続税額」欄の金額を記載してください。</p> <p>(4) 「4 新たな寄託に係る承認等に関する事項」欄</p> <p>イ 死亡日において、租税特別措置法第70条の6の7第4項、第5項若しくは租税特別措置法施行令第40条の7の7第3項の規定の適用を受けている場合又は同法第70条の6の7第4項若しくは第5項の規定の適用を受けようとしている場合に記載してください。</p> <p>ロ ①欄は、死亡日において適用を受けていた規定又は適用を受けようとしていた規定について、いずれか該当するものを丸で囲んでください。</p> <p>ハ ②欄は、いずれか該当するものを丸で囲み、③欄は、その事由が生じた年月日を記載し、④欄は、その事由に係る寄託先美術館について、記載してください。</p> <p><b>3 添付書類</b></p> <p>(1) 死亡日の前日（特定美術品に係る認定保存活用計画の計画期間が満了した日から租税特別措置法第70条の6の7第3項第5号に規定する4月を経過する日までの間に死亡日があった場合において、死亡日前に特定美術品に係る新たな認定保存活用計画の認定を受けていないときは、計画期間が満了する日）において現に効力を有する特定美術品に係る認定保存活用計画の計画書の写し及び認定保存活用計画の認定に係る通知の写し</p> <p>(2) 死亡日において租税特別措置法第70条の6の7第14項の規定の適用を受けようとする特定美術品を寄託先美術館の設置者に寄託していた場合には、次に掲げる事項を証する寄託先美術館の設置者が発行する書類</p> <p>イ 死亡日まで寄託契約に基づき特定美術品の寄託が継続していた旨</p> <p>ロ 直前の継続届出書の届出期限（最初の届出期限が死亡日後に到来する場合には、相続税の申告書の提出期限）から死亡日までの間に寄託先美術館において特定美術品の公開が行われた期間</p> <p>(3) 租税特別措置法第70条の6の7第4項の規定の適用を受けようとしていた場合には、寄託先美術館の設置者からの寄託契約の解除又はその寄託契約の更新を行わない旨の申し出によるものであること及び契約期間が終了した年月日を明らかにする書類（寄託先美術館の設置者が発行するものに限りませず。）</p> <p>(4) 租税特別措置法第70条の6の7第5項の規定の適用を受けようとしていた場合には、寄託先美術館について、租税特別措置法第70条の6の7第3項第7号に掲げる場合に該当することとなった旨及びその年月日を明らかにする書類</p>	<p>(新規)</p>

改正後

改正前

特定美術品についての相続税の納税猶予に係る免除届出書（その他）

税務署 受付印		令和 年 月 日	
_____ 税務署長		_____	
令和 年 月 日に 特定美術品を寄託先美術館の設置者に贈与 したので、租税特別措置法 特定美術品が災害により滅失 したため、租税特別措置法 第70条の6の7第14項の規定により、次の相続税を免除されたいので租税特別措置法施行令第40条の7の7第24項 の規定により届け出ます。			
【届出者】 〒 _____ 氏名 _____ 印 住 所 _____ 印			
1 被相続人に関する事項			
被相続人	住所	氏名	
相続（遺贈）があった年月日		令和 年 月 日	
2 事由発生日の直前における猶予中相続税額		円	
3 免除を受ける相続税額		円	
4 届出に係る特定美術品に関する事項			
① 名称			
② 員数			
③ 種類 <sup>(注)</sup>	重要文化財 ・ 登録有形文化財		
④ 指定・登録年月日等	指定・登録年月日	年 月 日	
	記号・登録番号		
(注) ③欄は、いずれか該当するものを丸で囲んでください。			
5 贈与を受けた寄託先美術館の設置者に関する事項 (注) 届出の事由が、特定美術品の寄託先美術館の設置者への贈与である場合に記載してください。			
名称			所在地
6 特定美術品の滅失に関する事項 (注) 届出の事由が、特定美術品の災害による滅失である場合に記載してください。			
① 災害の種類			
② 保険契約等に関する事項	種類	名称	
	保険会社等	名称	所在地
7 新たな寄託に係る承認等に関する事項 (注) 届出に係る事由発生日において、租税特別措置法第70条の6の7第4項、第5項若しくは租税特別措置法 施行令第40条の7の7第3項の規定の適用を受けている場合又は同法第70条の6の7第4項若しくは第5項の 規定の適用を受けようとしている場合に記載してください。			
① 適用規定	租税特別措置法第70条の6の7第4項・第5項・租税特別措置法施行令第40条の7の7第3項		
② 事由	契約期間の終了		
	寄託先美術館の 登録の取消 ・ 登録の抹消 ・ 指定の取消		
③ 年月日	令和 年 月 日		
④ 寄託先美術館	名称	所在地	
関与税理士	電話番号		
※	通信日付印の年月日	確認印	電子整理簿 番号
	年 月 日		整理簿番号

※欄は記入しないでください。

(新規)

改 正 後	改 正 前
<p>(裏)</p> <p><b>記 載 方 法 等</b></p> <p>この届出書は、特定美術品についての相続税の納税猶予を受けている寄託相続人が、①特定美術品を寄託先美術館の設置者に贈与した場合又は②特定美術品が災害により滅失した場合（当該特定美術品に付された保険に係る保険契約により保険金が支払われない場合に限られます。）において、租税特別措置法第70条の6の7第14項の規定による納税猶予税額の免除を受けるときに使用してください。</p> <p>なお、寄託先美術館の設置者への贈与ごと又は災害による滅失ごとに、届出書を作成してください。</p> <p><b>1 記載方法等</b></p> <p>(1) 本文の「 特定美術品を寄託先美術館の設置者に贈与 特定美術品が災害により滅失 」の箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。</p> <p>(2) 「2 事由発生日の直前における猶予中相続税額」欄は、届出に係る事由が生じた日（以下「事由発生日」といいます。）の直前において納税猶予の適用を受けている全ての特定美術品に係る納税猶予税額の合計額を記載してください。</p> <p>(3) 「3 免除を受ける相続税額」欄は、届出に係る全ての特定美術品に対応する納税猶予税額の合計額を記載してください。</p> <p>(4) 「4 届出に係る特定美術品に関する事項」欄</p> <p>イ ③欄は、いずれか該当するものを丸で囲んでください。</p> <p>ロ ④欄は、文化財保護法第27条第1項の規定により重要文化財と指定された年月日及び指定書の記号番号又は同法第57条第1項の規定により登録有形文化財として登録された年月日及び登録番号を記載してください。</p> <p>ハ 届出に係る特定美術品が複数ある場合には、適宜の用紙に記載の上、添付してください。</p> <p>(5) 「6 特定美術品の滅失に関する事項」欄</p> <p>イ ①欄は、震災、風水害、落雷、噴火等、災害の種類について記載してください。</p> <p>ロ ②欄は、滅失をした特定美術品に付されていた保険契約等の内容について記載してください。</p> <p>(6) 「7 新たな寄託に係る承認等に関する事項」欄</p> <p>イ ①欄は、事由発生日において適用を受けていた規定又は適用を受けようとしていた規定について、いずれか該当するものを丸で囲んでください。</p> <p>ロ ②欄は、いずれか該当するものを丸で囲み、③欄は、その事由が生じた年月日を記載し、④欄は、その事由に係る寄託先美術館について、記載してください。</p> <p><b>2 添付書類</b></p> <p>(1) 事由発生日の前日（特定美術品に係る認定保存活用計画の計画期間が満了した日から租税特別措置法第70条の6の7第3項第5号に規定する4月を経過する日までの間に死亡等の日があった場合において、事由発生日前に特定美術品に係る新たな認定保存活用計画の認定を受けていないときは、計画期間が満了する日）において現に効力を有する特定美術品に係る認定保存活用計画の計画書の写し及び認定保存活用計画の認定に係る通知の写し</p> <p>(2) 事由発生日において租税特別措置法第70条の6の7第14項の規定の適用を受けようとする特定美術品を寄託先美術館の設置者に寄託していた場合には、次に掲げる事項を証する寄託先美術館の設置者が発行する書類</p> <p>イ 寄託契約に基づき特定美術品の寄託が継続して行われている旨</p> <p>ロ 直前の継続届出書の届出期限（最初の届出期限が死亡等の日後に到来する場合には、相続税の申告書の提出期限）から事由発生日までの間に寄託先美術館において特定美術品の公開が行われた期間</p> <p>(3) 届出事由が特定美術品の寄託先美術館の設置者への贈与である場合</p> <p>寄託先美術館への贈与に係る契約書の写しその他の書類で当該寄託先美術館の設置者が当該贈与を受けた旨及びその年月日並びに当該特定美術品の明細を明らかにする書類</p> <p>(4) 届出事由が特定美術品の災害による滅失である場合</p> <p>イ 特定美術品に付された保険に係る保険証券の写しその他の書類で、災害により滅失した特定美術品について保険に係る保険契約により保険金が支払われないことを明らかにする書類</p> <p>ロ 特定美術品が災害により滅失をした旨を証する文化庁長官の書類</p> <p>(5) 租税特別措置法第70条の6の7第4項の規定の適用を受けようとしていた場合には、寄託先美術館の設置者からの寄託契約の解除又はその寄託契約の更新を行わない旨の申し出によるものであること及び契約期間が終了した年月日を明らかにする書類（寄託先美術館の設置者が発行するものに限りません。）</p> <p>(6) 租税特別措置法第70条の6の7第5項の規定の適用を受けようとしていた場合には、寄託先美術館について、登録を取り消され、若しくは抹消され、又は事由が生じた旨及びその年月日を明らかにする書類</p>	<p>(新規)</p>

改正後

改正前

事業用資産の贈与税の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書

(通知用)

第 \_\_\_\_\_ 号  
令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

〒 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 様

\_\_\_\_\_ 税 務 署 長

あなたは \_\_\_\_\_ 殿から贈与により取得した事業用資産の贈与税について、  
相続(遺贈) 相続税  
租税特別措置法 第70条の6の8第1項 第70条の6の10第1項 に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、

次の理由により申告された猶予税額の一部について納税の猶予が認められませんので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった贈与税の額 \_\_\_\_\_ 円は、至急同封の納付書により、  
相続税  
日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署へ納付してください。

○ 納税の猶予が認められない金額

	イ 申告に係る税額	ロ 正 当 な 税 額	ハ 納税の猶予が認められない金額 (イーロ)
A 差引税額(納付すべき税額)	円	円	
B 納 税 猶 予 税 額			円
C 申告期限までに納付すべき 税 額 ( A - B )			

○ 納税の猶予が認められない理由


(新規)

改正後

改正前

事業用資産の 贈与税  
相続税 の申告された納税猶予税額  
の一部について納税猶予が認められない旨の通知書

**使用目的**

この通知書は、納税猶予の申請者に対し、申告された納税猶予税額の一部について納税猶予の規定に該当しない旨を通知するために使用するものである。

(新規)



改正後

改正前

(新規)

事業用資産の贈与税  
相続税の納税猶予が認められない旨の通知書

(通知用)

第 号

令和 年 月 日

〒

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 様

\_\_\_\_\_ 税務署長

あなたは \_\_\_\_\_ 殿から 贈与 (遺贈) により取得した事業用資産の 贈与税 について、

租税特別措置法 第70条の6の8第1項 第70条の6の10第1項 に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、

次の理由によりその納税の猶予は認められませんので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった 贈与税 相続税の額 \_\_\_\_\_ 円は、至急同封の納付書により、  
日本銀行 (本店、支店、代理店及び歳入代理店 (郵便局を含む。)) 又は当税務署へ納付してください。

○納税の猶予が認められない理由


改正後

改正前

事業用資産の贈与税  
相続税の納税猶予が認められない旨の通知書

**使用目的**

この通知書は、納税猶予の適用申請者に対し、納税猶予が認められない旨を通知するために使用するものである。

(新規)

改正後

改正前

(新規)

第 \_\_\_\_\_ 号

〒 \_\_\_\_\_ 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 様

\_\_\_\_\_ 税務署長

**事業用資産についての 贈与税 相続税 の更正に係る納税猶予税額の担保提供通知書**

あなたが \_\_\_\_\_ 殿から 贈与 により取得した事業用資産の 贈与税 相続税 (遺贈) について は、更正通知書をもって納税猶予税額が増加する旨通知しましたが、これにより増加する額に ついて納税猶予の適用を受けるためには、担保の提供をしていただく必要があります。

つきましては、増加する納税猶予税額 \_\_\_\_\_ 円とこれに附帯する利子税との 合計額に相当する担保を令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日までに提供してください。

なお、御不明の点がございましたら当署資産課税(担当)部門まで御連絡ください。

※この文書による行政指導の責任者は、 \_\_\_\_\_ 税務署長です。

(通知用)

改正後

改正前

## 事業用資産についての相続税の更正に係る納税猶予税額の担保提供通知書

## 使用目的

この通知書は、更正により納税猶予税額が増加したもののうち、増担保を要する場合に納税者に対し、担保提供の通知を行うために使用するものである。

(新規)

改正後

改正前

(新規)

**猶予期限が確定した事業用資産についての 贈与税額 相続税額 の通知書**

第 \_\_\_\_\_ 号  
令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

〒 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 様

\_\_\_\_\_ 税 務 署 長 印

あなたが \_\_\_\_\_ 殿から 贈 与 ( 遺 贈 ) により取得した特例 ( 受贈 ) 事業用資産の 贈与税 については、租税特別措置法 第70条の8の8第1項 第70条の6の10第1項 相続税 について、納税の猶予がなされていましたが、次のとおりその猶予期限が確定しましたので通知します。

1 納税の猶予がなされていた 贈与税 額 ..... \_\_\_\_\_ 円  
相続税

2 猶予期限が確定した 贈与税 額 ( 猶予確定税額 ) ..... \_\_\_\_\_ 円  
相続税  
ほか利子税の額 ..... \_\_\_\_\_ 円

3 引き続き納税の猶予がされる 贈与税 額 ..... \_\_\_\_\_ 円  
相続税

4 確定した 贈与税 の猶予期限 ..... 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
相続税

5 猶予期限が確定した理由


猶予期限が確定した 贈与税 額及び利子税の額は、上記4の猶予期限までに 同封の納付書に 急 により日本銀行 ( 本店、支店、代理店及び繰入代理店 ( 郵便局を含む。 ) ) 又は当税務署へ納付してください。

なお、上記4の猶予期限までに納付しなかった場合には、上記2の猶予確定税額に、上記4の猶予期限の翌日から完納の日まで延滞税が加算されますので、猶予確定税額、利子税の額と併せて納付してください。

( 通 知 用 )

改正後

改正前

## 猶予期限が確定した事業用資産についての贈与税額・相続税額の通知書

## 使用目的

この通知書は、事業用資産の納税猶予適用事案について、納税猶予の期限が確定した場合に、納税猶予適用者に対し、その旨を通知するために使用するものである。

(新規)

改正後

改正前

事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）

税務署  
受付印

税務署長 \_\_\_\_\_ 令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日に 贈与者 受贈者 (氏名: \_\_\_\_\_) 相続人等 \_\_\_\_\_

(住所: \_\_\_\_\_) が死亡し、租税特別措置法 第70条の6の8第14項第 \_\_\_\_号 第70条の6の10第15項第1号 の規定により、次の贈与税・相続税を免除されたいので届け出ます。

【届出者】※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

〒 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_ 贈与者 受贈者との続柄 \_\_\_\_\_ 相続人等 \_\_\_\_\_

1 特例(受贈)事業用資産の贈与を受けた年月日 令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 相続(遺贈)があった \_\_\_\_\_

2 死亡日の直前における猶予中贈与税・相続税額 \_\_\_\_\_ 円

3 死亡日の直前において事業の用に供されていた特例受贈事業用資産の贈与時の価額 \_\_\_\_\_ 円

【特例受贈事業用資産の贈与時の価額の内訳等】

	免除対象贈与に係る 前の贈与者の氏名	① 贈与時の価額	② 左のうち免除を受けるもの	③ 残額 (①-②)
免除対象贈与に係るもの				
上記以外				

4 免除を受ける贈与税・相続税額 \_\_\_\_\_ 円

※ 贈与者が死亡した場合の贈与税の免除(租税特別措置法第70条の6の8第14項第2号)を受ける場合には、次の欄の算式に従って計算し、記載してください。

免除を受ける特例受贈事業用資産の贈与時の価額 (注1)

上記2の「死亡日の直前における猶予中贈与税額」 (円) ×  $\frac{\text{上記3の「死亡日の直前において事業の用に供されていた特例受贈事業用資産の価額」 (円)}}{\text{上記3の「死亡日の直前における猶予中贈与税額」 (円)}}$  = 免除を受ける贈与税額 (注2) (円)

この欄の金額を上記4の「免除を受ける贈与税額」欄に記載してください。

(注) 1. 【特例受贈事業用資産の内訳等】の「②左のうち免除を受けるもの」欄に記載した金額を転記してください。  
2. 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。

5 贈与者 被相続人 \_\_\_\_\_ の住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

6 死亡日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の翌日からその死亡日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

※欄は記入しなくても構いません。

(新規)

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

※	通信目付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
	年 月 日				

改正後

改正前

(新規)

(真)

1 届出書を提出する人  
 贈与者<sup>(※1)</sup>、特例事業受贈者又は特例事業相続人等が死亡した場合には、その死亡した日から6か月以内に、この届出書を提出する必要があります。  
 (注) 特例受贈事業用資産の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与(以下「免除対象贈与」といいます。)により取得したものである場合における当該特例受贈事業用資産に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者(以下「前の贈与者」といいます。)となります。

2 記載方法等

(1) 標題の「贈与税  
 相続税」や本文の「受贈者」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。

なお、租税特別措置法第70条の6の8第14項の規定に基づき、この届出書を提出する場合には、「第\_\_号」の箇所について、次の区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

区分	記載例
① 贈与者の死亡の時以前に特例事業受贈者が死亡した場合	第1号
② 贈与者が死亡した場合	第2号

(2) 本文の「\_\_年\_\_月\_\_日に受贈者(氏名: \_\_)(住所: \_\_)」欄には、死亡年月日と氏名、住所を記載してください。

(3) 「受贈者との続柄」欄は、届出書を提出する人の続柄を記載してください。

(4) 「3 死亡日の直前において事業の用に供されていた特例受贈事業用資産の贈与時の価額」欄は、贈与者が死亡した場合の免除の届出をする場合に、「事業用資産に関する明細書」の「1 特例(受贈)事業用資産の明細」欄及び「2 特例受贈事業用資産の内訳」欄に記載に基づき、記載してください。  
 なお、【特例受贈事業用資産の贈与時の価額の内訳等】欄の「④ 左のうち免除を受けるもの」は、死亡した贈与者又は前の贈与者に係る「③ 贈与時の価額」欄に記載した金額を転記してください。

(5) 贈与者、特例事業受贈者又は特例事業相続人が、贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後3年を経過する日までの間に死亡した場合において、当該期間内に特例(贈与・相続)報告基準日がないときは、6の「死亡日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。

3 「特例事業受贈者・相続人等」とは、

イ 「事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の6の8第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。  
 ロ 「事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の6の10第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

【添付書類】

この届出書には、次の表に掲げる書類を添付して提出してください。

1	事業用資産に関する明細書
2	事業用資産に係る事業に関する明細書
3	納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税の明細書 <sup>※1</sup>
4	死亡日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の属する年から死亡の日の属する年の前年までの各年における特例(受贈)事業用資産に係る事業の貸借対照表、損益計算書 <sup>※2</sup>
5	特例(受贈)事業用資産とその他の資産の内訳を記載した書類でその特例(受贈)事業用資産が1の貸借対照表に計上されていることを明らかにするもの
6	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第12項の確認書の写し <sup>※3</sup>

※1 納税の猶予に係る期限が到来した税額がない場合には不要です。  
 ※2 特例事業受贈者・相続人等が営む事業がその特例(受贈)事業用資産に係る事業のみである場合には不要です。  
 ※3 贈与税について届出を行う場合で、都道府県知事から交付を受けているときに限ります。



改正後

改正前

事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書(事業継続困難免除)

税務署  
受付用

令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

\_\_\_\_ 税務署長

私は、租税特別措置法 第70条の6の8第14項第4号 の規定により次の 贈与税 贈与税  
第70条の6の10第15項第3号 相続税 相続税 を免除されたいので届け  
出ます。

【届出者】  
〒 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印  
住 所 \_\_\_\_\_

1 特例(受贈)事業用資産の 贈与を受けた 年月日 \_\_\_\_\_ 令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日  
相続(遺贈)のあった

2 この届出に係る事由の別  
(※ 特例事業受贈者・相続人等について、該当する事由の「□」にレ印を記入してください。)

<input type="checkbox"/>	①	精神保健及び円精神障害者福祉に関する法律第15条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級が1級である者として記載されているものに限る。)の交付を受けたこと。	交付年月日 . . .
<input type="checkbox"/>	②	身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳(身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されているものに限る。)の交付を受けたこと。	交付年月日 . . .
<input type="checkbox"/>	③	介護保険法第19条第1項の規定による同項に規定する要介護認定(同項の要介護状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第1項第5号に掲げる区分に該当するものに限る。)を受けたこと。	認定年月日 . . .

3 事業継続困難日 \_\_\_\_\_ 令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

4 事業継続困難日の直前における猶予中 贈与税 贈与税  
相続税 相続税 額 \_\_\_\_\_ 円

5 免除を受ける 贈与税 贈与税  
相続税 相続税 額 \_\_\_\_\_ 円

6 贈与者 被相続人 の住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

7 事業継続困難日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の翌日から事業継続困難日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

【添付書類】  
この届出書には、次の表に掲げる書類を添付して提出してください。

1	事業用資産に関する明細書
2	事業用資産に係る事業に関する明細書
3	納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書*1
4	事業継続困難日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の属する年から事業継続困難日の属する年の前年までの各年における特例(受贈)事業用資産に係る事業の貸借対照表、損益計算書*2
5	特例(受贈)事業用資産とその他の資産の内訳を記載した書類でその特例(受贈)事業用資産が1の貸借対照表に計上されていることを明らかにするもの
6	当該特例事業受贈者の精神障害者保健福祉手帳の写し、身体障害者手帳の写し又は介護保険の被保険者証の写しその他の書類で当該特例事業受贈者が上記①～③に掲げる事由のいずれかに該当することとなったこと及びその該当することとなった年月日を明らかにするもの

※1 事業継続困難日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の翌日から事業継続困難日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限の到来した税額がない場合には不要です。  
※2 特例事業受贈者・相続人等が営む事業がその特例(受贈)事業用資産に係る事業のみである場合には除きます。

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

※	通信日付印の年月日	確認印	人、リ	番 号	納税猶予番号
	年 月 日				

※欄は記入しなくても構いません。

(新規)

## 改正後

## 改正前

(裏)

## 1 届出書を提出する人

特例事業受贈者又は特例事業相続人等がその有する特例（受贈）事業用資産に係る事業を継続することができなくなった場合（その事業を継続することができなくなったことについて租税特別措置法第23条の8の8（同規則23条の8の9で準用する場合を含みます。）で定めるやむを得ない理由がある場合に限りです。）には、その該当することとなった日（事業継続困難日）から6か月以内に、この届出書を提出する必要があります。

## 2 記載方法等

- 贈与税 贈与を受けた  
(1) 表題の「相続税」や本文の「相続（遺贈）のあった」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。
- (2) 届出者の欄には、特例事業受贈者又は特例事業相続人等の住所、氏名を記載してください。
- (3) 「3 事業継続困難日」欄は、「2 この届出に係る事由の別」欄の事由により事業の継続が困難となった年月日を記載してください。

## 3 「特例事業受贈者・相続人等」とは、

- (1) 「事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。
- (2) 「事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

(新規)



改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>記載方法等</b></p> <p>1 この明細書は、租税特別措置法第70条の6の8第14項又は第70条の6の10第15項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合における免除届出書に添付して提出してください。</p> <p>なお、特例事業受贈者に係る贈与者が2以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。</p> <p>2 記載方法</p> <p>(1) 「1 特例（受贈）事業用資産の明細」欄</p> <p>イ 「種類」欄は、宅地等、建物及び減価償却資産の別を記載し、「名称」欄は、特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。</p> <p>ロ 「面積」欄は、死亡等の日において特例事業受贈者・相続人等が有する特例（受贈）事業用資産が宅地等、建物又は果樹等である場合にその面積を記載してください。</p> <p>ハ 特例事業受贈者・相続人等が、特例（受贈）事業用資産の廃棄をした場合において租税特別措置法施行令第40条の7の8第18項又は第40条の7の10第15項の届出をしているときは、その届出に係る特例（受贈）事業用資産を含めて記載してください。</p> <p>なお、この場合の「所在場所」欄は、「廃棄」と記載してください。</p> <p>※ 「特例事業受贈者・相続人等」とは、</p> <p>1 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。</p> <p>2 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。</p> <p>ニ 「贈与時（相続時）の価額」欄は、租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額に基づき、記載してください。</p> <p>ただし、租税特別措置法第70条の6の8第18項又は第70条の6の10第19項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定による認可決定日における価額を記載してください。</p> <p>ホ 「前の贈与者」欄は、特例事業受贈者への特例受贈事業用資産の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与（以下「免除対象贈与」といいます。）である場合に、その特例受贈事業用資産に係る前の贈与者（租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。以下同じです。）の氏名を記載してください。</p> <p>(2) 「2 特例受贈事業用資産の内訳」欄</p> <p>この欄は、贈与税の納税猶予（租税特別措置法第70条の6の8）の適用を受けている場合に、次により記載してください。</p> <p>イ 特例事業受贈者が贈与者から贈与を受けた特例受贈事業用資産について、贈与者の免除対象贈与に係るものと、それ以外のものとに区分して記載してください。</p> <p>ロ 「免除対象贈与に係るもの」欄は、前の贈与者が異なるものごとに、記載してください。</p> <p>ハ 「贈与時の価額の合計額」欄は、免除対象贈与に係る前の贈与者が異なるものごと、及びそれ以外のものについて、「(1) 事業用資産の明細」欄の「贈与時（相続時）の価額」欄の金額を、それぞれ合計し、記載してください。</p>	<p>(新規)</p>

改正後

改正前

事業用資産に係る事業に関する明細書  
(免除届出用)

受贈者、相続人(受遺者)の氏名	大	力	商	変
贈与者、被相続人の氏名				

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第29項  
第40条の7の10第27項  
の規定による免除届出書の提出における特例(受贈)事業用資産に関する  
明細は、次のとおりです。

1 特例(受贈)事業用資産に係る事業に関する事項

届号	所在場所
----	------

2 死亡等の日<sup>(第31)</sup>の属する年の前年以前の各年(死亡日等の直前の特例特例(贈与・相続)基準日<sup>(第2)</sup>の属する年の前年以前の各年を除きます。)<sup>(第2)</sup>の特例(受贈)事業用資産に係る事業の総収入金額

前年	前々年	前々々年
円	円	円

3 資産保有型事業等に関する事項

① 死亡等の日の属する年の前年12月31日における当該事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額

円

② 死亡等の日の属する年の前年における総収入金額

円

③ 死亡等の日の属する年の前年における特定資産の帳簿価額及び運用収入<sup>(第3)</sup>

		帳簿価額	運用収入
有価証券	金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券及び同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利	円 a	円 b
不動産	現に自ら使用しているもの以外	円 h	円 i
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	円 j	円 k
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的財産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	円 d	円 e
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産 特例事業承継者及び当該特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者 <sup>(第4)</sup> に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	円 f	円 m
④ 必要経費不算入対価等 <sup>(第3)</sup> (死亡等の日の属する年の前年以前5年間に支払われたもの)		円 g	円
⑤ 上記③及び④の帳簿価額の合計額 (a+h+c+d+e+f+g)		円	円
⑥ 上記③の特定資産の運用収入の合計額 (b+i+j+k+l+m)		円	円
⑦ 特定資産の帳簿価額の合計額が資産の帳簿価額の総額に占める割合 (⑤/(①+④))	%		
⑧ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合 (⑥/②)	%		

※ 死亡等の日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日(当該基準日が最初の特例報告基準日である場合には、法第70条の6の8第1項に規定する贈与税の申告書の提出期限。)の翌日から当該死亡等の日まで期間に進行令第40条の7の8第14項ただし書又は第17項ただし書(第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。以下同じです。)に規定する場合に該当することとなった場合には、次に掲げる事項を記載してください。(第8)

⑨ 該当事由	併合第40条の7の8第14項ただし書き 同第40条の7の8第17項ただし書き	⑩ 事由の生じた年月日	年 月 日
⑪ (事由の詳細)			
⑫ ⑨の事由を解消させた年月日(年分)		令和 年 月 日 ( 年分)	
⑬ (⑫の事情の詳細)			

(新規)

本欄には記載しないこととする。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">記載方法等</p> <p>1 この明細書は、租税特別措置法第70条の6の8第14項又は第70条の6の10第15項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合における免除届出書に添付して提出してください。</p> <p>なお、特例事業受贈者に係る贈与者が2以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとで作成してください。</p> <p>2 記載方法 特例（受贈）事業用資産に係る事業が2以上ある場合には、「1 特例（受贈）事業用資産に係る事業に関する事項」欄は主たるものを記載し、その他の欄は、それらの事業に係る金額の合計額を記載してください。</p> <p>(注) 1 「死亡等の日」とは、</p> <p>(1) 「事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の7の8第29項の特例事業受贈者若しくは当該特例事業受贈者に係る贈与者が死亡した日、当該特例事業受贈者が同法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与をした日又は当該特例事業受贈者が租税特別措置法施行規則23条の8の8第21項の規定に係る事由に該当したことにより、その有する特例受贈事業用資産に係る事業を継続できなくなった日をいいます。</p> <p>(2) 「事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の7の10第27項の特例事業相続人等が死亡した日、当該特例事業相続人等が同法第70条の6の10第15項第2号の規定の適用に係る贈与をした日又は当該特例事業相続人等が租税特別措置法施行規則23条の8の9第21項において準用する同令第23項の規定に係る事由に該当したことにより、その有する特例事業用資産に係る事業を継続できなくなった日をいいます。</p> <p>2 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、</p> <p>(1) 「事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第9項に規定する「特例贈与報告基準日」をいいます。</p> <p>(2) 「事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、同条第10項に規定する「特例相続報告基準日」をいいます。</p> <p>3 「特定資産の帳簿価額」とは、死亡等の日の前年において特例（受贈）事業用資産に係る事業の貸借対照表に計上されている特定資産の帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、死亡等の日の前年における特定資産の運用収入をいいます。</p> <p>4 「特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者」とは、特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法施行令第40条の7の8条第15項に定める特別の関係がある者をいいます。</p> <p>5 「必要経費不算入対価等」とは、特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第56条又は第57条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。</p> <p>6 租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書若しくは同令第40条の7の8第17項ただし書に規定する期間の末日が死亡等の日後に到来する場合又は同令第40条の7の10第14項において準用する同令第40条の7の8第14項ただし書又は同令第40条の7の10第14項において準用する同令第40条の7の8第17項ただし書に規定する期間の末日が死亡等の日後に到来する場合には、㊸欄及び㊹欄の記載は不要です。</p>	<p>(新規)</p>

改正後

改正前

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 額の詳細書（免除届出用）  
相続税

(新規)

受贈者、相続人等の氏名	※		人	刀	鑑	認	※欄には記載しないうべからず。
贈与者、被相続人の氏名	※						
租税特別措置法施行令 第40条の7の8第29項 の規定による死亡等の日 <sup>(注1)</sup> の直前の特例(贈与・相続)報告基準日 <sup>(注2)</sup> の翌日からその死亡等の日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 額の明細は、次のとおりです。							
1 納税猶予に係る期限が確定した猶予中贈与税額・相続税額の計算							
番号		(1)	(2)				
①	特例(受贈)事業用資産の全部又は一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日	.	.	.	.	.	
②	通知の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
③	事業の用に供されなくなった時の直前における納税猶予分の贈与税・相続税額						
④	当該事業の用に供されなくなった特例(受贈)事業用資産の贈与・相続時の価額 <sup>(注3)</sup>	A		B			
⑤	当該事業の用に供されなくなった時の直前において当該事業の用に供されていた全ての特例(受贈)事業用資産の贈与・相続時の価額 <sup>(注3)</sup>						
⑥	事業の用に供されなくなった部分に対応する部分の金額として期限が到来した猶予中の贈与税・相続税額(③×(④/⑤))						
※ 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額につき「猶予期限が確定した事業用資産についての贈与税額・相続税額」の送付を受けている場合、その通知書に係るものは、通知書に記載された「猶予期限が確定した贈与税・相続税の額(猶予確定税額)」を⑥欄に記載し、①②～⑤及び下記②の記載は不要です。							
2 納税猶予に係る期限が到来した特例(受贈)事業用資産							
番号	種類	名称	所在場所	面積	贈与・相続時の価額 <sup>(注3)</sup>		
(1)							
合計					A		
番号	種類	名称	所在場所	面積	贈与・相続時の価額 <sup>(注3)</sup>		
(2)							
合計					B		
※ 2について書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。							

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">記載方法等</p> <p>1 この明細書は、租税特別措置法第70条の6の8第14項又は第70条の6の10第15項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合で、その死亡等の日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日から、その死亡等の日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が確定した猶予中贈与税・相続税額があるときに免除届出書に添付して提出してください。なお、特例事業受贈者に係る贈与者が2以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。</p> <p>2 記載方法</p> <p>(1) 「1 納税猶予に係る期限が確定した猶予中贈与税・相続税額の計算」欄は、特例（受贈）事業用資産の一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日ごとに記載してください。</p> <p>なお、「通知の有無」欄は、「猶予期限が確定した事業用資産についての贈与税額・相続税額の通知書」による通知の有無を記載してください。</p> <p>(2) 「2 納税猶予に係る期限が到来した特例（受贈）事業用資産」欄は、特例（受贈）事業用資産の一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日ごとにその供されなくなった特例（受贈）事業用資産の内訳を記載してください。</p> <p>イ 「種類」欄は、宅地等、建物及び減価償却資産の別を記載し、「名称」欄は、特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。</p> <p>ロ 「面積」欄は、死亡等の日において特例事業受贈者・相続人等が有する特例（受贈）事業用資産が宅地等、建物又は果樹等である場合にその面積を記載してください。</p> <p>(注) 1 「死亡等の日」とは、</p> <p>(1) 「事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の7の8第29項の特例事業受贈者若しくは当該特例事業受贈者に係る贈与者が死亡した日、当該特例事業受贈者が同法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与をした日又は当該特例事業受贈者が租税特別措置法施行規則23条の8の8第21項の規定に係る事由に該当したことにより、その有する特例受贈事業用資産に係る事業を継続できなくなった場合におけるその事業を継続することができなくなった日をいいます。</p> <p>(2) 「事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の7の10第27項の特例事業相続人等が死亡した日、当該特例事業相続人等が同法第70条の6の10第15項第2号の規定の適用に係る贈与をした日又は当該特例事業相続人等が租税特別措置法施行規則23条の8の9第21項において準用する同令第23項の規定に係る事由に該当したことにより、その有する特例事業用資産に係る事業を継続できなくなった場合におけるその事業を継続することができなくなった日をいいます。</p> <p>2 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、</p> <p>(1) 「事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第9項に規定する「特例贈与報告基準日」をいいます。</p> <p>(2) 「事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、同条第10項に規定する「特例相続報告基準日」をいいます。</p> <p>3 「贈与・相続時における価額」は、租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額をいいます。</p> <p>ただし、特例事業受贈者又は特例事業相続人等が、租税特別措置法第70条の6の8第18項又は第70条の6の10第19項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定の「認可決定日における価額」となります。</p>	<p>(新規)</p>



改正後

改正前

(新規)

事業用資産についての 贈与税 相続税 の納税猶予取りやめ届出書

税務署 受付印

令和 年 月 日

税務署長

〒

届出者住所

氏名

(電話番号 - - )

私は、下記に係る租税特別措置法 第70条の6の8第1項 第70条の6の10第1項 の規定に基づく事業用資産 についての納税猶予について、この制度の適用を受けることを取りやめたいので、その旨 届け出ます。

記

1 贈与者又は被相続人の住所 氏名

2 特例(受贈)事業用資産を取得した年月日 令和 年 月 日

3 猶予中贈与税額(相続税額) 円

(注) この届出書の提出があった日から2か月を経過する日(当該2か月を経過する日までの間に届出書を提出した者(特例事業受贈者・相続人等をいいます。以下「届出者」といいます。))が死亡した場合には、届出者の相続人(包括受遺者を含みます。)が届出者の死亡による相続の開始のあったことを知った日の翌日から6か月を経過する日)が納税の猶予に係る期限となりますので、当該納税の猶予に係る期限までに、猶予中の贈与税(相続税)及び利子税を納付する必要があります。

\*欄は記入しなくても構いません。

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
年 月 日				

改正後

改正前

(裏)

## 使用目的

この届出書は、事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の特例の適用を受けた者が税務署長に納税猶予の制度の適用を受けることを取りやめる旨の届出をするために使用します。

(新規)

改正後

改正前

通信日付印の年月日	確認印	整理番号
年 月 日		

買換資産の取得に関する承認申請書

税務署 受付印		整理番号		
〒				
住所				
税務署長 申請者				
令和 年 月 日提出 氏名 ① 電話				
租税特別措置法施行令 第40条の7の8第21項 の規定により 贈与税 第40条の7の10第18項 の規定により 相続税 の納税猶予の適用に 係る買換資産の取得に関する承認申請をいたします。				
贈与者又は被相続人	住所	氏名		
贈与を受けた又は相続(遺贈)のあった年月日		令和 年 月 日		
譲渡をした特例(受贈)事業用資産	種類	宅地等・建物・減価償却資産	宅地等・建物・減価償却資産	計
	名称			
	所在地			
	面積			
	贈与(遺贈)の時の価額	円	円	円
	譲渡の年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
	譲渡価額(①)	円	円	
	譲渡に要した費用の額(②)	円	円	
	譲渡の対価の額(①-②)	円	円	円
事業の用に供される資産に該当するものとなる見込みのある資産	種類	宅地等・建物・減価償却資産	宅地等・建物・減価償却資産	
	名称			
	所在地			
	面積			
	取得予定の年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
	取得価額の見積額	円	円	円
関与税理士	印	電話番号		

(資 12⑥-18-A 4 統一) (令元. 12)

(新規)

## 改正後

## 改正前

## 記載方法等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の期限がまだ確定しない間に、特例（受贈）事業用資産の譲渡をした場合において、その譲渡の日から1年以内にその対価の額の全部又は一部をもって特例（受贈）事業用資産の取得をする見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときに使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その譲渡があった日から1か月以内\*です。

\* この期限までにこの申請書を提出しない場合には、その譲渡した特例（受贈）事業用資産に対応する猶予税額は、その譲渡があった日から2月を経過する日をもって納税猶予期限が確定します。

- 1 この申請書で贈与税についての承認申請をする場合は、本文中の「第40条の7の10第18項」及び「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をする場合は、本文中の「第40条の7の8第21項」及び「贈与税」の文字を横線で抹消してください。
- 2 「譲渡をした特例（受贈）事業用資産」の各欄は、譲渡をした特例（受贈）事業用資産に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

- (1) 「種類」欄は、該当するものを丸で囲んでください。
- (2) 「名称」欄は、減価償却資産の譲渡をした場合に記入してください。
- (3) 「面積」欄は、宅地等、建物又は果樹等の譲渡をした場合に、その面積を記載してください。
- (4) 「<sup>与</sup>贈<sub>相続（遺贈）</sub>時の価額」欄は、租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額に基づき、記載してください。

ただし、租税特別措置法第70条の6の8第18項又は第70条の6の10第19項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定に係る認可決定日における価額を記載してください。

- (5) 事業用資産の譲渡や仲介料等につき課された消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）がある場合の「譲渡価額」及び「譲渡に要した費用の額」欄の金額については、申請者が課税事業者であるときには、事業所得に係る経理方式に従い税込価額（消費税等の対価を含んだ取引の対価の額をいいます。）又は税抜価額（消費税等の対価を含まない取引の対価の額をいいます。）により、申請者が課税事業者以外の者であるときには税込価額により記載してください。
  - 3 「事業の用に供される資産に該当することとなる見込みのある資産」の各欄には、この申請書を提出するときにおいて事業の用に供する見込みである資産に関する事項について、その資産ごとに記載してください。
- この場合、次の欄は次により記載してください。
- (1) 「種類」欄は、該当するものを丸で囲んでください。
  - (2) 「名称」欄は、減価償却資産の取得をする場合に記入してください。
  - (3) 「面積」欄は、宅地等、建物又は果樹等の取得をする場合はその面積を記載してください。
  - 4 「譲渡をした特例（受贈）事業用資産」又は「事業の用に供される資産に該当することとなる見込みのある資産」を書き切れない場合には、適宜の用紙に記載してください。

(新規)

改正後

改正前

□□□□□□

第 号

住所又は  
所在地(納税地)  
氏名又は  
名称

令和 年 月 日

税務署長

買換資産の取得に関する  
承認申請に対する承認(却下)書 (通知用)

令和 年 月 日付で申請のありました、買換資産の取得に関する承認申請を  
承認  
却下 いたします。

この通知に係る処分の理由

(注) 譲渡があった日から1年を経過する日までに、その承認を受けた譲渡の対価の額の  
全部又は一部が買換資産の取得に充てられていない場合には、その部分に対応する  
贈与税額 又は全部の贈与税額  
相続税額 又は全部の相続税額は、その1年を経過する日から2か月を経過する日に  
猶予期限が確定します。

( ) 枚のうち ( ) 枚目

(新規)

改正後

改正前

買換資産の取得に関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）

使用目的

この承認（却下）書は、「買換資産の取得に関する承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。

（新規）

改正後

改正前

通信日付印の年月日	確認印	番号
年 月 日		

買換資産の取得価額等の明細書

整理簿番号

税務署  
 交付印

〒 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

税務署長 \_\_\_\_\_

申請者 \_\_\_\_\_

令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日提出 氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第21項 第40条の7の10第18項の規定による承認申請に係る買換資産の取得価額等は、下記のとおりです。

贈与者又は被相続人	住所	氏名			
贈与を受けた又は相続（遺贈）のあった年月日					
令和 ____年 ____月 ____日					
譲渡をした特例（受贈）事業用資産	種類	宅地等・建物・減価償却資産	宅地等・建物・減価償却資産	宅地等・建物・減価償却資産	
	名称				
	所在場所				
	面積				
	贈与の時の価額	①	円	円	円
	譲渡の年月日	令和 ____年 ____月 ____日	令和 ____年 ____月 ____日	令和 ____年 ____月 ____日	
譲渡の対価の額	②	円	円	円	
取得をした事業用資産	種類	宅地等・建物・減価償却資産	宅地等・建物・減価償却資産	宅地等・建物・減価償却資産	
	名称				
	所在場所				
	面積				
	取得年月日	令和 ____年 ____月 ____日	令和 ____年 ____月 ____日	令和 ____年 ____月 ____日	
	取得対価	③	円	円	円
	取得に要した費用の額	④			
	取得価額（③+④）	⑤			
	買入先	住所又は所在地			
	氏名又は名称				
譲渡の対価の額（②）のうち、取得価額（⑤）に充てられた金額	⑥	円	円	円	
事業の用に供されなくなった部分（①×(②-⑥)/②）	⑦	円	円	円	
特例（受贈）事業用資産とみなされる取得をした事業用資産の価額（①×⑥/②）		円	円	円	
関与税理士	印	電話番号			

(新規)

## 改正後

## 改正前

## 記載方法等

この明細書は、特例（受贈）事業用資産の譲渡をした日から1年以内に買換資産の取得をする見込みにつき税務署長の承認を受けた場合において、その譲渡の日から1年を経過する日までに買換資産を取得したときに、その承認を受けた税務署長に提出する租税特別措置法施行規則第23の8の8第11項（同令第23条の8の9第8項において準用する場合を含みます。）に規定する書類として使用してください。

なお、その譲渡の対価の額のうち、その1年を経過する日までに買換資産の取得に充てられていない部分に対応する贈与税額又は相続税額については、同日から2か月を経過する日に猶予期限が確定します。

- 1 この明細書を提出する場合、贈与税の納税猶予について租税特別措置法70条の6の8第5項の承認を受けた場合は、本文中の「第40条の7の10第18項」の文字を、相続税の納税猶予について同法70条の6の10第5項の承認を受けた場合は、本文中の「第40条の7の8第21項」の文字を横線で抹消してください。
- 2 「譲渡をした特例（受贈）事業用資産」の各欄には、譲渡をした特例（受贈）事業用資産に関する事項について、税務署長の承認を受けた「買換資産の取得に関する承認申請書」の記載に基づき記載してください。
- 3 「取得をした事業用資産」の各欄には、承認申請に基づき取得をした事業用資産に関する事項について、取得した事業用資産ごとに記載してください。  
この場合、次の欄は次により記載してください。
  - (1) 「種類」欄は、該当するものを丸で囲んでください。
  - (2) 「名称」欄は、減価償却資産の取得をした場合に記入してください。
  - (3) 「面積」欄は、宅地等、建物又は果樹等の取得をした場合にその面積を記載してください。
  - (4) 事業用資産の取得対価や仲介料等につき課された消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）がある場合の「取得対価」及び「取得に要した費用の額」欄の金額については、申請者が課税事業者であるときには、事業所得に係る経理方式に従い税込価額（消費税等の対価を含んだ取引の対価の額をいいます。）又は税抜価額（消費税等の対価を含まない取引の対価の額をいいます。）により、申請者が課税事業者以外の者であるときには税込価額により記載してください。
- 4 「譲渡の対価の額（②）のうち、取得価額（⑤）に充てられた金額」欄は、⑤の金額が②の金額以上である場合には、②の金額を、⑤の金額が②の金額未満である場合には、⑤の金額を記載してください。
- 5 「事業の用に供されなくなった部分」欄と「特例（受贈）事業用資産とみなされる取得をした事業用資産の価額」欄は、上記2から4までに記載した事項に基づいて記載してください。

（新規）



改正後

改正前

(新規)

通信日付印の年月日	確認印		整理番号
年 月 日			

事業用資産の廃棄届出書

		整理番号	
〒		住所	
税務署長		申請者	
令和 年 月 日提出		氏名 電話	
<p>事業の用に供することが困難となったため 贈与税 相続税 の納税猶予の適用に係る事業用資産を          廃棄したので租税特別措置法施行令 第40条の7の8第18項 第40条の7の10第15項 の規定により下記のとおり届け          出ます。</p>			
贈与者又は被相続人	住所	氏名	
贈与を受けた又は相続(遺贈)のあった年月日		令和 年 月 日	
種 類	建物・減価償却資産	建物・減価償却資産	建物・減価償却資産
名 称			
所 在 場 所			
面 積			
廃 棄 の 理 由			
廃 棄 の 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
廃棄の方法	委託・委託以外	委託・委託以外	委託・委託以外
委託	廃棄の委託をした事業者の氏名又は名称		
	廃棄の委託をした事業者の住所又は事業所の所在地		
委託以外	廃棄の方法の詳細		
関与税理士	印	電話番号	

## 改正後

## 改正前

## 記載方法等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の期限がまだ確定しない間に、特例（受贈）事業用資産の全部又は一部が事業の用に供されなくなった場合において、その理由がその特例（受贈）事業用資産の陳腐化、腐食、損耗その他これらに準ずる事由による廃棄であるときに、その旨を税務署長に届け出る場合に使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、その廃棄をした日から2か月以内<sup>\*</sup>です。

※ この期限までに届出書を提出しない場合には、その廃棄をした特例（受贈）事業用資産に対応する猶予税額は、その廃棄をした日から2月を経過する日をもって、納税猶予税額が確定します。

## 1 記載方法

- (1) この申請書で贈与税についての届出をする場合は、本文中の「相続税」及び「第40条の7の10第15項」の文字を、相続税についての届出をする場合は、本文中の「贈与税」及び「第40条の7の8第18項」の文字を横線で抹消してください。
- (2) 明細の各欄は、廃棄をした特例（受贈）事業用資産に関する事項について、特例（受贈）事業用資産ごとに記載してください。  
この場合、次の欄は次により記載してください。  
イ 「種類」欄は、該当するものを丸で囲んでください。  
ロ 「名称」欄は、廃棄をした特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。  
ハ 「面積」欄は、建物又は果樹等を廃棄した場合にその面積を記載してください。  
ニ 「廃棄の理由」欄は、陳腐化、腐食、損耗その他これらに準ずる理由を記載してください。

## 2 添付書類

この届出書には、次の区分に応じ、それぞれに定める書類を添付してください。

- (1) 廃棄の委託をした場合 次に掲げる書類
  - イ 特例（受贈）事業用資産の廃棄に要した費用の支出に係る領収書の写し
  - ロ 廃棄の委託を受けた事業者が交付する書類の写しで当該委託に係る特例（受贈）事業用資産の明細及び特例事業受贈者・相続人等がその事業者の特例（受贈）事業用資産の廃棄を委託した旨が記載されているもの
- (2) 廃棄の委託をしない場合 次に掲げる書類
  - イ 特例（受贈）事業用資産の廃棄に要した機具の明細を記載した書類
  - ロ イの機具が賃借したものである場合には、その賃借料を記載した書類

(新規)

改正後

改正前

被相続人	住所	〒	—	相続の年月日	年 月 日
	フリガナ氏名			職業	

(平成31年1月分以降用)

次葉 申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等 (相続税)

(1) 税額等の計算明細

区分	申告(更正・決定)額	請求額
① 取得財産の価額	円	円
② 相続時精算課税適用財産の価額		
③ 債務及び葬式費用の金額		
④ 純資産価額 (①+②-③)		
⑤ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額		
⑥ 課税価格 (④+⑤)	,000	,000
⑦ 相続税の総額 (②の⑥の金額)	00	00
一般の場合	⑧ 同上のあん分割合	%
	⑨ 算出税額 (⑦×⑧)	円
租税特別措置法第70条の6第2項の規定の適用を受ける場合	⑩ 算出税額 (付表1(1)の⑩)	円
⑪ 相続税法第18条の規定による加算額		
⑫ 暦年課税分の贈与税額控除額		
⑬ 配偶者の税額軽減額		
⑭ 未成年者控除額		
⑮ 障害者控除額		
⑯ 相次相続控除額		
⑰ 外国税額控除額		
⑱ 計		
⑲ 差引税額 (⑨+⑱-⑩) 又は (⑨+⑱-⑲)		
⑳ 相続時精算課税分の贈与税額控除額	00	00
㉑ 医療法人持分税額控除額		
㉒ 小計 (⑲-⑳-㉑)		
㉓ 納税猶予税額	00	00
(㉒-㉓)	㉔ 申告期限までに納付すべき税額	00
	㉕ 還付される税額	

(2) 相続税の総額の計算明細

区分	申告(更正・決定)額	請求額
① 取得財産価額の合計額	円	円
② 相続時精算課税適用財産価額の合計額		
③ 債務及び葬式費用の合計額		
④ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の合計額		
⑤ 課税価格の合計額	,000	,000
⑥ 法定相続人の数	人	人
⑦ 遺産に係る基礎控除額	,000,000	,000,000
⑧ 計算の基礎となる金額 (⑤-⑦)	,000	,000
⑨ 相続税の総額	00	00

(資15-1-2-A1統一)

被相続人	住所	〒	—	相続の年月日	年 月 日
	フリガナ氏名			職業	

(平成30年分以降用)

次葉 申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等 (相続税)

(1) 税額等の計算明細

区分	申告(更正・決定)額	請求額
① 取得財産の価額	円	円
② 相続時精算課税適用財産の価額		
③ 債務及び葬式費用の金額		
④ 純資産価額 (①+②-③)		
⑤ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額		
⑥ 課税価格 (④+⑤)		
⑦ 相続税の総額 (②の⑥の金額)		
一般の場合	⑧ 同上のあん分割合	%
	⑨ 算出税額 (⑦×⑧)	円
租税特別措置法第70条の6第2項の規定の適用を受ける場合	⑩ 算出税額 (付表1(1)の⑩)	円
⑪ 相続税法第18条の規定による加算額		
⑫ 暦年課税分の贈与税額控除額		
⑬ 配偶者の税額軽減額		
⑭ 未成年者控除額		
⑮ 障害者控除額		
⑯ 相次相続控除額		
⑰ 外国税額控除額		
⑱ 計		
⑲ 差引税額 (⑨+⑱-⑩) 又は (⑨+⑱-⑲)		
⑳ 相続時精算課税分の贈与税額控除額		
㉑ 医療法人持分税額控除額		
㉒ 小計 (⑲-⑳-㉑)		
㉓ 農地等納税猶予税額		
㉔ 株式等納税猶予税額		
㉕ 特例株式等納税猶予税額		
㉖ 山林納税猶予税額		
㉗ 医療法人持分納税猶予税額		
(㉒-㉓-㉔-㉕-㉖-㉗)	㉘ 申告期限までに納付すべき税額	
	㉙ 還付される税額	

(2) 相続税の総額の計算明細

区分	申告(更正・決定)額	請求額
① 取得財産価額の合計額	円	円
② 相続時精算課税適用財産価額の合計額		
③ 債務及び葬式費用の合計額		
④ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の合計額		
⑤ 課税価格の合計額		
⑥ 法定相続人の数	人	人
⑦ 遺産に係る基礎控除額	円	円
⑧ 計算の基礎となる金額 (⑤-⑦)		
⑨ 相続税の総額		

(資15-1-2-A1統一)

改正後

改正前

次葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等  
(相続税 - 付表 5)

租税特別措置法第70条の6の7(特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除)の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表

(平成31年4月分以降用)

1 美術品納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算		区	分	申告(更正・決定)額	請求額
①	特定相続人の特定美術品の価額の合計額			円	円
②	特定相続人に係る債務及び葬式費用の金額				
③	特定相続人が相続又は遺贈により取得した財産の価額				
④	控除未済債権額 (①+②-③) の金額 (赤字の場合は0)				
⑤	特定価額 (④-①は1,000円未満切捨て) (赤字の場合は0)			000	000
⑥	特定価額の20%に相当する金額 (⑤×20%) (1,000円未満切捨て)			000	000
⑦	特定相続人以外の相続人等の課税価格の合計額			000	000
⑧	基礎控除額			000,000	000,000
⑨	特定価額に基づく課税遺産総額 (⑤+⑦-⑧)			000	000
⑩	特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額 (⑥+⑦-⑧)			000	000
(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算 (請求額)					
法定相続人の氏名	法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算		特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算	
		特定価額に 基づく取得金額 (⑤×⑫)	相続税の総額 となる税額	特定価額に 基づく取得金額 (⑥×⑬)	相続税の総額 となる税額
		円	円	円	円
		000	000	000	000
		000	000	000	000
		000	000	000	000
		000	000	000	000
		000	000	000	000
法定相続分の合計	1	特定相続税の総額(⑩の合計額)	000	特定相続税の総額(⑩の合計額)	000

2 美術品納税猶予税額の計算

(A) 特定相続人の課税遺産総額の合計と相続税計算課税分の贈与税額控除額の合計から贈与税額の控除額を差し引いた額		区	分	申告(更正・決定)額	請求額
①	特定相続人の課税遺産総額の合計と相続税計算課税分の贈与税額控除額の合計から贈与税額の控除額を差し引いた額			円	円
②	特定価額に基づく特定相続人の算出税額(1の⑤×1の⑬+⑭) (「申告(更正・決定)額」欄については更正の請求前における申告書第8の5表等の記載の金額)				
③	特定価額に基づき相続税額との加算が行われる場合の加算金額 (②×20%)				
a	(②+③-贈与税額の贈与税額控除額) の金額 (赤字の場合は0)				
④	特定価額の20%に相当する金額に基づく遺贈相続人の算出税額(1の⑤×1の⑬)⑭+⑮) (「申告(更正・決定)額」欄については更正の請求前における申告書第8の5表等の記載の金額)				
⑤	特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額との加算が行われる場合の加算金額 (④×20%)				
b	(④+⑤-贈与税額の贈与税額控除額) の金額 (赤字の場合は0)				
c	特定相続人の課税価格に基づく算出税額 (赤字の場合は0)				
⑥	(①+ a - b - c) の金額 (赤字の場合は0)				
⑦	(a - b - ⑥) の金額 (赤字の場合は0)				
⑧	特定美術品が2以上ある場合の特定美術品ごとの美術品納税猶予税額				
⑨	特定美術品の名称 (⑧×⑩の特定美術品に係る金額/1の⑬) (100円未満切捨て)			00	00
⑩	特定美術品の名称 (⑧×⑪の特定美術品に係る金額/1の⑬) (100円未満切捨て)			00	00
⑪	特定美術品の名称 (⑧×⑫の特定美術品に係る金額/1の⑬) (100円未満切捨て)			00	00
⑫	美術品納税猶予税額 (⑧の金額 (100円未満切捨て) (又は⑨の金額の合計額))			00	00

(算式-1-3-6-A.4.1)

(新規)

改正後

改正前

次葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等  
(相続税 - 付表6)

〔 租税特別措置法第 70 条の6の 10(個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除)の適用を受けている人の算出税額等の計算  
明細表 〕

(平成 31 年 1 月分以降用)

1 事業用資産納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算			
区 分	申告(更正・決定)額	請 求 額	
① 特例事業用資産の価額		円	円
② 特例事業相続人等に係る特定債務額			
③ 特定価額 (①-②) (1,000円未満切捨て) (赤字の場合は0)			
④ 特例事業相続人等以外の相続人等の課税価格の合計額			
⑤ 基礎控除額			
⑥ 特定価額に基づく課税遺産総額 (③+④-⑤)			
(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算 (請求額)			
⑦ 法定相続人の氏名	⑧ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算	
		⑨ 法定相続分に応ずる取得金額 (⑥×⑧)	相続税の総額(基礎となる税額)
		円	円
		0,000	
		0,000	
		0,000	
		0,000	
		0,000	
法定相続分の合計	1	課相続税の総額(⑨の合計額)	00

2 事業用資産納税猶予税額の計算

区 分	申告(更正・決定)額	請 求 額
① 特例事業相続人等の税額控除額の合計と相続時精算課税分の贈与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額		円
② 特定価額に基づく特例事業相続人等の算出税額(1の⑨×1の⑩/1の(⑨+⑩)) 〔「申告(更正・決定)額」欄については更正の請求前における申告書第8の6表等の同欄の金額〕		
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (②×20%)		
a (②+③-暦年課税分の贈与税額控除額) の金額 (赤字の場合は0)		
b 特例事業相続人等の課税価格に基づく算出税額 (赤字の場合は0)		
④ (③+a-b) の金額 (赤字の場合は0)		
⑤ 事業用資産納税猶予税額 (a-④) の金額 (赤字の場合は0)		

(資15-1-3-7-A4続-)

(新規)

改正後

改正前

次葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等  
(相続税 - 付表 7)

( 相続税の納税猶予の適用を受けている人の納税猶予税額の合計額  
の計算明細表 )

○ 納税猶予税額の計算

区 分	申告(更正・決定)額	請 求 額
① 農地等納税猶予税額	円	円
② 株式等納税猶予税額		
③ 特例株式等納税猶予税額		
④ 山林納税猶予税額		
⑤ 医療法人持分納税猶予税額		
⑥ 美術品納税猶予税額		
⑦ 事業用資産納税猶予税額		
⑧ 合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)		

(資15-1-3-8-A4統一)

(新規)

改正後

改正前

次 葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等  
( 贈 与 税 )

区 分		申告(更正・決定)額	請 求 額
I 暦年課税分	特例贈与財産の価額の合計額(課税価格) ①	円	円
	一般贈与財産の価額の合計額(課税価格) ②		
	配偶者控除額 ③		
	暦年課税分の課税価格の合計額 (①+(②-③)) ④		
	基礎控除額 ⑤	1,100,000	1,100,000
	⑤の控除後の課税価格(④-⑤) ⑥	,000	,000
	⑥に対する税額 ⑦		
	外国税額の控除額 ⑧		
	医療法人持分税額控除額 ⑨		
	差引税額(⑦-⑧-⑨) ⑩		
II 相 続 精 算 課 税 分	相続時精算課税分の課税価格の合計額 ⑪		
	相続時精算課税分の差引税額の合計額 ⑫		
III 合 計	課税価格の合計額(①+②+⑪) ⑬		
	差引税額の合計額(納付すべき税額) (⑩+⑫) ⑭	00	00
	農地等納税猶予税額 ⑮	00	00
	株式等納税猶予税額 ⑯	00	00
	特例株式等納税猶予税額 ⑰	00	00
	医療法人持分納税猶予税額 ⑱	00	00
	事業用資産納税猶予税額 ⑲	00	00
	申告期限までに納付すべき税額 (⑭-⑮-⑯-⑰-⑱) ⑳	00	00

(令和元年分以降用)

(資15-1-4-1-A4 統一)

次 葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等  
( 贈 与 税 )

区 分		申告(更正・決定)額	請 求 額
I 暦年課税分	特例贈与財産の価額の合計額(課税価格) ①	円	円
	一般贈与財産の価額の合計額(課税価格) ②		
	配偶者控除額 ③		
	暦年課税分の課税価格の合計額 (①+(②-③)) ④		
	基礎控除額 ⑤		
	⑤の控除後の課税価格(④-⑤) ⑥		
	⑥に対する税額 ⑦		
	外国税額の控除額 ⑧		
	医療法人持分税額控除額 ⑨		
	差引税額(⑦-⑧-⑨) ⑩		
II 相 続 精 算 課 税 分	相続時精算課税分の課税価格の合計額 ⑪		
	相続時精算課税分の差引税額の合計額 ⑫		
III 合 計	課税価格の合計額(①+②+⑪) ⑬		
	差引税額の合計額(納付すべき税額) (⑩+⑫) ⑭		
	農地等納税猶予税額 ⑮		
	株式等納税猶予税額 ⑯		
	特例株式等納税猶予税額 ⑰		
	医療法人持分納税猶予税額 ⑱		
申告期限までに納付すべき税額 (⑭-⑮-⑯-⑰-⑱) ⑲			

(平成30年分以降用)

(資15-1-4-1-A4 統一)

改正後

改正前

	特定贈与者の氏名		
次 業	申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等 ( 贈 与 税 一 付 表 1 ) 〔 相続時精算課税の適用を受けている場合の計算明細書 〕		
相 統 時 精 算 課 税 分	区 分	申告(更正・決定)額	請 求 額
	財産の価額の合計額 (課税価格) ㉔	円	円
	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額 (最高2,500万円) ㉕		
	特別控除額の残額 (2,500万円-㉕) ㉖		
	特別控除額 (㉔の金額と㉖の金額のいずれか低い金額) ㉗		
	翌年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円-㉕-㉖) ㉘		
	㉖の控除後の課税価格 (㉔-㉖) ㉙	,000	,000
	㉙に対する税額 (㉙×20%) ㉚	00	00
	外国税額の控除額 ㉛		
	差引税額 (㉚-㉛) ㉜		

(注) この付表は、相続時精算課税に係る特定贈与者ごとに作成してください。

(令和元年分以降用)

	特定贈与者の氏名		
次 業	申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等 ( 贈 与 税 一 付 表 1 ) 〔 相続時精算課税の適用を受けている場合の計算明細書 〕		
相 統 時 精 算 課 税 分	区 分	申告(更正・決定)額	請 求 額
	財産の価額の合計額 (課税価格) ㉔	円	円
	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額 (最高2,500万円) ㉕		
	特別控除額の残額 (2,500万円-㉕) ㉖		
	特別控除額 (㉔の金額と㉖の金額のいずれか低い金額) ㉗		
	翌年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円-㉕-㉖) ㉘		
	㉖の控除後の課税価格 (㉔-㉖) ㉙		
	㉙に対する税額 (㉙×20%) ㉚		
	外国税額の控除額 ㉛		
	差引税額 (㉚-㉛) ㉜		

(注) この付表は、相続時精算課税に係る特定贈与者ごとに作成してください。

(平成30年分以降用)



改正後

改正前

次 葉

申告に係る課税価格等及び更正の請求による課税価格等  
 ( 贈 与 税 - 付 表 2 )  
 ( 住宅取得等資金の非課税の適用を受けて  
 いる場合の計算明細書 )

(令和元年分用)

区 分		申告(更正・決定)額	請 求 額	
住 宅 取 得 等 資 金 の 非 課 税 分	住宅取得等資金の合計額 1	㉔	円	
	住宅取得等資金の合計額 2	㉕		
	住宅資金非課税限度額	㉖		
	平成27年分から30年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額	㉗		
	住宅資金非課税限度額の残額 (㉖-㉗)	㉘		
	特別住宅資金非課税限度額	㉙		
	/			
	/			
	㉔のうち非課税の適用を受ける金額	㉚		
	㉕のうち非課税の適用を受ける金額	㉛		
	非課税の適用を受ける金額の合計額 (㉚+㉛)	㉜		
	㉔のうち課税価格に算入される金額 (㉔-㉚)	㉝		
	㉕のうち課税価格に算入される金額 (㉕-㉛)	㉞		

(資 15-1-4-3-A4 統一)

次 葉

申告に係る課税価格等及び更正の請求による課税価格等  
 ( 贈 与 税 - 付 表 2 )  
 ( 住宅取得等資金の非課税の適用を受けて  
 いる場合の計算明細書 )

(平成30年分用)

区 分		申告(更正・決定)額	請 求 額	
住 宅 取 得 等 資 金 の 非 課 税 分	住宅取得等資金の合計額 1	㉔	円	
	住宅取得等資金の合計額 2	㉕		
	住宅資金非課税限度額	㉖		
	平成27年分から29年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額	㉗		
	住宅資金非課税限度額の残額 (㉖-㉗)	㉘		
	/			
	/			
	㉔のうち非課税の適用を受ける金額	㉚		
	㉕のうち非課税の適用を受ける金額	㉛		
	非課税の適用を受ける金額の合計額 (㉚+㉛)	㉜		
	㉔のうち課税価格に算入される金額 (㉔-㉚)	㉝		
	㉕のうち課税価格に算入される金額 (㉕-㉛)	㉞		

(資 15-1-4-3-A4 統一)

改正後

改正前

次業

申告に係る課税価格等及び更正の請求による課税価格等  
(贈与税 - 付表 3)  
震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合の計算明細書

(令和元年分用)

区 分	申告(更正・決定)額	請 求 額
住宅取得等資金の合計額 1	㉔	円
住宅取得等資金の合計額 2	㉕	
住宅資金非課税限度額	㉖	
平成 27 年分から 30 年分までの贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額	㉗	
住宅資金非課税限度額の残額 (㉖ - ㉗)	㉘	
特別住宅資金非課税限度額	㉙	
㉔のうち非課税の適用を受ける金額	㉚	
㉕のうち非課税の適用を受ける金額	㉛	
非課税の適用を受ける金額の合計額 (㉚ + ㉛)	㉜	
㉔のうち課税価格に算入される金額 (㉔ - ㉚)	㉝	
㉕のうち課税価格に算入される金額 (㉕ - ㉛)	㉞	

(震災特例法の)住宅取得等資金の非課税分

(資 15-1-4-4-A 4 統一)

次業

申告に係る課税価格等及び更正の請求による課税価格等  
(贈与税 - 付表 3)  
震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合の計算明細書

(平成 30 年分用)

区 分	申告(更正・決定)額	請 求 額
住宅取得等資金の合計額 1	㉔	円
住宅取得等資金の合計額 2	㉕	
住宅資金非課税限度額	㉖	
平成 27 年分から 29 年分までの贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額	㉗	
住宅資金非課税限度額の残額 (㉖ - ㉗)	㉘	
㉔のうち非課税の適用を受ける金額	㉚	
㉕のうち非課税の適用を受ける金額	㉛	
非課税の適用を受ける金額の合計額 (㉚ + ㉛)	㉜	
㉔のうち課税価格に算入される金額 (㉔ - ㉚)	㉝	
㉕のうち課税価格に算入される金額 (㉕ - ㉛)	㉞	

(震災特例法の)住宅取得等資金の非課税分

(資 15-1-4-4-A 4 統一)

